

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 換気設備</p> <p>煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災発生時の煙を排気するため、換気設備の換気モードの切替えを行い排煙する。（添付資料8）</p>	<p>7.3. 中央制御室火災時の原子炉の安全停止に係る影響評価</p> <p>中央制御室の火災により、中央制御室内の一つの制御盤の機能がすべて喪失したと仮定しても、他の制御盤での運転操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であることを確認した。その結果を添付資料10に示す。</p> <p>さらに、中央制御室については、当該制御室を3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で囲うことにより、中央制御室内で火災が発生し、原子炉緊急停止後、中央制御室が万一、機能喪失しても、中央制御室外原子炉停止装置からの操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成することが可能な設計とする。</p> <p>一方、制御室外原子炉停止装置室内についても、当該装置内の火災によって当該装置室が万一、機能喪失しても、中央制御室からの操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成することが可能な設計とする。中央制御室外原子炉停止装置による操作機能、及び中央制御室のみで操作が可能な機能を第7-1表に示す。</p>	<p>7.5. 中央制御室火災時の原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持に係る影響評価</p> <p>中央制御室の火災により、中央制御室内の一つの中央制御盤（安全系コンソール）の機能がすべて喪失したと仮定しても、他の中央制御盤（安全系コンソール）での運転操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であることを確認した。その結果を添付資料9に示す。</p> <p>さらに、中央制御室については、当該制御室を3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で囲うことにより、中央制御室内で火災が発生し、原子炉緊急停止後、中央制御室が万一、機能喪失しても、中央制御室外原子炉停止盤からの操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成することが可能な設計とする。</p> <p>一方、中央制御室外原子炉停止盤室内についても、当該装置内での火災によって当該盤室が万一、機能喪失しても、中央制御室からの操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成することが可能な設計とする。中央制御室外原子炉停止盤による操作機能、及び中央制御室のみで操作が可能な機能を第7-2表に示す。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) なお、当該資料は別添1、添付資料7に記載</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>5.2 代替措置の同等性の確認</p> <p>前項の火災の影響軽減対策は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下、「審査基準」という。）とは異なる代替手段であるため、審査基準の方法によって達成される安全性と同等の安全性が確保されることを確認する。</p> <p>審査基準は、互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの延焼を防止するための方法を定めているため、中央制御盤内で火災が発生しても、両系列の火災防護対象機器に延焼せず、原子炉の高温停止、低温停止に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>具体的には、中央制御盤内のスイッチ、配線の火災により表1の外乱が発生することを想定しても、外乱に対処する機能を有する系統、原子炉の高温停止、低温停止に必要な機能を有する系統に延焼することなく、高温停止、低温停止に影響を及ぼさないことを確認する。</p>	<p>第7-1表：中央制御室外原子炉停止装置と中央制御室による操作機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室及び 制御室外原子炉停止装置で 監視・操作可能</th> <th>中央制御室のみ 監視・操作可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td><td>制御建屋地下1階</td><td>制御建屋地上2階</td></tr> <tr> <td>原子炉制御系</td><td>・主蒸気遮断弁 安全弁 3基</td><td>・自動遮断系</td></tr> <tr> <td>原子炉隔離停止装置系</td><td>・原子炉隔離停止装置ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>高圧心スプレイ系</td><td>—</td><td>・高圧心スプレイ系ポンプ</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系</td><td>・残留熱除去ポンプ（A）</td><td>・残留熱除去系ポンプ（B）（C）</td></tr> <tr> <td>低圧水系</td><td>・残留熱除去系ポンプ（A）</td><td>・残留熱除去系ポンプ（B）（C）</td></tr> <tr> <td>原子炉冷却水系 及び海水系</td><td>・原子炉隔離冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D） ・原子炉補機冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D）</td><td>・高圧心スプレイ補機冷却水系ポンプ ・原子炉補機冷却海水系ポンプ</td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td><td>・非常用ディーゼル発電機（A）（B）</td><td>・高圧心スプレイ系ディーゼル発電機</td></tr> <tr> <td>非常用空気圧縮機</td><td>・非常用高圧母管（C）（D） ・非常用低圧母管（C）（D）</td><td>・非常用高圧母管（E）</td></tr> <tr> <td>監視計器</td><td>・原子炉水位・圧力 ・オブレッシュポンプール水温度 ・圧力抑制装置水位 ・ドライウェル水位 ・R.P.V下部C.R.Dエリア周辺温度 ・残留熱除去ポンプ出口流量 ・残留熱除去蒸発器入口温度 ・原子炉隔離冷却水系ポンプ出口流量 ・海水貯蔵タンク水位</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		中央制御室及び 制御室外原子炉停止装置で 監視・操作可能	中央制御室のみ 監視・操作可能	設置場所	制御建屋地下1階	制御建屋地上2階	原子炉制御系	・主蒸気遮断弁 安全弁 3基	・自動遮断系	原子炉隔離停止装置系	・原子炉隔離停止装置ポンプ	—	高圧心スプレイ系	—	・高圧心スプレイ系ポンプ	残留熱除去系	・残留熱除去ポンプ（A）	・残留熱除去系ポンプ（B）（C）	低圧水系	・残留熱除去系ポンプ（A）	・残留熱除去系ポンプ（B）（C）	原子炉冷却水系 及び海水系	・原子炉隔離冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D） ・原子炉補機冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D）	・高圧心スプレイ補機冷却水系ポンプ ・原子炉補機冷却海水系ポンプ	非常用ディーゼル発電機	・非常用ディーゼル発電機（A）（B）	・高圧心スプレイ系ディーゼル発電機	非常用空気圧縮機	・非常用高圧母管（C）（D） ・非常用低圧母管（C）（D）	・非常用高圧母管（E）	監視計器	・原子炉水位・圧力 ・オブレッシュポンプール水温度 ・圧力抑制装置水位 ・ドライウェル水位 ・R.P.V下部C.R.Dエリア周辺温度 ・残留熱除去ポンプ出口流量 ・残留熱除去蒸発器入口温度 ・原子炉隔離冷却水系ポンプ出口流量 ・海水貯蔵タンク水位	—	<p>第7-2表 中央制御室外原子炉停止盤と中央制御室による操作機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室及び 中央制御室外原子炉停止盤で 監視・操作可能</th> <th>中央制御室のみ 監視・操作可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td><td>原子炉建屋1階</td><td>原子炉建屋2階</td></tr> <tr> <td>I次冷却材系</td><td>A・加圧器逃がし弁</td><td>B・加圧器逃がし弁</td></tr> <tr> <td>化学水精製系</td><td>A,B,C・充てんポンプ A,B・ほう酸ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>主蒸気系、給水系</td><td>A,B,C・主蒸気逃がし弁 A,B・電動補助給水ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>余熱除去系</td><td>A,B・余熱除去ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系及び 原子炉補機冷却海水系</td><td>A,B,C,D・原子炉補機冷却水ポンプ A,B,C,D・原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>制御用空気系</td><td>A,B・制御用空気圧縮機</td><td>—</td></tr> <tr> <td>監視計器</td><td>加圧器水位 加圧器圧力 充てん流量 抽出ライン流量 蒸気発生器水位 主蒸気ライン圧力</td><td>左記のパラメータは監視可能</td></tr> </tbody> </table>		中央制御室及び 中央制御室外原子炉停止盤で 監視・操作可能	中央制御室のみ 監視・操作可能	設置場所	原子炉建屋1階	原子炉建屋2階	I次冷却材系	A・加圧器逃がし弁	B・加圧器逃がし弁	化学水精製系	A,B,C・充てんポンプ A,B・ほう酸ポンプ	—	主蒸気系、給水系	A,B,C・主蒸気逃がし弁 A,B・電動補助給水ポンプ	—	余熱除去系	A,B・余熱除去ポンプ	—	原子炉補機冷却水系及び 原子炉補機冷却海水系	A,B,C,D・原子炉補機冷却水ポンプ A,B,C,D・原子炉補機冷却海水ポンプ	—	制御用空気系	A,B・制御用空気圧縮機	—	監視計器	加圧器水位 加圧器圧力 充てん流量 抽出ライン流量 蒸気発生器水位 主蒸気ライン圧力	左記のパラメータは監視可能	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 中央制御室外原子炉停止盤での操作可能機器の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映) なお、当該資料は添付資料9に記載</li> </ul>
	中央制御室及び 制御室外原子炉停止装置で 監視・操作可能	中央制御室のみ 監視・操作可能																																																													
設置場所	制御建屋地下1階	制御建屋地上2階																																																													
原子炉制御系	・主蒸気遮断弁 安全弁 3基	・自動遮断系																																																													
原子炉隔離停止装置系	・原子炉隔離停止装置ポンプ	—																																																													
高圧心スプレイ系	—	・高圧心スプレイ系ポンプ																																																													
残留熱除去系	・残留熱除去ポンプ（A）	・残留熱除去系ポンプ（B）（C）																																																													
低圧水系	・残留熱除去系ポンプ（A）	・残留熱除去系ポンプ（B）（C）																																																													
原子炉冷却水系 及び海水系	・原子炉隔離冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D） ・原子炉補機冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D）	・高圧心スプレイ補機冷却水系ポンプ ・原子炉補機冷却海水系ポンプ																																																													
非常用ディーゼル発電機	・非常用ディーゼル発電機（A）（B）	・高圧心スプレイ系ディーゼル発電機																																																													
非常用空気圧縮機	・非常用高圧母管（C）（D） ・非常用低圧母管（C）（D）	・非常用高圧母管（E）																																																													
監視計器	・原子炉水位・圧力 ・オブレッシュポンプール水温度 ・圧力抑制装置水位 ・ドライウェル水位 ・R.P.V下部C.R.Dエリア周辺温度 ・残留熱除去ポンプ出口流量 ・残留熱除去蒸発器入口温度 ・原子炉隔離冷却水系ポンプ出口流量 ・海水貯蔵タンク水位	—																																																													
	中央制御室及び 中央制御室外原子炉停止盤で 監視・操作可能	中央制御室のみ 監視・操作可能																																																													
設置場所	原子炉建屋1階	原子炉建屋2階																																																													
I次冷却材系	A・加圧器逃がし弁	B・加圧器逃がし弁																																																													
化学水精製系	A,B,C・充てんポンプ A,B・ほう酸ポンプ	—																																																													
主蒸気系、給水系	A,B,C・主蒸気逃がし弁 A,B・電動補助給水ポンプ	—																																																													
余熱除去系	A,B・余熱除去ポンプ	—																																																													
原子炉補機冷却水系及び 原子炉補機冷却海水系	A,B,C,D・原子炉補機冷却水ポンプ A,B,C,D・原子炉補機冷却海水ポンプ	—																																																													
制御用空気系	A,B・制御用空気圧縮機	—																																																													
監視計器	加圧器水位 加圧器圧力 充てん流量 抽出ライン流量 蒸気発生器水位 主蒸気ライン圧力	左記のパラメータは監視可能																																																													

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<b>表1 中央制御盤内の火災によって発生するおそれがある外乱</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故</th><th>外乱を発生させる火災の影響</th><th>外乱に対応する機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td><td>火災により配管は機械的に破損しない。なお、加圧器逃がし弁が開閉放してても、加圧器逃がし弁元管が閉止され、「原子炉冷却材系の異常な減圧」に包絡される。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の喪失</td><td>○ 全一次冷却材ポンプの調停止</td><td>原子炉の自動停止</td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸回り</td><td>— 火災により一次冷却材ポンプの回転軸は機械的に固着しない。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>主給水管破裂</td><td>— 火災により配管は機械的に損傷しない。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>主蒸気管破裂</td><td>— 火災により配管は機械的に損傷しない。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>制御棒挿入出し</td><td>— 火災により制御棒駆動系・圧力ハウジングは機械的に破損しない。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>蒸気発生器伝熱管</td><td>— 火災により蒸気発生器伝熱管は機械的に破損しない。</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>○：火災によって発生するおそれのある外乱      —：火災によって発生するおそれのない外乱</p>	事故	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能	原子炉冷却材喪失	火災により配管は機械的に破損しない。なお、加圧器逃がし弁が開閉放してても、加圧器逃がし弁元管が閉止され、「原子炉冷却材系の異常な減圧」に包絡される。	—	原子炉冷却材流量の喪失	○ 全一次冷却材ポンプの調停止	原子炉の自動停止	原子炉冷却材ポンプの軸回り	— 火災により一次冷却材ポンプの回転軸は機械的に固着しない。	—	主給水管破裂	— 火災により配管は機械的に損傷しない。	—	主蒸気管破裂	— 火災により配管は機械的に損傷しない。	—	制御棒挿入出し	— 火災により制御棒駆動系・圧力ハウジングは機械的に破損しない。	—	蒸気発生器伝熱管	— 火災により蒸気発生器伝熱管は機械的に破損しない。	—																								
事故	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能																																														
原子炉冷却材喪失	火災により配管は機械的に破損しない。なお、加圧器逃がし弁が開閉放してても、加圧器逃がし弁元管が閉止され、「原子炉冷却材系の異常な減圧」に包絡される。	—																																														
原子炉冷却材流量の喪失	○ 全一次冷却材ポンプの調停止	原子炉の自動停止																																														
原子炉冷却材ポンプの軸回り	— 火災により一次冷却材ポンプの回転軸は機械的に固着しない。	—																																														
主給水管破裂	— 火災により配管は機械的に損傷しない。	—																																														
主蒸気管破裂	— 火災により配管は機械的に損傷しない。	—																																														
制御棒挿入出し	— 火災により制御棒駆動系・圧力ハウジングは機械的に破損しない。	—																																														
蒸気発生器伝熱管	— 火災により蒸気発生器伝熱管は機械的に破損しない。	—																																														
<b>表1 中央制御盤内の火災によって発生するおそれがある外乱（つづき）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転時の異常な過渡変化</th><th>外乱を発生させる火災の影響</th><th>外乱に対応する機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き</td><td>○ 制御棒駆動系の調動作</td><td>原子炉の自動停止</td></tr> <tr> <td>出力運転中の制御棒の異常な引き抜き</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>制御棒の落下及び不整合</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</td><td>○ 化学水槽制御系の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の部分喪失</td><td>○ 一次冷却材ポンプの調停止</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の停止ループの起動</td><td>○ 一次冷却材ポンプの調起動</td><td></td></tr> <tr> <td>外部電源喪失</td><td>○ 送電系、主発電設備の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td><td>○ 主給水泵ポンプ、給水制御系の調動作</td><td>原子炉の自動停止 補助給水系</td></tr> <tr> <td>蒸気負荷の異常な増加</td><td>○ 蒸気加減弁等の調動作</td><td>原子炉の自動停止</td></tr> <tr> <td>蒸気発生器への過剰給水</td><td>○ 給水制御系の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>負荷の喪失</td><td>○ 主蒸気隔離弁等の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の異常な減圧</td><td>○ 加圧器逃がし弁等の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>出力運転中の非常用炉心冷却設備の調起動</td><td>○ 高圧注入系の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>2次冷却系の異常な減圧</td><td>○ 主蒸気逃がし弁等の調動作</td><td>高圧注入系 (高圧停止中の発生が厳しい。この場合、原子炉自動停止は作動しない。)</td></tr> </tbody> </table> <p>○：火災によって発生するおそれのある外乱      —：火災によって発生するおそれのない外乱</p>	運転時の異常な過渡変化	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	○ 制御棒駆動系の調動作	原子炉の自動停止	出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	○		制御棒の落下及び不整合	○		原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	○ 化学水槽制御系の調動作		原子炉冷却材流量の部分喪失	○ 一次冷却材ポンプの調停止		原子炉冷却材系の停止ループの起動	○ 一次冷却材ポンプの調起動		外部電源喪失	○ 送電系、主発電設備の調動作		主給水流量喪失	○ 主給水泵ポンプ、給水制御系の調動作	原子炉の自動停止 補助給水系	蒸気負荷の異常な増加	○ 蒸気加減弁等の調動作	原子炉の自動停止	蒸気発生器への過剰給水	○ 給水制御系の調動作		負荷の喪失	○ 主蒸気隔離弁等の調動作		原子炉冷却材系の異常な減圧	○ 加圧器逃がし弁等の調動作		出力運転中の非常用炉心冷却設備の調起動	○ 高圧注入系の調動作		2次冷却系の異常な減圧	○ 主蒸気逃がし弁等の調動作	高圧注入系 (高圧停止中の発生が厳しい。この場合、原子炉自動停止は作動しない。)			
運転時の異常な過渡変化	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能																																														
原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	○ 制御棒駆動系の調動作	原子炉の自動停止																																														
出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	○																																															
制御棒の落下及び不整合	○																																															
原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	○ 化学水槽制御系の調動作																																															
原子炉冷却材流量の部分喪失	○ 一次冷却材ポンプの調停止																																															
原子炉冷却材系の停止ループの起動	○ 一次冷却材ポンプの調起動																																															
外部電源喪失	○ 送電系、主発電設備の調動作																																															
主給水流量喪失	○ 主給水泵ポンプ、給水制御系の調動作	原子炉の自動停止 補助給水系																																														
蒸気負荷の異常な増加	○ 蒸気加減弁等の調動作	原子炉の自動停止																																														
蒸気発生器への過剰給水	○ 給水制御系の調動作																																															
負荷の喪失	○ 主蒸気隔離弁等の調動作																																															
原子炉冷却材系の異常な減圧	○ 加圧器逃がし弁等の調動作																																															
出力運転中の非常用炉心冷却設備の調起動	○ 高圧注入系の調動作																																															
2次冷却系の異常な減圧	○ 主蒸気逃がし弁等の調動作	高圧注入系 (高圧停止中の発生が厳しい。この場合、原子炉自動停止は作動しない。)																																														

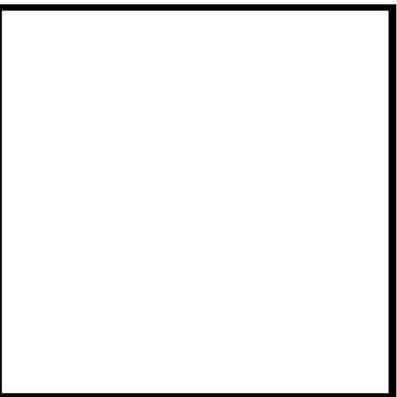
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>外乱を発生させるおそれがあるスイッチ、配線での火災を想定しても、高温停止、低温停止に必要な系統、外乱に対処する両系統のスイッチ、配線間は、以下のとおり、火災の影響を軽減する距離、構造としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>操作スイッチ間は、水平方向 25mm 以上、鉛直方向 47mm 以上の距離で分離する。この距離は、一方のスイッチをバーナーで加熱したり、過電流を流しても、他方に影響を及ぼさないことを試験<sup>※</sup>で確認した距離である。</li> <li>テフロン電線間は、5mm 以上の距離で分離する。この距離は、一方のテフロン電線を過電流で燃焼させても他方に影響を及ぼさないことを試験<sup>※</sup>で確認した距離である。</li> <li>テフロン電線は束線とする。これは、束線1本を過電流で燃焼させても、発火等が起こらないことを試験<sup>※</sup>で確認した構成である。</li> <li>盤内配線ダクト間は、金属バリアまたは 25mm 以上の距離により分離する。このバリアまたは距離は、一方のダクトをバーナーで加熱したり、過電流を流しても他方に影響を及ぼさないことを試験<sup>※</sup>で確認したものである。</li> </ul> <p>※ 三菱重工株式会社「電気盤内機器の防火対策実証試験（その2）」MHI-NES-1062 平成25年5月（添付資料5）</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">拝謹みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</div>			

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>さらに、中央制御盤内の高感度煙感知器が作動すると、中央制御室に常駐している運転員が固定式消火設備または、出火点が明らかな場合は消火器を用いて消火する。このため、中央制御盤内で火災が発生し、原子炉に外乱が発生することを想定しても、防護対象のスイッチ・配線間の延焼は防止され、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p> <p>以上のとおり、中央制御盤内の火災防護対象機器・配線は、審査基準とは異なる代替手段で延焼を防止し、審査基準の方法によって達成される安全性と同等の安全性を確保する。</p> <p><b>5.3 安全余裕の確認</b></p> <p>前項で代替措置の同等性を示したが、火災によって、中央制御盤の盤内全域（火災防護対象機器を設置している盤単位）に火災の影響が及ぶと仮定し、高温停止、低温停止への影響を確認することで、代替措置の安全余裕を示す。</p> <p>具体的には、防護対象機器を操作する原子炉盤または所内盤の火災（盤内全域に延焼する火災）により、表1の外乱が発生することを想定しても、原子炉の自動停止、補助給水系、高圧注入系の機能が失われず、原子炉の高温停止、低温停止に影響がないことを確認する。</p> <p>(1) 原子炉の自動停止</p> <p>原子炉の自動停止信号は、中央制御盤室とは異なる区画に設置している盤から発信されるため、中央制御盤の火災により表1の外乱が発生すると仮定しても、原子炉を自動停止する機能は失われず、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p> <p>(2) 補助給水系</p> <p>原子炉の自動停止に加え、補助給水系が必要な外乱は、表1に示すとおり「主給水流量喪失」である。原子炉の出力運転中に、主給水ポンプ、復水ポンプ又は給水制御系の故障等により、全ての蒸気発生器への給水が停止する「主給水流量喪失」は、主盤またはタービン発電機補助盤の火災によって発生すると仮定する。これに対処する補助給水ポンプの起動・停止に関連するスイッチ等は、火災を想定する主盤、タービン発電機補助盤と異なる原子炉補助盤にあり、火災の影響を受けないため、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p>			<p><b>【大飯】</b></p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>なお、当該資料は添付資料9に記載</p>

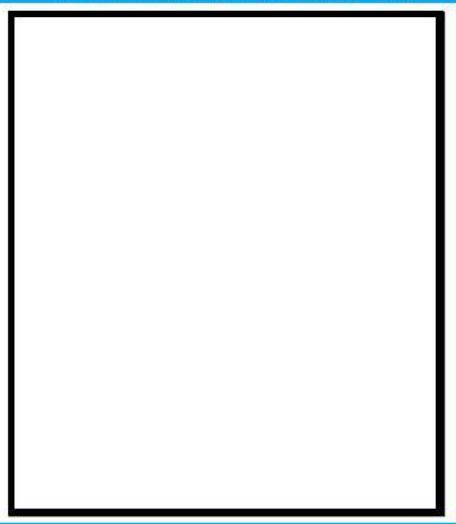
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<table border="1"> <tr> <td>盤名</td><td>主給水流量喪失に関連するスイッチ類</td></tr> <tr> <td>主盤</td><td>タービン動主給水ポンプ操作スイッチ タービン動主給水ポンプ速度制御器 電動主給水ポンプ操作スイッチ 主給水制御弁制御器</td></tr> <tr> <td>タービン発電機補助盤</td><td>復水ポンプ操作スイッチ</td></tr> </table>  <p>参考 大飯3号機の中央制御盤の配置図</p> <p>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p> <p>(3)高圧注入系</p> <p>高圧注入系の自動起動が必要な外乱は、表1に示すとおり「2次冷却系の異常な減圧」である。原子炉の高温停止中に出力運転中に、タービンバイパス弁、主蒸気逃がし弁等の2次冷却系の弁1台が誤開放し、1次冷却材の温度が低下して、反応度が添加される「2次冷却系の異常な減圧」は、主盤、原子炉補助盤の火災によって発生すると仮定する。これに対処する高圧注入の起動・停止に関連するスイッチ等は、原子炉補助盤にある。高圧注入系は、主盤の火災の影響を受けず、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p>	盤名	主給水流量喪失に関連するスイッチ類	主盤	タービン動主給水ポンプ操作スイッチ タービン動主給水ポンプ速度制御器 電動主給水ポンプ操作スイッチ 主給水制御弁制御器	タービン発電機補助盤	復水ポンプ操作スイッチ			
盤名	主給水流量喪失に関連するスイッチ類								
主盤	タービン動主給水ポンプ操作スイッチ タービン動主給水ポンプ速度制御器 電動主給水ポンプ操作スイッチ 主給水制御弁制御器								
タービン発電機補助盤	復水ポンプ操作スイッチ								

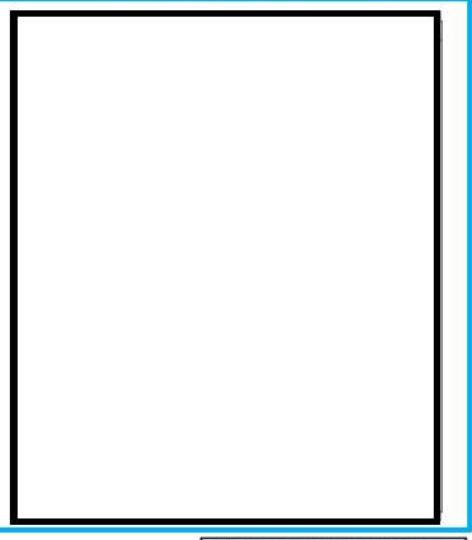
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<table border="1"> <tr> <td>盤名</td><td>2次冷却系の異常な減圧に関連するスイッチ類</td></tr> <tr> <td>主盤</td><td>タービンバイパス弁制御器</td></tr> <tr> <td>原子炉補助盤</td><td>主蒸気逃がし弁操作スイッチ 主蒸気逃がし弁制御器 高圧注入ポンプ操作スイッチ</td></tr> </table> <p>主蒸気逃がし弁操作スイッチと主蒸気逃がし弁制御器（主蒸気逃がし弁制御系）と高圧注入ポンプの操作スイッチは、同じ原子炉補助盤に設置されているため、主蒸気逃がし弁に関連するスイッチ等に火災が発生し、その火災が高圧注入ポンプの操作スイッチ等に延焼することを仮定する。</p> <p>しかし、主蒸気逃がし弁制御系と高圧注入ポンプの操作スイッチ等は、同じ原子炉補助盤の中でも水平方向に約1.9m離れていること、高圧注入系のスイッチ等は、一方のスイッチ等を燃焼させても、他方に影響がないことを試験（添付資料4）で確認した距離または構造（モジュールスイッチ、プレハブケーブル等）としているため、原子炉補助盤全域に火災の影響が及ぶと仮定しても、主蒸気逃がし弁制御系の火災が高圧注入系に及ぶ前に、高圧注入ポンプは自動起動（「2次冷却系の異常な減圧」が発生してから約159秒後の高圧注入ポンプは自動起動する）は行われ、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p> <p>なお、高圧注入ポンプが自動起動しない場合でも、運転員が安全補機開閉器室に設置されている高圧注入ポンプの遮断器を投入することで高圧注入ポンプを起動することができる。（中央制御室から安全補機開閉器室への移動時間は、2～3分）</p> <p>5.4 中央制御室が使用できない場合の対応</p> <p>火災によって、中央制御室が使用できない場合の対応を、各盤で失われる機能毎に示す。</p>	盤名	2次冷却系の異常な減圧に関連するスイッチ類	主盤	タービンバイパス弁制御器	原子炉補助盤	主蒸気逃がし弁操作スイッチ 主蒸気逃がし弁制御器 高圧注入ポンプ操作スイッチ			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>なお、当該資料は添付資料9に記載</p>
盤名	2次冷却系の異常な減圧に関連するスイッチ類								
主盤	タービンバイパス弁制御器								
原子炉補助盤	主蒸気逃がし弁操作スイッチ 主蒸気逃がし弁制御器 高圧注入ポンプ操作スイッチ								

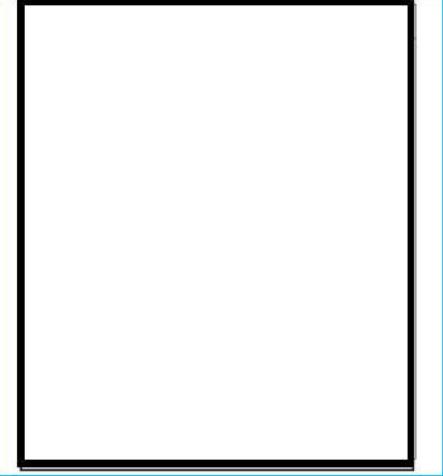
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 原子炉補助盤</p> <p>原子炉補助盤が使用できない場合の高温停止、低温停止手段を表2に示す。原子炉補助盤が使用できない場合でも、[ ] 現地操作盤等からの手動操作、監視は可能であり、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p> <p>表2 原子炉補助盤機能喪失時の停止手段</p>  <p><small>外囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small></p>			
<p>(2) 主盤</p> <p>主盤が使用できない場合の高温停止、低温停止手段を表3に示す。主盤が使用できない場合でも、[ ] 現地操作盤等からの手動操作、監視は可能であり、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p>			

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表3 主盤機能喪失時の停止手段</p>  <p>検査の範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p> <p>(3) 所内盤 所内盤が使用できない場合の高温停止、低温停止手段を表4に示す。所内盤が使用できない場合でも、[ ]、現地操作盤等からの手動操作、監視は可能であり、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p>			

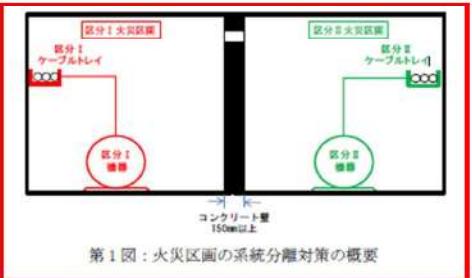
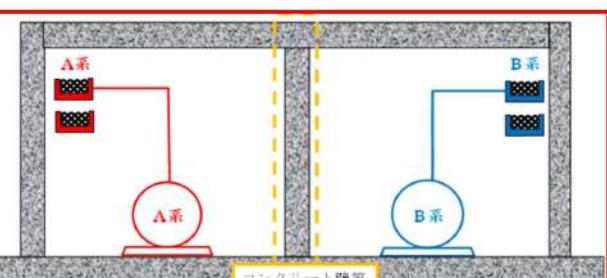
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表4 所内盤機能喪失時の停止手段</p>  <p>該図の転用は、機密に係る事項ですので公開できません。</p>			

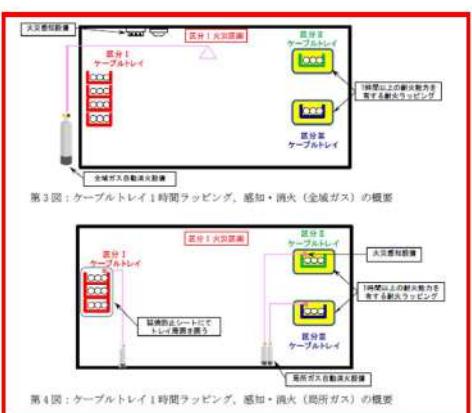
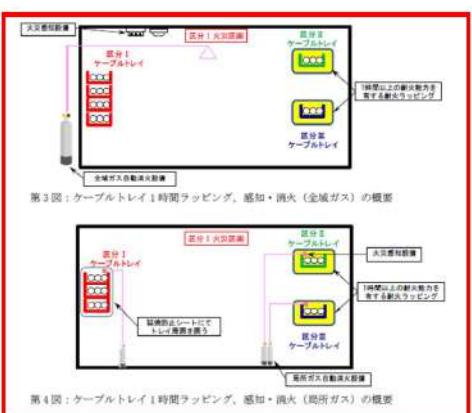
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
添付資料3	<p>添付資料1 女川原子力発電所 2号炉における 火災の影響軽減のための系統分離対策について</p> <p>1. 系統分離の基本的な考え方 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器における「その相互の系統分離」を行う際には、単一火災（任意の一つの火災区域で発生する火災）の発生によって、相互に分離された安全系区分のすべての安全機能が喪失することのないよう、安全停止に必要な系統（安全停止バス）が少なくとも一つ成立することが必要であるため、建屋内は安全系区分Iと区分II／IIIを「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等」、「水平距離6m以上、火災感知設備及び自動消火設備」又は「1時間以上の耐火能力を有する隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備」で分離する。ただし、屋外の一部（燃料移送系連絡配管トレンチ、燃料移送ポンプ室）については、安全系区分IIと区分I／IIIを上述と同様の方法により系統分離する設計とする。 そのため、建屋内で安全系区分I、区分II、区分IIIのそれぞれの火災区画について、各区分の境界を3時間以上の耐火能力を有するコンクリート壁で区画し、異なる安全系区分の区画に設置する場合は、単一の火災により機能喪失しないように、系統分離対策を実施する。（第1表）</p> <p style="text-align: center;">第1表：安全系区分を有する主な系統</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>安全区分</th> <th>区分I</th> <th>区分II</th> <th>区分III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高温停止</td> <td>自動減圧系(A) 残留熱除去系(LPCI-A)又は 低圧炉心スプレイ系</td> <td>自動減圧系(B) 残留熱除去系(LPCI-B)又は 残留熱除去系(LPCI-C)</td> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>残留熱除去系(A)</td> <td>残留熱除去系(B)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート(冷却系)</td> <td>原子炉補機冷却水系(A)(C)</td> <td>原子炉補機冷却水系(B)(D)</td> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉補機海水系(A)(C)</td> <td>原子炉補機海水系(B)(D)</td> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td> </tr> <tr> <td>サポート(動力電源)</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) 非常用交流電源(C)母線</td> <td>非常用ディーゼル発電機(B) 非常用交流電源(D)母線</td> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用交流電源(H)母線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直流水源(A)系</td> <td>直流水源(B)系</td> <td>直流水源(H)系</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第1表：安全系トレンを有する主な系統</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>安全系トレン</th> <th>Aトレン</th> <th>Bトレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高温停止</td> <td>高圧注入系 主蒸気系</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>余熱除去系</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート(冷却系)</td> <td>原子炉補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート(動力電源)</td> <td>ディーゼル発電機設備 所内電源系統（非常用母線）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	安全区分	区分I	区分II	区分III	高温停止	自動減圧系(A) 残留熱除去系(LPCI-A)又は 低圧炉心スプレイ系	自動減圧系(B) 残留熱除去系(LPCI-B)又は 残留熱除去系(LPCI-C)	高圧炉心スプレイ系	低温停止	残留熱除去系(A)	残留熱除去系(B)	—	サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系(A)(C)	原子炉補機冷却水系(B)(D)	高圧炉心スプレイ補機冷却水系		原子炉補機海水系(A)(C)	原子炉補機海水系(B)(D)	高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	サポート(動力電源)	非常用ディーゼル発電機(A) 非常用交流電源(C)母線	非常用ディーゼル発電機(B) 非常用交流電源(D)母線	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用交流電源(H)母線		直流水源(A)系	直流水源(B)系	直流水源(H)系	安全系トレン	Aトレン	Bトレン	高温停止	高圧注入系 主蒸気系	—	低温停止	余熱除去系	—	サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系	—	サポート(動力電源)	ディーゼル発電機設備 所内電源系統（非常用母線）	—	<p>添付資料1 泊発電所 3号炉における 火災の影響軽減のための系統分離対策について</p> <p>1. 系統分離の基本的な考え方 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器における「その相互の系統分離」を行う際には、単一火災（任意の一つの火災区域で発生する火災）の発生によって、相互に分離された安全系トレンのすべての安全機能が喪失することのないよう、高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な系統（安全停止バス）が少なくとも一つ成立することが必要であるため、建屋内はAトレンとBトレンを「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等」、「水平距離6m以上、火災感知設備及び自動消火設備」又は「1時間以上の耐火能力を有する隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備」で分離する。</p> <p>そのため、建屋内でAトレン、Bトレンのそれぞれの火災区画について、各トレンの境界を1時間以上又は3時間以上の耐火能力を有するコンクリート壁等で区画し、異なる安全系トレンの区画に設置する場合は、単一の火災により機能喪失しないように、系統分離対策を実施する。（第1表）</p> <p style="text-align: center;">第1表：安全系トレンを有する主な系統</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>安全系トレン</th> <th>Aトレン</th> <th>Bトレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高温停止</td> <td>高圧注入系 主蒸気系</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>余熱除去系</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート(冷却系)</td> <td>原子炉補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート(動力電源)</td> <td>ディーゼル発電機設備 所内電源系統（非常用母線）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	安全系トレン	Aトレン	Bトレン	高温停止	高圧注入系 主蒸気系	—	低温停止	余熱除去系	—	サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系	—	サポート(動力電源)	ディーゼル発電機設備 所内電源系統（非常用母線）	—	<p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊は「安全系区分」ではなく「Aトレン」「Bトレン」による分離のため、記載が相違している。</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊は「安全系区分」ではなく「Aトレン」「Bトレン」による分離のため、記載が相違している。また、安全系トレン間の分離に1時間+感知・消火も採用しているため記載が異なっている。</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>炉型の違いにより、高温停止等に必要な系統が異なる。</p>
安全区分	区分I	区分II	区分III																																																										
高温停止	自動減圧系(A) 残留熱除去系(LPCI-A)又は 低圧炉心スプレイ系	自動減圧系(B) 残留熱除去系(LPCI-B)又は 残留熱除去系(LPCI-C)	高圧炉心スプレイ系																																																										
低温停止	残留熱除去系(A)	残留熱除去系(B)	—																																																										
サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系(A)(C)	原子炉補機冷却水系(B)(D)	高圧炉心スプレイ補機冷却水系																																																										
	原子炉補機海水系(A)(C)	原子炉補機海水系(B)(D)	高圧炉心スプレイ補機冷却海水系																																																										
サポート(動力電源)	非常用ディーゼル発電機(A) 非常用交流電源(C)母線	非常用ディーゼル発電機(B) 非常用交流電源(D)母線	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用交流電源(H)母線																																																										
	直流水源(A)系	直流水源(B)系	直流水源(H)系																																																										
安全系トレン	Aトレン	Bトレン																																																											
高温停止	高圧注入系 主蒸気系	—																																																											
低温停止	余熱除去系	—																																																											
サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系	—																																																											
サポート(動力電源)	ディーゼル発電機設備 所内電源系統（非常用母線）	—																																																											
安全系トレン	Aトレン	Bトレン																																																											
高温停止	高圧注入系 主蒸気系	—																																																											
低温停止	余熱除去系	—																																																											
サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系	—																																																											
サポート(動力電源)	ディーゼル発電機設備 所内電源系統（非常用母線）	—																																																											

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 系統分離のための具体的対策</p> <p>2.1. 火災区画の系統分離対策</p> <p>建屋内の火災区画は系統分離の観点から部屋や<b>安全系区分</b>の機器、ケーブル等の配置について考慮し、隔壁等に囲まれた区画を<b>区分I</b>、<b>区分II</b>、<b>区分III</b>のいずれかの火災区画として設定し、隣接する火災区画についても考慮に入れ設定しており、<b>各安全系区分</b>の境界は3時間以上の耐火能力を有するコンクリート壁で分離する。          (第1図)</p>  <p>第1図：火災区画の系統分離対策の概要</p>	<p>2. 系統分離のための具体的対策</p> <p>2.1. 火災区画の系統分離対策</p> <p>建屋内の火災区画は系統分離の観点から部屋や<b>安全系トレン</b>の機器、ケーブル等の配置について考慮し、隔壁等に囲まれた区画を火災区画として設定し、隣接する火災区画についても考慮に入れ設定しており、<b>Aトレン</b>と<b>Bトレン</b>の境界は<b>1時間以上又は3時間以上</b>の耐火能力を有するコンクリート壁<b>又は</b>石膏ボード等で構成された<b>耐火隔壁</b>で分離する。 (第1図)</p>  <p>第1図：火災区画の系統分離対策の概要</p>	<p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>記載表現の相違  <span style="color: blue;">■</span>設計の相違          泊も機器等の配置を考慮して火災区画を設定しているが、それぞれの系統毎の火災区画として設定していない。</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違          泊は異系統との境界は1時間以上の耐火能力の石膏ボード等で構成された隔壁も設置している。</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違          泊はそれぞれの系統毎の火災区画として設定していないほか、異系統との境界は1時間以上の耐火能力の石膏ボード等で構成された隔壁も設置している。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2. 火災防護対象ケーブルの系統分離対策</p> <p>火災防護対象機器に使用する安全系のケーブルが、安全系区画内に混在して敷設している場合、当該ケーブルが単一の火災により機能喪失しないように、当該ケーブルが敷設されたケーブルトレイを3時間の耐火性能を有する隔壁で囲う（第2図），又は1時間の耐火性能を有する隔壁で囲い、かつ火災感知設備及び自動消火設備を設置する。（第3図、第4図）</p>  <p>第2図：ケーブルトレイ3時間ラッピングの概要</p>  <p>第3図：ケーブルトレイ1時間ラッピング、感知・消火（全域ガス）の概要</p>  <p>第4図：ケーブルトレイ1時間ラッピング、感知・消火（局部ガス）の概要</p>	<p>2.2. 火災防護対象ケーブルの系統分離対策</p> <p>火災防護対象機器に使用する安全系トレンのケーブルが、同一区内に混在して敷設している場合、当該ケーブルが単一の火災により機能喪失しないように、当該ケーブルが敷設されたケーブルトレイを1時間の耐火性能を有する隔壁で囲い、かつ火災感知設備及び自動消火設備を設置する。（第2図）</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊はAトレンとBトレンのケーブルトレイが同一区内に混在して敷設されている場合は、すべて「1時間耐火隔壁+感知+自動消火」としており、3時間隔壁で囲うところはない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊は、ケーブルトレイを3時間隔壁で囲うところがないため、記載していない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊では局所ガス消火設備は設置せず、すべて、全域ガス消火設備を設置している。</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>2.3. 火災防護対象機器の系統分離対策</p> <p>火災防護対象機器であるポンプ、電動弁、制御盤等が<b>安全系区分の異なる区分</b>の区画に設置されている場合、当該ポンプ、電動弁、制御盤等が当該区画での単一火災によって機能喪失することのないよう、当該機器等を系統分離対策する。（第2表）</p> <p>ただし、火災により駆動源が喪失した場合でも状態は保持され、火災発生後に機能要求まで時間余裕があり、消火活動後に手動操作によって機能を復旧できる電動弁については分離対策を必要としない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2表：安全系区分が異なる区画に設置されている機器及び系統分離対策</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>火災区画</th> <th>安全系区分が異なる区画に設置されている機器等</th> <th>当該区画の系統分離対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1-A</td> <td>BBR:ポンプ(B)出口流量伝送器</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧力抑制室水位</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td>R1-I</td> <td>BRB:ポンプ(B)ミニマムフロー弁 BRB: B系試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却注入隔壁弁 BRB:ポンプ(C)ミニマムフロー弁 BRB: C系試験用調整弁 HPCS:ポンプ/S/C側ミニマムフロー弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第一弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第二弁 HPCS: S/C側試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却吸込第二隔壁弁</td> <td>3時間耐火隔壁等(ラッピング)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>CAMS放射障害モニタ(10)(S/C)</td> <td>残留熱除去系原子炉停止時冷却モードは原子炉の安全停止時における機能要求まで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動弁の手動操作にて機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>R1-K</td> <td>HPCS注入隔壁弁</td> <td>3時間耐火隔壁等(ラッピング又は隔壁)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉水位(B) SEIM前置増幅器(B)(D)</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉圧力(B)</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(局所ガス)</td> </tr> <tr> <td>R2-F</td> <td>RCW サージタンク(A)水位</td> <td>3時間耐火隔壁等(隔壁)</td> </tr> <tr> <td>C1-A</td> <td>中央制御室外空気取入れダンバ(後)</td> <td>中央制御室換気空調系は両循環運転が可能であり、外気取入が必要となるまで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動ダンバの手動操作にて機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>C1-B</td> <td>中央制御室外原子炉停止装置盤</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>第2表：異なる安全系トレンが同一の区画に設置されている機器及び系統分離対策</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>火災区画</th> <th>異なる安全系トレンが同一の区画に設置されている機器等</th> <th>当該区画の系統分離対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A/B 2-02</td> <td>A:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 A:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 A:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプル人口弁 A:余熱除去ポンプミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁 B:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 B:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 B:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプル人口弁 B:余熱除去ポンプミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁</td> <td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-01-I</td> <td>光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 A 光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 B</td> <td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-03</td> <td>A:安全注入ポンプ再循環サンプル側人口 CV外側隔壁弁 A:余熱除去ポンプ再循環サンプル側人口弁 B:安全注入ポンプ再循環サンプル側人口 CV外側隔壁弁 B:余熱除去ポンプ再循環サンプル側人口弁</td> <td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> </tbody> </table>	火災区画	安全系区分が異なる区画に設置されている機器等	当該区画の系統分離対策	R1-A	BBR:ポンプ(B)出口流量伝送器	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)		圧力抑制室水位	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)	R1-I	BRB:ポンプ(B)ミニマムフロー弁 BRB: B系試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却注入隔壁弁 BRB:ポンプ(C)ミニマムフロー弁 BRB: C系試験用調整弁 HPCS:ポンプ/S/C側ミニマムフロー弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第一弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第二弁 HPCS: S/C側試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却吸込第二隔壁弁	3時間耐火隔壁等(ラッピング)		CAMS放射障害モニタ(10)(S/C)	残留熱除去系原子炉停止時冷却モードは原子炉の安全停止時における機能要求まで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動弁の手動操作にて機能を確保する。	R1-K	HPCS注入隔壁弁	3時間耐火隔壁等(ラッピング又は隔壁)		原子炉水位(B) SEIM前置増幅器(B)(D)	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)		原子炉圧力(B)	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(局所ガス)	R2-F	RCW サージタンク(A)水位	3時間耐火隔壁等(隔壁)	C1-A	中央制御室外空気取入れダンバ(後)	中央制御室換気空調系は両循環運転が可能であり、外気取入が必要となるまで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動ダンバの手動操作にて機能を確保する。	C1-B	中央制御室外原子炉停止装置盤	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)	火災区画	異なる安全系トレンが同一の区画に設置されている機器等	当該区画の系統分離対策	A/B 2-02	A:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 A:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 A:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプル人口弁 A:余熱除去ポンプミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁 B:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 B:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 B:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプル人口弁 B:余熱除去ポンプミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)	A/B 3-01-I	光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 A 光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)	R/B 2-03	A:安全注入ポンプ再循環サンプル側人口 CV外側隔壁弁 A:余熱除去ポンプ再循環サンプル側人口弁 B:安全注入ポンプ再循環サンプル側人口 CV外側隔壁弁 B:余熱除去ポンプ再循環サンプル側人口弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)	<p>■設計の相違 泊も機器等の配置を考えて火災区画を設定しているが、それぞれの系統毎の火災区画として設定していない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊では同一区画内に混在して敷設されている場合は、すべて「1時間耐火隔壁+感知+自動消火」としており、対策が相違しているため、記載が相違している。</p>
火災区画	安全系区分が異なる区画に設置されている機器等	当該区画の系統分離対策																																													
R1-A	BBR:ポンプ(B)出口流量伝送器	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
	圧力抑制室水位	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
R1-I	BRB:ポンプ(B)ミニマムフロー弁 BRB: B系試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却注入隔壁弁 BRB:ポンプ(C)ミニマムフロー弁 BRB: C系試験用調整弁 HPCS:ポンプ/S/C側ミニマムフロー弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第一弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第二弁 HPCS: S/C側試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却吸込第二隔壁弁	3時間耐火隔壁等(ラッピング)																																													
	CAMS放射障害モニタ(10)(S/C)	残留熱除去系原子炉停止時冷却モードは原子炉の安全停止時における機能要求まで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動弁の手動操作にて機能を確保する。																																													
R1-K	HPCS注入隔壁弁	3時間耐火隔壁等(ラッピング又は隔壁)																																													
	原子炉水位(B) SEIM前置増幅器(B)(D)	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
	原子炉圧力(B)	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(局所ガス)																																													
R2-F	RCW サージタンク(A)水位	3時間耐火隔壁等(隔壁)																																													
C1-A	中央制御室外空気取入れダンバ(後)	中央制御室換気空調系は両循環運転が可能であり、外気取入が必要となるまで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動ダンバの手動操作にて機能を確保する。																																													
C1-B	中央制御室外原子炉停止装置盤	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
火災区画	異なる安全系トレンが同一の区画に設置されている機器等	当該区画の系統分離対策																																													
A/B 2-02	A:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 A:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 A:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプル人口弁 A:余熱除去ポンプミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁 B:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 B:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 B:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプル人口弁 B:余熱除去ポンプミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)																																													
A/B 3-01-I	光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 A 光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)																																													
R/B 2-03	A:安全注入ポンプ再循環サンプル側人口 CV外側隔壁弁 A:余熱除去ポンプ再循環サンプル側人口弁 B:安全注入ポンプ再循環サンプル側人口 CV外側隔壁弁 B:余熱除去ポンプ再循環サンプル側人口弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)																																													

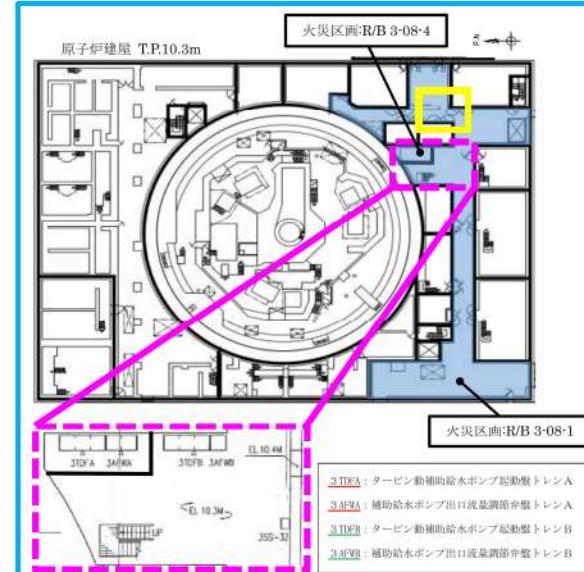
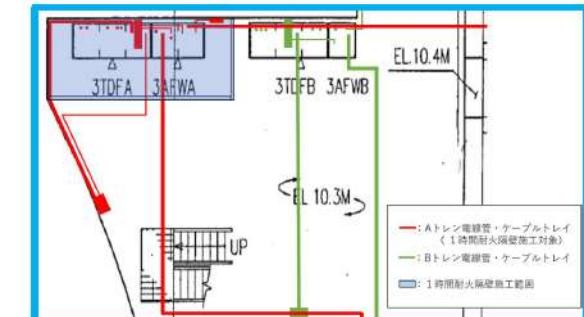
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<table border="1"> <tr> <td>R/B 3-01</td><td>A・制御用空気 Cヘッダ供給弁 B・制御用空気 Cヘッダ供給弁</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>R/B 3-02</td><td>A・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁 B・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td><td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>ほう酸注入タンク入口弁A ほう酸注入タンク入口弁B</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>A・制御用空気 C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側止め弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁 余熱除去Aライン C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側隔離弁 B・制御用空気 C/V外側隔離弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁B 余熱除去Bライン C/V外側隔離弁</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ランク イン元弁 A・補助給水隔壁弁 B・補助給水隔壁弁 C・補助給水隔壁弁 A・主蒸気逃がし弁 B・主蒸気逃がし弁 C・主蒸気逃がし弁 A・主蒸気逃がし弁元弁 B・主蒸気逃がし弁元弁 C・主蒸気逃がし弁元弁 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ランク イン元弁</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> </table> <p>2.4. 火災防護対象機器（制御盤）の系統分離対策</p> <p>「タービン動補助給水ポンプ起動盤トレンA」「補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレンA」と「タービン動補助給水ポンプ起動盤トレンB」「補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレンB」は、Bトレーンの火災区画に設置されているため、Aトレーンの盤を1時間耐火隔壁で分離するとともに、火災感知及び自動消火（全域ハロンガス消火設備）を行うことで系統分離対策を行う（第3、4、5図）。</p> <p>【女川、大飯】      ■記載方針の相違      泊は火災防護対象機器（制御盤）に対する系統分離対策について、個別に記載している。</p>	R/B 3-01	A・制御用空気 Cヘッダ供給弁 B・制御用空気 Cヘッダ供給弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	R/B 3-02	A・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁 B・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	R/B 3-03-1	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	A/B 4-01-7	ほう酸注入タンク入口弁A ほう酸注入タンク入口弁B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	R/B 4-02-1	A・制御用空気 C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側止め弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁 余熱除去Aライン C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側隔離弁 B・制御用空気 C/V外側隔離弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁B 余熱除去Bライン C/V外側隔離弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	R/B 5-03	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ランク イン元弁 A・補助給水隔壁弁 B・補助給水隔壁弁 C・補助給水隔壁弁 A・主蒸気逃がし弁 B・主蒸気逃がし弁 C・主蒸気逃がし弁 A・主蒸気逃がし弁元弁 B・主蒸気逃がし弁元弁 C・主蒸気逃がし弁元弁 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ランク イン元弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	
R/B 3-01	A・制御用空気 Cヘッダ供給弁 B・制御用空気 Cヘッダ供給弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
R/B 3-02	A・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁 B・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
R/B 3-03-1	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
A/B 4-01-7	ほう酸注入タンク入口弁A ほう酸注入タンク入口弁B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
R/B 4-02-1	A・制御用空気 C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側止め弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁 余熱除去Aライン C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側隔離弁 B・制御用空気 C/V外側隔離弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁B 余熱除去Bライン C/V外側隔離弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
R/B 5-03	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ランク イン元弁 A・補助給水隔壁弁 B・補助給水隔壁弁 C・補助給水隔壁弁 A・主蒸気逃がし弁 B・主蒸気逃がし弁 C・主蒸気逃がし弁 A・主蒸気逃がし弁元弁 B・主蒸気逃がし弁元弁 C・主蒸気逃がし弁元弁 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ランク イン元弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>原子炉建屋 TP:10.3m</p> <p>火災区画:R/B 3-08-4</p> <p>火災区画:R/B 3-08-1</p> <p>3TDEA : タービン動補助給水ポンプ起動盤トレーンA 3AFWA : 補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレーンA 3TEEB : タービン動補助給水ポンプ起動盤トレーンB 3AFWB : 補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレーンB</p> <p>第3図：火災防護対象機器（制御盤）の設置状況</p>  <p>3TDFB 3AFWB</p> <p>EL.10.4M</p> <p>EL.10.3M</p> <p>UP</p> <p>■: Aトレイン配管・ケーブルトレイ (1時間耐火隔壁施工対象) ■: Bトレイン配管・ケーブルトレイ ■: 1時間耐火隔壁施工範囲</p> <p>第4図：火災防護対象機器（制御盤）設置状況平面図</p>	<p>【女川、大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は火災防護対象機器（制御盤）に対する系統分離対策について、個別に記載している。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第5図：火災防護対象機器（制御盤）設置状況立面図</p>	

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料2 電動弁の回路評価について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">添付資料2 女川原子力発電所 2号炉における 電動弁の回路評価について</p> <p>1. 概要</p> <p>女川原子力発電所 2号炉の安全停止パスの確認において、電動弁の回路評価を行い、電動弁の回路が火災により影響を受けたとしても、電動弁の開度が維持され、その開度に応じた機能（開は通水機能、閉は隔離機能）が確保される場合は、当該電動弁の機能は、火災の影響を受けないと判断することから、電動弁の回路評価の考え方を以下に示す。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料2 泊発電所 3号炉における 電動弁の回路評価について</p> <p>1. 概要</p> <p>泊発電所 3号炉の安全停止パスの確認において、電動弁の回路評価を行い、電動弁の回路が火災により影響を受けたとしても、電動弁の開度が維持され、その開度に応じた機能（開は通水機能、閉は隔離機能）が確保される場合は、当該電動弁の機能は、火災の影響を受けないと判断することから、電動弁の回路評価の考え方を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> <li>女川実績の反映</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul>

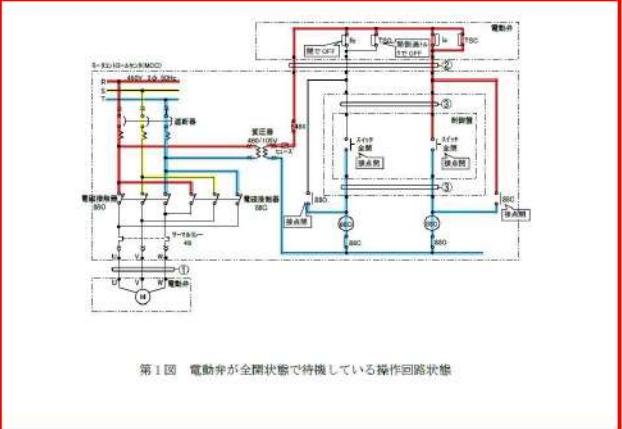
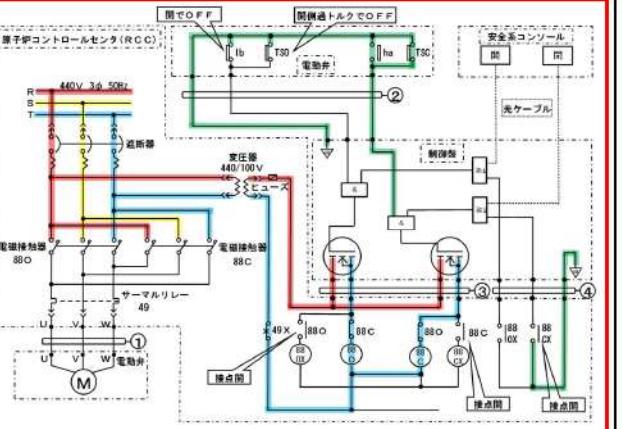
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料2 電動弁の回路評価について）

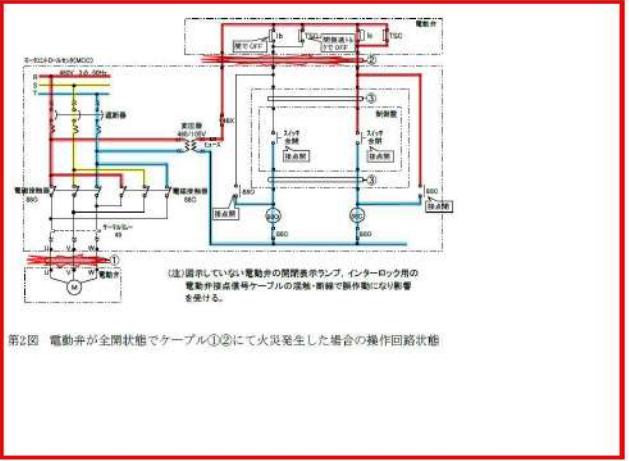
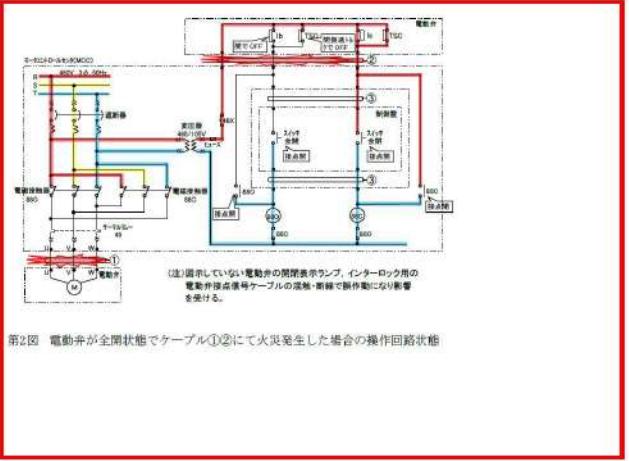
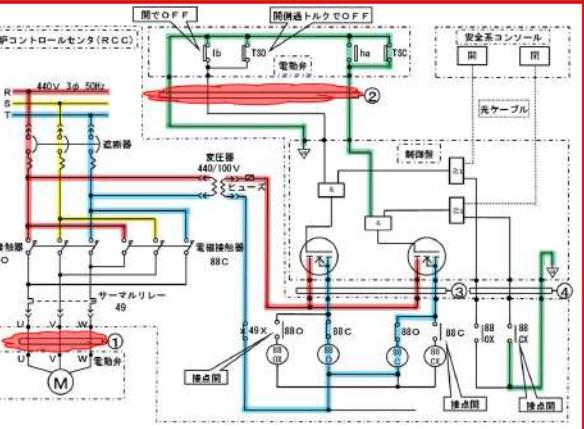
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 電動弁が全開状態で待機している時（通常時）          電動弁操作回路の電圧状態を色分けして第1図に示す。          三相回路（動力回路）は、R相を赤、S相を黄、T相を青で示す。          単相回路（制御回路）は、R相を赤、T相を青で示す。</p> <p>操作スイッチを操作していない状態なので、制御回路は全開状態では閉側操作スイッチの接点間に電圧がかかった状態で電流は流れていおらず、電磁接触器は閉で電動弁は作動していない状態。</p>	<p>2. 電動弁が全開状態で待機している時（通常時）          電動弁操作回路の電圧状態を色分けして第1図に示す。          三相回路（動力回路）は、R相を赤、S相を黄、T相を青で示す。          単相回路（制御回路）は、R相を赤、T相を青で示す。制御盤から受電する制御回路は、緑で示す。</p> <p>安全系コンソールにて当該電動弁の操作をしていない状態なので、制御回路は安全系コンソールからの閉操作回路は成立しておらず、電磁接触器は閉で電動弁は作動していない状態。</p>	<p>【女川】          ■設計の相違          回路の構成が相違している。          女川は、コントロールセンタから電動弁の動力回路と制御回路に電源を供給しているが、泊は、制御盤からリミットスイッチ部分の制御回路部へ電源を供給している。</p> <p>【女川】          ■設計の相違          泊は、操作スイッチではなく中央制御盤（安全系コンソール）の表示画面（VDU画面）でのタッチ操作により操作する。よって、女川の「操作スイッチ」操作は、泊だと「安全系コンソール」の操作に当たる。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料2 電動弁の回路評価について）

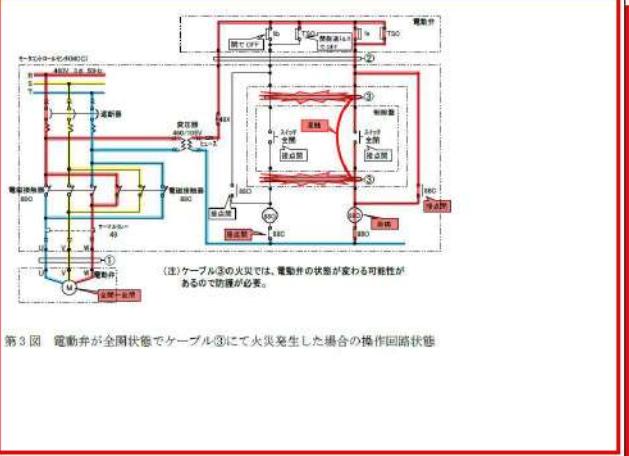
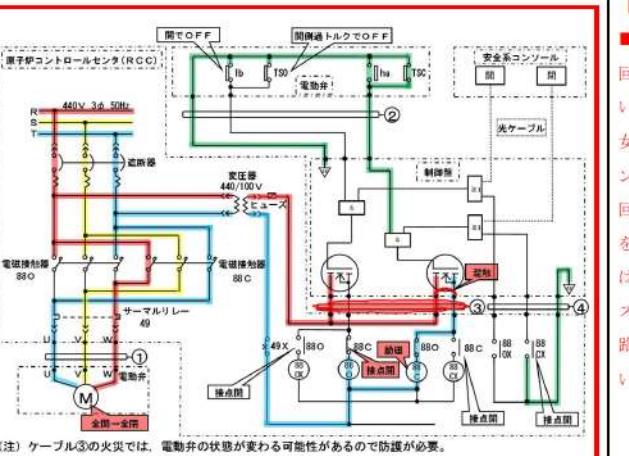
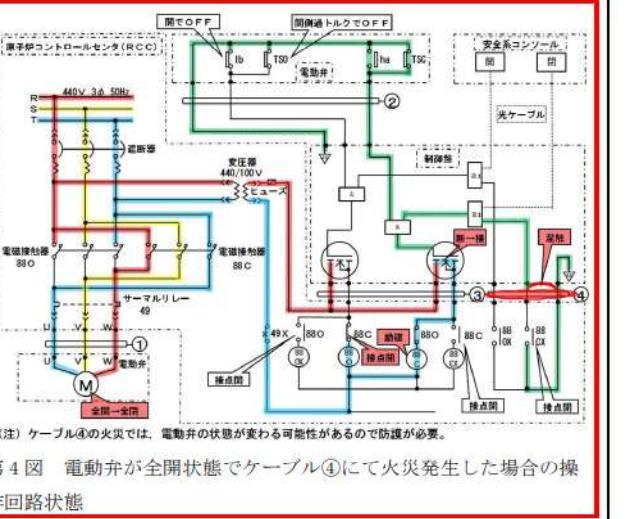
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 電動弁が全閉状態で待機している操作回路状態</p>	 <p>第1図 電動弁が全閉状態で待機している操作回路状態</p>	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>回路の構成が相違している。</p> <p>女川は、コントロールセンタから電動弁の動力回路と制御回路に電源を供給しているが、泊は、制御盤からリミットスイッチ部分の制御回路部へ電源を供給している。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 電動弁が全開状態で待機している時（電動弁と MCC 間ケーブルで火災発生時）          電動弁～MCC 間ケーブルで火災が発生した場合の回路状態を第2図に示す。</p> <p>動力ケーブル①は電圧がかかっていないので、火災によりケーブルが断線、混触しても電動弁は作動しない。制御ケーブル②はR相の電圧しかないのでケーブルの線芯が断線、混触しても電動弁の状態は変わらない。</p>	<p>3. 電動弁が全開状態で待機している時（電動弁と RCC 間ケーブル又は電動弁と制御盤間で火災発生時）          電動弁～RCC 間ケーブル又は電動弁～制御盤間で火災が発生した場合の回路状態を第2図に示す。</p> <p>動力ケーブル①は電圧がかかっていないので、火災によりケーブルが断線、混触しても電動弁は作動しない。制御ケーブル②は混触したとしても電動弁を全開から全閉へ誤作動するロジックは働かないため、電動弁の状態は変わらない。</p>	<p>【女川】  <span style="color: red;">■設備名称の相違</span>  <span style="color: green;">■設備名称の相違</span>  <span style="color: green;">■設備名称の相違</span>  <span style="color: green;">■設備の相違</span>  <span style="color: red;">回路構成が相違している。</span>  <span style="color: green;">女川は、コントロールセンタから電動弁の動力回路と制御回路に電源を供給しているが、泊は、制御盤からリミットスイッチ部分の制御回路部へ電源を供給している。</span>  <span style="color: green;">【女川】  <span style="color: red;">■設計の相違</span>  <span style="color: red;">回路構成が相違している。</span>  <span style="color: green;">女川は、コントロールセンタから電動弁の動力回路と制御回路に電源を供給しているが、泊は、制御盤からリミットスイッチ部分の制御回路部へ電源を供給している。</span></span></p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料2 電動弁の回路評価について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2図 電動弁が全開状態でケーブル①②にて火災発生した場合の操作回路状態</p>  <p>4. 電動弁が全開状態で待機している時（MCCと制御盤間ケーブルで火災発生時）          MCC～制御盤間ケーブルで火災が発生した場合の回路状態を第3図に示す。          制御ケーブル③にはR相とT相の線芯があるので、混触すると全開状態では「スイッチ全閉」が操作された状態と等価となるため、全開から全閉へ誤作動する可能性がある。</p>	 <p>第2図 電動弁が全開状態でケーブル①②にて火災発生した場合の操作回路状態</p>	 <p>4. 電動弁が全開状態で待機している時（RCCと制御盤間ケーブルで火災発生時）          RCC～制御盤間ケーブルで火災が発生した場合の回路状態を第3図及び第4図に示す。          制御ケーブル③にはR相とT相の線芯があるので、混触すると全開状態では安全系コンソールから「閉」操作された状態と等価となるため、全開から全閉へ誤作動する可能性がある。          制御ケーブル④は自己保持回路部分であり、混触すると全開状態では「スイッチ全閉」が操作された状態と等価となるため、全開から全閉へ誤作動する可能性がある。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>回路の構成が相違している。</li> <li>女川は、コントロールセンタから電動弁の動力回路と制御回路に電源を供給しているが、泊は、制御盤からリミットスイッチ部分の制御回路部へ電源を供給している。</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>回路構成の相違により、想定される混触のパターンが異なる。</li> <li>■ 設計の相違</li> <li>泊では、女川の「スイッチ全閉」にあたる操作は、安全系コンソールの「閉」操作となる。</li> </ul>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料2 電動弁の回路評価について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3図 電動弁が全閉状態でケーブル③にて火災発生した場合の操作回路状態</p>	 <p>（注）ケーブル③の火災では、電動弁の状態が変わるので防護が必要。</p> <p>第3図 電動弁が全開状態でケーブル③にて火災発生した場合の操作回路状態</p>	<b>【女川】</b> <b>■設計の相違</b> 回路の構成が相違している。 女川は、コントロールセンタから電動弁の動力回路と制御回路に電源を供給しているが、泊は、制御盤からリミットスイッチ部分の制御回路部へ電源を供給している。
		 <p>（注）ケーブル④の火災では、電動弁の状態が変わるので防護が必要。</p> <p>第4図 電動弁が全開状態でケーブル④にて火災発生した場合の操作回路状態</p>	

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料3 運転員の手動操作について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">添付資料3</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 運転員の手動操作について</p> <p><b>1. 概要</b></p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、安全停止パスを手動操作に期待してでも、少なくとも一つ確保するよう系統分離対策を講じる必要がある。</p> <p><b>2. 運転員の手動操作</b></p> <p>火災区画の火災による安全機能の喪失を想定しても、運転員の手動操作に期待することにより安全停止パスを確保する機器について手動操作の妥当性を確認した例を以下に示す。また、手動操作による対応の検討にあたっては、操作の容易性についても確認する。</p> <p>(1) RHR A,B系停止時冷却吸込第二隔離弁の例</p> <p>RHR A,B系停止時冷却吸込第二隔離弁は低温停止時に必要な機器であるが、火災発生時に誤信号が発生し、機能喪失が起こりうる。この場合、火災が発生した区画の消火対応を実施後に、当該弁の遮断器を切とし、現場にて手動開操作を実施することができる。なお、操作対象弁の操作時は、操作用ハンドル機構及び弁開度表示が当該弁に設置されているので、確実な操作の実施について問題ないことを現場ウォークダウンにより確認した。（第2,3図参照）</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では手動操作による安全停止パスの確保は行わず、影響軽減対策の3方策によって、安全停止パスを確保しているため、本資料に該当する資料は作成していない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料3 運転員の手動操作について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">①遮断器「切」</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">②手動開操作</span> 第2図 遮断器切操作例 第3図 弁手動開操作例		
	<p>(2) 中央制御室外気取入ダンバ（後）の例</p> <p>中央制御室外気取入ダンバ（後）は中央制御室換気空調系の外気取入に必要な機器であるが、火災発生時に誤信号が発生し、機能喪失が起こりうる。この場合、火災が発生した区画の消火対応を実施後に、当該ダンバの遮断器を切とし、現場にて手動開操作を実施することができる。なお、操作対象弁の操作時は、操作用ハンドル機構及び弁開度表示が当該弁に設置されているので、確実な操作の実施について問題ないことを現場ウォークダウンにより確認した。</p> <p>（第4,5 参照）</p>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">①遮断器「切」</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">②手動開操作</span> 第4図 遮断器切操作例 第5図 弁手動開操作例		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料3 火災区域又は火災区画の系統分離対策フローについて）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	添付資料3 相違理由
	<p style="text-align: center;">添付資料4 女川原子力発電所 2号炉における 火災区域又は火災区画の系統分離対策フロー</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における 火災区域又は火災区画の系統分離対策フローについて</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における 火災区域又は火災区画の系統分離対策フローについて</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> <li>■記載表現の相違</li> </ul> <p>【泊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 泊では3時間耐火の分離対策として「耐火ラッピング」は施工しておらず、コンクリート、防火ダンバ、耐火シール、防火扉による分離対策を行っていることから、記載が相違している。また、泊では火災区画間の分離に対して審査基準に基づく1時間耐火+感知・消火を採用しているので、図を追記している。</li> </ul>

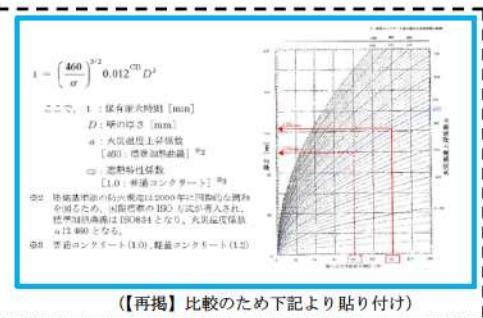
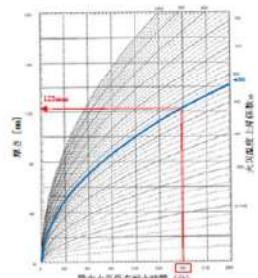
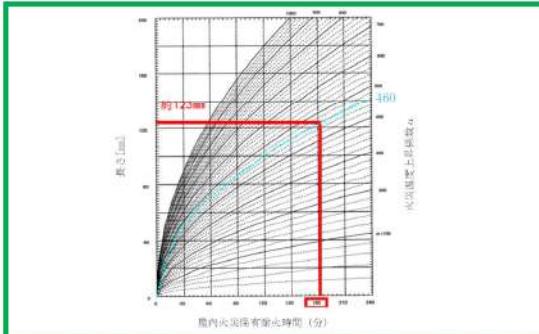
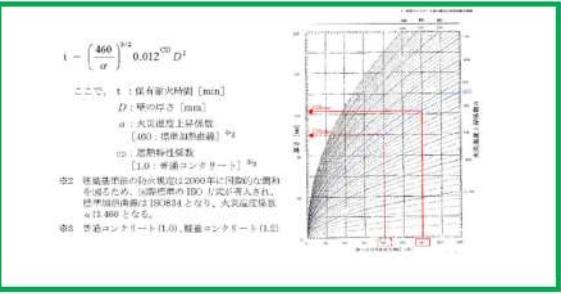
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料1 耐火壁、貫通部シール、防火扉及び防火ダンバの耐火性能  「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」には、耐火壁、隔壁等の設計の妥当性が火災耐久試験によって確認されることが要求されている。 火災区域を構成する、壁、貫通部シール、防火扉及び防火ダンバについて、3時間の耐火性能の確認結果を以下に示す。</p> <p>（1）コンクリート壁の耐火性能について コンクリート壁の3時間耐火性能に必要な最小壁厚について、国内外の既存の文献より確認した結果を以下に示す。</p> <p>建築基準法による壁厚 火災強度2時間を越えた場合、建築基準法により指定された耐火構造壁はないが、告示<sup>※1</sup>により、コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性限界時間）の算定方法が次式のとおり示されており、これにより最小壁厚を算出することができる。</p> <p>※1 2001年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第1433号 耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキスト（国土交通省住宅局建築指導課））</p>	<p>添付資料5 女川原子力発電所 2号炉における 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について  添付資料5 女川原子力発電所 2号炉における 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について  1.はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」には、耐火壁、隔壁等の設計の妥当性が火災耐久試験によって確認されることが要求されている。 火災区域を構成する、壁、貫通部シール、防火扉及び防火ダンバについて、3時間の耐火性能の確認結果を以下に示す。  2.コンクリート壁の耐火性能について 女川原子力発電所 2号炉におけるコンクリート壁の3時間の耐火性能に必要な最小壁厚について、国内外の既存の文献より確認した結果を以下に示す。  2.1.建築基準法による壁厚 火災強度2時間を越えた場合、建築基準法により指定された耐火構造壁はないが、告示の講習会テキスト<sup>※1</sup>により、コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性）の算定方法が下式のとおり示されており、これにより最小壁厚を算出することができる。  ※1:2001年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第1433号 耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキスト（国土交通省住宅局建築指導課））</p>	<p>添付資料4 泊発電所 3号炉における 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について  添付資料4 泊発電所 3号炉における 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について  1.はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」には、耐火壁、隔壁等の設計の妥当性が火災耐久試験によって確認されることが要求されている。 火災区域を構成する、壁、貫通部シール、防火扉及び防火ダンバについて、3時間の耐火性能の確認結果を以下に示す。  2.コンクリート壁の耐火性能について 泊発電所 3号炉におけるコンクリート壁の3時間の耐火性能に必要な最小壁厚について、国内外の既存の文献より確認した結果を以下に示す。  2.1.建築基準法による壁厚 火災強度2時間を越えた場合、建築基準法により指定された耐火構造壁はないが、告示の講習会テキスト<sup>※1</sup>により、コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性）の算定方法が下式のとおり示されており、これにより最小壁厚を算出することができる。  ※1:2001年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第1433号 耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキスト（国土交通省住宅局建築指導課））</p>	<p>【女川】 ■記載表現の相違 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■記載表現の相違 ■設備名称の相違 【大飯】 ■設備名称の相違</p>

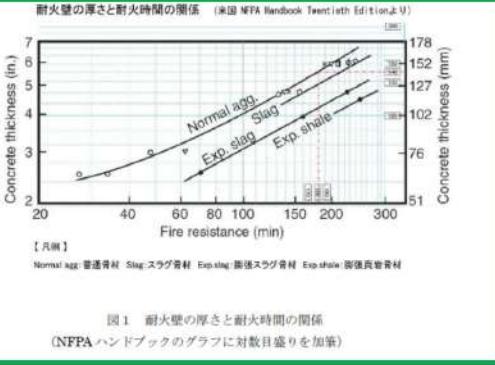
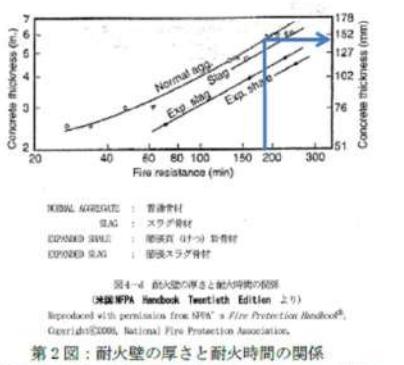
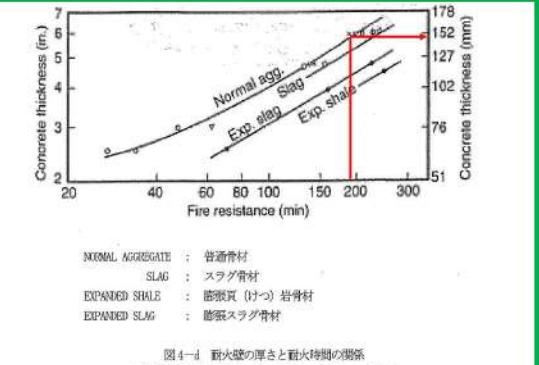
泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

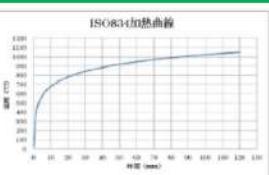
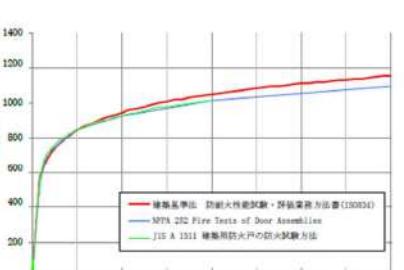
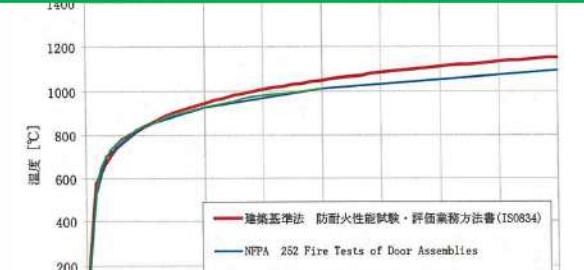
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>上式から求めた屋内火災保有耐火時間 180min (3 時間) に必要な壁厚は 123 mm となる。</p>	<p>上記式より、屋内火災保有耐火時間 180min (3 時間) に必要なコンクリート壁の厚さは 123mm と算出できる。</p> <p>なお、普通コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性）の算定図については第1 図のとおりである。</p>  <p>第1図：普通コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性）の算定図 (「建設省告示第1433号耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキストに加筆)</p>	<p>上記式より、屋内火災保有耐火時間 180min (3 時間) に必要なコンクリート壁の厚さは 123mm と算出できる。</p> <p>なお、普通コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性）の算定図については第1 図のとおりである。</p>  <p>第1図：普通コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性）の算定図 (「建設省告示第1433号耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキストに加筆)</p>	<p>【大飯】 ■記載箇所の相違 (女川実績の反映)</p>
 <p>&lt;参考&gt;海外規定による壁厚さ</p> <p>海外規格である米国の NFPA ハンドブックには、コンクリート壁厚さと耐火時間のグラフがあるが、コンクリート壁厚さと耐火時間の関数または3時間耐火能力を有する壁厚さ（デジタル値）の記載はない。グラフでは、3時間耐火に必要な壁の厚さは 140～150 mm 程度と読み取れる。</p>	<p>2.2. 海外規定による壁厚</p> <p>コンクリート壁の耐火性能を示す海外規格として、米国の NFPA ハンドブックがあり、3時間耐火に必要な壁の厚さは第2図に示すように約 150mm<sup>※3</sup>と読み取れる。</p>	<p>2.2. 海外規定による壁厚</p> <p>コンクリート壁の耐火性能を示す海外規格として、米国の NFPA ハンドブックがあり、3時間耐火に必要な壁の厚さは第2図に示すように約 150mm<sup>※3</sup>と読み取れる。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※3:3 時間耐火に必要なコンクリート壁の厚さとしては、「原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-2010」に例示された、米国 NFPA (National Fire Protection Association) ハンドブックに記載される耐火壁の厚さと耐火時間の関係より、3 時間耐火に必要な厚さが約 150mm 程度であることが読み取れる。</p>  <p>図1 耐火壁の厚さと耐火時間の関係 (NFPAハンドブックのグラフに対数目盛りを加筆)</p>	 <p>図2 国立消防研究所の火災防護指針 JEAG4607-2010 に加筆 (「原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-2010」に加筆)</p>	 <p>図4-d 耐火壁の厚さと耐火時間の関係 (米国 NFPA Handbook Twentieth Edition より) Reproduced with permission from NFPA's Fire Protection Handbook®. Copyright©2008, National Fire Protection Association.</p>	<p>※3:3 時間耐火に必要なコンクリート壁の厚さとしては、「原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-2010」に例示された、米国 NFPA (National Fire Protection Association) ハンドブックに記載される耐火壁の厚さと耐火時間の関係より、3 時間耐火に必要な厚さが約 150mm 程度であることが読み取れる。</p>
<p>以上から、建築基準法に基づき算出した 123 mm、NFPA ハンドブックの 140～150mm の読み値を踏まえ、3 時間耐火性能を有する壁厚の判定基準は 150mm とする。火災区域または 3 時間耐火性能を期待する火災区画境界壁の厚さは 150mm 以上あり、3 時間耐火性能を有している。</p> <p>(2) 貫通部シール、防火扉及び防火ダンパの耐火性能について 火災区域を構成する貫通部シール、防火扉及び防火ダンパについて「3 時間の耐火性能」を有していることを、実証試験により確認した結果を以下に示す。</p>	<p>上記の結果から、3 時間耐火性能として必要な最低壁厚は、保守的に 150mm と設定することができる。 なお、女川原子力発電所2号炉の火災区域境界のコンクリートの壁厚は、最低 180mm 以上であることから、3 時間の耐火性能を有している。</p> <p>3. 貫通部シール、防火扉及び防火ダンパの耐火性能について 女川原子力発電所2号炉における火災区域又は火災区画を構成する貫通部シール、防火扉及び防火ダンパについて「3 時間の耐火性能」を有していることを、火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p> <p>なお、以下に示す以外の貫通部シール、防火扉及び防火ダンパについても、火災耐久試験により 3 時間耐火以上の耐火性能が確認できたものについては、火災区域を構成する貫通部シール、防火扉及び防火ダンパとして適用する。</p>	<p>上記の結果から、3 時間耐火性能として必要な最低壁厚は、保守的に 150mm と設定することができる。 なお、泊発電所3号炉の火災区域境界のコンクリートの壁厚は、最低 180mm 以上であることから、3 時間の耐火性能を有している。</p> <p>3. 貫通部シール、防火扉及び防火ダンパの耐火性能について 泊発電所3号炉における火災区域又は火災区画を構成する貫通部シール、防火扉及び防火ダンパについて「3 時間の耐火性能」を有していることを火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p> <p>なお、以下に示す以外の貫通部シール、防火扉及び防火ダンパについても、火災耐久試験により 3 時間耐火以上の耐火性能が確認できたものについては、火災区域を構成する貫通部シール、防火扉及び防火ダンパとして適用する。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<b>① 試験概要</b>	<b>3.1. 試験概要</b> 貫通部シール、防火扉及び防火ダンパの試験として、建築基準法、JIS 及び NFPA があるが、加熱温度が最も厳しい建築基準法による試験を実施した。 <b>3.1.1. 加熱温度について</b> 第3図に示すとおり、建築基準法(ISO834)の加熱曲線は、他の試験法に比べ厳しい温度設定となっているから、火災耐久試験では建築基準法の加熱曲線に従って加熱する。 <b>3.1.2. 判定基準について</b> 第3図の建築基準法の規定に基づく加熱曲線で3時間加熱した際に、第1表の防火設備性能試験の判定基準を満足するか確認する。	<b>3.1. 試験概要</b> 貫通部シール、防火扉及び防火ダンパの試験として、建築基準法、JIS 及び NFPA があるが、加熱温度が最も厳しい建築基準法による試験を実施した。 <b>3.1.1. 加熱温度について</b> 第3図に示すとおり、建築基準法(ISO834)の加熱曲線は、他の試験法に比べ厳しい温度設定となっているから、火災耐久試験では建築基準法の加熱曲線に従って加熱する。 <b>3.1.2. 判定基準について</b> 第3図の建築基準法の規定に基づく加熱曲線で3時間加熱した際に、第1表の防火設備性能試験の判定基準を満足するか確認する。	<b>【大飯】</b> ■記載方針の相違 (女川実績の反映)										
<b>ア. 加熱温度について</b> 建築基準法の耐火試験で用いられる ISO834 の加熱曲線(図2参照)により加熱する。													
<b>イ. 判定基準について</b> 建築基準法の規定に基づき、図2の加熱曲線で3時間加熱した際に表1の判定基準を満足するか確認した。	<p>図2 加熱曲線</p> <p>表1 判定基準</p> <table border="1"><tr><td>判定基準</td><td>① 間接、非加熱面側に達するき裂などが生じない。 ② 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 ③ 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。</td></tr></table>	判定基準	① 間接、非加熱面側に達するき裂などが生じない。 ② 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 ③ 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。	<p>第3図 加熱曲線の比較</p> <p>第1表：遮炎性的判定基準</p> <table border="1"><tr><td>項目</td><td>遮炎性的確認</td></tr><tr><td>判定基準</td><td>①火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと ②非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと ③非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと</td></tr></table>	項目	遮炎性的確認	判定基準	①火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと ②非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと ③非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと	<p>第3図 加熱曲線の比較</p> <p>第1表：遮炎性的判定基準</p> <table border="1"><tr><td>試験項目</td><td>遮炎性的確認</td></tr><tr><td>判定基準</td><td>①非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。 ②非加熱側へ10秒を超えて継続する発炎がないこと。 ③火炎が通るき裂等の損傷を生じないこと。</td></tr></table>	試験項目	遮炎性的確認	判定基準	①非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。 ②非加熱側へ10秒を超えて継続する発炎がないこと。 ③火炎が通るき裂等の損傷を生じないこと。
判定基準	① 間接、非加熱面側に達するき裂などが生じない。 ② 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 ③ 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。												
項目	遮炎性的確認												
判定基準	①火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと ②非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと ③非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと												
試験項目	遮炎性的確認												
判定基準	①非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。 ②非加熱側へ10秒を超えて継続する発炎がないこと。 ③火炎が通るき裂等の損傷を生じないこと。												
<b>② 貫通部シールの耐火性能について</b> 火災区域を構成する貫通部シールについて「3時間の耐火性能」を有していることを、実証試験にて確認した結果を以下に示す。	<b>3.2. 貫通部シールの耐火性能について</b> 女川原子力発電所2号炉における火災区域又は火災区画を構成する貫通部シールについて「3時間の耐火性能」を有していることを、実証試験にて確認した結果を以下に示す。 なお、今後の火災耐久試験により3時間以上の耐火性能を有することが確認された貫通部シールについても、火災区域又は火災区画を構成する貫通部シールに使用する。	<b>3.2. 貫通部シールの耐火性能について</b> 泊発電所3号炉における火災区域又は火災区画を構成する貫通部シールについて「3時間の耐火性能」を有していることを実証試験にて確認した結果を以下に示す。 なお、今後の火災耐久試験により3時間以上の耐火性能を有することが確認された貫通部シールについても、火災区域又は火災区画を構成する貫通部シールに使用する。	<b>【女川】</b> ■設備名称の相違 <b>【大飯】</b> ■記載方針の相違 (女川実績の反映)										

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
a. 配管貫通部について		3.2.1. 配管貫通部の火災耐久試験	3.2.1. 配管貫通部の火災耐久試験	【女川】 ■設備名称の相違													
ア. 試験体の選定		3.2.1.1. 試験体の選定	3.2.1.1. 試験体の選定	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)													
試験体の仕様は、耐火貫通部の仕様を考慮し選定しており、配管温度については、以下の高温配管用 (150°C以上)と低温配管用 (150°C未満) の貫通部がある。		配管貫通部の試験体仕様	配管貫通部の火災耐久試験	【女川】 ■設計の相違 貫通部シールの相違													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工方法</th> <th>高温配管用 (150°C以上)</th> <th>低温配管用 (150°C未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁面</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>床面</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施工方法	高温配管用 (150°C以上)	低温配管用 (150°C未満)	壁面			床面				施工箇所	適用貫通部	試験体概略図	施工方法	高温配管用 (150°C以上)	低温配管用 (150°C未満)	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
施工方法	高温配管用 (150°C以上)	低温配管用 (150°C未満)															
壁面																	
床面																	
イ. 試験方法 (図3参照)		3.2.1.2. 試験方法・判定基準	3.2.1.2. 試験方法・判定基準	【女川】 ■記載表現の相違 (大飯実績の反映)													
図2で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、非加熱面が表1に示す判定基準を満たすことを確認する。		第3図で示す加熱曲線で試験体を耐火炉内側から加熱し、非加熱面が第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。	第3図で示す加熱曲線で試験体を耐火炉内側から加熱し、非加熱面が第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。	【女川】 ■記載表現の相違 (大飯実績の反映)													
なお、床面の貫通部は天井面と床面があることから、火災源の位置を図3に示す2種類の方法で実施した。		第4図: 配管貫通部試験概要図	第4図: 配管貫通部試験概要図	【女川】 ■設計の相違 貫通部シールの相違													

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																															
ウ. 試験結果		3.2.1.3. 試験結果																																																																																			
<p>表2-1に試験結果を示す。いずれの試験ケースも非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎のとおるき裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく耐火性能試験の判定基準を満足していることから、貫通部シールは3時間の耐火性能を有している。また、試験前後の写真については、別紙1を参照</p>		<p>第3表に試験結果を示す。いずれの試験ケースも非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎の通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足していることから、配管貫通部シールは3時間の耐火性能を有している。また、試験前後の写真を別紙1に示す。</p>																																																																																			
<p>表2-1 試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">耐火シール材</th> <th colspan="2">試験体形状</th> <th rowspan="2">火災発生場所</th> <th rowspan="2">適用箇所</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>スリーブ径</th> <th>配管径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>CT-18 (トスフォーム300)</td> <td>8B</td> <td>4B</td> <td>床</td> <td>低温配管 (150°C未満)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8B<sup>※4</sup></td> <td>4B<sup>※4</sup></td> <td>天井</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">壁</td> <td>FFパルク</td> <td>8B</td> <td>4B</td> <td>床</td> <td>高温配管 (150°C以上)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8B</td> <td>4B</td> <td>天井</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>CT-18 (トスフォーム300)</td> <td>8B</td> <td>4B</td> <td></td> <td>低温配管 (150°C未満)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁</td> <td></td> <td>16B</td> <td>12B</td> <td>(注1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FFパルク</td> <td>8B<sup>※4</sup></td> <td>4B<sup>※4</sup></td> <td></td> <td>高温配管 (150°C以上)</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>		施工箇所	耐火シール材	試験体形状		火災発生場所	適用箇所	判定	スリーブ径	配管径	床	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B	床	低温配管 (150°C未満)	良		8B <sup>※4</sup>	4B <sup>※4</sup>	天井			壁	FFパルク	8B	4B	床	高温配管 (150°C以上)	良		8B	4B	天井			CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B		低温配管 (150°C未満)	良	壁		16B	12B	(注1)			FFパルク	8B <sup>※4</sup>	4B <sup>※4</sup>		高温配管 (150°C以上)	良																														
施工箇所	耐火シール材			試験体形状					火災発生場所	適用箇所		判定																																																																									
		スリーブ径	配管径																																																																																		
床	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B	床	低温配管 (150°C未満)	良																																																																															
		8B <sup>※4</sup>	4B <sup>※4</sup>	天井																																																																																	
壁	FFパルク	8B	4B	床	高温配管 (150°C以上)	良																																																																															
		8B	4B	天井																																																																																	
	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B		低温配管 (150°C未満)	良																																																																															
壁		16B	12B	(注1)																																																																																	
	FFパルク	8B <sup>※4</sup>	4B <sup>※4</sup>		高温配管 (150°C以上)	良																																																																															
<p>(注1) シール材側から加熱      ※4 別紙1の写真には、耐火シール材が異なる代表的な2例を掲載</p>		<p>第3表：試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験炉</th> <th rowspan="2">耐火材</th> <th colspan="2">試験体形状</th> <th rowspan="2">加熱側</th> <th rowspan="2">適用貫通部</th> <th rowspan="2">試験結果</th> </tr> <tr> <th>スリーブ径</th> <th>配管径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">壁</td> <td>ファインフレックス BIO</td> <td>250A</td> <td>100A</td> <td>耐火材側</td> <td>端部に付属品のない貫通部</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ロスリムボード、 ファインフレックス BIO</td> <td>250A</td> <td>100A</td> <td>耐火材側</td> <td>シリコンシールを使用している貫通部</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>		試験炉	耐火材	試験体形状		加熱側	適用貫通部	試験結果	スリーブ径	配管径	壁	ファインフレックス BIO	250A	100A	耐火材側	端部に付属品のない貫通部	良	ロスリムボード、 ファインフレックス BIO	250A	100A	耐火材側	シリコンシールを使用している貫通部	良	<p>第3表：試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">耐火シール材</th> <th colspan="2">試験体形状</th> <th rowspan="2">火災発生場所</th> <th rowspan="2">適用範囲</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>スリーブ径</th> <th>配管径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>CT-18 (トスフォーム300)</td> <td>8B</td> <td>4B</td> <td>床</td> <td>低温配管 (150°C未満)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8B<sup>※4</sup></td> <td>4B<sup>※4</sup></td> <td>天井</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">壁</td> <td>FFパルク</td> <td>8B</td> <td>4B</td> <td>床</td> <td>高温配管 (150°C以上)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8B</td> <td>4B</td> <td>天井</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>CT-18 (トスフォーム300)</td> <td>8B</td> <td>4B</td> <td></td> <td>低温配管 (150°C未満)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁</td> <td></td> <td>16B</td> <td>12B</td> <td>(注1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FFパルク</td> <td>8B<sup>※4</sup></td> <td>4B<sup>※4</sup></td> <td></td> <td>高温配管 (150°C以上)</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>		施工箇所	耐火シール材	試験体形状		火災発生場所	適用範囲	判定	スリーブ径	配管径	床	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B	床	低温配管 (150°C未満)	良		8B <sup>※4</sup>	4B <sup>※4</sup>	天井			壁	FFパルク	8B	4B	床	高温配管 (150°C以上)	良		8B	4B	天井			CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B		低温配管 (150°C未満)	良	壁		16B	12B	(注1)			FFパルク	8B <sup>※4</sup>	4B <sup>※4</sup>		高温配管 (150°C以上)	良				
試験炉	耐火材	試験体形状				加熱側	適用貫通部				試験結果																																																																										
		スリーブ径	配管径																																																																																		
壁	ファインフレックス BIO	250A	100A	耐火材側	端部に付属品のない貫通部	良																																																																															
	ロスリムボード、 ファインフレックス BIO	250A	100A	耐火材側	シリコンシールを使用している貫通部	良																																																																															
施工箇所	耐火シール材	試験体形状		火災発生場所	適用範囲	判定																																																																															
		スリーブ径	配管径																																																																																		
床	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B	床	低温配管 (150°C未満)	良																																																																															
		8B <sup>※4</sup>	4B <sup>※4</sup>	天井																																																																																	
壁	FFパルク	8B	4B	床	高温配管 (150°C以上)	良																																																																															
		8B	4B	天井																																																																																	
	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B		低温配管 (150°C未満)	良																																																																															
壁		16B	12B	(注1)																																																																																	
	FFパルク	8B <sup>※4</sup>	4B <sup>※4</sup>		高温配管 (150°C以上)	良																																																																															
<p>(注1) シール材料から加熱      ※4 別紙1の写真には、耐火シール材が異なる代表的な2例を掲載</p>		<p>3.2.1.4. 配管貫通部シールの施工について</p> <p>配管貫通部の施工にあたり、断熱材の材料は、耐火試験にて用いた材料と同じロスリムボード及びファインフレックス BIO を組み合わせて施工する。ロスリムボード及びファインフレックス BIO の組合せについても耐火試験の組合せと同様に内装断熱材をロスリムボード、外装断熱材をファインフレックス BIO として設置する。</p> <p>また、遮熱性の観点から貫通配管の口径が大きくなるほど管を伝わる熱量が大きくなり熱を遮断するための耐熱材の量が多くなる。このため耐火試験では発電所内の火災区域を構成する配管貫通部の最大となる配管口径以下の代表口径を定めて口径に応じて遮熱性を有するよう断熱材寸法を定めて耐火試験を実施した。発電所にて配管に設置する断熱材は、耐火試験結果に基づき定めた断熱材の寸法以上となるよう設置することで保守的な設計とする。</p>				<p>3.2.1.4. 配管貫通部シールの施工について</p> <p>配管貫通部の施工にあたり、断熱材の材料は、耐火試験にて用いた材料と同じ CT-18 (トスフォーム300) 及び FFパルク を組み合わせて施工する。</p> <p>また、遮熱性の観点から貫通配管の口径が大きくなるほど管を伝わる熱量が大きくなり熱を遮断するための耐熱材の量が多くなる。このため耐火試験では発電所内の火災区域を構成する配管貫通部の最大となる配管口径以下の代表口径を定めて口径に応じて遮熱性を有するよう断熱材寸法を定めて耐火試験を実施した。発電所にて配管に設置する断熱材は、耐火試験結果に基づき定めた断熱材の寸法以上となるよう設置することで保守的な設計とする。</p>																																																																															

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>断熱材設置にあたっては現場の干渉物（止水のためのシール材、サポート等）により断熱材寸法が耐火試験の設計通りに設置することが困難な場合が想定される。この場合は、干渉物も含めて断熱材の内部に入り、ロスリムボードの取付けが困難な部分については、ロスリムボードの代わりにロスリムボード相当量のファインフレックスB10の寸法にて干渉物周りに取付けることで耐火性能を確保する。また、止水のためのシール材のある貫通部については、シール材に当たらない寸法でロスリムボードを加工し、その周りにロスリムボード及びファインフレックスB10を取付ける。断熱材の固定方法は耐火試験と同様の固縛方法により固定して設置する。</p> <p>断熱材としてモルタル充填を行う貫通部については、スリープ内に充填するモルタルの厚さにより耐火性を確保するため、耐火試験にて発電所内火災区域を構成する壁厚が薄い寸法モデルを代表として試験を実施し耐火性を確認している。モルタル充填の施工にあたっては耐火試験と同じモルタル材料を用い、施工時の貫通部外面に設置するシールプレート上端に設けるペント部から充填したモルタルが漏出するまで充填し、スリープと配管の隙間へ耐火性の確保に必要な厚さのモルタルが十分に充填されることを確認する。また施工後の外観検査によりモルタル充填部に隙間等の無いことを確認することで耐火試験と同等の耐火性を確保する。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊はスリープ内に断熱材を施工することから干渉物により取付けが困難となることはない</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 配管貫通部シールの相違 泊は、配管が布設された貫通部に対しモルタルを充填する貫通部シールはない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5図：断熱材施工例</p> <p>第6図：干渉物が有る場合の断熱材施工例</p> <p>第7図：断熱材（モルタル）施工例</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>配管貫通部シールの相違</li> </ul> <p>泊は、配管が布設された貫通部に対しモルタルを充填する貫通部シールはない。</p>
	<p>3.2.1.5. 消火水の溢水による安全機能への影響について</p> <p>「火災防護に係る審査基準 2.2.3(参考)」及び「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」においては、火災時に考慮する消火水系統からの放水による溢水を想定することが求められている。安全機能を有する火災区画には貫通部の耐火処理と合わせて溢水防護を行うための浸水防護設備（ブーツラバー等）が設置されている場合があるが、一部の浸水防護設備はその特性上、熱に対する耐性が100°C程度と乏しく火災時には浸水防護設備が機能喪失するケースが想定される。</p>	<p>3.2.1.5. 消火水の溢水による安全機能への影響について</p> <p>「火災防護に係る審査基準 2.2.3(参考)」及び「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」においては、火災時に考慮する消火水系統からの放水による溢水を想定することが求められている。安全機能を有する火災区画には貫通部の耐火処理と合わせて溢水防護を行うための浸水防護設備（ブーツラバー等）が設置されている場合があるが、一部の浸水防護設備はその特性上、熱に対する耐性が100°C程度と乏しく火災時には浸水防護設備が機能喪失するケースが想定される。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> </ul> <p>(女川実績の反映：着色せず)</p>

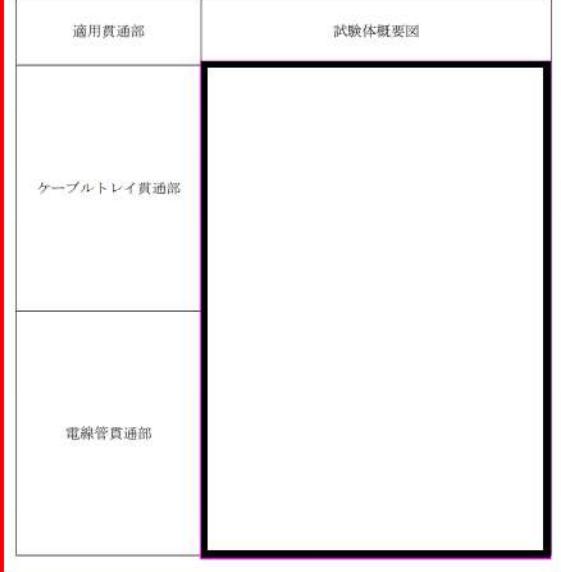
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

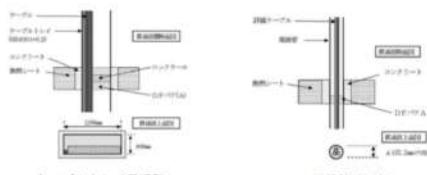
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>これに対して、設置許可基準規則第九条「溢水による損傷の防止等」に関する評価の中で、火災発生区画内の溢水防護機能の喪失並びに保守的な消火水量の使用を想定し、隣接区画の安全機能への影響評価を行い、火災区画の消火手順を含めた対策を検討した結果、以下のとおりの対策を行う。</p> <p>① 安全機能を有する火災区画に対しては、ガス消火による固定式消火設備を設置することにより、消火水による消火活動を不要とする設計とする。</p> <p>② 安全機能を有している火災区画であって特に可燃物量が少なく、いずれも金属の筐体や電線管で覆われている等の大規模な火災や煙の発生は考えにくい火災区画については、固定式消火設備を設けずとも消火器による消火活動が可能であることから、消火器による消火を行い、消火水による消火活動を不要とする設計とする。</p> <p>③ 安全機能を有しないその他の火災区画については、消火水を使用した消火活動を想定して、評価及び対策を行う。評価の結果、溢水評価ガイドの要求を満足しない場合には、消火水の溢水経路となる貫通部について、耐火材の追加設置等を行い、消火までの間、止水機能が維持され、安全機能を有する設備に影響を及ぼすことがない設計とする。</p>	<p>これに対して、設置許可基準規則第九条「溢水による損傷の防止等」に関する評価の中で、火災発生区画内の溢水防護機能の喪失並びに保守的な消火水量の使用を想定し、隣接区画の安全機能への影響評価を行い、火災区画の消火手順を含めた対策を検討した結果、以下のとおりの対策を行う。</p> <p>① 安全機能を有する火災区画に対しては、ガス消火による固定式消火設備を設置することにより、消火水による消火活動を不要とする設計とする。</p> <p>② 安全機能を有している火災区画であって特に可燃物量が少なく、いずれも金属の筐体や電線管で覆われている等の大規模な火災や煙の発生は考えにくい火災区画については、固定式消火設備を設けずとも消火器による消火活動が可能であることから、消火器による消火を行い、消火水による消火活動を不要とする設計とする。</p> <p>③ 安全機能を有しないその他の火災区画については、消火水を使用した消火活動を想定して、評価及び対策を行う。評価の結果、溢水評価ガイドの要求を満足しない場合には、消火水の溢水経路となる貫通部について、耐火材の追加設置等を行い、消火までの間、止水機能が維持され、安全機能を有する設備に影響を及ぼすことがない設計とする。</p>	<p>【女川】 ■記載表現の相違 【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>
b. ケーブルトレイ及び電線管貫通部シールについて ア. 試験体の仕様 ケーブルトレイ及び電線管貫通部の試験体は、実機のケーブル貫通部の仕様を包絡する以下のケーブルトレイ及び電線管貫通部を選定する。	<p>3.2.2. ケーブルトレイ及び電線管貫通部の火災耐久試験 3.2.2.1. ケーブルトレイ及び電線管貫通部の試験体の選定 ケーブルトレイ貫通部及び電線管貫通部の試験体の仕様は、女川原子力発電所2号炉において3時間耐火処理が要求されるケーブルトレイ貫通部及び電線管貫通部の構造を全て抽出し、貫通部のタイプに応じて以下を選定している。</p>	<p>3.2.2. ケーブルトレイ及び電線管貫通部の火災耐久試験 3.2.2.1. ケーブルトレイ及び電線管貫通部の試験体の選定 ケーブルトレイ貫通部及び電線管貫通部の試験体の仕様は、泊発電所3号炉において3時間耐火処理が要求されるケーブルトレイ貫通部及び電線管貫通部の構造をすべて抽出し、貫通部のタイプに応じて以下を選定している。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) ■設備名称の相違 ■記載表現の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
仕様	ケーブルトレイ	電線管			
開口部寸法	1200 mm × 400 mm	Φ155.2 mm			
貫通部シール材	DFパテ（両端）+ ロックワール（中間）	DFパテ			
ケーブル占積率	40%	30%			
イ. 試験方法 図2で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、試験体が表1に示す遮炎性の判定基準を満たすことを確認する。	3.2.2.2. 試験方法・判定基準 第3図で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、非加熱面が第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。	第4表：ケーブルトレイ貫通部及び電線管貫通部の試験体仕様 	第4表：ケーブルトレイ貫通部及び電線管貫通部の試験体仕様 	 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	【女川】 ■設計の相違 貫通部シールの相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 ケーブルトレイ貫通部	 ケーブルトレイ貫通部 電線管貫通部	 第5図：ケーブルトレイ貫通部及び電線管貫通部の試験概要図	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>■ 貫通部シールの相違</li> </ul> <p>■ 桁囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

## ウ. 試験結果

表2-2に結果を示す。いずれの試験ケースも非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎のとおるき裂等の損傷がなく、建設基準法に基づく耐火性能試験の判定基準を満足していることからケーブルトレイ及び電線管貫通部シールは耐火性能を有している。

表2-2 試験結果

試験体	ケーブルトレイ	電線管
試験結果	良	良

## 3.2.2.3. 試験結果

第5表に試験結果を示す。いずれの試験ケースも非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎の通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足していることから、貫通部シールは3時間の耐火性能を有している。また、試験前後の写真を別紙1に示す。

第5表：ケーブルトレイ貫通部及び電線管貫通部の試験結果

種類	試験炉	貫通部シール材	開口部寸法	判定
ケーブルトレイ	壁			良
				良
電線管	壁			良
				良

## 3.2.2.3. 試験結果

第5表に試験結果を示す。いずれの試験ケースも非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎の通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足していることから、貫通部シールは3時間の耐火性能を有している。また、試験前後の写真を別紙1に示す。

第5表：ケーブルトレイ貫通部及び電線管貫通部の試験結果

仕様	試験炉	貫通部シール材	開口部寸法	判定
ケーブルトレイ	壁			良
				良
電線管	壁			良
				良

## 【大飯】

- 記載方針の相違
- （女川実績の反映）

## 【女川】

- 設計の相違
- 貫通部シールの相違

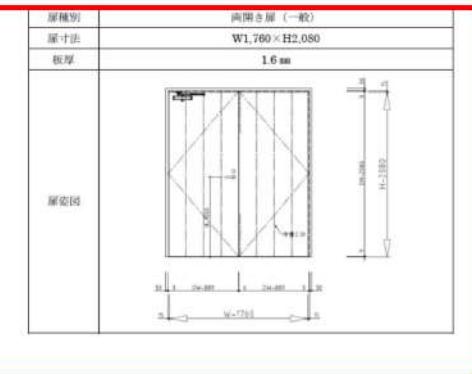
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<p>3.2.2.4. ケーブルトレイ・電線管配管貫通部シールの施工について ケーブルトレイ・電線管貫通部の施工にあたり、耐火性能を維持するため耐火試験体と同厚さ以上の耐火材（鉄板、ロックウール、耐火ボード、ケイ酸カルシウム板、難燃性パテ（エフシールE）等）を設置するよう管理を行う。 難燃性パテについては、封入時に電線管内部の目視確認が困難となることから、ケーブルトレイ・電線管のサイズに応じて封入量の重量管理を行う。電線管の貫通部処理における難燃性パテの封入量の管理方法を第9図に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>第9図：電線管貫通部処理時の管理方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>質量(g)</th> <th>呼び径</th> <th>質量(g)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>C19</td><td>40</td><td>G22</td><td>60</td></tr> <tr><td>C25</td><td>60</td><td>G38</td><td>100</td></tr> <tr><td>C31</td><td>100</td><td>G96</td><td>170</td></tr> <tr><td>C38</td><td>150</td><td>G42</td><td>220</td></tr> <tr><td>C41</td><td>280</td><td>G54</td><td>350</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>G70</td><td>580</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>G82</td><td>810</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>G92</td><td>1060</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>G104</td><td>1360</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>3.2.3. 計装配管貫通部の火災耐久試験 3.2.3.1. 計装配管貫通部の試験体の選定 計装配管貫通部の試験体の仕様は、女川原子力発電所2号炉の計装配管貫通部の仕様を考慮し、貫通部のタイプに応じて第6表のとおり試験体を選定する。</p>	呼び径	質量(g)	呼び径	質量(g)	C19	40	G22	60	C25	60	G38	100	C31	100	G96	170	C38	150	G42	220	C41	280	G54	350			G70	580			G82	810			G92	1060			G104	1360	<p>3.2.2.4. ケーブルトレイ・電線管配管貫通部シールの施工について ケーブルトレイ・電線管貫通部の施工にあたり、耐火性能を維持するため耐火試験体と同厚さ以上の耐火材（鉄板、ロックウール、断熱シート、難燃性パテ（DFパテ）等）を設置するよう管理を行う。 難燃性パテについては、封入時に電線管内部の目視確認が困難となることから、ケーブルトレイ・電線管のサイズに応じて封入量の重量管理を行う。電線管の貫通部処理における難燃性パテの封入量の管理方法を第6図に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>第6図：電線管貫通部処理時の管理方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>質量(g)</th> <th>呼び径</th> <th>質量(g)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>C19</td><td>40</td><td>G22</td><td>60</td></tr> <tr><td>C25</td><td>60</td><td>G38</td><td>100</td></tr> <tr><td>C31</td><td>100</td><td>G96</td><td>170</td></tr> <tr><td>C38</td><td>150</td><td>G42</td><td>220</td></tr> <tr><td>C41</td><td>280</td><td>G54</td><td>350</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>G70</td><td>580</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>G82</td><td>810</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>G92</td><td>1060</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>G104</td><td>1360</td></tr> </tbody> </table> </div>	呼び径	質量(g)	呼び径	質量(g)	C19	40	G22	60	C25	60	G38	100	C31	100	G96	170	C38	150	G42	220	C41	280	G54	350			G70	580			G82	810			G92	1060			G104	1360	<p>【女川】 ■設計の相違 耐火材の相違 ■設計の相違 電線管貫通部内難燃性パテの管理の相違 【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映: 着色せず)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 電線管貫通部内難燃性パテの管理の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊の計装配管貫通部シールは配管貫通部シールに含まれるため貫通部シール設計の相違</p>
呼び径	質量(g)	呼び径	質量(g)																																																																																
C19	40	G22	60																																																																																
C25	60	G38	100																																																																																
C31	100	G96	170																																																																																
C38	150	G42	220																																																																																
C41	280	G54	350																																																																																
		G70	580																																																																																
		G82	810																																																																																
		G92	1060																																																																																
		G104	1360																																																																																
呼び径	質量(g)	呼び径	質量(g)																																																																																
C19	40	G22	60																																																																																
C25	60	G38	100																																																																																
C31	100	G96	170																																																																																
C38	150	G42	220																																																																																
C41	280	G54	350																																																																																
		G70	580																																																																																
		G82	810																																																																																
		G92	1060																																																																																
		G104	1360																																																																																

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>第6表：計装配管貫通部の試験体仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>適用貫通部</th> <th>試験体概略図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>スリーブ内の両端部にモルタルを充填している貫通部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>スリーブ内の全てにモルタルを充填している貫通部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2.3.2. 試験方法・判定基準          第3図で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、非加熱面が第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。</p> <p>第10回 計装配管貫通部の試験概要図</p>	施工箇所	適用貫通部	試験体概略図	壁	スリーブ内の両端部にモルタルを充填している貫通部		壁	スリーブ内の全てにモルタルを充填している貫通部			<p>【女川】</p> <p>■設計の相違          泊の計装配管貫通部シールは配管貫通部シールに含まれるため貫通部シール設計の相違</p>
施工箇所	適用貫通部	試験体概略図										
壁	スリーブ内の両端部にモルタルを充填している貫通部											
壁	スリーブ内の全てにモルタルを充填している貫通部											

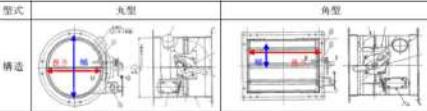
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p><b>3.2.3.3. 試験結果</b></p> <p>第7表に試験結果を示す。いずれの試験ケースも非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎の通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足していることから、貫通部シールは3時間の耐火性能を有している。また、試験前後の写真を別紙1に示す。</p> <p>第7表：計装配管貫通部の試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験用</th> <th rowspan="2">耐火材</th> <th colspan="3">試験体形状</th> <th rowspan="2">適用貫通部</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>スリーブ径</th> <th>配管径</th> <th>配管本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>スリーブ内の両端部にモルタルを充填している貫通部</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>スリーブ内の全てにモルタルを充填している貫通部</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>	試験用	耐火材	試験体形状			適用貫通部	判定	スリーブ径	配管径	配管本数	標準				スリーブ内の両端部にモルタルを充填している貫通部	良					スリーブ内の全てにモルタルを充填している貫通部	良		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊の計装配管貫通部シールは配管貫通部シールに含まれるため貫通部シール設計の相違</p>		
試験用	耐火材			試験体形状					適用貫通部	判定																	
		スリーブ径	配管径	配管本数																							
標準				スリーブ内の両端部にモルタルを充填している貫通部	良																						
				スリーブ内の全てにモルタルを充填している貫通部	良																						
<p>③ 防火扉の耐火性能について</p> <p>火災区域を構成する防火扉について「3時間の耐火性能」を有していることを、実証試験にて確認した結果を以下に示す。</p> <p>ア. 試験体の選定</p> <p>試験体は、火災区域境界に用いられる防火扉の仕様を考慮し、以下の通り選定している。</p> 	<p><b>3.3. 防火扉の火災耐久試験</b></p> <p>女川原子力発電所2号炉における火災区域又は火災区画を構成する防火扉について、3時間の耐火性能を有していることを、火災耐久試験にて確認した結果を以下に示す。</p> <p>なお、今後の火災耐久試験により3時間以上の耐火性能を有することが確認された防火扉についても、火災区域又は火災区画を構成する防火扉に使用する。</p> <p><b>3.3.1. 試験体の選定</b></p> <p>試験体の仕様は、女川原子力発電所2号炉の火災区域境界に用いられる防火扉の仕様を考慮し、第8表に示す防火扉を選定する。</p> <p>第8表：防火扉の試験体仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験用</th> <th>両開き扉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法</td> <td>W1,920mm × H2,542mm</td> </tr> <tr> <td>板厚</td> <td>1.6mm</td> </tr> <tr> <td>扉姿図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験用	両開き扉	寸法	W1,920mm × H2,542mm	板厚	1.6mm	扉姿図		<p>3.3. 防火扉の火災耐久試験</p> <p>泊発電所3号炉における火災区域又は火災区画を構成する防火扉について、3時間の耐火性能を有していることを火災耐久試験にて確認した結果を以下に示す。</p> <p>なお、今後の火災耐久試験により3時間以上の耐火性能を有することが確認された防火扉についても、火災区域又は火災区画を構成する防火扉に使用する。</p> <p>3.3.1. 試験体の選定</p> <p>試験体の仕様は、泊発電所3号炉の火災区域境界に用いられる防火扉の仕様を考慮し、第6表に示す防火扉を選定する。</p> <p>第6表：防火扉の試験体仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扉種別</th> <th>両開き扉(一般)</th> <th>両開き扉(ガラリ付)</th> <th>両開き扉(欄間パネル付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法</td> <td>W1,800 × H2,045</td> <td>W1,800 × H2,071</td> <td>W2,700 × H2,975</td> </tr> <tr> <td>板厚</td> <td>1.6 mm</td> <td>1.6 mm</td> <td>1.6 mm</td> </tr> <tr> <td>扉姿図</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	扉種別	両開き扉(一般)	両開き扉(ガラリ付)	両開き扉(欄間パネル付)	寸法	W1,800 × H2,045	W1,800 × H2,071	W2,700 × H2,975	板厚	1.6 mm	1.6 mm	1.6 mm	扉姿図				<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川、大飯】</p> <p>■設計の相違 使用する防火扉の相違</p>
試験用	両開き扉																										
寸法	W1,920mm × H2,542mm																										
板厚	1.6mm																										
扉姿図																											
扉種別	両開き扉(一般)	両開き扉(ガラリ付)	両開き扉(欄間パネル付)																								
寸法	W1,800 × H2,045	W1,800 × H2,071	W2,700 × H2,975																								
板厚	1.6 mm	1.6 mm	1.6 mm																								
扉姿図																											

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
イ. 試験方法 図2で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、 <b>非加熱面が表1に示す判定基準を満たすことを確認する。</b>	3.3.2. 試験方法・判定基準 第3図で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。	3.3.2. 試験方法・判定基準 第3図で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)												
ウ. 試験結果 表2-3に試験結果を示す。試験により非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎の通るき裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく耐火性能試験の判定基準を満足していることから、防火扉は3時間の耐火性能を有している。また、試験前後の写真については、別紙1を参照。	3.3.3. 試験結果 女川原子力発電所2号炉における防火扉は、試験の結果3時間耐火性能を有することが確認された。なお、ドアクローザーについては、耐火試験により3時間の耐火性能を有することを確認したドアクローザーに交換を行う。 試験前後の写真を別紙1に示す。	3.3.3. 試験結果 第7表に試験結果を示す。泊発電所3号炉における防火扉は、試験の結果3時間耐火性能を有することが確認された。なお、ドアクローザーについては、耐火試験により3時間の耐火性能を有することを確認したドアクローザーに交換を行う。 試験前後の写真を別紙1に示す。	【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映) 【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映)												
表2-3 試験結果 <table border="1"><tr><th>扉種別</th><th>両開き（一般）</th></tr><tr><td>試験結果</td><td>良</td></tr></table>	扉種別	両開き（一般）	試験結果	良		第7表:試験結果 <table border="1"><tr><th>扉種別</th><th>両開き扉(一般)</th><th>両開き扉(ガラリ付)</th><th>両開き扉(欄間パネル付)</th></tr><tr><td>試験結果</td><td>良</td><td>良</td><td>良</td></tr></table>	扉種別	両開き扉(一般)	両開き扉(ガラリ付)	両開き扉(欄間パネル付)	試験結果	良	良	良	【大飯】 ■設計の相違 使用する防火扉の相違 【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
扉種別	両開き（一般）														
試験結果	良														
扉種別	両開き扉(一般)	両開き扉(ガラリ付)	両開き扉(欄間パネル付)												
試験結果	良	良	良												
④ 防火ダンバの耐火性能について 火災区域を構成する防火ダンバについて「3時間の耐火性能」を有していることを、 <b>実証試験にて確認した結果を以下に示す。</b>	3.4. 防火ダンバの火災耐久試験 女川原子力発電所2号炉における火災区域又は火災区画を構成する防火ダンバについて「3時間の耐火性能」を有していることを、火災耐久試験にて確認した結果を以下に示す。 なお、今後の火災耐久試験により3時間以上の耐火性能を有することが確認された防火ダンバについても、火災区域又は火災区画を構成する防火ダンバに使用する。	3.4. 防火ダンバの火災耐久試験 泊発電所3号炉における火災区域又は火災区画を構成する防火ダンバについて「3時間の耐火性能」を有していることを火災耐久試験にて確認した結果を以下に示す。 なお、今後の火災耐久試験により3時間以上の耐火性能を有することが確認された防火ダンバについても、火災区域又は火災区画を構成する防火ダンバに使用する。	【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)												
ア. 試験体の選定 試験体は、 <b>実機で設置している</b> 防火ダンバの仕様を包絡する以下の代表的な防火ダンバを選定している。	3.4.1. 防火ダンバの試験体の選定 試験体の仕様は、女川原子力発電所2号炉に設置される防火ダンバの仕様を考慮し、第11図に示す防火ダンバを選定する。	3.4.1. 防火ダンバの試験体の選定 試験体の仕様は、泊発電所3号炉に設置される防火ダンバの仕様を包絡する以下の代表的な防火ダンバを選定している。	【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映)												

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>丸型※</td><td>角型※</td><td>各型式を包絡</td></tr> <tr> <td>板厚</td><td>1.6 mm／2.3 mm</td><td>1.6 mm／2.3 mm</td><td>実機の 防火ダンパ板厚</td></tr> <tr> <td>羽根長さ</td><td>430 mm</td><td>1000 mm</td><td>最も剛性の低い 最大長</td></tr> <tr> <td>羽根幅</td><td>430 mm</td><td>151 mm, 208 mm (混合)</td><td>角型は最大／最小 羽根幅を包絡</td></tr> <tr> <td>ダンバサイズ</td><td>Φ455 mm</td><td>2,061 mm×858 mm (中央分割)</td><td>角型は分割構造を 考慮</td></tr> </table> <p>※ 5 丸型及び角型ダンパの構造は次の通り。</p> 	型式	丸型※	角型※	各型式を包絡	板厚	1.6 mm／2.3 mm	1.6 mm／2.3 mm	実機の 防火ダンパ板厚	羽根長さ	430 mm	1000 mm	最も剛性の低い 最大長	羽根幅	430 mm	151 mm, 208 mm (混合)	角型は最大／最小 羽根幅を包絡	ダンバサイズ	Φ455 mm	2,061 mm×858 mm (中央分割)	角型は分割構造を 考慮	<p>第11図：防火ダンパ試験概要図</p> 	<p>第8表：防火ダンパの試験体仕様</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>丸型※</td><td>角型※</td><td>各型式を包絡</td></tr> <tr> <td>板厚</td><td>1.6 mm／2.3 mm</td><td>1.6 mm／2.3 mm</td><td>当該プラントの 防火ダンパ板厚</td></tr> <tr> <td>羽根長さ</td><td>430 mm</td><td>1,000 mm</td><td>最も剛性の低い 最大長</td></tr> <tr> <td>羽根幅</td><td>430 mm</td><td>151 mm, 208 mm (混合)</td><td>角型は最大／最小 羽根幅を包絡</td></tr> <tr> <td>ダンバサイズ</td><td>Φ455 mm</td><td>2,061 mm×858 mm (中央分割)</td><td>角型は分割構造を 考慮</td></tr> </table>	型式	丸型※	角型※	各型式を包絡	板厚	1.6 mm／2.3 mm	1.6 mm／2.3 mm	当該プラントの 防火ダンパ板厚	羽根長さ	430 mm	1,000 mm	最も剛性の低い 最大長	羽根幅	430 mm	151 mm, 208 mm (混合)	角型は最大／最小 羽根幅を包絡	ダンバサイズ	Φ455 mm	2,061 mm×858 mm (中央分割)	角型は分割構造を 考慮	<p>【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映)</p>
型式	丸型※	角型※	各型式を包絡																																								
板厚	1.6 mm／2.3 mm	1.6 mm／2.3 mm	実機の 防火ダンパ板厚																																								
羽根長さ	430 mm	1000 mm	最も剛性の低い 最大長																																								
羽根幅	430 mm	151 mm, 208 mm (混合)	角型は最大／最小 羽根幅を包絡																																								
ダンバサイズ	Φ455 mm	2,061 mm×858 mm (中央分割)	角型は分割構造を 考慮																																								
型式	丸型※	角型※	各型式を包絡																																								
板厚	1.6 mm／2.3 mm	1.6 mm／2.3 mm	当該プラントの 防火ダンパ板厚																																								
羽根長さ	430 mm	1,000 mm	最も剛性の低い 最大長																																								
羽根幅	430 mm	151 mm, 208 mm (混合)	角型は最大／最小 羽根幅を包絡																																								
ダンバサイズ	Φ455 mm	2,061 mm×858 mm (中央分割)	角型は分割構造を 考慮																																								
<p>イ. 試験方法</p> <p>図2で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、非加熱面が表1に示す判定基準を満たすことを確認する。</p> <p>ウ. 試験結果</p> <p>表2-4に試験結果を示す。いずれの試験ケースも非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎の通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく耐火性能試験の判定基準を満足していることから、防火ダンパは3時間の耐火性能を有している。</p> <p>また、試験前後の写真については、別紙1を参照</p>	<p>3.4.2. 試験方法・判定基準</p> <p>第3図で示す加熱曲線で片面ずつ加熱し、非加熱面側が第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。</p> <p>3.4.3. 試験結果</p> <p>第9表に試験結果を示す。いずれの試験ケースも非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎の通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足していることから、防火ダンパは3時間の耐火性能を有している。また、試験前後の写真を別紙1に示す。</p>	<p>3.4.2. 試験方法・判定基準</p> <p>第3図で示す加熱曲線で片面ずつ加熱し、非加熱面側が第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。</p> <p>3.4.3. 試験結果</p> <p>第9表に試験結果を示す。いずれの試験ケースも非加熱面側への火炎の噴出、発炎、火炎の通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足していることから、防火ダンパは3時間の耐火性能を有している。また、試験前後の写真を別紙1に示す。</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違</p>																																								
<p>表2-4 試験結果</p> <table border="1"> <tr> <td>試験体</td><td>丸型ダンパ</td><td>角型ダンパ</td></tr> <tr> <td>試験結果</td><td>良</td><td>良</td></tr> </table>	試験体	丸型ダンパ	角型ダンパ	試験結果	良	良	<p>第9表：防火ダンパ試験結果</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">試験体</th><th colspan="2">試験体形状</th><th rowspan="2">判定</th></tr> <tr> <th>板厚</th><th>ダンバサイズ</th></tr> <tr> <td>角型ダンパ</td><td></td><td></td><td>良</td></tr> </table>	試験体	試験体形状		判定	板厚	ダンバサイズ	角型ダンパ			良	<p>第9表：防火ダンパ試験結果</p> <table border="1"> <tr> <th>試験体</th><th>丸型ダンパ</th><th>角型ダンパ</th></tr> <tr> <td>試験結果</td><td>良</td><td>良</td></tr> </table>	試験体	丸型ダンパ	角型ダンパ	試験結果	良	良	<p>【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映：着色せず)</p>																		
試験体	丸型ダンパ	角型ダンパ																																									
試験結果	良	良																																									
試験体	試験体形状		判定																																								
	板厚	ダンバサイズ																																									
角型ダンパ			良																																								
試験体	丸型ダンパ	角型ダンパ																																									
試験結果	良	良																																									
	<p>3.5. 耐火隔壁の火災耐久試験</p> <p>3.5.1. 試験体の選定</p> <p>耐火隔壁は、女川原子力発電所2号炉の火災防護対象設備に応じて適するものを選定し、第10表に示す仕様としている。試験体の概要を第12図に示す。</p>	<p>3.5. 耐火隔壁の火災耐久試験</p> <p>3.5.1. 試験体の選定</p> <p>耐火隔壁は、泊発電所3号炉の火災防護対象設備に応じて適するものを選定し、第10表に示す仕様としている。試験体の概要を第8図に示す。</p>	<p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p>																																								

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>第10表：試験体となる耐火隔壁の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">耐火隔壁</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災防護 対象設備</td> <td>計装品 (現場制御盤)</td> <td>計装品 (計装ラック)</td> <td>計装品 (計装ラック)</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>3.5.2. 耐火隔壁の試験方法・判定基準</p> <p>第3図で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、非加熱面が第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。</p> <p>a. 耐火隔壁(1)</p> <p>b. 耐火隔壁(2)</p> <p>c. 耐火隔壁(3)</p> <p>第12図：耐火隔壁の耐火試験体</p>		耐火隔壁				(1)	(2)	(3)	火災防護 対象設備	計装品 (現場制御盤)	計装品 (計装ラック)	計装品 (計装ラック)	材料				<p>第10表：試験体となる耐火隔壁の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>耐火隔壁</th> </tr> <tr> <th>火災防護 対象設備</th> <td>ケーブル</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td></td> </tr> </thead> </table> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>3.5.2. 耐火隔壁の試験方法・判定基準</p> <p>第3図で示す加熱曲線で片面を加熱した場合に、非加熱面が第1表に示す判定基準を満たすことを確認する。</p> <p>第8図：耐火隔壁の耐火試験体</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		耐火隔壁	火災防護 対象設備	ケーブル	材料		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>耐火隔壁による防護対象の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> <li>(女川実績の反映:着色せず)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>使用する耐火隔壁の部材の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> <li>(女川実績の反映:着色せず)</li> </ul>
	耐火隔壁																								
	(1)	(2)	(3)																						
火災防護 対象設備	計装品 (現場制御盤)	計装品 (計装ラック)	計装品 (計装ラック)																						
材料																									
	耐火隔壁																								
火災防護 対象設備	ケーブル																								
材料																									

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>3.5.3. 試験結果</p> <p>第11表に試験結果を示す。いずれの試験ケースにも非加熱面側への火災の噴出、発炎、火災の通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足していることから、耐火隔壁は3時間の耐火性能を有している。試験前後の写真を別紙1に示す。</p> <table border="1" data-bbox="729 389 1313 643"> <caption>第11表：耐火隔壁の試験結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験体</th> <th colspan="3">耐火隔壁</th> </tr> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">判定基準</td> <td>非加熱面側へ10秒を超えて継続する炎の噴出がないこと</td> <td>良</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側へ10秒を超えて継続する発炎がないこと</td> <td>良</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>火災が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと</td> <td>良</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>合格</td> <td>合格</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table>	試験体	耐火隔壁			(1)	(2)	(3)	判定基準	非加熱面側へ10秒を超えて継続する炎の噴出がないこと	良	良	良	非加熱面側へ10秒を超えて継続する発炎がないこと	良	良	良	火災が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと	良	良	良	試験結果	合格	合格	合格	<p>3.5.3. 試験結果</p> <p>第11表に試験結果を示す。非加熱面側への火災の噴出、発炎、火災の通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足していることから、耐火隔壁は3時間の耐火性能を有している。試験前後の写真を別紙1に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1358 389 1920 722"> <caption>表11表：耐火隔壁の試験結果</caption> <thead> <tr> <th>試験体</th> <th>耐火隔壁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">判定基準</td> <td>非加熱面側へ10秒を超えて継続する炎の噴出がないこと</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側へ10秒を超えて継続する発炎がないこと</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>火災が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table>	試験体	耐火隔壁	判定基準	非加熱面側へ10秒を超えて継続する炎の噴出がないこと	良	非加熱面側へ10秒を超えて継続する発炎がないこと	良	火災が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと	良	試験結果	合格	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>試験体の数の違い</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> <li>（女川実績の反映：着色せず）</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>機器に対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</li> </ul>
試験体	耐火隔壁																																					
	(1)	(2)	(3)																																			
判定基準	非加熱面側へ10秒を超えて継続する炎の噴出がないこと	良	良	良																																		
	非加熱面側へ10秒を超えて継続する発炎がないこと	良	良	良																																		
	火災が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと	良	良	良																																		
試験結果	合格	合格	合格																																			
試験体	耐火隔壁																																					
判定基準	非加熱面側へ10秒を超えて継続する炎の噴出がないこと	良																																				
	非加熱面側へ10秒を超えて継続する発炎がないこと	良																																				
	火災が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと	良																																				
試験結果	合格																																					

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第13図：電動弁駆動部耐火ラッピングの耐火試験体		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>機器に対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

## 3.6.2. 耐火ラッピングの試験方法・判定基準

第3図で示す加熱曲線で3時間加熱した際に第1表の判定基準を満足することを確認する。また、3時間加熱後に電動弁駆動部の作動確認を行い、動作可能であることを判定基準とする。

## 3.6.3. 試験結果

第12表に試験結果を示す。非加熱面側への火炎が通る亀裂等の発生はなく建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足し、また、駆動部も動作可能であることから、電動弁駆動部耐火ラッピングは3時間の耐火性能を有している。試験前後の写真を別紙1に示す。

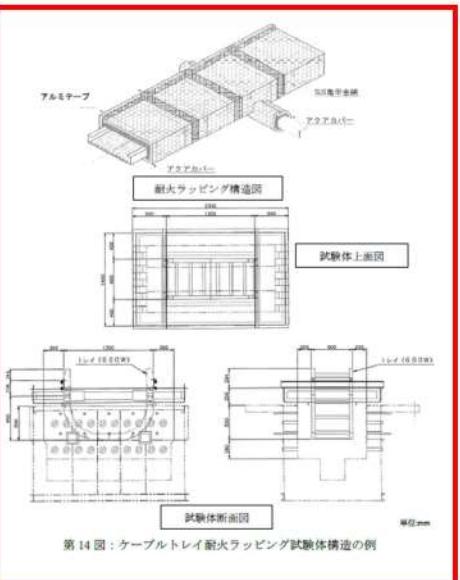
第12表：電動弁駆動部耐火ラッピングの試験結果		
	試験体	試験結果
判定基準	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと	良
	非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと	良 <sup>※1</sup>
	非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと	良 <sup>※1</sup>
	電動弁駆動部が動作可能であること	良
試験結果		合格

※1：耐火試験後の電動弁駆動部表面の損傷状態、内部の測定値を確認し試験結果「良」と判定した。

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>4. ケーブルトレイ耐火ラッピングの3時間耐火性能について 女川原子力発電所2号炉における火災防護対象機器の系統分離のために、ケーブルトレイ等に施工する耐火ラッピングに適用する耐火被覆材（耐火ラッピング）について「3時間耐火性能」を有していることを、火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p> <p>4.1. 試験概要 ケーブルトレイに適用する耐火ラッピングの3時間の耐火性能試験を実施した。</p> <p>4.1.1. 試験方法・判定基準 第3図で示す加熱曲線で3時間加熱した際に、REGULATORY GUIDE1.189Rev.2 : Appendix C 及び ASTM E226に基づき、第13表の耐火性の判定基準を満足することを確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第13表：耐火ラッピングの耐火性の判定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>耐火性の確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定基準</td> <td>           ①耐火被覆材の非加熱面側の温度上昇値が平均で139K、最大で181Kを超えないこと。            ②火災耐久試験及びその後の放水試験においてケーブルトレイが露出する開口が生じないこと。         </td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>4.2. 火災耐久試験について 4.2.1. 試験体の選定について 耐火ラッピングの試験体構造の例を第14図に示す。火災耐久試験の試験体の仕様は、女川原子力発電所2号炉に設置されるケーブルトレイの仕様を考慮し、次の耐火ラッピングの試験体を選定した。</p>	項目	耐火性の確認	判定基準	①耐火被覆材の非加熱面側の温度上昇値が平均で139K、最大で181Kを超えないこと。 ②火災耐久試験及びその後の放水試験においてケーブルトレイが露出する開口が生じないこと。		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
項目	耐火性の確認						
判定基準	①耐火被覆材の非加熱面側の温度上昇値が平均で139K、最大で181Kを超えないこと。 ②火災耐久試験及びその後の放水試験においてケーブルトレイが露出する開口が生じないこと。						

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第14図：ケーブルトレイ耐火ラッピング試験体構造の例		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

## 4.2.2. 試験結果

第14表に試験結果を示す。非加熱面の温度上昇値が判定基準値以内であり、放水試験にも合格していることから3時間の耐火性能を有している。試験前後の写真を別紙2に示す。

第14表：耐火ラッピングの火災耐久試験の結果

試験体	非加熱面 温度上昇	放水試験結果
ケーブルトレイ (W600mm)	良	良

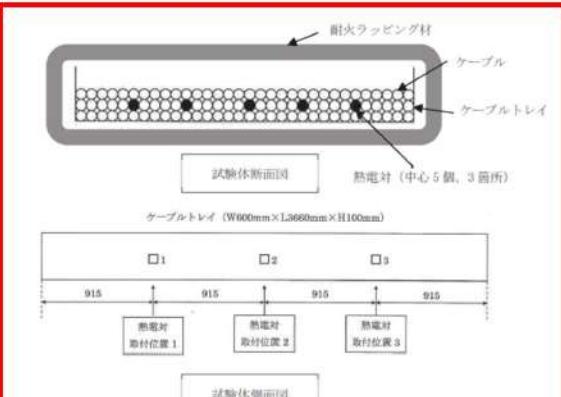
## 5. ケーブルトレイ耐火ラッピング施工時の許容電流について

女川原子力発電所2号炉では、耐火ラッピング施工による異常過熱等の発生を防止するために、ケーブルに通電可能な最大電流（以下、「許容電流」という。）に管理基準を設定している。また、女川原子力発電所2号炉におけるケーブル敷設状態を模擬した試験体を用いて、通電試験を実施し、上記の管理基準が妥当であることを確認した。その詳細を以下に示す。

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>5.1. 許容電流低減率の評価</b></p> <p>女川原子力発電所2号炉に使用する耐火ラッピングは、IEEE Std 848-1996を参照した評価試験を実施し確認している。耐火ラッピング施工後の許容電流低減率(ADF)は、以下のように定義されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>許容電流低減率(ADF)</p> <math display="block">ADF = \frac{(I_o - I_f)}{I_o} \times 100 (\%)</math> <p><i>I<sub>o</sub></i> : 耐火被覆材なしの場合における導体温度90°Cとなる電流値 [A]  <i>I<sub>f</sub></i> : 耐火被覆材ありの場合における導体温度90°Cとなる電流値 [A]</p> </div> <p>第15図に示すように、ケーブルの設計値としての許容電流は、空中一条敷設時の許容電流に相当し、ケーブル多条敷設や耐火ラッピング施工により影響を受け低減される。耐火ラッピング施工により生じる許容電流低減率(ADF)が大きいほど、ケーブルの許容電流は小さくなる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>The diagram illustrates the relationship between the arrangement method and the reduction factor of the permissible current (ADF). It shows three horizontal bars representing different arrangements: '空中一条敷設' (Single-layer overhead), '多条敷設' (Multi-layer), and '耐火被覆材施工時' (When fire-resistant insulation is applied). The top bar is labeled '100%' and has an upward arrow labeled '許容電流' (Permissible Current). The middle bar is also labeled '許容電流' and has an upward arrow. The bottom bar is labeled 'ADF' and has a downward arrow labeled '許容電流'.</p> <p>第15図 ケーブル許容電流と許容電流低減率</p> </div> <p><b>5.1.1. 試験体</b></p> <p>許容電流低減率(ADF)の評価に使用した試験体構造の例を第16図に示す。また、試験体は第15表に示す仕様を選定している。</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</li> </ul>

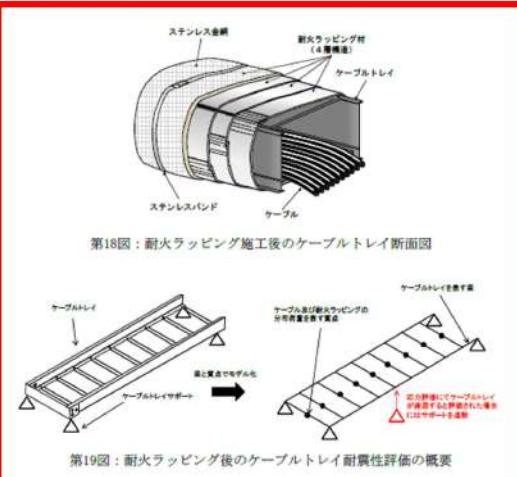
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	 <p>第16図 許容電流低減率(ADF)の評価用試験体の構造の例</p> <table border="1"> <caption>第15表 許容電流低減率(ADF)の評価用試験体の仕様</caption> <thead> <tr> <th>試験体</th> <th>サイズ</th> <th>ケーブル条数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケーブルトレイ</td> <td>W600mm</td> <td>96条</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.1.2. 評価結果      第16表に評価結果を示す。耐火ラッピング施工に伴うケーブルの許容電流低減率(ADF)は□であった。</p> <table border="1"> <caption>第16表 耐火ラッピングの許容電流低減率(ADF)の評価結果</caption> <thead> <tr> <th>試験体</th> <th>サイズ</th> <th>条数</th> <th>許容電流低減率(ADF)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケーブルトレイ</td> <td>W600mm</td> <td>96条</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.2. 許容電流の管理基準      女川原子力発電所2号炉におけるケーブル許容電流の管理基準の概要を第17図に示す。</p>	試験体	サイズ	ケーブル条数	ケーブルトレイ	W600mm	96条	試験体	サイズ	条数	許容電流低減率(ADF)	ケーブルトレイ	W600mm	96条	□	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違      ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
試験体	サイズ	ケーブル条数														
ケーブルトレイ	W600mm	96条														
試験体	サイズ	条数	許容電流低減率(ADF)													
ケーブルトレイ	W600mm	96条	□													

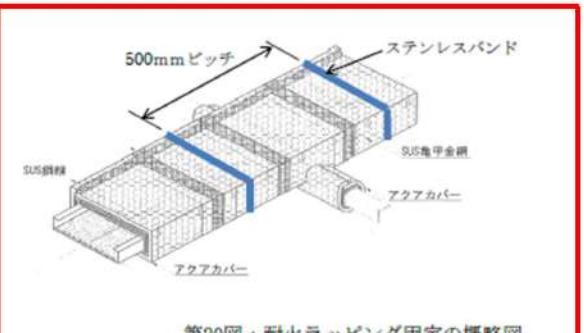
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第17図 女川原子力発電所2号炉のケーブル許容電流の管理基準</p> <p>女川原子力発電所2号炉において、ケーブルを多条敷設する場合には、ケーブル通電時の発生する熱の影響によって異常過熱等が発生しないよう、以下の管理基準を設定している。</p>  <p>上記の管理基準は、ケーブルをケーブルトレイに多条敷設する場合、空中一条敷設時の許容電流(100%)に対して、通電可能な電流の上限値を□に制限していることを示している。</p> <p>一方、許容電流低減の評価試験結果（第16表）において、多条敷設したケーブルに対して耐火ラッピングを施工することにより、更に許容電流が□低下することを確認した。女川原子力発電所2号炉においては、耐火ラッピングを施工するケーブルに対して、以下の管理基準を設定している。</p>  <p>上記の管理基準は、耐火ラッピングを施工する場合、空中一条敷設時の許容電流(100%)に対して、通電可能な電流の上限値を□に制限することを示している。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはいえない。</p>

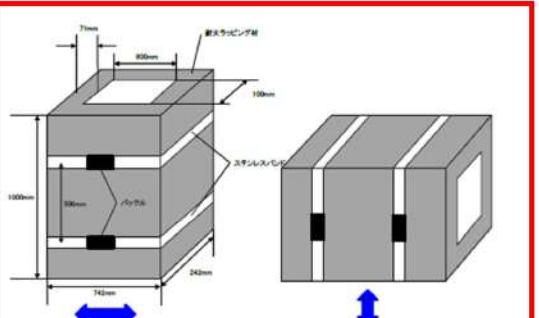
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以上のとおり、女川原子力発電所2号炉において、耐火ラッピングを施工するケーブルには、設計値（空中一条敷設）に対して□以下の電流しか通電することができないよう管理基準を設定している。</p> <p>6. ケーブルトレイ耐火ラッピング施工時の耐震性について          女川原子力発電所2号炉において、ケーブルトレイへ耐火ラッピングを施工する場合は、以下の観点から耐震性の評価を行い、基準地震動の発生後に機能を維持できる設計とする。</p> <p>(1) ケーブルトレイの耐震性評価          女川原子力発電所2号炉に使用する耐火ラッピングは、ケーブルトレイへ施工する場合、第18図に示すように4層構造をしている。4層構造にすると、ケーブルトレイサポートに掛かる荷重が43kg/m増加する。耐火ラッピングを施工するケーブルトレイについては、耐火ラッピング施工後の状態において基準地震動が発生した場合においても座屈することのないように、第19図に示すような解析モデルで応力評価を実施し、必要に応じてサポートの追設を行う。</p> 		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違          ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 耐火ラッピング材の耐震性評価</p> <p>女川原子力発電所2号炉に使用する耐火ラッピングは、基準地震動発生時にも耐火ラッピングがケーブル等から脱落しないようステンレス製のバンド並びにパックルにて固定する設計とする。なお、パックル付ステンレスバンドの設計強度は1,400Nである。</p>  <p>第20図：耐火ラッピング固定の概略図</p> <p>耐火ラッピング材については、パックル付ステンレスバンドにて固定した状態において基準地震動が発生した場合においても脱落することのないように、第21図に示すような解析モデルでパックル付ステンレスバンドに加わる地震力を評価し、必要に応じてバンドの施工スパンを調整する。</p> <p>女川原子力発電所における基準地震動 Ss に基づく、耐火ラッピング施工エリアの評価用震度（原子炉建屋地上2階天井部：水平2.68G、垂直1.95G）を超える保守的な条件（水平4.02G、垂直2.93G）で評価を行ったところ、パックル付ステンレスバンドに加わる地震力は最大で847Nであり、パックル付ステンレスバンド強度1,400Nを下回ることから、バンドが破断するおそれがないことを確認している。なお、基準地震動 Ss の変更が生じた場合には、別途、評価を実施し、必要によりステンレスバンドを追加することとする。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</li> </ul>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	 <table border="1" data-bbox="819 547 1280 674"> <tr><th>評価用震度</th><th>備考</th></tr> <tr><td>ケーブルトレイ寸法 100×600mm</td><td></td></tr> <tr><td>剥火ラッピング材層数 4層</td><td></td></tr> <tr><td>剥火ラッピング材厚S 13mm, 32mm</td><td>1～3層が13mm, 4層が32mm</td></tr> <tr><td>剥火ラッピング材長S 1,000mm</td><td></td></tr> <tr><td>剥火ラッピング材質量 434g/m</td><td></td></tr> <tr><td>ステンレスラッピング施工間隔 550mm</td><td></td></tr> <tr><td>水平地震加速度 4.02G</td><td>※基準地震動 Ss (堅定地) を超える保守的な条件</td></tr> <tr><td>剛直地震加速度 2.92G</td><td>※基準地震動 Ss (堅定地) を超える保守的な条件</td></tr> </table> <p>※本評価に使用する設計基準地震動 Ss に基づく評価用震度は以下に示す原子炉建屋地上 2階天井部 (水平方向 2.48G, 動直方向 1.95G) とする。剥火ラッピング材は原子炉建屋地上 2階天井部よりも低い位置に施工することから、剥火ラッピング材に加わる地震加速度は 2.48G 及び 1.95G よりも低くなる。一方、剥火ラッピング材の耐震性評価においては、保守的な条件として Ss の 1.5 倍 (水平方向 4.02G, 動直方向 2.92G) で評価を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="819 778 1280 825"> <tr><th>地震加速度 Ss (堅定地)</th><th>評価用震度 (L. 2020)</th><th>評価場所</th></tr> <tr><td>水平方向</td><td>2.48G</td><td>原子炉建屋 2階天井部</td></tr> <tr><td>動直方向</td><td>1.95G</td><td>原子炉建屋 2階天井部</td></tr> </table> <p>第21図：耐火ラッピングの耐震性評価の概要</p>	評価用震度	備考	ケーブルトレイ寸法 100×600mm		剥火ラッピング材層数 4層		剥火ラッピング材厚S 13mm, 32mm	1～3層が13mm, 4層が32mm	剥火ラッピング材長S 1,000mm		剥火ラッピング材質量 434g/m		ステンレスラッピング施工間隔 550mm		水平地震加速度 4.02G	※基準地震動 Ss (堅定地) を超える保守的な条件	剛直地震加速度 2.92G	※基準地震動 Ss (堅定地) を超える保守的な条件	地震加速度 Ss (堅定地)	評価用震度 (L. 2020)	評価場所	水平方向	2.48G	原子炉建屋 2階天井部	動直方向	1.95G	原子炉建屋 2階天井部		<p>■女川</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
評価用震度	備考																													
ケーブルトレイ寸法 100×600mm																														
剥火ラッピング材層数 4層																														
剥火ラッピング材厚S 13mm, 32mm	1～3層が13mm, 4層が32mm																													
剥火ラッピング材長S 1,000mm																														
剥火ラッピング材質量 434g/m																														
ステンレスラッピング施工間隔 550mm																														
水平地震加速度 4.02G	※基準地震動 Ss (堅定地) を超える保守的な条件																													
剛直地震加速度 2.92G	※基準地震動 Ss (堅定地) を超える保守的な条件																													
地震加速度 Ss (堅定地)	評価用震度 (L. 2020)	評価場所																												
水平方向	2.48G	原子炉建屋 2階天井部																												
動直方向	1.95G	原子炉建屋 2階天井部																												

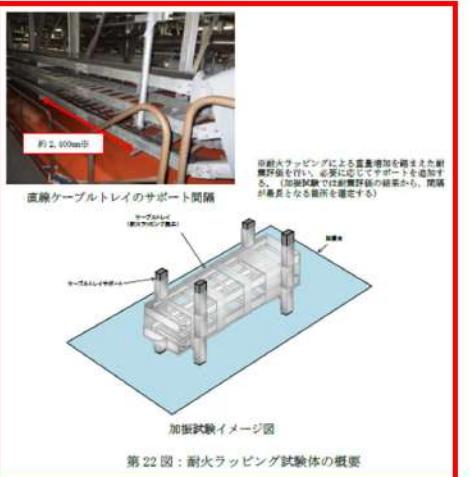
3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイの加振試験は、耐火性能及び密閉性に影響を及ぼすラッピング材のずれが生じないことを確認することを目的として行う。

試験体の選定に当たっては、ケーブルトレイサポート1つあたりで受ける荷重が大きくなるサポート間隔が最長の直線ケーブルトレイで試験体を選定し、耐火ラッピングを施工し加振試験を実施する。

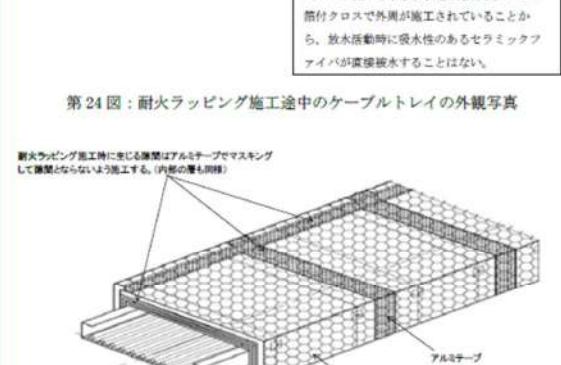
試験方法は基準地震動 Ss による地震力に対して、耐火ラッピングを設置する床レベルの地震応答解析により求めた最大応答加速度以上の地震力をとする。加振試験後にケーブルトレイサポート位置を基準点として耐火ラッピング全体の寸法測定を行う。

加振試験により耐火性能及び密閉性に影響を及ぼす耐火材の損傷、ラッピングをマスキングしているアルミテープの剥がれ、耐火材のずれがないことを確認することによって、基準地震動 Ss による地震力に対して、耐火ラッピングが機能を維持できる設計とする。

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第22図：耐火ラッピング試験体の概要</p> <p>(3) 放水活動時の被水による影響を考慮した材料選定及び施工 女川原子力発電所2号炉に使用する耐火ラッピングは、3時間耐火試験後、ASTM E226に基づき、放水試験を実施し合格している。 一方、耐火ラッピング材は、水分をゲル化して封じ込めた吸熱パックと耐火性に優れたセラミックファイバーフェルトを組み合わせ、表面をアルミ箔付クロスで被覆した3層構造となっており、放水活動時に直接被水する構造でないことから、被水による耐火被覆材の重量が増加する等の影響はない。また、耐火ラッピング施工時に生じる隙間については、アルミテープでマスキングをして隙間とならないように施工する。</p>  <p>第23図：耐火ラッピング材料の外観写真</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第24図：耐火ラッピング施工途中のケーブルトレイの外観写真</p>  <p>第25図：耐火ラッピング各層に生じる隙間のマスキングについて</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

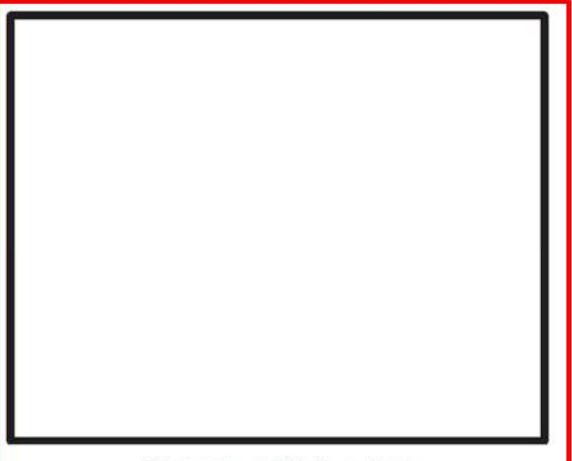
## 7. ケーブルトレイ耐火ラッピング材の耐環境性について

女川原子力発電所2号炉に使用する耐火ラッピング材について、施工時の副資材も含めて、構成部材を第17表に示す。耐火ラッピング材は長期的な使用時にも劣化等により耐火性が低下することはないと考えられる。

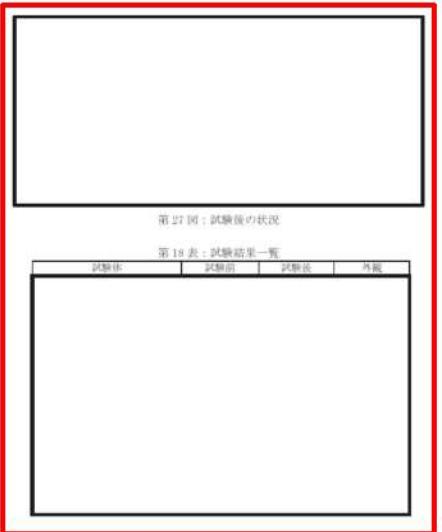
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>第17表：耐火ラッピングの構成部材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成部材</th> <th>環境条件の影響考慮要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクアカバー</td> <td>否</td> <td>構成部材のうち、セラミックファイバーフェルト、アルミ箔付きクロスは、無機材料であり、熱・放射線の影響を受けない。 また、吸熱パックは耐熱性に優れしており、雰囲気温度 90°Cで 40Gy の照射試験では異常は確認されておらず、熱・放射線の影響を受けないため。</td> </tr> <tr> <td>アルミシート</td> <td>否</td> <td>金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため</td> </tr> <tr> <td>アルミテープ</td> <td>否</td> <td>金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため</td> </tr> <tr> <td>ステンレス金網</td> <td>否</td> <td>金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため</td> </tr> <tr> <td>ステンレス針金</td> <td>否</td> <td>金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため</td> </tr> <tr> <td>パッカル付ステンレスバンド</td> <td>否</td> <td>金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) アクアカバーの環境試験について</p> <p>耐火材であるアクアカバーに関して、耐高温性、放射線による影響を確認するための環境試験を実施した。試験の詳細を以下に示す。</p> <p>(1) 放射線照射試験 アクアカバーの構成部材のうち熱、放射線の影響が考えられる吸熱パックについて、環境条件(熱・放射線)に対する影響を評価するため、恒温槽にて一定雰囲気温度下で <math>\gamma</math> 線照射前後における吸熱パックの健全性確認を行った。</p> <p>(2) 試験体 試験体として吸熱パックを複数使用し試験を実施した。</p> <p>(3) 試験方法 恒温槽<sup>※1</sup>に試験体を設置した後に <math>\gamma</math> 線を照射<sup>※2</sup>し、重量、寸法及び外観を確認する試験を実施した。</p>	構成部材	環境条件の影響考慮要否	理由	アクアカバー	否	構成部材のうち、セラミックファイバーフェルト、アルミ箔付きクロスは、無機材料であり、熱・放射線の影響を受けない。 また、吸熱パックは耐熱性に優れしており、雰囲気温度 90°Cで 40Gy の照射試験では異常は確認されておらず、熱・放射線の影響を受けないため。	アルミシート	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため	アルミテープ	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため	ステンレス金網	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため	ステンレス針金	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため	パッカル付ステンレスバンド	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
構成部材	環境条件の影響考慮要否	理由																					
アクアカバー	否	構成部材のうち、セラミックファイバーフェルト、アルミ箔付きクロスは、無機材料であり、熱・放射線の影響を受けない。 また、吸熱パックは耐熱性に優れしており、雰囲気温度 90°Cで 40Gy の照射試験では異常は確認されておらず、熱・放射線の影響を受けないため。																					
アルミシート	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため																					
アルミテープ	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため																					
ステンレス金網	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため																					
ステンレス針金	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため																					
パッカル付ステンレスバンド	否	金属材料であり、熱・放射線の影響を受けないため																					

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第26図：試験体の状況</p> <p>※1：アクアカバー設置箇所の最大温度は40°Cであるが保守的に90°Cにて試験を実施      ※2：アクアカバー設置箇所の積算線量(40年間)は20Gyであるが保守的に40Gyにて試験を実施</p> <p>(4)試験結果      試験体の試験前後における重量、寸法及び外観の異常は見られなかつたことから、熱・放射線の影響を受けることはなく長期的な使用時にも劣化等により耐火性が低下することはないことを確認した。試験結果は以下のとおり。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違          ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはいえない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	 <p>第19表：試験結果一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>試験体</td> <td>試験前</td> <td>試験後</td> <td>外観</td> </tr> </table>	試験体	試験前	試験後	外観		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
試験体	試験前	試験後	外観				

## 8. ケーブルトレイ耐火ラッピング内部の感知・消火について

ケーブルトレイ3時間耐火ラッピングは、火災区画内の影響軽減対策として3時間耐火隔壁を火災防護対象であるケーブルトレイに施工するものである。ラッピング内部で火災が発生した場合の感知・消火の基本方針は、光ファイバ式熱感知器にて火災発生箇所特定、酸素供給不足による自然鎮火及び再燃焼した場合は二酸化炭素消火器により追加の消火活動が可能な設計とする。3時間耐火ラッピング内部の感知・消火の考え方について以下に示す。

## (1) 火災感知

火災区画内天井部には異なる種類の火災感知器を設置しており、耐火ラッピング内部での火災により煙が火災区画に流出した場合は早期感知が可能である。

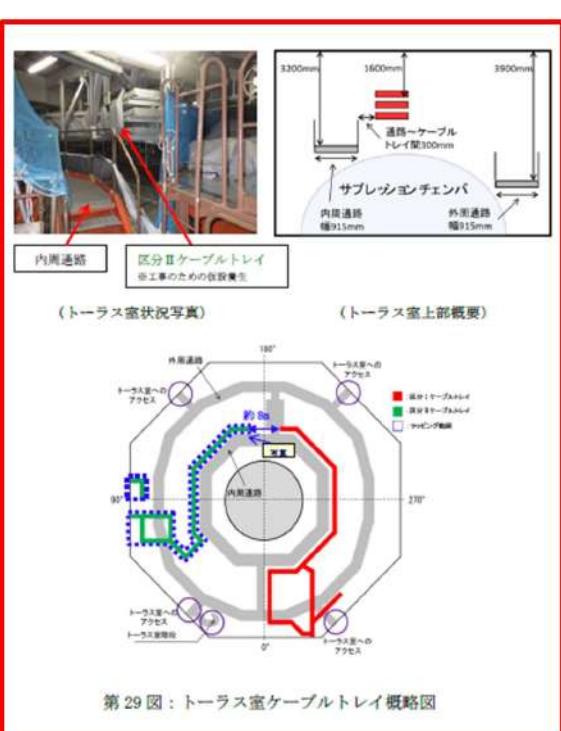
なお、ラッピング内部の可燃物はケーブルであり、内部の火災発生時には動力ケーブル及び制御ケーブルが断線、地絡又は短絡するため、電源盤又は制御盤の異常警報が中央制御室へ発報し、弁状態表示ランプが消灯すること等により機器を特定し、火災を感じることが可能である。

さらに、ケーブルトレイ内部での火災発生箇所を特定するため、光ファイバ式熱感知器をケーブルトレイ内部に設置する設計とする。また、中央制御室の警報表示及び現場での識別表示で火災が発生したケーブルトレイを特定することが可能な設計とする。

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>(2) 消火活動</b></p> <p>耐火ラッピングは、ケーブルトレイ全体を耐火材で覆う形状であるため、内部で火災が発生した場合においても外側への延焼はない設計である。</p> <p>内部で火災が発生した場合、ケーブルが損傷・短絡するため、回路内の保護リレーにより直ちに電流を遮断し、過電流が継続しない設計であるため火災が拡大することはない。また、耐火ラッピング施工時に生じる隙間については、アルミテープでマスキングをして隙間とならないように施工する。よって、ラッピング内部は閉塞された狭隘な空間領域であることから、可燃物であるケーブルに対して酸素量が制限されるため、内部で火災が発生しても燃焼は継続せず、酸素がなくなれば火災は自然鎮火する。（別紙5参照）</p> <p>上述のように内部で火災が発生した場合、自然に鎮火するが、消火確認のためラッピング内部を露出させ、再燃焼した場合は追加の消火活動を行う必要がある。消火活動フローを第28図に示す。</p> <pre> graph TD     A[火災の発生] --&gt; B[光ファイバ式熱感知器作動 及び中央制御室に警報表示]     B --&gt; C[酸素供給不足により自然鎮火]     B --&gt; D[トレイ内ケーブルの電源遮断]     C --&gt; E[電源遮断後 1段階:約2分 2段階:約7分 (ケーブルトレイと隣接した ケーブル1本が燃焼した場合)]     D --&gt; E     E --&gt; F[取外し準備 ケーブル電源遮断確認 換気設備の作動状況確認 周囲の可燃物確認 周囲の大気作業確認 消火器(5本)準備確認]     F --&gt; G[トレイ内部温度確認]     G --&gt; H{光ファイバ式熱感知器}     H -- 使用不可 --&gt; I[ハンディ温度計 内部温度測定]     H -- 使用可 --&gt; J[内部温度確認]     J -- 事以上 --&gt; K[内部温度確認 事以上]     J -- 事未満 --&gt; L[内部温度確認 事未満]     K --&gt; M[内部を二酸化炭素ガスに置換え]     L --&gt; M     M --&gt; N[耐火ラッピング一部取外し]     N --&gt; O{再燃焼}     O -- 有 --&gt; P[追加消火活動]     O -- 无 --&gt; Q[一部取外し完了／消火確認]     P --&gt; R[炎焼絶続]     P --&gt; Q </pre> <p>第28図：ラッピング内部の消火活動フロー</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. ケーブルトレイへのアクセス</p> <p>3時間耐火ラッピングを施工する火災区画は、煙の充満及び放射線の影響等により消火活動が困難とならない区画であり、火災感知器の作動に伴う中央制御室表示及び現場識別表示により、対象ケーブルトレイを特定した後、トーラス室の外周通路、内周通路及び点検用架台を用いてケーブルトレイ近傍にアクセスする。(第29図)</p>  <p>第29図：トーラス室ケーブルトレイ概略図</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

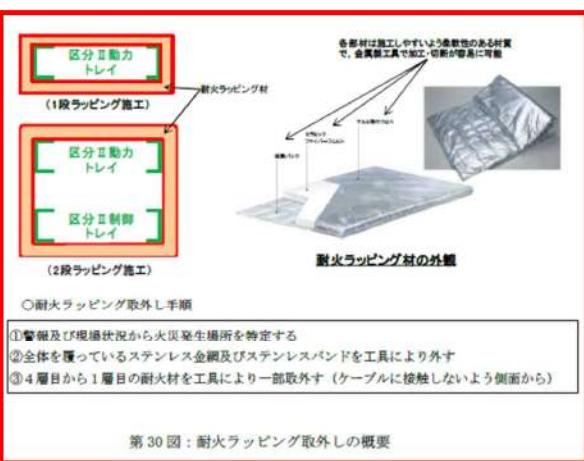
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

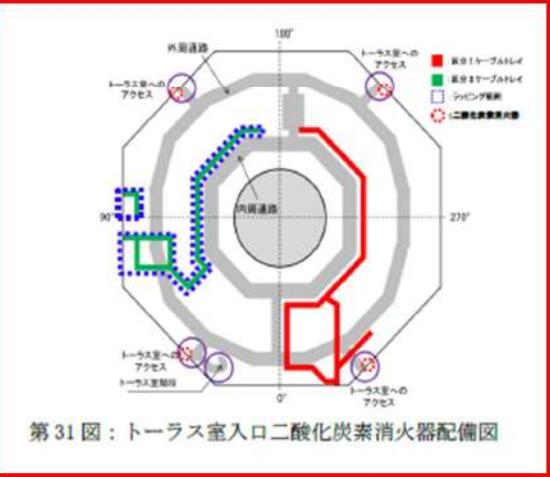
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. ラッピング取外し前の留意事項</p> <p>耐火ラッピングを取り外す前に、取り外し時の再燃焼を考慮しケーブルトレイ内のケーブル電源遮断処置を実施することによって火災の延焼を防止する。トーラス室の換気空調設備の運転確認、周辺に可燃物が設置されていないこと及び火気作業が行われていないことを確認する。</p> <p>トーラス室入口に配備された消火器は事前に取り外し箇所に移動する。光ファイバ式熱感知器にてトレイ内部の温度低下を確認する。なお、光ファイバ式熱感知器が火災により一部損傷した場合においても、損傷箇所以外の温度測定は可能な設計であることから、当該部位以外の箇所で温度低下の傾向を確認する。また、消火資機材に温度測定可能なハンディ温度計を準備し、内部の温度を確認することも可能とする。</p> <p>耐火ラッピング内部は、未燃焼の可燃性ガスが残留している可能性を考慮し、未燃焼の可燃性ガスが残っている可能性があるので消火剤で置換を行う。</p> <p>c. ラッピング内部温度確認手順</p> <p>中央制御室にて光ファイバ式熱感知器で温度確認する。また、光ファイバ式熱感知器が使用不可の場合は、ハンディ温度計で内部の温度を測定する。ハンディ温度計の測定は、トレイ下部から温度計センサをラッピング内部へ挿入する。挿入する箇所はラッピング3層を取り外し、4層目に挿入口（数mmの切り口）を開口する。挿入は最初に温度上昇した箇所から一番遠い箇所又は、可燃物量の少ないケーブルトレイ末端部から開始し、温度上昇箇所に近づきながら測定する。</p> <p>内部温度がケーブル発火点の最低温度（212°C）に裕度を設けた温度未満に低下することを確認する。</p> <p>d. 未燃焼の可燃性ガスの置換手順</p> <p>ラッピング取り外し箇所の可燃性ガスを置換するため、二酸化炭素消火器を内部に噴射する。噴射箇所はラッピング3層を取り外し、4層目に数cm開口を設けて行う。なお、ケーブルトレイ末端部（可燃物が少ない）に避圧口を設ける。また、ラッピングの開口前に換気を行うための換気空調設備の運転を確認する。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>e. 耐火ラッピングの取外し</p> <p>防火服等の装備を整え、周辺に可燃物がないことを確認後、耐火ラッピング構成部材（耐火ラッピング材、ステンレス網等）を工具でケーブルトレイ側面から取外し、内部を露出させ、トレイ内部の消火の確認を行う。再燃焼した場合は、警戒配備した二酸化炭素消火器にて追加の消火活動を行うことが可能な設計とする。（第30図）</p>  <p>○耐火ラッピング取外し手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①警報及び視認状況から火災発生場所を検定する</li> <li>②全体を覆っているステンレス金網及びステンレスバンドを工具により外す</li> <li>③4層目から1層目の耐火材を工具により一部取外す（ケーブルに接触しないよう側面から）</li> </ul> <p>第30図：耐火ラッピング取外しの概要</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
	<p>f. 配備する二酸化炭素消火器</p> <p>追加の消火活動に必要な消火器は、トーラス室全体を消火するために必要な粉末消火器に加えて、再燃焼時の消火活動に必要な警戒配備として二酸化炭素消火器を1本配備する設計とする。</p> <p>耐火ラッピング内の未燃焼の可燃性ガス置換に必要な消火器は、4本を配備し、上記を含めて予備（1本以上）を配備する設計とする。</p>		

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(a) 耐火ラッピング内体積          2段施工 <math>L29m \times H0.4m \times W0.6m = 6.96m^3</math>          1段施工 <math>L23m \times H0.1m \times W0.6m = 1.38m^3</math>  <math>6.96m^3 + 1.38m^3 = 8.34m^3</math></p> <p>(b) 耐火ラッピング内可燃性ガス置換え消火器必要本数          算定根拠は、二酸化炭素消火器1本の消火剤量 2.3kg、必要な消火剤量は、防護区画の体積が <math>50m^3</math> 未満の場合 <math>1kg/m^3</math>（消防法施行規則第19条に規定された基準を参考）で算定とする設計とする。  <math>8.34m^3 \times 1kg/m^3 / 2.3kg/\text{本} = 4\text{本}</math></p> <p>設置場所は、対象のケーブルトレイまでのアクセス性を考慮して、4箇所あるトーラス室の入口近傍にそれぞれ設置する設計とする。（第31図）</p>  <p>第31図：トーラス室入口二酸化炭素消火器配備図</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違          ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはいえない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 耐火ラッピング取外しによる影響 火災の影響軽減のために設置する耐火ラッピングを消火確認のために一部取外す場合の基準適合性について確認した。</p> <p>a. 離隔距離の確保 トーラス室の火災防護対象となるケーブルトレイは、系統分離の観点から離隔距離を 6m 以上確保することで延焼防止対策を行う。</p> <p>b. ケーブルトレイ内部の延焼防止処置 耐火ラッピングを取り外す場合にはケーブルトレイ内の電源遮断処置が完了していること、ケーブルトレイ内部の温度を確認すること、未燃焼の可燃性ガスを消火剤で置換すること、近傍のケーブルトレイを不燃シートで養生すること、ケーブルトレイ周辺に可燃物（持込み可燃物）を設置しない運用とすることで、他の機器への延焼を防止する設計とする。</p> <p>よって、耐火ラッピングを取り外すことによる延焼防止対策が図られていることから、区分Iと区分IIのケーブルトレイが同時に機能喪失することなく、系統分離が確保され、火災区画内の延焼を防止することが可能であることを確認した。 万一、耐火ラッピング取り外しにより再燃焼があった場合でも、速やかに二酸化炭素消火器による追加の消火活動を行うことが可能であることから、他の機器に延焼する可能性はない。</p> <p>9. ケーブルトレイ耐火ラッピングの施工成立性について 女川2号炉で設置を計画しているトーラス室において、ケーブルトレイへの耐火ラッピング施工にあたっては、火災耐久試験の試験体構造を基本として、ケーブルトレイの設置状況を踏まえて、耐火材の形状を検討し施工する。 なお、密閉性を確保するために、耐火材の貼り合わせはアルミテープを使用し、テープのズレ、剥がれ、浮きがないことを確認する。 現場のケーブルトレイはサポートや多段で設置されている箇所もあるため、ケーブルトレイサポート、多段ケーブルトレイ、L型ケーブルトレイ、1段と2段施工の境界部及び壁貫通部のそれぞれに対する耐火ラッピングの施工成立性について以下のとおり確認した。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>(1) ケーブルトレイサポート部に対する施工方針</b></p> <p>ケーブルトレイ支持のためのサポート部に対しては、ケーブルトレイとサポート部に対して火災耐久試験で確認された耐火材（4層）を施工する設計とする。壁側からサポート支持の構造の例を以下に示す。（第32図）</p> <p>施工性確認の結果、火災耐久試験で確認された耐火材（4層）を、サポート部を含めて施工可能であることから、耐火材施工に問題のないことを確認した。</p> <p>第32図：ケーブルトレイサポートへの耐火材施工概要</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
	<p><b>(2) 多段ケーブルトレイに対する施工方針</b></p> <p>常用系ケーブルトレイを挟む形状で防護対象となるケーブルトレイが敷設されている場合は、防護対象となるケーブルトレイ1段毎に耐火材を施工する設計とする。なお、伝熱による影響も考慮し、サポート部を含めて耐火材を施工する。（第33図）なお、防護対象となるケーブルトレイが上下で敷設されている場合は、2段で耐火材を施工する設計とする。（第34図）</p> <p>何れの形状においても、耐火材の厚さ以上の間隙を確保可能であることから、耐火材施工に問題のないことを確認した。</p>		

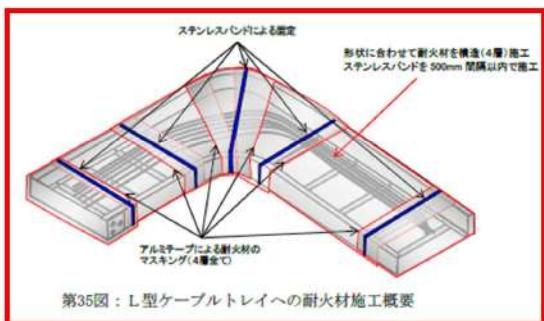
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第33図：多段ケーブルトレイへの耐火材施工概要（その1）</p> <p>第34図：多段ケーブルトレイへの耐火材施工概要（その2）</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしてない。</p>

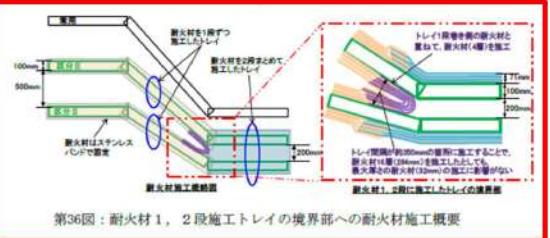
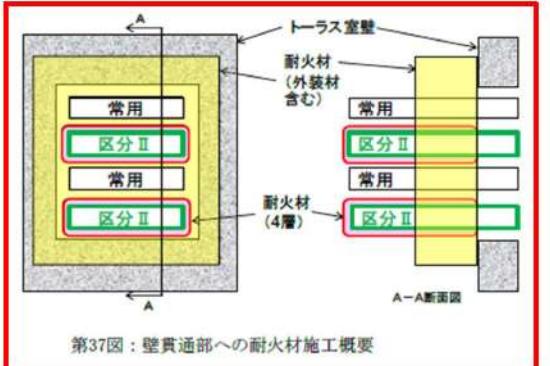
## (3) L型ケーブルトレイに対する施工方針

L型ケーブルトレイについては、火災耐久試験を行った試験体と同様に耐火材を必要数以上巻きつけることによって、耐火性能を確保する設計とする。（第35図）

施工性確認の結果、火災耐久試験で確認された耐火材（4層）を施工可能であることから、耐火材施工に問題のないことを確認した。



## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>(4) 耐火材1、2段施工トレイの境界部に対する施工方針</b></p> <p>耐火材1、2段施工トレイの境界部については、火災耐久試験を行った試験体と同様に耐火材を必要数以上巻きつけることによって、耐火性能を確保する設計とする。（第36図）</p> <p>施工性確認の結果、最大厚さの耐火材（32mm）の施工に影響がなく、火災耐久試験で確認された耐火材（4層）を施工可能であることから、耐火材施工に問題のないことを確認した。</p>  <p>第36図：耐火材1、2段施工トレイの境界部への耐火材施工概要</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていらない。</p>
	<p><b>(5) 壁貫通部に対する施工方針</b></p> <p>壁貫通部については、火災耐久試験を行った試験体と同様に耐火材を必要数以上巻きつけることによって、耐火性能を確保する設計とする。（第37図）</p> <p>施工性確認の結果、トーラス室壁を貫通するケーブルトレイについて、耐火材でトレイごと貫通部を覆うことで火災耐久試験で確認された耐火材（4層）を施工可能であることから、耐火材施工に問題のないことを確認した。</p>  <p>第37図：壁貫通部への耐火材施工概要</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
別紙1 (1/4)			別紙1 (1/8)			別紙1 (1/5)			
耐火試験状況 (試験体:配管貫通部)			耐火試験状況 (試験体:配管貫通部シール)について			耐火試験状況 (試験体:配管貫通部シール)について			
時間	試験状況写真	試験状況写真	時間	試験状況写真	試験状況写真	時間	試験状況写真	試験状況写真	
	施工箇所:床 (シール材: CT-16)	施工箇所:壁 (シール材: FT-ペルク)		適用貫通部:端部に付属品のない 貫通部 火災発生場所:耐火材側 耐火材: ファインフレックスB10	適用貫通部:シリコンシール全 長 火災発生場所:耐火材側 耐火材: ロスミンダー、 ファインフレックスB10		施工箇所:床 (シール材: CT-16)	施工箇所:壁 (シール材: FT-ペルク)	
開始前			開始前			開始前			
3時間後 (試験終了時)			3時間加熱後			3時間後 (試験終了時)			
判定基準	隙間、非加熱面側に 達するき裂等が 生じない。 非加熱面側に10 秒を超えて耐火を 生じない。	良	良	火炎が通る裏 板等の損傷及 び隙間が生じ ないこと。	良	良	隙間、非加熱面側に 達するき裂等が 生じない。	良	良
	非加熱面側に10 秒を超えて耐火を 生じないこと。	良	良	非加熱面側に 10秒を超えて 発炎を生じな いこと。	良	良	非加熱面側に10 秒を超えて 発炎を生じな いこと。	良	良
	非加熱面側に 10秒を超えて 火炎が噴出し ないこと。	良	良	非加熱面側に 10秒を超えて 火炎が噴出し ないこと。	良	良	非加熱面側に 10秒を超えて 火炎を生じ ない。	良	良
試験結果	良	良	試験結果	良	良	試験結果	良	良	
(2/4)			別紙1 (2/8)			別紙1 (2/5)			
耐火試験状況 (試験体:ケーブルトレイ及び電線管貫通部)			耐火試験状況 (試験体:ケーブルトレイ及び電線管貫通部シール)について			耐火試験状況 (試験体:ケーブルトレイ及び電線管貫通部シール)について			
時間	試験状況写真	試験状況写真	時間	試験状況写真	試験状況写真	時間	試験状況写真	試験状況写真	
	ケーブルトレイ貫通部	電線管貫通部		ケーブルトレイ	電線管		ケーブルトレイ貫通部	電線管貫通部	
開始前			開始前			開始前			
3時間後 (試験終了時)			3時間加熱後			3時間後 (試験終了時)			
判定基準	隙間、非加熱面 側に達するき 裂等が生じな い。	良	良	火炎が通る裏 板等の損傷及 び隙間が生じ ないこと。	良	良	隙間、非加熱面側に 達するき裂等が 生じない。	良	良
	非加熱面側に 10秒を超えて 発炎を生じな いこと。	良	良	非加熱面側に 10秒を超えて 火炎が噴出し ないこと。	良	良	非加熱面側に 10秒を超えて 発炎を生じ ない。	良	良
	非加熱面側に 10秒を超えて 火炎を生じな い。	良	良	非加熱面側に 10秒を超えて 火炎が噴出し ないこと。	良	良	非加熱面側に 10秒を超えて 火炎を生じ ない。	良	良
試験結果	良	良	試験結果	良	良	試験結果	良	良	

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

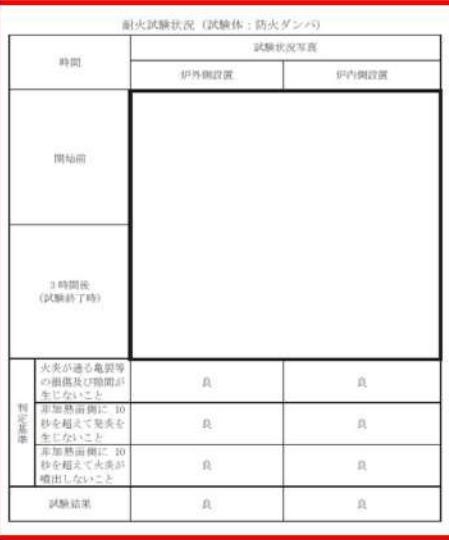
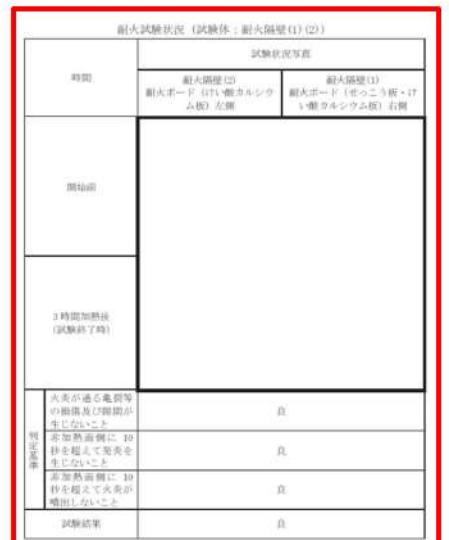
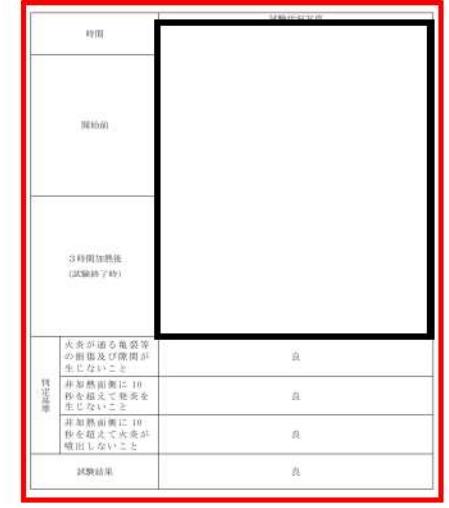
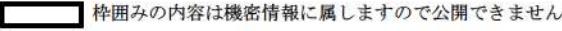
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	別紙1 (3/8)		■【女川】 ■設計の相違 泊は計装備管貫通部シールは配管と同一																																																							
(3/4)	耐火試験状況 (試験体: 開閉扉) 	別紙1 (4/8)	別紙1 (3/5)																																																							
<b>耐火試験状況 (試験体: 開閉扉)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">試験状況写真</th> </tr> <tr> <th>1-1</th> <th>1-2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3時間後 (試験終了時)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>防火扉、非加熱面側に達するき煙などが生じない。 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。</td> <td>良 良</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>		試験状況写真		1-1	1-2	開始前			3時間後 (試験終了時)			判定基準	防火扉、非加熱面側に達するき煙などが生じない。 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。	良 良	試験結果	良	良	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">試験状況写真</th> </tr> <tr> <th>室内加熱</th> <th>室外加熱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3時間後 (試験終了時)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>火炎が窓ガラス等の表面及び周囲が生じないこと。 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと。 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと。</td> <td>良 良</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>	時間	試験状況写真		室内加熱	室外加熱	開始前			3時間後 (試験終了時)			判定基準	火炎が窓ガラス等の表面及び周囲が生じないこと。 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと。 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと。	良 良	試験結果	良	良	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="3">試験状況写真</th> </tr> <tr> <th>試験体 No.①</th> <th>試験体 No.②</th> <th>試験体 No.③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>3時間後 (試験終了時)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>防火扉、非加熱面側に達するき煙等が生じない。 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。</td> <td>良 良 良</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>良</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>	時間	試験状況写真			試験体 No.①	試験体 No.②	試験体 No.③	開始前				3時間後 (試験終了時)				判定基準	防火扉、非加熱面側に達するき煙等が生じない。 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。	良 良 良	試験結果	良	良	良
		試験状況写真																																																								
	1-1	1-2																																																								
開始前																																																										
3時間後 (試験終了時)																																																										
判定基準	防火扉、非加熱面側に達するき煙などが生じない。 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。	良 良																																																								
試験結果	良	良																																																								
時間	試験状況写真																																																									
	室内加熱	室外加熱																																																								
開始前																																																										
3時間後 (試験終了時)																																																										
判定基準	火炎が窓ガラス等の表面及び周囲が生じないこと。 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと。 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと。	良 良																																																								
試験結果	良	良																																																								
時間	試験状況写真																																																									
	試験体 No.①	試験体 No.②	試験体 No.③																																																							
開始前																																																										
3時間後 (試験終了時)																																																										
判定基準	防火扉、非加熱面側に達するき煙等が生じない。 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。	良 良 良																																																								
試験結果	良	良	良																																																							

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
(4／4)  耐火試験状況 (試験体: 防火ダンバ)  	  別紙1 (5/8)  耐火試験状況 (試験体: 防火ダンバ)  <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">時間</th><th colspan="2">試験状況写真</th></tr><tr><th>炉外側設置</th><th>炉内側設置</th></tr></thead><tbody><tr><td>開始前</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>3時間後 (試験終了時)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>判定基準</td><td>大火が通る亀裂等の損傷及び開閉が生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果</td><td>良 良 良 良</td><td>良 良 良 良</td></tr></tbody></table>	時間	試験状況写真		炉外側設置	炉内側設置	開始前			3時間後 (試験終了時)			判定基準	大火が通る亀裂等の損傷及び開閉が生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果	良 良 良 良	良 良 良 良	  別紙1 (4／5)  耐火試験状況 (試験体: 防火ダンバ)  <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">時間</th><th colspan="2">試験状況写真</th></tr><tr><th>丸型ダンバ</th><th>角型ダンバ</th></tr></thead><tbody><tr><td>開始前</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>3時間後 (試験終了時)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>判定基準</td><td>隔壁、非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果</td><td>良 良 良</td><td>良 良 良</td></tr></tbody></table>	時間	試験状況写真		丸型ダンバ	角型ダンバ	開始前			3時間後 (試験終了時)			判定基準	隔壁、非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果	良 良 良	良 良 良	 ■【女川】 ■設計の相違 使用する防火ダンバの相違
時間	試験状況写真																																
	炉外側設置	炉内側設置																															
開始前																																	
3時間後 (試験終了時)																																	
判定基準	大火が通る亀裂等の損傷及び開閉が生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果	良 良 良 良	良 良 良 良																														
時間	試験状況写真																																
	丸型ダンバ	角型ダンバ																															
開始前																																	
3時間後 (試験終了時)																																	
判定基準	隔壁、非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果	良 良 良	良 良 良																														
	  別紙1 (6/8)  耐火試験状況 (試験体: 耐火隔壁(1)(2))  <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">時間</th><th colspan="2">試験状況写真</th></tr><tr><th>耐火隔壁(2) 耐火ボード(珪藻土セカルシウム板)左側</th><th>耐火隔壁(1) 耐火ボード(セラコウ板・珪藻土セカルシウム板)右側</th></tr></thead><tbody><tr><td>開始前</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>3時間加熱後 (試験終了時)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>判定基準</td><td>大火が通る亀裂等の損傷及び開閉が生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果</td><td>良 良 良 良</td><td>良 良 良 良</td></tr></tbody></table>	時間	試験状況写真		耐火隔壁(2) 耐火ボード(珪藻土セカルシウム板)左側	耐火隔壁(1) 耐火ボード(セラコウ板・珪藻土セカルシウム板)右側	開始前			3時間加熱後 (試験終了時)			判定基準	大火が通る亀裂等の損傷及び開閉が生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果	良 良 良 良	良 良 良 良	  別紙1 (5／5)  耐火試験状況 (試験体: 耐火隔壁)  <table border="1"><thead><tr><th>時間</th><th colspan="2">試験状況写真</th></tr></thead><tbody><tr><td>開始前</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>3時間加熱後 (試験終了時)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>判定基準</td><td>水蒸が通る亀裂等の損傷及び開閉が生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果</td><td>良 良 良 良</td><td>良 良 良 良</td></tr></tbody></table>	時間	試験状況写真		開始前			3時間加熱後 (試験終了時)			判定基準	水蒸が通る亀裂等の損傷及び開閉が生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果	良 良 良 良	良 良 良 良	 ■【女川】 ■設計の相違 使用する耐火隔壁の相違  ■【大飯】 ■設計の相違 大飯のフロアケーブル ダクトは1時間耐火		
時間	試験状況写真																																
	耐火隔壁(2) 耐火ボード(珪藻土セカルシウム板)左側	耐火隔壁(1) 耐火ボード(セラコウ板・珪藻土セカルシウム板)右側																															
開始前																																	
3時間加熱後 (試験終了時)																																	
判定基準	大火が通る亀裂等の損傷及び開閉が生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果	良 良 良 良	良 良 良 良																														
時間	試験状況写真																																
開始前																																	
3時間加熱後 (試験終了時)																																	
判定基準	水蒸が通る亀裂等の損傷及び開閉が生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと 非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと 試験結果	良 良 良 良	良 良 良 良																														
																																	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p style="text-align: center;">別紙1 (7/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">耐火試験状況（試験体：耐火隔壁②）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th>試験状況写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>耐火隔壁② 鉄板+空気吹き耐火被覆</td> </tr> <tr> <td>開始前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3時間加熱後 (試験終了時)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>真</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	耐火試験状況（試験体：耐火隔壁②）		時間	試験状況写真		耐火隔壁② 鉄板+空気吹き耐火被覆	開始前		3時間加熱後 (試験終了時)		判定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>真</td> </tr> </table>	火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと	真	非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと	真	非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと	真	試験結果	真		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>使用する耐火隔壁の相違</p>		
耐火試験状況（試験体：耐火隔壁②）																									
時間	試験状況写真																								
		耐火隔壁② 鉄板+空気吹き耐火被覆																							
開始前																									
3時間加熱後 (試験終了時)																									
判定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>真</td> </tr> </table>	火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと	真	非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと	真	非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと	真	試験結果	真																
火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと	真																								
非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと	真																								
非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと	真																								
試験結果	真																								
	<p style="text-align: center;">別紙1 (8/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">耐火試験状況（試験体：電動弁駆動部耐火ラッピング）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th>試験状況写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>電動弁駆動部耐火ラッピング</td> </tr> <tr> <td>開始前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3時間加熱後 (試験終了時)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>電動弁駆動部が動作可能であること</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>真</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	耐火試験状況（試験体：電動弁駆動部耐火ラッピング）		時間	試験状況写真		電動弁駆動部耐火ラッピング	開始前		3時間加熱後 (試験終了時)		判定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>電動弁駆動部が動作可能であること</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>真</td> </tr> </table>	火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと	真	非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと	真	非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと	真	電動弁駆動部が動作可能であること	真	試験結果	真		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>機器に対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
耐火試験状況（試験体：電動弁駆動部耐火ラッピング）																									
時間	試験状況写真																								
		電動弁駆動部耐火ラッピング																							
開始前																									
3時間加熱後 (試験終了時)																									
判定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>電動弁駆動部が動作可能であること</td> <td>真</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>真</td> </tr> </table>	火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと	真	非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと	真	非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと	真	電動弁駆動部が動作可能であること	真	試験結果	真														
火炎が通りぬけ等の損傷及び開閉が生じないこと	真																								
非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じないこと	真																								
非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しないこと	真																								
電動弁駆動部が動作可能であること	真																								
試験結果	真																								

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p style="text-align: center;">別紙2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">耐火試験状況（試験体：ケーブルトレイ耐火ラッピング）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時間</th><th style="text-align: center;">ケーブルトレイ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">開始前</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3時間加熱後</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">放水試験</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">放水試験後</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">判定基準</td><td style="text-align: center;">真</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">ケーブルトレイが露出する開口が生じないこと</td><td style="text-align: center;">真</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">試験結果</td><td style="text-align: center;">真</td></tr> </tbody> </table> </div>	時間	ケーブルトレイ	開始前		3時間加熱後		放水試験		放水試験後		判定基準	真	ケーブルトレイが露出する開口が生じないこと	真	試験結果	真		<p style="color: red;">【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはいえない。</p>
時間	ケーブルトレイ																		
開始前																			
3時間加熱後																			
放水試験																			
放水試験後																			
判定基準	真																		
ケーブルトレイが露出する開口が生じないこと	真																		
試験結果	真																		
	<p style="text-align: center;">別紙3 (1/3)</p> <p style="color: green;">女川原子力発電所 2号炉</p> <p>ケーブルトレイ貫通部における非加熱面側の機器への影響について</p> <p>1. はじめに</p> <p>火災区域及び火災区画を形成する3時間耐火処理を施したケーブルトレイ貫通部においては、火災が発生した区域（加熱側）の隣接区域（非加熱側）に炎の噴出等は発生しない。しかしながら、第1図に示すとおり、火災が発生した区域から、ケーブル及び断熱材等を介して隣接区域（非加熱側）へ伝搬する熱量が大きい場合には、非加熱側でケーブルが発火し、隣接区域に延焼する可能性が考えられる。このため、<b>女川原子力発電所2号炉</b>で3時間耐火処理を施すケーブルトレイ貫通部においては、隣接区域（非加熱側）に火災の影響が生じないよう対策を施す設計とする。以下では、その詳細について述べる。</p>	<p style="text-align: center;">別紙2 (1/3)</p> <p style="color: green;">泊発電所 3号炉</p> <p>ケーブルトレイ貫通部における非加熱面側の機器への影響について</p> <p>1. はじめに</p> <p>火災区域及び火災区画を形成する3時間耐火処理を施したケーブルトレイ貫通部においては、火災が発生した区域（加熱側）の隣接区域（非加熱側）に炎の噴出等は発生しない。しかしながら、第1図に示すとおり、火災が発生した区域から、ケーブル及び断熱材等を介して隣接区域（非加熱側）へ伝搬する熱量が大きい場合には、非加熱側でケーブルが発火し、隣接区域に延焼する可能性が考えられる。このため、<b>泊発電所3号炉</b>で3時間耐火処理を施すケーブルトレイ貫通部においては、隣接区域（非加熱側）に火災の影響が生じないよう対策を施す設計とする。以下では、その詳細について述べる。</p>	<p style="color: green;">【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p style="color: blue;">【大飯】</p> <p>■記載内容の相違</p> <p style="color: cyan;">(女川実績の反映：着色せず)</p> <p style="color: green;">【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>																

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1図 非加熱面側のケーブルトレイ貫通部周囲への熱影響</p>	<p>第1図 非加熱面側のケーブルトレイ貫通部周囲への熱影響</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備の相違</li> <li>貫通部シールの相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> <li>(女川実績の反映:着色せず)</li> </ul>

別紙3 (2/3)

## 2. ケーブルトレイ貫通部 3時間耐火試験における適合判定の条件について

女川原子力発電所2号炉のケーブルトレイ貫通部の3時間耐火処理における標準施工方法は、3.2.2.1. 第4表及び第8図に示すものである。これらの3時間耐火試験における判定基準は、建築基準法施行令第百二十九条の二の五第一項第七号への規定に基づく認定に係る性能を評価する「防火区画等を貫通する管の性能試験・評価業務方法書」に基づき、以下(1)～(3)としている。女川原子力発電所2号炉の標準施工方法については、3.2.2.1. 第5表に示すとおり、以下(1)～(3)の項目を全て満足し合格することを確認している。

加熱試験の結果、各試験体が次の基準を満足する場合に合格とする。

- (1) 非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
- (2) 非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。
- (3) 火炎が通る亀裂等の損傷を生じないこと。

別紙2 (2/3)

## 2. ケーブルトレイ貫通部 3時間耐火試験における適合判定の条件について

泊発電所3号炉のケーブルトレイ貫通部の3時間耐火処理における標準施工方法は、3.2.2.1. 第4表及び第5図に示すものである。これらの3時間耐火試験における判定基準は、建築基準法施行令第百二十九条の二の五第一項第七号への規定に基づく認定に係る性能を評価する「防火区画等を貫通する管の性能試験・評価業務方法書」に基づき、以下(1)～(3)としている。泊発電所3号炉の標準施工方法については、3.2.2.1. 第5表に示すとおり、以下(1)～(3)の項目をすべて満足し合格することを確認している。

加熱試験の結果、各試験体が次の基準を満足する場合に合格とする。

- (1) 非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
- (2) 非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。
- (3) 火炎が通る亀裂等の損傷を生じないこと。

【大飯】

- 記載内容の相違
- (女川実績の反映:着色せず)

【女川】

- 設備名称の相違

【女川】

- 設備名称の相違

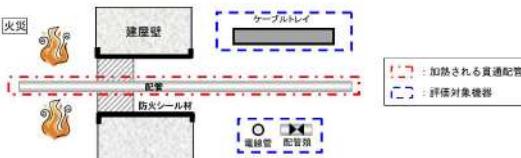
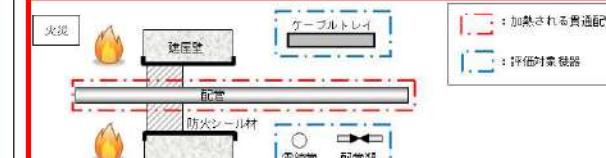
【女川】

- 記載表現の相違

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>さらに非加熱面側への熱影響を考慮し、<b>女川原子力発電所2号炉</b>のケーブルトレイ貫通部の3時間耐火試験の判定基準としては、「防耐火性能試験・評価業務方法書」に基づく耐火壁に対する判定基準を準用して非加熱面側温度上昇が180K（℃）を超えないことを規定する。<b>女川原子力発電所2号炉</b>においてケーブルトレイ貫通部を施工するエリアの設計環境温度が最大40℃であることを踏まえると、<b>上記判定基準を満足すれば</b>、非加熱側の最大温度は220℃（40℃+180K）となるが、難燃性ケーブルが自然発火する温度は概ね300℃以上であることから、非加熱側でケーブルは発火せず、隣接区域に火災の影響は生じない。</p> <p>以下、<b>女川原子力発電所2号炉</b>のケーブルトレイ貫通部の標準施工方法について3時間耐火試験を行った際の非加熱側温度の測定結果を示す。</p> <p style="text-align: right;">別紙3（3/3）</p> <p>3. ケーブルトレイ貫通部3時間耐火試験における非加熱側温度  <b>女川原子力発電所2号炉</b>のケーブルトレイ貫通部の標準施工方法（3.2.2.1.第4表及び第8図）の3時間耐火試験時の非加熱側温度の測定結果を第2図に示す。標準施工方法においても、非加熱側でケーブルが空気中に剥き出しどなる点（図中、赤色×で表記）においては、温度上昇が180Kを下回っており、ケーブルが発火するおそれはない。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第2図 ケーブルトレイ貫通部の3時間耐火試験における非加熱側温度</p> </div>	<p>さらに非加熱面側への熱影響を考慮し、<b>泊発電所3号炉</b>のケーブルトレイ貫通部の3時間耐火試験では、「防耐火性能試験・評価業務方法書」に基づく耐火壁に対する判定基準を準用して非加熱面側温度上昇が180K（℃）を超えないことを確認している。<b>泊発電所3号炉</b>においてケーブルトレイ貫通部を施工するエリアの設計環境温度が最大40℃であることを踏まえると、<b>非加熱面側温度上昇が180K（℃）を下回れば</b>、非加熱側の最大温度は220℃（40℃+180K）となるが、難燃性ケーブルが自然発火する温度は概ね300℃以上であることから、非加熱側でケーブルは発火せず、隣接区域に火災の影響は生じない。</p> <p>以下、<b>泊発電所3号炉</b>のケーブルトレイ貫通部の標準施工方法について3時間耐火試験を行った際の非加熱側温度の測定結果を示す。</p> <p style="text-align: right;">別紙2（3/3）</p> <p>3 ケーブルトレイ貫通部3時間耐火試験における非加熱側温度  <b>泊発電所3号炉</b>のケーブルトレイ貫通部の標準施工方法（3.2.2.1.第4表及び第8図）の3時間耐火試験時の非加熱側温度の測定結果を第2図に示す。標準施工方法においても、非加熱側においては、温度上昇が180Kを下回っており、ケーブルが発火するおそれはない。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第2図 ケーブルトレイ貫通部の3時間耐火試験における非加熱側温度</p> </div>	<p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違  <span style="color: blue;">■</span>設計の相違  <span style="color: red;">■</span>泊では非加熱面側の温度を測定しているが、180K（℃）を超えないことを判定基準としていない。  <span style="color: blue;">■</span>大飯  <span style="color: green;">■</span>記載内容の相違  <span style="color: blue;">■</span>（女川実績の反映：着色せず）  <span style="color: blue;">■</span>女川  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違  <span style="color: blue;">■</span>設計の相違  <span style="color: red;">■</span>非加熱面側測定点の相違  <span style="color: blue;">■</span>設計の相違  <span style="color: red;">■</span>貫通部シールの相違</p>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
添付資料12  火災による非加熱面側の機器への影響  1. はじめに 火災発生時、火災発生側の火災区域又は火災区画（以下「加熱面側」という。）の耐火壁を貫通する配管が加熱されると、配管の伝熱により隣接する火災区域又は火災区画（以下「非加熱面側」という。）配管の温度が上昇し、非加熱面側において貫通する配管の周囲に設置される機器及び配管に直接取り付く機器へ影響を及ぼす可能性があることから、以下に検討を実施した。 2. 非加熱面側の貫通配管周囲の機器への影響について 非加熱面側の貫通配管周囲の機器への熱影響（図1）は、保溫材の設置有無、配管内部の保有水等の有無など、貫通する配管の形状等によって影響が異なるため、以下のとおり配管毎に評価を実施した。	別紙4 (1/6)  女川原子力発電所 2号炉 配管貫通部における非加熱面側の機器への影響について  1. はじめに 火災区域を構成する配管貫通部が火災時に加熱されると、配管の伝熱により隣接する非加熱面側配管の温度・圧力が上昇し、当該配管の周囲に設置される機器及び配管に直接取り付く機器へ影響を及ぼす可能性がある。非加熱側の機器への影響について配管の設置状態に応じて評価を行った。  2. 非加熱面側の貫通配管周囲の機器への影響について 非加熱面側の貫通配管周囲の機器（第1図）への影響は、貫通している配管の断熱材から先の状態（保溫材の設置有無、液体を内包する配管、気体を内包する配管）により影響が異なるため、以下のとおり評価を実施した。   図1 非加熱面側の貫通配管周囲の機器への影響  2. 1 保溫材付配管 蒸気配管等の保溫材付配管は、加熱面側における加熱及び非加熱面側における放熱が抑制され、また、早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消火設備により火災の影響を軽減できることから、非加熱面側の貫通配管周囲の機器へ熱影響を与えることはない。 なお、保溫材は、配管からの放熱に対する抑制効果が配管口径によらず一定となるよう設計することから、配管口径によってその厚さが異なる。従って、加熱面側における加熱及び非加熱面側における放熱の抑制は、配管口径によらずほぼ一定となる。	別紙4 (2/6)  2. 1. 保溫材付配管 保溫材付配管については、配管に設置した保溫材の厚さを配管口径によって変化させ、口径によらず配管からの放熱が一定値以下に抑制されるよう設計している。よって、火災時においても加熱面側からの加熱及び非加熱面側における放熱が保溫材によって抑制され、周囲のケーブルトレイや電動弁等への輻射熱が抑制される。 したがって、保溫材付配管については非加熱面側の貫通配管周囲に設置する機器への影響は考えにくい。	別紙3 (1/7)  泊発電所 3号炉 配管貫通部における非加熱面側の機器への影響について  1. はじめに 火災発生時、火災発生側の火災区域又は火災区画（以下「加熱面側」という。）の耐火壁を貫通する配管が加熱されると、配管の伝熱により隣接する火災区域又は火災区画（以下「非加熱面側」という。）配管の温度が上昇し、非加熱面側において貫通する配管の周囲に設置される機器及び配管に直接取り付く機器へ熱影響を及ぼす可能性があることから、以下に検討を実施した。 2. 非加熱面側の貫通配管周囲の機器への影響について 非加熱面側の貫通配管周囲の機器への熱影響（第1図）は、保溫材の設置有無、配管内部の保有水等の有無等、貫通する配管の形状等によって影響が異なるため、以下のとおり配管ごとに評価を実施した。   第1図：非加熱面側の貫通配管周囲の機器への伝熱影響  2. 1. 保溫材付配管 蒸気配管等の保溫材付配管は、加熱面側における加熱及び非加熱面側における放熱が抑制され、また、早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消火設備により火災の影響を軽減できることから、非加熱面側の貫通配管周囲の機器へ熱影響を与えることはない。 なお、保溫材は、配管からの放熱に対する抑制効果が配管口径によらず一定となるよう設計することから、配管口径によってその厚さが異なる。したがって、加熱面側における加熱及び非加熱面側における放熱の抑制は、配管口径によらずほぼ一定となる。	【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映) 【女川】 ■記載表現の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映) 【大飯】 ■記載表現の相違 【女川】 ■設計の相違 貫通部シールの相違 【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映) 【大飯】 ■記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

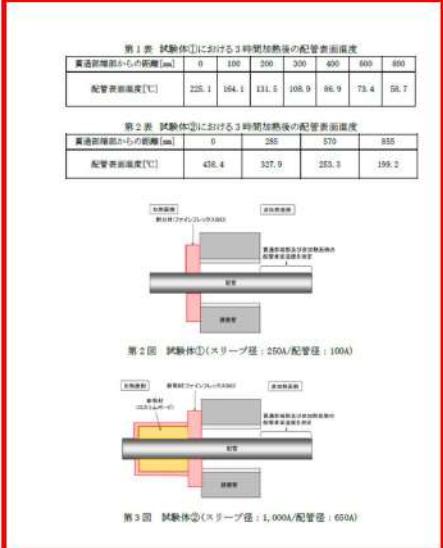
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 2 液体を内包する配管  保温材が取り付けられていない液体を内包する配管は、水及び重油配管がある。  水を内包する配管は、加熱面側で火災により加熱されても配管内部に保有される水に熱が吸収され、加熱された貫通配管及び水の熱は、火災が発生していない非加熱面側の空間及び貫通配管の長手方向へ伝熱し、火災区域及び火災区画において放熱される。また、早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消防設備により火災の影響を軽減できることから、非加熱面側の配管は、温度の上昇が抑えられ配管内の水も蒸発しない。  一方、重油を内包する配管は、ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクエリアからディーゼル発電機室までの配管のみである。仮に、ディーゼル発電機室の火災を想定した場合、ディーゼル発電機室内の重油配管が加熱されることが想定されるが、重油配管は屋外に設置されており、加熱された重油配管の熱は大気に放熱されることから、重油配管の温度の上昇は抑えられる。  従って、保温材が取り付けられていない液体を内包する配管は、非加熱面側の貫通配管周囲の機器へ熱影響を与えないと判断できる。	2. 2. 液体を内包する配管  液体を内包する配管として、水配管、燃料（軽油）移送配管がある。  水配管は、火災により加熱されても、配管を構成する鋼材に比べて10倍近い熱容量をもつ配管径全体の保有水により熱が吸収され温度上昇が大きく抑制される。したがって、非加熱面側の貫通配管周辺の機器への影響は考えにくい。	2. 2. 液体を内包する配管  保温材が取り付けられていない、液体を内包する配管は、水及び軽油配管がある。  水を内包する配管は、加熱面側で火災により加熱されても配管内部に保有される水に熱が吸収され、加熱された貫通配管及び水の熱は、火災が発生していない非加熱面側の空間及び貫通配管の長手方向へ伝熱し、火災区域及び火災区画において放熱される。また、早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消防設備により火災の影響を軽減できることから、非加熱面側の配管は、温度の上昇が抑えられ配管内の水も蒸発しない。	【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映)  【大飯】 ■設計の相違 使用している油の種類の相違
2. 3 気体を内包する配管  保温材が取り付けられていない気体を内包する配管は、気体の熱容量が液体に比べ小さく、内包する気体による熱の吸収は小さいことから、加熱面側の加熱により非加熱面側の配管温度が上昇する。  従って、加熱面側の配管を、ISO834の加熱曲線を用いて3時間加熱した場合の非加熱面側の配管温度を測定し、非加熱面側の機器への影響が無いことを確認した。  ISO834の加熱曲線を用いて、火災区域（区画）に設置されている気体を内包する配管で最も大きな配管径である4Bの配管貫通部を3時間加熱した際の、非加熱面側壁から150mmの位置の配管温度を計測した結果を表1に示す。	2. 3. 気体を内包する配管  気体を内包する配管は、配管内部が気体であることから、液体に比べ熱容量が小さく、内包する気体による熱の吸収は小さいことから、加熱面側の加熱により非加熱面側の配管温度が上昇することが想定される。  したがって、加熱面側の配管貫通部に断熱材を設置して、ISO834の加熱曲線を用いて3時間の耐火試験を実施し、非加熱面側の機器への影響が無いことを確認した。  ISO834の加熱曲線を用いて、火災区域及び火災区画内に設置されている気体を内包する配管で代表の配管貫通部を3時間加熱した際の、非加熱面貫通部端部及びその付近における配管表面の温度を計測した結果を第1、2表に示す。また、耐火試験に使用した試験体の概略を第2、3図に示す。	2. 3. 気体を内包する配管  保温材が取り付けられていない、気体を内包する配管は、気体の熱容量が液体に比べ小さく、内包する気体による熱の吸収は小さいことから、加熱面側の加熱により非加熱面側の配管温度が上昇する。	【大飯】 ■記載表現の相違  【大飯】 ■記載表現の相違  【大飯】 ■記載表現の相違  【大飯】 ■記載表現の相違  【大飯】 ■記載表現の相違  【大飯】 ■記載表現の相違
		2. 3. 気体を内包する配管  したがって、加熱面側の配管をISO834の加熱曲線を用いて3時間加熱した場合の非加熱面側の配管温度を測定し、非加熱面側の機器への影響が無いことを確認した。	【大飯】 ■記載表現の相違
		2. 3. 気体を内包する配管  ISO834の加熱曲線を用いて、火災区域（区画）に設置されている気体を内包する配管で最も大きな配管径である4Bの配管貫通部を3時間加熱した際の、非加熱面側壁から150mmの位置の配管温度を計測した結果を第1表に示す。	【大飯】 ■記載表現の相違

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
施工箇所	シール材	試験体形状		火災発生場所	温度(℃)				別紙3 (3/7)			
		スリーブ径	配管径		0分	60分	120分	180分	0分	60分	120分	180分
床	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B	床	16	88	129	146	別紙4 (3/6)			
				天井	18	120	170	191	別紙4 (3/6)			
	F F ベルク	8B	4B	床	15	79	127	156	別紙4 (3/6)			
				天井	18	126	168	190	別紙4 (3/6)			
壁	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B	シール材側 から加熱	23	116	157	174	別紙4 (3/6)			
	F F ベルク	8B	4B		16	116	153	170	別紙4 (3/6)			

表1 非加熱面側の配管の温度結果

施工箇所	シール材	試験体形状		火災発生場所	温度(℃)			
		スリーブ径	配管径		0分	60分	120分	180分
床	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B	床	16	88	129	146
				天井	18	120	170	191
壁	F F ベルク	8B	4B	床	15	79	127	156
				天井	18	126	168	190



施工箇所	シール材	試験体形状		火災発生場所	温度(℃)			
		スリーブ径	配管径		0分	60分	120分	180分
床	CT-18 (トスフォーム300)	8B	4B	床	16	88	129	146
				天井	18	120	170	191
壁	F F ベルク	8B	4B	床	15	79	127	156
				天井	18	126	168	190

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表1より、非加熱面側の気体を内包する配管の温度は、非加熱面側壁から150mmの位置で約190°Cとなる。</p> <p>これに対して、以下を考慮すると、非加熱面側の気体を内包する配管の熱は、非加熱面側の貫通配管周囲の機器へ熱影響を与えないと判断できる。</p> <p>①非加熱面側の貫通配管の熱は、以下により放熱し冷却される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非加熱面側の貫通配管の熱は、非加熱面側の空間へ放熱される。</li> <li>○ 非加熱面側の貫通配管は、隣の火災区域又は火災区画のみに設置されているのではなく、系統を構成する全ての部屋にわたり接続されているため、放熱面積も大きい。また、貫通配管の長手方向へ伝熱された熱は、各火災区域及び火災区画において、空間へ放熱される。</li> </ul> <p>②貫通配管と配管周囲に設置される機器は、配置設計上、クリアランスを設けて設置する。</p> <p>③非加熱面側の貫通配管周囲の機器である配管、ケーブルトレイ、電線管等は、主に金属材料で構成されている。</p> <p>④早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消火設備により火災の影響を軽減できる設計とする。</p>	<p>別紙4(4/6)</p> <p>女川原子力発電所2号炉の3時間耐火対象壁（床）貫通部で気体を内包する配管貫通部リストを第3表に示す。</p> <p>第1表より試験体①（配管径：100A）における3時間加熱後の貫通部端部から100mmの位置での配管表面温度は約160°Cである。貫通配管の熱は、非加熱面側の空間へ放熱されるため、非加熱面側の配管表面から100mmの位置の空間温度は160°C以下と考えられる。貫通配管と配管周囲に設置される機器は配置設計上、間隔を設ける設計としており、配管貫通部端部及び配管表面から100mm以内に火災防護対象となるケーブル（損傷基準温度205°C）が設置されることはないため、非加熱面側の100A以下の貫通配管周囲にある防護対象機器への影響はない。</p>	<p>別紙3(4/7)</p> <p>第1表より、非加熱面側の気体を内包する配管の温度は、非加熱面側壁から150mmの位置で約190°Cとなる。</p> <p>これに対して、以下を考慮すると、非加熱面側の気体を内包する配管の熱は、非加熱面側の貫通配管周囲の機器へ熱影響を与えないと判断できる。</p> <p>①非加熱面側の貫通配管の熱は、以下により放熱し冷却される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非加熱面側の貫通配管の熱は、非加熱面側の空間へ放熱される。</li> <li>○ 非加熱面側の貫通配管は、隣の火災区域又は火災区画のみに設置されているのではなく、系統を構成するすべての部屋にわたり接続されているため、放熱面積も大きい。また、貫通配管の長手方向へ伝熱された熱は、各火災区域及び火災区画において、空間へ放熱される。</li> </ul> <p>②貫通配管と配管周囲に設置される機器は、配置設計上、クリアランスを設けて設置する。</p> <p>③非加熱面側の貫通配管周囲の機器である配管、ケーブルトレイ、電線管等は、主に金属材料で構成されている。</p> <p>④早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消火設備により火災の影響を軽減できる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 (大飯実績の反映) 女川は非加熱面の温度が205°C未満となる距離を測定の上、当該範囲内にケーブルを敷設しないことをもって、非加熱面への影響を評価しているが、泊は大飯同様①非加熱面側の貫通配管の熱の放熱②非加熱面側の貫通配管周囲の機器はクリアランスを設ける③非加熱面側の貫通配管周囲の機器は金属材料で構成する④早期感知・消火をもって、非加熱面へ熱影響を与えないことを判断している。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p>

第3表 気体を内包する配管貫通部リスト

貫通孔番号	貫通配管番号	口径
CW-1-512	IA-103	50A
CW-3-529	SA-300	50A
TW-1-558	IA-102	65A
TW-1-561	SA-51	100A
CW-5006	IA-55	50A
CW-5507	IA-645	25A
KW-0-504	IA-2113	25A
KW-0-508	IA-2118	25A
KW-0-901	SA-351	25A
KW-0-505	IA-2113	25A

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器への影響について 非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器への熱影響（図2）は、2項で整理した配管の種類に基づき、以下のとおり評価を実施した。</p> <p>図2 非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器への影響</p> <p>3. 1 保温材付配管 蒸気配管等の保温材付配管は、2. 1項に示すとおり、加熱面側における加熱が抑制され、配管に直接取り付く機器の耐熱温度も高く、早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消火設備により火災の影響を軽減できることから、非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器へ熱影響を与えることはない。</p> <p>3. 2 液体を内包する配管 液体を内包する配管は、2. 2項に示すとおり、非加熱面側の温度上昇が抑えられることから、非加熱面側の液体を内包する配管の熱は、非加熱面側の液体を内包する配管に直接取り付く機器へ熱影響を与えないと判断できる。</p> <p>3. 3 気体を内包する配管 非加熱面側の気体を内包する配管の熱は、以下を考慮すると、非加熱面側の気体を内包する配管に直接取り付く機器へ熱影響を与えないと判断できる。</p>	<p>別紙4 (5/6)</p> <p>3. 非加熱面側の貫通配管に直接取付く機器への影響について 配管貫通部の非加熱面側の貫通配管に直接取付く機器への影響（第4図）は、貫通している配管の状態（保温材の設置有無、液体を内包する配管、気体を内包する配管）により影響が異なるため、以下のとおり評価を実施した。</p> <p>第4図 非加熱面側の貫通配管に直接取付く機器への伝熱影響</p> <p>3. 1. 保温材付配管 保温材付配管は、2. 1項に示すとおり、保温材により加熱面側における加熱が抑制されること、また、保温材付配管については直接取り付く機器の耐熱温度も高い設計となっている。 したがって、非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器へ熱影響を与えることはない。</p> <p>3. 2. 液体を内包する配管 液体を内包する配管は、2. 2 液体を内包する配管にて評価したとおり、内部流体の熱吸収により非加熱面側の温度上昇を抑えることができ、それにより内部流体の圧力上昇も低減されることから、非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器への影響は考えにくい。</p> <p>3. 3. 気体を内包する配管 気体を内包する配管は、加熱面側の加熱により非加熱面側の配管温度が上昇することが想定されるため、第1表及び第2表に示す耐火試験により確認した非加熱面側の配管表面温度により評価する。</p>	<p>別紙3 (5/7)</p> <p>3. 非加熱面側の貫通配管に直接取付く機器への影響について 非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器への熱影響（第2図）は、2項で整理した配管の種類に基づき、以下のとおり評価を実施した。</p> <p>第2図：非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器への影響</p> <p>3. 1. 保温材付配管 蒸気配管等の保温材付配管は、2. 1項に示すとおり、加熱面側における加熱が抑制され、配管に直接取り付く機器の耐熱温度も高く、早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消火設備により火災の影響を軽減できることから、非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器へ熱影響を与えることはない。</p> <p>3. 2. 液体を内包する配管 液体を内包する配管は、2. 2項に示すとおり、非加熱面側の温度上昇が抑えられることから、非加熱面側の液体を内包する配管の熱は、非加熱面側の液体を内包する配管に直接取り付く機器へ熱影響を与えないと判断できる。</p> <p>3. 3. 気体を内包する配管 非加熱面側の気体を内包する配管の熱は、以下を考慮すると、非加熱面側の気体を内包する配管に直接取り付く機器へ熱影響を与えないと判断できる。</p>	<p>【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 貫通部シールの相違</p> <p>【女川】 ■図番号の相違</p> <p>【女川】 ■記載方針の相違 (大飯実績の反映)</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>① 非加熱面側の貫通配管に直接取り付く機器は、配管フランジ及び弁類がある。これらの機器のうち、気体を内包する配管に直接取り付く機器の各構成品の耐熱温度は、200°C以上の耐熱性能を有する。（表2）</p> <p>表2 気体を内包する配管に直接取り付く機器の耐熱温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th><th>構成品</th><th>材料</th><th>耐熱温度<sup>※1</sup></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">弁</td><td>弁本体</td><td>金属材料</td><td>弁本体は金属材料であるため、熱の影響は受けない<sup>※2</sup></td></tr> <tr> <td>グランドパッキン ゴムダイヤフラム</td><td>黒鉛系材料 高分子材料</td><td>約350°C<sup>※3</sup> 約200°C<sup>※4</sup></td></tr> <tr> <td rowspan="2">フランジ</td><td>フランジ本体</td><td>金属材料</td><td>フランジは金属材料であるため、熱の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>ガスケット</td><td>黒鉛系材料</td><td>約600°C</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 各構成品のうち、耐熱温度の最も低い温度を記載      ※2 電動弁の駆動部は、弁本体から離れて設置されているため、貫通配管の伝熱による熱影響を受けにくい。仮に、貫通配管の伝熱による熱影響を受けたとしても、その開度を維持し、また、弁付きのハンドルによる弁操作も可能であることから、電動弁の機能は喪失しない。      ※3 原子力弁用ノンアスペストグランドパッキンの適用研究 最終報告書（電力自主）      ※4 安全機器の耐環境性評価に関する研究 最終報告書（電力自主）      ②非加熱面側の貫通配管の熱は、以下により放熱し冷却される。      ○ 非加熱面側の貫通配管の熱は、非加熱面側の空間へ放熱される。      ○ 非加熱面側の貫通配管は、隣の火災区域又は火災区画のみに設置されているのではなく、系統を構成する全ての部屋にわたり接続されているため、放熱面積も大きい。また、貫通配管の長手方向へ伝熱された熱は、各火災区域及び火災区画において、空間へ放熱される。      ③気体を内包する配管に直接取り付く機器は、以下の理由から壁から150mm以上離れた場所に設置されている。      ○ 弁は、弁ハンドルの操作性を考慮した位置に設置している。      ○ 弁・フランジの配管への据付における溶接作業は、壁との距離が150mm以下の場合は作業が困難となる。      ○ 据付後の点検における作業性（弁分解点検、フランジのボルト引き抜き代確保等）の観点から、壁より150mmの位置に弁、フランジ等を設置することはない。</p>	機器	構成品	材料	耐熱温度 <sup>※1</sup>	弁	弁本体	金属材料	弁本体は金属材料であるため、熱の影響は受けない <sup>※2</sup>	グランドパッキン ゴムダイヤフラム	黒鉛系材料 高分子材料	約350°C <sup>※3</sup> 約200°C <sup>※4</sup>	フランジ	フランジ本体	金属材料	フランジは金属材料であるため、熱の影響は受けない。	ガスケット	黒鉛系材料	約600°C	<p>第1表より配管径100Aの配管では、配管表面温度は貫通部端部から800mmの位置で約60°Cである。第3表に記載の100A以下の配管貫通部について、貫通部に近接する配管に直接取り付く機器の有無を確認した結果、貫通部端部から800mm以内に機器はない。また、100A以下の気体を内包する配管（IA系、SA系、OG系）の最高使用温度は全て60°C以上であり、非加熱側の配管貫通部端部から800mmの位置での温度（約60°C）で使用可能であることから、非加熱面側への影響はない。</p> <p>第2表：気体を内包する配管に直接取り付く機器の耐熱温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th><th>構成品</th><th>材料</th><th>耐熱温度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">弁</td><td>弁本体</td><td>金属材料</td><td>弁本体は金属材料であるため、熱の影響は受けない<sup>※2</sup></td></tr> <tr> <td>グランドパッキン ゴムダイヤフラム</td><td>黒鉛系材料 高分子材料</td><td>約350°C<sup>※3</sup> 約200°C<sup>※4</sup></td></tr> <tr> <td rowspan="2">フランジ</td><td>フランジ本体</td><td>金属材料</td><td>フランジは金属材料であるため、熱の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>ガスケット</td><td>黒鉛系材料</td><td>約600°C</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 各構成品のうち、耐熱温度の最も低い温度を記載      ※2 電動弁の駆動部は、弁本体から離れて設置されているため、貫通配管の伝熱による熱影響を受けにくい。仮に、貫通配管の伝熱による熱影響を受けたとしても、その開度を維持し、また、弁付きのハンドルによる弁操作も可能であることから、電動弁の機能は喪失しない。      ※3 原子力弁用ノンアスペストグランドパッキンの適用研究 最終報告書（電力自主）      ※4 安全機器の耐環境性評価に関する研究 最終報告書（電力自主）      ②非加熱面側の貫通配管の熱は、以下により放熱し冷却される。      ○ 非加熱面側の貫通配管の熱は、非加熱面側の空間へ放熱される。      ○ 非加熱面側の貫通配管は、隣の火災区域又は火災区画のみに設置されているのではなく、系統を構成するすべての部屋にわたり接続されているため、放熱面積も大きい。また、貫通配管の長手方向へ伝熱された熱は、各火災区域及び火災区画において、空間へ放熱される。</p>	機器	構成品	材料	耐熱温度	弁	弁本体	金属材料	弁本体は金属材料であるため、熱の影響は受けない <sup>※2</sup>	グランドパッキン ゴムダイヤフラム	黒鉛系材料 高分子材料	約350°C <sup>※3</sup> 約200°C <sup>※4</sup>	フランジ	フランジ本体	金属材料	フランジは金属材料であるため、熱の影響は受けない。	ガスケット	黒鉛系材料	約600°C	<p>【女川】      ■記載方針の相違      (大飯実績の反映)</p>
機器	構成品	材料	耐熱温度 <sup>※1</sup>																																			
弁	弁本体	金属材料	弁本体は金属材料であるため、熱の影響は受けない <sup>※2</sup>																																			
	グランドパッキン ゴムダイヤフラム	黒鉛系材料 高分子材料	約350°C <sup>※3</sup> 約200°C <sup>※4</sup>																																			
フランジ	フランジ本体	金属材料	フランジは金属材料であるため、熱の影響は受けない。																																			
	ガスケット	黒鉛系材料	約600°C																																			
機器	構成品	材料	耐熱温度																																			
弁	弁本体	金属材料	弁本体は金属材料であるため、熱の影響は受けない <sup>※2</sup>																																			
	グランドパッキン ゴムダイヤフラム	黒鉛系材料 高分子材料	約350°C <sup>※3</sup> 約200°C <sup>※4</sup>																																			
フランジ	フランジ本体	金属材料	フランジは金属材料であるため、熱の影響は受けない。																																			
	ガスケット	黒鉛系材料	約600°C																																			
			<p>別紙3 (7/7)</p> <p>③気体を内包する配管に直接取り付く機器は、以下の理由から壁から150mm以上離れた場所に設置されている。      ○ 弁は、弁ハンドルの操作性を考慮した位置に設置している。      ○ 弁・フランジの配管への据付における溶接作業は、壁との距離が150mm以下の場合は作業が困難となる。      ○ 据付後の点検における作業性（弁分解点検、フランジのボルト引き抜き代確保等）の観点から、壁より150mmの位置に弁、フランジ等を設置することはない。</p>																																			

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>④早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消防設備により火災の影響を軽減できる設計する。</p> <p>4. 影響評価結果 2項及び3項に示すとおり、耐火壁を貫通する配管からの伝熱は、非加熱面側の機器へ影響を与えない。</p>	<p>4. 影響評価結果 2項及び3項に示すとおり、耐火壁を貫通する配管からの伝熱は、非加熱面側の機器へ影響を与えない。</p> <p>別紙5 (1/5)</p> <p>耐火ラッピング内ケーブルの自然鎮火に要する時間について</p> <p>1.はじめに ケーブルトレイ3時間耐火ラッピング内部は狭隘な空間領域であり、アルミテープでマスキングしながら施工することから、外部からの空気流入はない閉塞された状態である。ラッピング内部で火災になったとしても閉塞された状態であるため、ラッピング内部の酸素のみでは燃焼が維持できず、ケーブルの延焼は継続しない。 ラッピング内部で火災が発生した場合の自然鎮火に要する時間について、以下のとおり評価した。</p> <p>2. 内部ケーブル燃焼評価 2.1. ケーブル素材について 3時間耐火ラッピング内部に敷設されるケーブル素材のうち燃焼するものはポリエチレン、ビニル及び可塑剤であり、各ケーブルの含有量は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <caption>第1表：ケーブル素材のポリエチレン含有量</caption> <thead> <tr> <th>ケーブル種類</th> <th>絶縁体</th> <th>シース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動力ケーブル</td> <td>ポリエチレン：72g/m 可塑剤：53g/m</td> <td>ポリ塩化ビニル：70g/m</td> </tr> <tr> <td>制御ケーブル</td> <td>ポリエチレン：33g/m 可塑剤：25g/m</td> <td>ポリ塩化ビニル：33g/m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2. 燃焼に必要な酸素量 ケーブル素材の燃焼に必要な酸素量を以下のとおり算出した。 (1) ポリエチレン ポリエチレンの燃焼を示す以下の式より、ポリエチレン1molの燃焼には3nmolの酸素が必要である。（分子量：ポリエチレン；28n（nは重合数）、酸素；32）</p> $(-\text{CH}_2-\text{CH}_2-)n + 3n\text{O}_2 \rightarrow 2n\text{CO}_2 + 2n\text{H}_2\text{O}$	ケーブル種類	絶縁体	シース	動力ケーブル	ポリエチレン：72g/m 可塑剤：53g/m	ポリ塩化ビニル：70g/m	制御ケーブル	ポリエチレン：33g/m 可塑剤：25g/m	ポリ塩化ビニル：33g/m	<p>④早期に火災を感知する火災感知設備及び早期に火災を消火する消防設備により火災の影響を軽減できる設計する。</p> <p>4. 影響評価結果 2項及び3項に示すとおり、耐火壁を貫通する配管からの伝熱は、非加熱面側の機器へ影響を与えない。</p>	<p>【女川】 ■記載方針の相違（大飯実績の反映） 【女川】 ■記載方針の相違（大飯実績の反映）</p> <p>【女川】 ■設計の相違 ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていらない。</p>
ケーブル種類	絶縁体	シース										
動力ケーブル	ポリエチレン：72g/m 可塑剤：53g/m	ポリ塩化ビニル：70g/m										
制御ケーブル	ポリエチレン：33g/m 可塑剤：25g/m	ポリ塩化ビニル：33g/m										

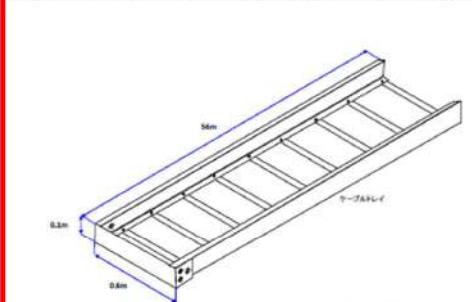
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5 (2/5)</p> <p>ポリエチレン 1g (1/28n mol) に必要な酸素 (3n/28n mol) の体積は、標準状態 (0°C, 1気圧) での 1mol の体積を 0.0224m<sup>3</sup> とすると、常温状態 (40°C, 1気圧) で 0.00275m<sup>3</sup> となる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\frac{1}{28n} [mol] \times 3n \times 0.0224 \left[ \frac{m^3}{mol} \right] \times \frac{273+40}{273} = 0.00275 [m^3]</math> </div> <p>(2) ビニル</p> <p>シースのビニルはポリ塩化ビニル約 40%, 可塑剤約 30%, 無機物約 30%から成る。このうち燃焼するのはポリ塩化ビニルと可塑剤である。</p> <p>a. ポリ塩化ビニル</p> <p>ポリ塩化ビニルの燃焼は以下の式より、ポリ塩化ビニル 1mol の燃焼には 2.5n mol の酸素が必要である。（分子量：ポリ塩化ビニル 62.5n (n は重合数)）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <math display="block">(-\text{CH}_2 - \text{CHCl}-)_n + 2.5n \text{O}_2 \rightarrow 2n\text{CO}_2 + 2\text{H}_2\text{O} + n\text{HCl}</math> </div> <p>ポリ塩化ビニル 1g (1/62.5n mol) に必要な酸素 (2.5n/62.5n mol) の体積は、標準状態 (0°C, 1気圧) での 1mol の体積を 0.0224m<sup>3</sup> とすると、常温状態 (40°C, 1気圧) で 0.0010m<sup>3</sup> となる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\frac{1}{62.5n} [mol] \times 2.5n \times 0.0224 \left[ \frac{m^3}{mol} \right] \times \frac{273+40}{273} = 0.0010 [m^3]</math> </div> <p>b. 可塑剤 (TOTM)</p> <p>可塑剤 (TOTM) の燃焼は以下の式より、可塑剤 1mol の燃焼には 43.5mol の酸素が必要である。（分子量：546）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{C}_2\text{H}_5(\text{COOC}_8\text{H}_{17})_2 + 43.5\text{O}_2 \rightarrow 33\text{CO}_2 + 27\text{H}_2\text{O}</math> </div> <p>可塑剤 1g (1/546 mol) に必要な酸素 (43.5/546 mol) の体積は、標準状態 (0°C, 1気圧) での 1mol の体積を 0.0224m<sup>3</sup> とすると、常温状態 (40°C, 1気圧) で 0.0020m<sup>3</sup> となる。</p>		<p style="color: green;">【女川】</p> <p>■設計の相違 ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
	$\frac{1}{546} [mol] \times 43.5 \times 0.0224 \left[ \frac{m^3}{mol} \right] \times \frac{273+40}{273} = 0.0020 [m^3]$ <p style="text-align: center;">別紙5 (3/5)</p> <p>動力ケーブル 1mあたりのポリエチレンの重量は 72g, ポリ塩化ビニルの重量は 70g, 可塑剤の重量は 53g であることから, 動力ケーブル 1m の燃焼に必要な酸素の体積は, 以下より約 0.374m<sup>3</sup>となる。</p> $0.00275 \left[ \frac{m^3}{g} \right] \times 72[g] + 0.0010 \left[ \frac{m^3}{g} \right] \times 70[g] + 0.0020 \left[ \frac{m^3}{g} \right] \times 53[g] = 0.374[m^3]$ <p>制御ケーブル 1mあたりのポリエチレンの重量は 33g, ポリ塩化ビニルの重量は 33g, 可塑剤の重量は 25g であることから, 制御ケーブル 1m の燃焼に必要な酸素の体積は, 以下より約 0.1738m<sup>3</sup>となる。</p> $0.00275 \left[ \frac{m^3}{g} \right] \times 33[g] + 0.0010 \left[ \frac{m^3}{g} \right] \times 33[g] + 0.0020 \left[ \frac{m^3}{g} \right] \times 25[g] = 0.1738[m^3]$ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">第2表：ケーブル1m燃焼に必要な酸素量</td> </tr> <tr> <td>ケーブル種類</td> <td>燃焼に必要な酸素量</td> </tr> <tr> <td>動力ケーブル</td> <td>0.374 [m<sup>3</sup>]</td> </tr> <tr> <td>制御ケーブル</td> <td>0.1738 [m<sup>3</sup>]</td> </tr> </table> <p>2.3. ケーブル燃焼速度及びトレイ内部の火災燃焼酸素量      ケーブル燃焼速度は、垂直トレイ燃焼試験（IEEE1202-1991）の判定基準である「バーナーによる 20 分間の試験においてシース損傷長が 1.5m 以下であること」より、0.075m/分（1.5m/20 分）とすると、1m のケーブルが燃焼する時間は約 14 分（1m/0.075m/分）となる。</p>	第2表：ケーブル1m燃焼に必要な酸素量		ケーブル種類	燃焼に必要な酸素量	動力ケーブル	0.374 [m <sup>3</sup> ]	制御ケーブル	0.1738 [m <sup>3</sup> ]	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違          ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはいえない。</p>
第2表：ケーブル1m燃焼に必要な酸素量										
ケーブル種類	燃焼に必要な酸素量									
動力ケーブル	0.374 [m <sup>3</sup> ]									
制御ケーブル	0.1738 [m <sup>3</sup> ]									

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>また、3時間耐火ラッピングを施工するトーラス室に敷設しているケーブルトレイの長さは最大で1段巻約23m、2段巻約15mであることから、ラッピングした場合のトレイ内部の空気量及びトレイ内部の火災燃焼酸素量は第3表のとおりである。なお、ケーブル占積率は設計上最大である40%とする。</p> <p>ここで、火災燃焼酸素量は次式にて算出した。</p> $\text{火災燃焼酸素量} = \text{トレイ内部空気量} \times (\text{空气中酸素濃度} - \text{自然鎮火時酸素濃度})$ <p>空气中酸素濃度：21%</p> <p>自然鎮火時酸素濃度：15%<sup>※1</sup></p> <p>※1：「密閉室内の燃焼性状に関する研究（第1報）」東京消防庁消防技術安全所（S60）</p> <p style="text-align: right;">別紙5 (4/5)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第3表：ケーブルトレイ内の空気量及び火災燃焼酸素量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ケーブル種類</th> <th>ラッピング段数</th> <th>トレイ内部空気量 [m<sup>3</sup>]</th> <th>火災燃焼酸素量 [m<sup>3</sup>]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動力ケーブル</td> <td>1</td> <td>0.828</td> <td>0.04968</td> </tr> <tr> <td>制御ケーブル</td> <td>2</td> <td>2.88</td> <td>0.1728</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第1図：ケーブルトレイ内空気量算出概要図</p> </div>	ケーブル種類	ラッピング段数	トレイ内部空気量 [m <sup>3</sup> ]	火災燃焼酸素量 [m <sup>3</sup> ]	動力ケーブル	1	0.828	0.04968	制御ケーブル	2	2.88	0.1728		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
ケーブル種類	ラッピング段数	トレイ内部空気量 [m <sup>3</sup> ]	火災燃焼酸素量 [m <sup>3</sup> ]												
動力ケーブル	1	0.828	0.04968												
制御ケーブル	2	2.88	0.1728												

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料4 3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p style="text-align: right;">別紙5 (5/5)</p> <p><b>2.4. 燃焼時間</b></p> <p>ケーブルトレイ内部での燃焼時間について、3時間耐火ラッピング対象とするケーブルトレイに、動力ケーブル又は制御ケーブルが1本燃焼した場合の燃焼時間について次式のとおり算出した。</p> <p>燃焼するポリエチレンの含有量が多い動力ケーブルにおいても1段ラッピングをする場合には約2分、2段ラッピングする場合においても約7分で自然鎮火に至ることが確認された。評価結果は第4表のとおり。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <math display="block">\text{燃焼時間} = \frac{\text{火災燃焼酸素量} \times \text{ケーブル1m当たりの燃焼時間}}{\text{ケーブル1m燃焼に必要な酸素量}}</math> <p>第4表：ケーブルトレイ内のケーブル燃焼時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>ラッピング 段数</th> <th>火災燃焼酸素量 [m<sup>3</sup>]</th> <th>燃焼時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">動力ケーブル</td> <td>1</td> <td>0.04968</td> <td>約2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0.1728</td> <td>約7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御ケーブル</td> <td>1</td> <td>0.04968</td> <td>約5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0.1728</td> <td>約14</td> </tr> </tbody> </table> </div>	種類	ラッピング 段数	火災燃焼酸素量 [m <sup>3</sup> ]	燃焼時間 [分]	動力ケーブル	1	0.04968	約2	2	0.1728	約7	制御ケーブル	1	0.04968	約5	2	0.1728	約14		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>ケーブルトレイに対する系統分離対策としては、1時間耐火+感知+消火を選択しており、3時間耐火ラッピングを施工する設計とはしていない。</p>
種類	ラッピング 段数	火災燃焼酸素量 [m <sup>3</sup> ]	燃焼時間 [分]																		
動力ケーブル	1	0.04968	約2																		
	2	0.1728	約7																		
制御ケーブル	1	0.04968	約5																		
	2	0.1728	約14																		

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>添付資料3 隔壁について</p> <p>「火災防護に係る審査基準2.3.1(2)の系統分離のために設置する1時間の耐火能力を有するケーブルトレイ、機器間の隔壁についての検討結果を説明する。」</p> <p>1. ケーブル（一般エリア） (1) 隔壁に求められる性能 系統分離のためのケーブル間の1時間の耐火能力を有する隔壁に求められる性能を、炎、熱の影響軽減の観点から、表1のとおり整理した。</p> <p>表1 ケーブル間の隔壁に求められる性能</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>求められる性能</td> </tr> <tr> <td>炎の影響の軽減</td> <td>           ①建築基準法の1時間耐火性能の仕様規定に適合又は、大臣認定を取得していること。            又は            ②試験によって、以下を確認していること。            - 加熱条件：隔壁を設定する火災区域で想定される火災の条件で1時間加熱            - 判定基準：            ①の耐火試験と同じ（非加熱面に10秒を超える燃焼する炎の噴出、発炎、火炎が通る亀裂等の損傷が生じないこと）              ③建築基準法の1時間耐火性能（温度に係る判定基準あり）の仕様規定に適合又は、大臣認定を取得していること。            ただし、耐火試験の判定基準が、防護対象となる機器の機能喪失温度より高い場合は、認を備たすことも要件とする。            著しくは、            ④試験によって、以下を確認していること。            - 加熱条件：隔壁を設定する火災区域で想定される火災の条件で1時間加熱            - 判定基準：隔壁の非加熱面の温度が、防護対象機器の機能喪失温度（原子力発電所の内部火災影響評価指針ガイドのケーブル損傷基準：200°C）以下であること（ケーブル損傷基準については、別添1参照）  </td> </tr> <tr> <td>熱の影響の軽減</td> <td></td> </tr> </table> <p>また、ケーブルトレイの敷設状況、ケーブルの使用環境の観点からも、隔壁に求める性質を以下のとおり整理した。</p>	項目	求められる性能	炎の影響の軽減	①建築基準法の1時間耐火性能の仕様規定に適合又は、大臣認定を取得していること。 又は ②試験によって、以下を確認していること。 - 加熱条件：隔壁を設定する火災区域で想定される火災の条件で1時間加熱 - 判定基準： ①の耐火試験と同じ（非加熱面に10秒を超える燃焼する炎の噴出、発炎、火炎が通る亀裂等の損傷が生じないこと）  ③建築基準法の1時間耐火性能（温度に係る判定基準あり）の仕様規定に適合又は、大臣認定を取得していること。 ただし、耐火試験の判定基準が、防護対象となる機器の機能喪失温度より高い場合は、認を備たすことも要件とする。 著しくは、 ④試験によって、以下を確認していること。 - 加熱条件：隔壁を設定する火災区域で想定される火災の条件で1時間加熱 - 判定基準：隔壁の非加熱面の温度が、防護対象機器の機能喪失温度（原子力発電所の内部火災影響評価指針ガイドのケーブル損傷基準：200°C）以下であること（ケーブル損傷基準については、別添1参照） 	熱の影響の軽減		<p>添付資料6 女川原子力発電所2号炉における1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について</p> <p>1.はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の「2.3 火災の影響軽減」2.3.1(2)cでは、「互いに相違する系列の火災防護対象機器の系列間」を、1時間以上の耐火能力を有する隔壁等により分離することが要求されている。 女川原子力発電所2号炉での「1時間以上の耐火能力を有する隔壁等」の耐火能力及び施工方針を以下に示す。</p>	<p>添付資料5 泊発電所3号炉における1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について</p> <p>1.はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の「2.3 火災の影響軽減」2.3.1(2)cでは、「互いに相違する系列の火災防護対象機器の系列間」を1時間以上の耐火能力を有する隔壁等により分離することが要求されている。 泊発電所3号炉での「1時間以上の耐火能力を有する隔壁等」の耐火能力及び施工方針を以下に示す。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■記載表現の相違 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
項目	求められる性能								
炎の影響の軽減	①建築基準法の1時間耐火性能の仕様規定に適合又は、大臣認定を取得していること。 又は ②試験によって、以下を確認していること。 - 加熱条件：隔壁を設定する火災区域で想定される火災の条件で1時間加熱 - 判定基準： ①の耐火試験と同じ（非加熱面に10秒を超える燃焼する炎の噴出、発炎、火炎が通る亀裂等の損傷が生じないこと）  ③建築基準法の1時間耐火性能（温度に係る判定基準あり）の仕様規定に適合又は、大臣認定を取得していること。 ただし、耐火試験の判定基準が、防護対象となる機器の機能喪失温度より高い場合は、認を備たすことも要件とする。 著しくは、 ④試験によって、以下を確認していること。 - 加熱条件：隔壁を設定する火災区域で想定される火災の条件で1時間加熱 - 判定基準：隔壁の非加熱面の温度が、防護対象機器の機能喪失温度（原子力発電所の内部火災影響評価指針ガイドのケーブル損傷基準：200°C）以下であること（ケーブル損傷基準については、別添1参照） 								
熱の影響の軽減									

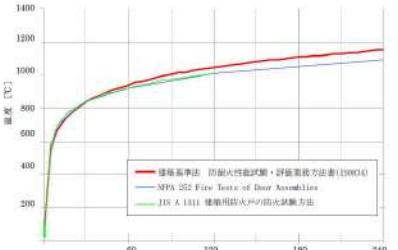
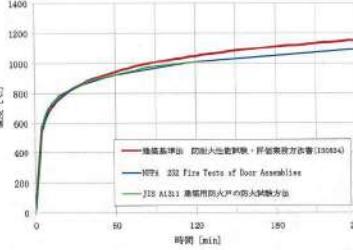
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<table border="1"> <tr> <td>項目</td><td>求める性能</td></tr> <tr> <td>形状（厚さ）</td><td>ケーブルトレイの間に貼付可能な厚さ（25mm以下）であること。</td></tr> <tr> <td>通常時の放熱性</td><td>通常運転中、トレイ内温度が、ケーブルの設計温度を超えないこと。</td></tr> <tr> <td>耐久性</td><td>通常の使用環境において、損傷しないこと。</td></tr> </table>	項目	求める性能	形状（厚さ）	ケーブルトレイの間に貼付可能な厚さ（25mm以下）であること。	通常時の放熱性	通常運転中、トレイ内温度が、ケーブルの設計温度を超えないこと。	耐久性	通常の使用環境において、損傷しないこと。			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>	
項目	求める性能											
形状（厚さ）	ケーブルトレイの間に貼付可能な厚さ（25mm以下）であること。											
通常時の放熱性	通常運転中、トレイ内温度が、ケーブルの設計温度を超えないこと。											
耐久性	通常の使用環境において、損傷しないこと。											
<p>（2）隔壁材の選定</p> <p>建築物で使用されている耐火被覆（建築基準法で、耐火構造とみなすために鉄骨の柱・梁に施工される被覆）の調査を行い、原子力発電所での施工性を検討したところ、ケーブルトレイには、乾式タイプが優位である。</p> <table border="1"> <tr> <td>耐火被覆</td><td>湿式タイプ</td><td>乾式タイプ</td></tr> <tr> <td>施工性</td><td>塗布（吹き付け）厚さの管理が必要 吹き付け時の飛散対策が必要</td><td>均一な施工が可能。 周囲の養生は不要。</td></tr> </table>	耐火被覆	湿式タイプ	乾式タイプ	施工性	塗布（吹き付け）厚さの管理が必要 吹き付け時の飛散対策が必要	均一な施工が可能。 周囲の養生は不要。						
耐火被覆	湿式タイプ	乾式タイプ										
施工性	塗布（吹き付け）厚さの管理が必要 吹き付け時の飛散対策が必要	均一な施工が可能。 周囲の養生は不要。										
<p>次に、乾式タイプの耐火被覆の調査を行ったところ、以下に示すとおり、通常運転中の放熱性（熱伝導率）が良く、厚みの少ない発泡性耐火被覆について、性能確認を行う。発泡性耐火被覆とは、加熱されると発泡し、断熱性を有する層（炭化層）を形成する被覆材（別紙2）で、被覆を設置した鋼材の温度上昇を抑える。</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td>発泡性耐火被覆<sup>※</sup></td><td>ロックウール</td></tr> <tr> <td>熱伝導率（W/m・K）</td><td>0.55</td><td>0.034</td></tr> <tr> <td>厚さ (mm)</td><td>1時間耐火 1.5mm 2時間耐火 3.0mm</td><td>20mm 40mm</td></tr> </table> <p>※：発泡前のデータ</p>		発泡性耐火被覆 <sup>※</sup>	ロックウール	熱伝導率（W/m・K）	0.55	0.034	厚さ (mm)	1時間耐火 1.5mm 2時間耐火 3.0mm	20mm 40mm			
	発泡性耐火被覆 <sup>※</sup>	ロックウール										
熱伝導率（W/m・K）	0.55	0.034										
厚さ (mm)	1時間耐火 1.5mm 2時間耐火 3.0mm	20mm 40mm										
<p>（3）発泡性被覆の性能確認</p> <p>表2に示すとおり、発泡性耐火被覆は、ケーブル間の隔壁に求められる性能を有しており、「火災防護に係る審査基準 2.3.1(2) の系統分離のために設置するケーブルの隔壁として使用可能である。</p> <p>なお、発泡性耐火被覆は、厚さ0.4mm以上の鉄板（空気層4mm含む）に貼り付けて使用することで、通常の使用状態で損傷しないようにする。貼り付けには、国土交通大臣認定を取得した耐火試験（別紙4）で使用された製造メーカ指定の耐火ボンドを使用する。</p>												

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>また、発泡性耐火被覆を施工するケーブルトレイ内には、自動消火設備をあわせて設置する。</p> <p>表2 発泡性耐火被覆の性能</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td><td>求められる性能</td></tr> <tr> <td>火の影響の軽減</td><td>①建築基準法の耐火性能（判定基準に温度に係る事項あり）の大臣認定を取得している（別紙3）</td></tr> <tr> <td>熱の影響の軽減</td><td>① 建築基準法の耐火性能（判定基準に温度に係る事項あり）の大臣認定を取得している（別紙3）が、判定基準が認可令等となる機関の機能喪失温度（原子力発電所の内部火災影響評価ガイドのケーブル相当基準 205°C）以上であることから、②を併用する。 なお、発泡性耐火被覆を施工した鋼材の温度が 200°C未満で、内部火災影響評価ガイドのケーブル相当基準 205°C以下になるとことを、シート製造メーカーの試験記録<sup>iii</sup>で確認している。</td></tr> </table>	項目	求められる性能	火の影響の軽減	①建築基準法の耐火性能（判定基準に温度に係る事項あり）の大臣認定を取得している（別紙3）	熱の影響の軽減	① 建築基準法の耐火性能（判定基準に温度に係る事項あり）の大臣認定を取得している（別紙3）が、判定基準が認可令等となる機関の機能喪失温度（原子力発電所の内部火災影響評価ガイドのケーブル相当基準 205°C）以上であることから、②を併用する。 なお、発泡性耐火被覆を施工した鋼材の温度が 200°C未満で、内部火災影響評価ガイドのケーブル相当基準 205°C以下になるとことを、シート製造メーカーの試験記録 <sup>iii</sup> で確認している。			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
項目	求められる性能								
火の影響の軽減	①建築基準法の耐火性能（判定基準に温度に係る事項あり）の大臣認定を取得している（別紙3）								
熱の影響の軽減	① 建築基準法の耐火性能（判定基準に温度に係る事項あり）の大臣認定を取得している（別紙3）が、判定基準が認可令等となる機関の機能喪失温度（原子力発電所の内部火災影響評価ガイドのケーブル相当基準 205°C）以上であることから、②を併用する。 なお、発泡性耐火被覆を施工した鋼材の温度が 200°C未満で、内部火災影響評価ガイドのケーブル相当基準 205°C以下になるとことを、シート製造メーカーの試験記録 <sup>iii</sup> で確認している。								
<p>(4) その他の確認</p> <p>①裏面からの加熱に対する発泡性耐火被覆の挙動の確認</p> <p>片面に発泡性耐火被覆を貼り付けた金属板の裏面（発泡性耐火被覆を貼っていない側）から加熱した場合、発泡性耐火被覆の端部折返しや、全周貼付け等の措置を講ずることで、発泡性耐火被覆が脱落しなくなることを、製造メーカーで行われた試験結果（別紙5）で確認している。ケーブルトレイに施工する際は、試験（今後さらに行うものも含む）で確認された脱落防止措置を講じる。</p> <p>②表面に傷がある発泡性耐火被覆の耐火性能への影響</p> <p>表面に傷を付けた発泡性耐火被覆を加熱し、傷があっても、断熱層が均一に形成され、耐火性能に有意な影響を及ぼさないことを、製造メーカーで行われた試験結果で確認している。（別紙5）</p> <p>③耐用年数</p> <p>発泡性耐火被覆、耐火ボンドは、経年的に性能が変化するものではないが、あえて挙げると、高温による樹脂の熱分解を考えられるが、高温を経験した発泡性耐火被覆、耐火ボンドに有意な性能変化がないことは、製造メーカーで行われた試験結果で確認している。（別紙6）</p>									

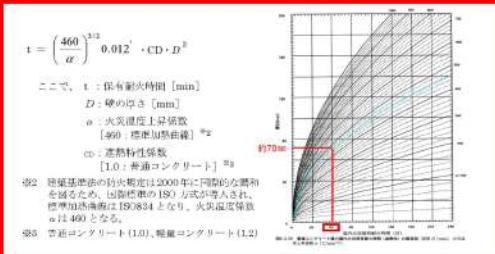
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、原子力発電所固有の環境条件に、放射線の影響がある。発泡性耐火被覆、耐火ボンドの主成分となっている樹脂（高分子材料）の耐放射線性は <math>1 \times 10^3 \text{ Gy}</math> 程度と高く、原子炉の安全停止に係る機器、ケーブルを設置している場所の放射線レベルと比較して、数桁高いレベルである。このことから、発泡性耐火被覆、耐火ボンドに放射線による有意な性能変化はないと考えるが、文献値は加速照射試験の結果であることから、実機で使用する際は、定期的にサンプリングし、耐火性能の確認を継続して行う。</p> <p>(5) 実機での使用形態を模擬した火災耐久試験 別紙4で示した試験は、発泡性耐火被覆を鋼材に施工した試験体で行われている。 一方、実機では、ケーブルトレイに囲うように施工して使用するため、実機での使用形態を模擬した火災耐久試験を行い、1時間耐火性能を有する隔壁となる施工方法を決定する。(別紙7)</p> <p>3. 機器 (1) 隔壁材の検討 建築基準法の1時間耐火性能の仕様<sup>(※)</sup>を満足する厚さ1.5mm以上の鉄板、発泡性耐火被覆（厚さ0.4mm以上の鉄板の両面に発泡性耐火被覆を施工したもの）を機器間の隔壁材とする。厚さ1.5mm以上の鉄板を設置する場合には、距離等により遮熱性を確保できるように設置する。この距離については、計算等によって求めることとする。また、発泡性耐火被覆を施工する場合の耐火性能については、実機を模擬した形状での実証試験を実施しており、機器の機能喪失させない距離を確保し、1時間隔壁を設置する。</p>	<p>2. 各施工方法における耐火隔壁の耐火能力について 女川原子力発電所2号炉では、防護対象機器等が設置されている「ケーブルトレイ」、「計装ラック」、「制御盤」間の分離を目的とした1時間耐火隔壁を設置する設計。 耐火隔壁は、現地の施工性等を考慮し、コンクリート壁又は鉄板を基本とし、必要に応じて発泡性耐火被覆、断熱材等を加工し、遮熱性及び遮炎性を向上させ、建築基準法における壁に要求される1時間耐火仕様規格を満足する耐火隔壁とする。</p>	<p>2. 各施工方法における耐火隔壁の耐火能力について 泊発電所3号炉では、防護対象機器等が設置されている「ケーブルトレイ」、「電線管」、「制御盤」間の分離を目的とした1時間耐火隔壁を設置する設計。 耐火隔壁は、現地の施工性等を考慮し、コンクリート壁又は鉄板を基本とし、必要に応じて断熱材等を加工し、遮熱性及び遮炎性を向上させ、建築基準法における壁に要求される1時間耐火仕様規格を満足する耐火隔壁とする。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違 【女川】 ■設計の相違 1時間隔壁を設置する箇所の相違 【女川・大飯】 ■設計の相違 泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

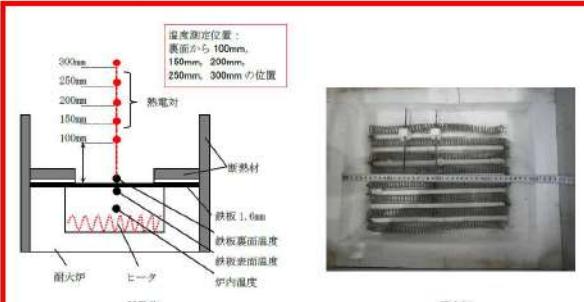
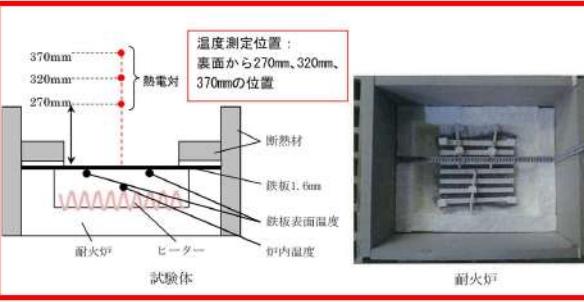
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※特定防火設備の構造方法を定める件 平成12年5月25日建設省告示第1369号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項の規定に基づき、特定防火設備（注釈）の構造方法を次のように定める。</p> <p>防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>二 鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパーとすること。</p> <p>（注釈）：特定防火設備とは、防火設備（防火戸、防火シャッター、耐火スクリーン等）のうち、建築基準法施行令第112条第1項の規定を満足するもの（通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの）として、国土交通大臣が認めたものをいう。</p> <p>（2）実機での使用形態を模擬した火災耐久試験</p> <p>別紙4で示した試験は、発泡性耐火被覆を鋼材に施工した試験体で行われている。一方、実機では、鉄板に発泡性耐火被覆を貼り付けて使用するため、機器間の1時間耐火性能を有する隔壁として使用する場合に、機器と隔壁の間に距離等の制約条件が必要かどうかを、試験により確認する。（別紙8）</p>	<p>2.1. 火災耐久試験の試験条件について</p> <p>2.1.1. 加熱曲線</p> <p>1時間耐火隔壁等の火災耐久試験は、加熱温度条件が厳しい建築基準法（IS0834）の加熱曲線に従って加熱する。（第1図）</p>  <p>第1図：加熱曲線の比較</p>	<p>2.1. 火災耐久試験の試験条件について</p> <p>2.1.1. 加熱曲線</p> <p>1時間耐火隔壁等の火災耐久試験は、加熱温度条件が厳しい建築基準法（IS0834）の加熱曲線に従って加熱する。（第1図）</p>  <p>第1図：加熱曲線の比較</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映：着色せざ)</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. ケーブル（フロアケーブルダクト）</p> <p>中央制御室下部のフロアケーブルダクトについては、構造上、コンクリート壁により、ケーブル敷設を行っており、フロアケーブルダクトを構成するコンクリート壁は、最小厚さが約100mmであることから、以下に示すとおり、1時間耐火性能を有することを確認している。</p> <p>建築基準法による壁厚さ</p> <p>火災強度2時間を超えた場合、建築基準法により指定された耐火構造壁はないが、告示<sup>*1</sup>により、コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性限界時間）の算定方法が次式のとおり示されており、これにより最小壁厚を算出することができる。</p> <p>※1 2001年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第1433号 耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習テキスト（国土交通省住宅局建築指導課））</p>	<p>2.1.2. 火災耐久試験の試験設備について</p> <p>火災耐久試験に使用する試験設備は、耐火炉を使用する。</p> <p>耐火炉による火災耐久試験は、試験体の加熱面を耐火炉にはめ込む形状で試験を実施するため、加熱面側の放熱による温度低下を考慮しなくともよく、試験体に均一に熱負荷を与えるため、ガスバーナー等による試験より保守的である。</p> <p>また、建築基準法における1時間耐火壁の仕様規格として、国土交通大臣認定機関の一般財団法人建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」では、壁及び床の耐火性能を確認する方法として加熱炉を用いることから、同方法書に基づき耐火炉にて火災耐久試験を実施する。</p> <p>2.1.3. 判定基準</p> <p>建築基準法（IS0834）の規定に基づく加熱曲線で1時間加熱した際に、各耐火隔壁等に求められる判定基準を満足するか確認する。</p>	<p>2.1.2. 火災耐久試験の試験設備について</p> <p>火災耐久試験に使用する試験設備は、耐火炉を使用する。</p> <p>耐火炉による火災耐久試験は、試験体の加熱面を耐火炉にはめ込む形状で試験を実施するため、加熱面側の放熱による温度低下を考慮しなくともよく、試験体に均一に熱負荷を与えるため、ガスバーナー等による試験より保守的である。</p> <p>また、建築基準法における1時間耐火壁の仕様規格として、国土交通大臣認定機関の一般財団法人建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」では、壁及び床の耐火性能を確認する方法として加熱炉を用いることから、同方法書に基づき耐火炉にて火災耐久試験を実施する。</p> <p>2.1.3. 判定基準</p> <p>建築基準法（IS0834）の規定に基づく加熱曲線で1時間加熱した際に、各耐火隔壁等に求められる判定基準を満足するか確認する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火により系統分離を行う設計としている。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>上式から求めた屋内火災保有耐火時間 60min（1時間）に必要な壁厚は約 70 mmとなる。</p>  <p>上式から求めた屋内火災保有耐火時間 60min（1時間）に必要な壁厚は約 70 mmとなる。</p> <p>式: <math>t = \left( \frac{460}{\alpha} \right)^{3/2} \cdot 0.012 \cdot CD \cdot D^3</math></p> <p>ここで、t : 保有耐火時間 [min]      D : 壁の厚さ [mm]      α : 火災温度上昇係数      [460 : 標準加熱曲線] *2      CD : 態熱特性係数      [1.0 : 普通コンクリート] *3</p> <p>注2 熱強基準法の防火規定は2000年に同様的な點を盛り込んだため、(国際標準のISO方式が導入され、標準加熱曲線はISO834となり、火災温度係数αは460となる。)      S83 普通コンクリート (1.0), 軽量コンクリート (1.2)</p>	<p>2.2. コンクリート壁の耐火能力について</p> <p>系統分離の耐火隔壁にコンクリート壁を使用する場合は、JEAG4607-2010に準拠して、70mm以上の厚みを有するコンクリート壁を1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁として使用する。</p> <p>2.3. 鉄板の耐火能力について</p> <p>厚さ1.6mm以上の鉄板は、防火扉や防火ダンパ等の構造材として用いられており、防火扉や防火ダンパ付近に可燃物を設置することがないことから、遮炎性を判断基準として耐火性能を有することを確認している。（添付資料5）</p> <p>一方、鉄板をケーブルトレイや機器間の耐火隔壁として使用する場合は、耐火隔壁と防護対象との距離が十分確保できない場合があるため、熱による影響を受けない距離を確認する必要がある。火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p>	<p>2.2. コンクリート壁の耐火能力について</p> <p>系統分離の耐火隔壁にコンクリート壁を使用する場合は、JEAG4607-2010に準拠して、70mm以上の厚みを有するコンクリート壁を1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁として使用する。</p> <p>2.3. 鉄板の耐火能力について</p> <p>厚さ1.6mm以上の鉄板は、防火扉や防火ダンパ等の構造材として用いられており、防火扉や防火ダンパ付近に可燃物を設置することがないことから、遮炎性を判断基準として耐火性能を有することを確認している。（添付資料4）</p> <p>一方、鉄板をケーブルトレイや機器間の耐火隔壁として使用する場合は、耐火隔壁と防護対象との距離が十分確保できない場合があるため、熱による影響を受けない距離を確認する必要がある。火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火により系統分離を行う設計としている。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映: 着色せず)</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p><b>(1) 試験概要</b></p> <p>火災耐久試験は、厚さ 1.6mm の鉄板に対し、建築基準法 (IS0834) の加熱曲線を用いて耐火炉にて 1 時間加熱した際に判定基準を満足するかを確認した。機器間の分離を模擬した試験体を第2図に、判定基準を第1表に示す。</p>  <p>第2図：鉄板【機器分離】試験体</p> <p><b>第1表：判定基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>遮熱性及び遮炎性の確認</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定基準</td><td>試験体の裏面温度※が、ケーブルの損傷温度(205°C)を超えないこと。</td></tr> </tbody> </table> <p>※：試験体の裏面0mm点の温度が判定基準を超える場合は、温度影響範囲を測定し、判定基準を満足する距離を確認する。</p>	試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認	判定基準	試験体の裏面温度※が、ケーブルの損傷温度(205°C)を超えないこと。	<p><b>(1) 試験概要</b></p> <p>火災耐久試験は、厚さ 1.6mm の鉄板に対し、建築基準法 (IS0834) の加熱曲線を用いて耐火炉にて 1 時間加熱した際に判定基準を満足するかを確認した。機器間の分離を模擬した試験体を第2図に、判定基準を第1表に示す。</p>  <p>第2図：鉄板【機器分離】試験体</p> <p><b>第1表：判定基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>遮炎性及び遮熱性の確認</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定基準</td><td>試験体の裏面温度※がケーブルの損傷温度(205°C)を超えないこと。</td></tr> </tbody> </table> <p>※：試験体の裏面 0mm 点の温度が損傷温度を超える場合は、温度影響範囲を測定し、判定基準を満足する距離を測定する。</p>	試験項目	遮炎性及び遮熱性の確認	判定基準	試験体の裏面温度※がケーブルの損傷温度(205°C)を超えないこと。	<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> <li>(女川実績の反映：着色せず)</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>温度測定位置の相違</li> </ul>
試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認										
判定基準	試験体の裏面温度※が、ケーブルの損傷温度(205°C)を超えないこと。										
試験項目	遮炎性及び遮熱性の確認										
判定基準	試験体の裏面温度※がケーブルの損傷温度(205°C)を超えないこと。										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

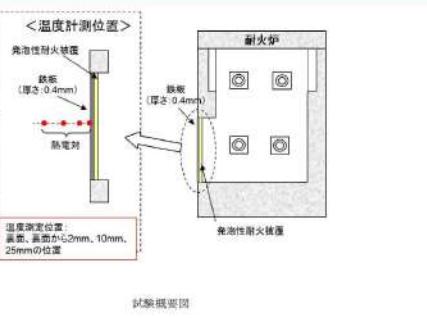
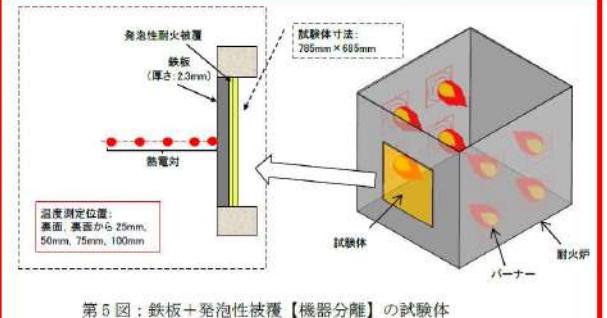
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p>(2) 試験結果</p> <p>火災耐久試験の結果から、厚さ 1.6mm の鉄板により機器間を分離する場合は、防護対象から離隔距離を 300mm 確保する必要があることを確認した。</p> <p>試験結果を第3表に、鉄板からの距離と温度との関係を第3図及び第2表に示す。</p> <p>第2表：鉄板における火災耐久試験温度結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄板からの距離</th> <th>鉄板温度</th> <th>+100mm</th> <th>+150mm</th> <th>+200mm</th> <th>+250mm</th> <th>+300mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間加熱後の温度 [C]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表：判定基準における試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定基準</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験体の裏面温度<sup>※</sup>が、ケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table> <p>※隔壁から300mm以上離隔距離を設けることにより裏面温度が判定基準を下回ることを確認し、試験結果を良とした。</p> <p>第3図：鉄板【機器分離】試験結果（グラフ）</p>	鉄板からの距離	鉄板温度	+100mm	+150mm	+200mm	+250mm	+300mm	1時間加熱後の温度 [C]							判定基準	試験結果	試験体の裏面温度 <sup>※</sup> が、ケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。	良	<p>(2) 試験結果</p> <p>火災耐久試験の結果から、厚さ 1.6mm の鉄板により機器間を分離する場合は、防護対象から離隔距離を 320mm 確保する必要があることを確認した。</p> <p>試験結果を第3表に、鉄板からの距離と温度との関係を第3図及び第2表に示す。</p> <p>第2表：鉄板における火災耐久試験温度結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄板からの距離</th> <th>炉内温度</th> <th>鉄板温度</th> <th>+270mm</th> <th>+320mm</th> <th>+370mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間加熱後の温度 [C]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表：判定基準における試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定基準</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験体の表面温度<sup>※</sup>がケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table> <p>※隔壁から 320mm 以上離隔距離を設けることにより裏面温度は判定基準を下回ることを確認し、試験結果を良とした。</p> <p>第3図：鉄板【機器分離】試験結果（グラフ）</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	鉄板からの距離	炉内温度	鉄板温度	+270mm	+320mm	+370mm	1時間加熱後の温度 [C]						判定基準	試験結果	試験体の表面温度 <sup>※</sup> がケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。	良	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>泊は試験結果より離隔距離を 320mm 以上とした。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載内容の相違</li> <li>(女川実績の反映: 着色せざる)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>温度測定位置及び試験結果の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>試験結果の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>試験結果の相違</li> </ul>
鉄板からの距離	鉄板温度	+100mm	+150mm	+200mm	+250mm	+300mm																															
1時間加熱後の温度 [C]																																					
判定基準	試験結果																																				
試験体の裏面温度 <sup>※</sup> が、ケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。	良																																				
鉄板からの距離	炉内温度	鉄板温度	+270mm	+320mm	+370mm																																
1時間加熱後の温度 [C]																																					
判定基準	試験結果																																				
試験体の表面温度 <sup>※</sup> がケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。	良																																				

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
<p>別紙8</p> <p>実機形状を模擬した発泡性耐火被覆の耐火性能確認（機器）</p> <p>1. 試験目的 実機の機器間の隔壁の形状における発泡性耐火被覆の耐火性能を確認し、機器間の1時間耐火性能を有する隔壁として使用する場合に、機器と隔壁の間の距離等に制約を設ける必要があるかを確認する。</p> <p>別紙2</p> <p>発泡性耐火被覆</p> <p>発泡性耐火被覆とは、以下に示すように、加熱されると発泡して断熱性を有する層（炭化層）を形成し、所定の時間（1時間又は2時間）、耐火性能を発揮するもので、建築基準法に基づく大臣認定を取得している。</p>	<p>2.4. 鉄板+発泡性耐火被覆について 鉄板と発泡性耐火被覆を組み合わせた耐火隔壁は、異なる区分の防護対象機器が設置されているエリアの計装ラックに設置する。耐火隔壁が1時間耐火性能を有することを火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p> <p>(1) 発泡性耐火被覆の概要 鉄板に追加加工する耐火被覆の主な仕様を第4表に、発泡の様子を第4図に示す。厚さ1.5mmの発泡性耐火被覆は、加熱すると発泡を開始し、厚さ約45mmの断熱性を有する炭化層を形成し、加熱面裏側の温度上昇を抑制する。</p> <table border="1"> <caption>第4表：発泡性耐火被覆の主な仕様</caption> <thead> <tr> <th>仕様</th> <th>発泡性耐火被覆</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱伝導率</td> <td>[Redacted]</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>[Redacted]</td> </tr> <tr> <td>主な組成</td> <td>[Redacted]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4図：発泡性耐火被覆の発泡状況</p>	仕様	発泡性耐火被覆	熱伝導率	[Redacted]	厚さ	[Redacted]	主な組成	[Redacted]	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>
仕様	発泡性耐火被覆									
熱伝導率	[Redacted]									
厚さ	[Redacted]									
主な組成	[Redacted]									

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 試験内容</p> <p>○加熱方法：耐火炉で ISO834 加熱曲線に基づき 1 時間加熱する。</p> <p>○試験体：実機での使用形状を模擬した、発泡性耐火被覆 2 枚を貼り付けた厚さ 0.4mm の鉄板（縦：785mm、横：685mm）を、発泡性耐火被覆側から加熱する。</p> <p>○温度計測位置・方法：隔壁の非加熱面、非加熱面から 2mm、10mm、25mm 離れた位置の温度を熱電対により計測する。</p> <p>[温度測定方法]</p> <p>耐火炉の熱が隔壁の裏面側に伝わるメカニズムとしては、空気の自然対流による伝熱と、裏面から発生する輻射熱による伝熱が考えられる。</p> <p>従って、その両方による伝達熱を計測するため、銅板に熱電対を取り付けて計測し、また、銅板による伝達熱の反射を防止するために、銅板の面を光沢のない黒色塗料を塗布する。</p>	<p>(2) 発泡性耐火被覆の耐火性能 鉄板に発泡性耐火被覆を加工した隔壁が「1 時間の耐火性能」を有していることを、火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p> <p>a. 試験概要 火災耐久試験は、鉄板に発泡性耐火被覆を加工した試験体に対し、建築基準法 (ISO834) の加熱曲線を用いて耐火炉により 1 時間加熱した際に判定基準を満足するかを確認する。 実機では火災防護対象機器間に壁として設置することから、一般財団法人建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」の壁に対する要求性能、及び隔壁から離れた位置の空間温度が、火災防護対象機器の機能を維持可能な温度とすることを判定基準とする。 また、隔壁の側面が直接加熱される状況を模擬するため、火災耐久試験では隔壁の側面を耐火炉にて加熱する。 機器間の分離を模擬した試験体を第 5 図に、判定基準を第 5 表に示す。</p>		<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
 <p>試験概要図</p>  <p>耐火炉の外観</p>	 <p>第5図：鉄板+発泡性被覆【機器分離】の試験体</p> <p>第5表：判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>遮熱性及び遮炎性の確認</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定基準<sup>※2</sup></td><td>                     試験体の裏面温度<sup>※1</sup>上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。                      非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。                      非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。                      火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。                 </td></tr> </tbody> </table> <p>※1：試験体の裏面0mm点の温度が判定基準を超える場合は、温度影響範囲を測定し、判定基準を満足する距離を確認する。</p> <p>※2：一般財団法人 建材試験センター「耐耐火性能試験・評価業務方法書」（（建築基準法第2条第1項第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価）に基づき、壁に要求される耐火性能の判定基準から選定。）</p>	試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認	判定基準 <sup>※2</sup>	試験体の裏面温度 <sup>※1</sup> 上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。 非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。 非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。 火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。		<p><b>【女川・大飯】</b></p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>
試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認						
判定基準 <sup>※2</sup>	試験体の裏面温度 <sup>※1</sup> 上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。 非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。 非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。 火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。						

## 3. 試験結果

結果試験の結果、発泡性耐火被覆から10mm離れた位置の温度（非加熱側の温度）は60°C程度であった。機器間の距離は、近接している場合でも1000mm程度であり、機器と隔壁の間は500mmは確保できることから、隔壁を設置するにあたり、特段の制約は必要ないことを確認した。

試験の結果、発泡性耐火被覆から10mm離れた位置の温度（非加熱側の温度）は60°C程度であった。（別紙8）機器間の距離は、近接している場合でも1000mm程度あり、隔壁と機器の間は500mm程度確保できるため、機器と隔壁の間に特段の制約を設ける必要がないことを確認した。

## b. 試験結果

火災耐久試験の結果、遮炎性の判定基準について満足することを確認した。遮熱性の判定基準については、併せて実施した裏面温度の測定結果から、離隔距離25mm地点の温度上昇値が平均で約20K、最大で約23Kとなり、判定基準を満足し防護対象機器の性能を維持することが可能な温度であることを確認した。

よって、耐火隔壁は防護対象機器から25mm以上離隔距離を設ける設計とする。

試験結果を第7表に、耐火材からの距離と温度との関係を第6表及び第6図に示す。

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>第6表：鉄板+発泡性耐火被覆における火災耐久試験温度結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>隔壁からの距離</th><th>裏面温度</th><th>25mm</th><th>50mm</th><th>75mm</th><th>100mm</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間加熱後の 隔壁裏面平均温度上昇 [K]</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1時間加熱後の 隔壁裏面最高温度上昇 [K]</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※隔壁から25mm以上離隔距離を設けることにより裏面温度が判定基準を下回ることを確認し、試験結果を良とした。</p> <p>第7表：判定基準における試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定基準</th><th>試験結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験体の裏面温度<sup>1</sup>上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。</td><td>良</td></tr> <tr> <td>非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。</td><td>良</td></tr> <tr> <td>非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。</td><td>良</td></tr> <tr> <td>火炎が通る危険等の損傷及び隙間を生じないこと。</td><td>良</td></tr> </tbody> </table> <p>第6図：鉄板+発泡性被覆【機器分離-裏面距離】温度変化状況</p>	隔壁からの距離	裏面温度	25mm	50mm	75mm	100mm	1時間加熱後の 隔壁裏面平均温度上昇 [K]						1時間加熱後の 隔壁裏面最高温度上昇 [K]						判定基準	試験結果	試験体の裏面温度 <sup>1</sup> 上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。	良	非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	良	非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。	良	火炎が通る危険等の損傷及び隙間を生じないこと。	良		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>
隔壁からの距離	裏面温度	25mm	50mm	75mm	100mm																										
1時間加熱後の 隔壁裏面平均温度上昇 [K]																															
1時間加熱後の 隔壁裏面最高温度上昇 [K]																															
判定基準	試験結果																														
試験体の裏面温度 <sup>1</sup> 上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。	良																														
非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	良																														
非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。	良																														
火炎が通る危険等の損傷及び隙間を生じないこと。	良																														

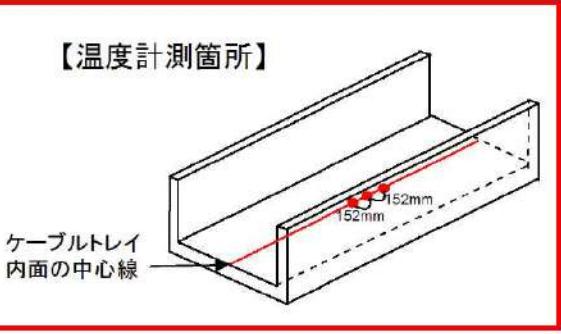
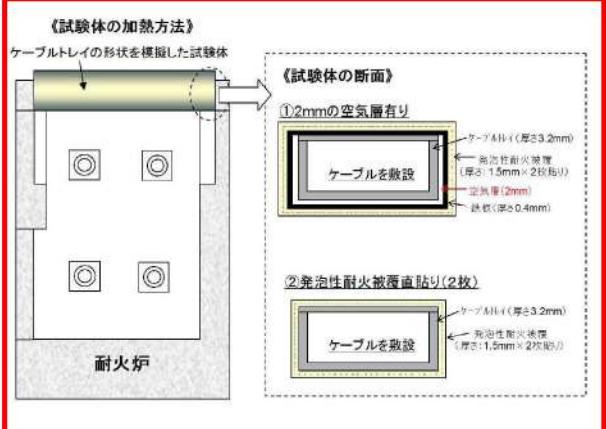
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>4. 試験体寸法の影響</b></p> <p>実機で隔壁として使用する場合の寸法と、今回実施した試験体の寸法は同じではない。</p> <p>しかしながら、隔壁から10mm離れば、約60°C程度までしか温度上昇しないという結果が得られており、実機では隔壁と機器の間は少なくとも500mm程度の距離が確保できることから、実機と試験体の寸法の違いに関係なく、実機では十分に温度上昇を抑制することができると考えられる。</p> <p>なお、念のために、試験体の寸法の違いが耐火性能に及ぼす影響を試験により確認した。</p> <p><b>【試験内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加熱方法：2項と同様に、耐火炉でISO834 加熱曲線に基づき1時間加熱する。</li> <li>○試験体：2項と同様に、実機での使用形状を模擬した、発泡性耐火被覆2枚を貼り付けた厚さ0.4mmの鉄板（縦：785mm、横：685mm）の試験体を、発泡性耐火被覆側から加熱する。ただし、加熱面積が348×298mmとなるように試験体の一部を断熱材で覆って加熱する。（小面積試験体）</li> </ul>  <p>○温度計測は、非加熱面から+10mm、+25mmの位置とする。</p> <p><b>【試験結果】</b></p> <p>試験の結果、隔壁から+10mm、+25mm位置の温度は、2項の試験と同程度であり、試験体寸法の影響は認められなかった。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</div>	<p>別紙7</p> <p>発泡性耐火被覆の耐火性能確認（ケーブル）</p> <p>1. 試験目的 実機のケーブルトレイを模擬した形状で発泡性耐火被覆の耐火性能を確認し、ケーブルトレイの1時間耐火性能を有する隔壁となる施工方法を確認する。</p> <p>2. 試験内容</p> <p>○加熱方法：隔壁を設定する火災区画で想定される火災の条件で1時間加熱。具体的には、以下のとおり。 発泡性耐火被覆は、火災感知設備、自動消火設備とともに設置するため、発泡性耐火被覆が火災時にさらされる温度等は、自動消火設備によって軽減されたものとなるが、ここでは、自動消火設備によって抑制されない火災（フラッシュオーバー以降の盛期火災：800～900°Cで加熱）を模擬した ISO834 の加熱曲線でケーブルトレイ下面を1時間加熱した場合にケーブルトレイに与えられる熱量が、自動消火設備によって抑制された火災によってケーブルトレイに与えられる熱量を上回ると判断できることから、ISO834 の加熱曲線で、ケーブルトレイ下面を1時間加熱する。 火災時の室温上昇の影響は、5項のとおり。</p> <p>○試験体：ケーブルトレイを模擬した試験体をトレイ下面側から加熱する。（幅：600mm×高さ：150mm×長さ：1200mm） ケーブルトレイ内にはケーブルを敷設する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ケーブル敷設は、ケーブルトレイ内の温度に及ぼす影響を確認して、決定する。</p> <p>試験結果を踏まえ、実機における発泡性耐火被覆の施工方法（発泡性耐火被覆の枚数、空気層の厚さ等）を決定する。</p> <p>○ 温度計測位置・方法： ケーブルトレイの下側内表面の温度を熱電対で計測する。)</p> <p><b>【温度計測箇所】</b></p>  <p>○ 判定基準： ケーブルトレイ内温度 205°C未満</p> <p><b>《試験体の加熱方法》</b></p>  <p>試験概要図</p>			<p>【大飯】</p> <p>■ 設計の相違</p> <p>泊では耐火隔壁として 断熱材等を使用しており、 発泡性耐火被覆は使 用していない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. ケーブル占積率</p> <p>発泡性耐火被覆を2枚貼った鉄板を、2mmの空気層を設けてケーブルトレイに施工した試験体（試験体①と表す）を用いて、ケーブル占積率を変えた試験を行い、ケーブル占積率が耐火性能に及ぼす影響確認する。</p> <p>占積率は、ケーブルが多いケース（トレイ上端までケーブルを敷設するケース：占積率約40%）と少ないケース（ケーブルを1層敷設）の2ケースとし、ケーブル占積率がケーブルトレイ内の温度に及ぼす影響を確認する。試験はそれぞれのケースで2回行う。</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p> <p>試験の結果、ケーブル占積率が少ない方が、ケーブルトレイ内の温度が高くなる傾向が認められた。 以降は、占積率が少ないケースで試験を行う。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p> <p>4. 施工方法の確認</p> <p>空気層の有無を変えた試験により、1時間耐火性能を確保できる実機での施工方法を検討する。</p> <p>2mm の空気層がある試験体（試験体①）と、空気層がない試験体（試験体②）を用いて試験を行う。必要に応じて、実機での施工方法を踏まえた試験体による試験をさらに計画する。</p> <p>○試験方法：2. と同様とする。</p> <p>なお、ケーブルトレイ内の温度で判定を行うほか、ケーブルの健全性を以下のとおり確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 試験前後に 500V 絶縁抵抗計を用いて絶縁性能を確認する。（絶縁抵抗測定）</li> <li>b. 試験前後／試験中に、実機プラントでの使用電圧以上の電圧を印加し、異常のないことを確認する。（電圧印加試験）</li> </ul> <p>○試験結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験体①（2mm 空気層有り）の下面を ISO834 の加熱曲線で 1 時間加熱した結果、ケーブルトレイ内温度は、判定基準である 205°C 未満を満足した。</li> </ul>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>

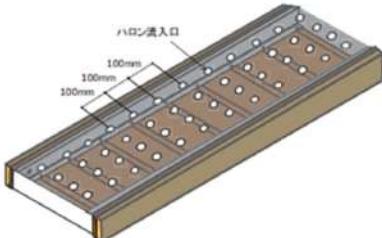
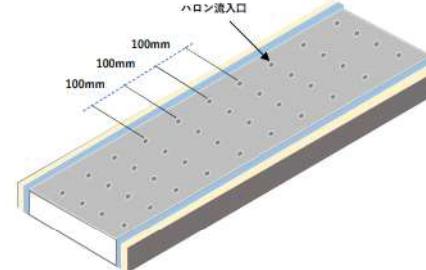
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験体②(空気層なし)の下面をISO834の加熱曲線で1時間加熱した結果、ケーブルトレイ内温度は、判定基準である205℃を上回った。このため、実機でケーブルトレイに発泡性耐火被覆を施工する際は、空気層を設ける。</li>   <li>・ケーブル健全性確認試験により、ケーブルトレイ内の温度が約200℃まで上昇しても、ケーブルの機能が失われていないことを確認した。のことから、本試験の判定基準(ケーブルトレイ内温度205℃未満)は、ケーブルの機能が失われないことを確認する判定基準である。</li> </ul> <div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 600px; margin-top: 10px;"></div>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
<ケーブル健全性確認結果> (一実施せず)						
	温度	加熱試験後のケーブル状態	総括 抵抗 測定	電圧 印加 試験		
試験体①	占林率が多いケース	外観 192°C 186°C	—(※) —(※)	— —		
	占林率が少ないケース	200°C 191°C	—(※) —(※)	合格 合格	健全性に影響を及ぼすような劣化は認められず 健全性に影響を及ぼすような劣化は認められず	
	試験体②	占林率が多いケース	224°C	—	—	(※)：外観上、健全性に影響を及ぼすような劣化は認められないことを確認した。
（※）：外観上、健全性に影響を及ぼすような劣化は認められないことを確認した。						
2.5. 鉄板+断熱材について						
<p>鉄板と断熱材を組み合わせた耐火隔壁は、防護対象ケーブルが敷設されたケーブルトレイのうち、全域ガス消火設備設置エリアのケーブルトレイに設置する。隔壁の上面は消火ガスが流入するよう、100mmピッチで流入口を設け、側面及び下面に断熱材を設置する設計とする。耐火隔壁の概要図を第7図に示す。</p> <p>耐火隔壁が1時間耐火性能を有することを火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p>  <p>第7図：ケーブルトレイ（全域）耐火隔壁概要図</p>						
2.4. 鉄板+断熱材について						
<p>鉄板と断熱材を組み合わせた耐火隔壁は、防護対象ケーブルが敷設されたケーブルトレイのうち、全域ガス消火設備設置エリアのケーブルトレイに設置する。隔壁の上面は消火ガスが流入するよう、100mmピッチで流入口を設け、側面及び下面に断熱材を設置する設計とする。耐火隔壁の概要図を第4図に示す。</p> <p>耐火隔壁が1時間耐火性能を有することを火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p>  <p>第4図：ケーブルトレイ（全域）耐火隔壁概要図</p>						
<p><b>【大飯】</b>  <b>■設計の相違</b>          泊では耐火隔壁として断熱材等を使用しており、発泡性耐火被覆は使用していない。</p> <p><b>【女川】</b>  <b>■記載表現の相違</b></p>						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

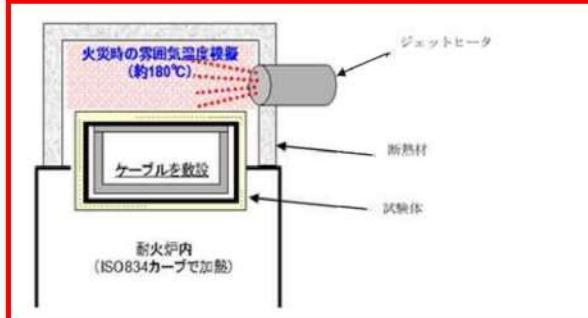
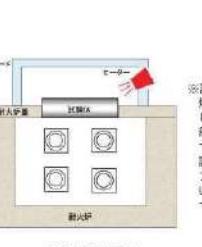
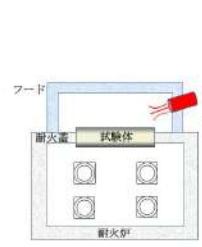
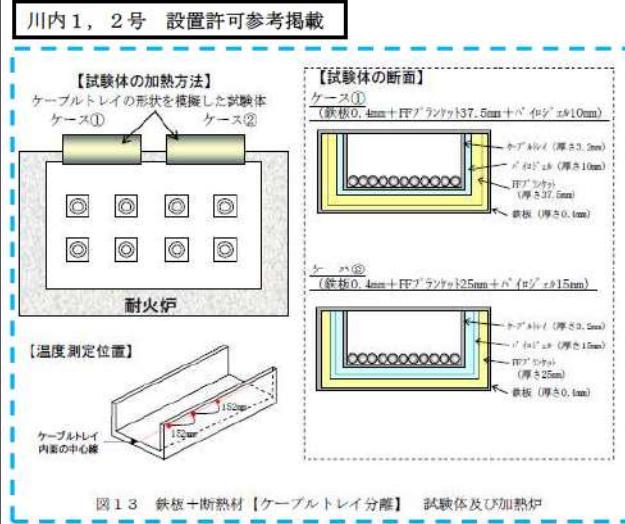
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>(1) 断熱材の概要 鉄板に追加加工する断熱材は、 [REDACTED]</p> <p>を組み合わせて使用する。断熱材の主な仕様を第8表に、断熱材の写真を第8図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第8表：断熱材の主な仕様</p> <table border="1"> <tr><td>仕様</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr><td>熱伝導率</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr><td>主な組成</td><td>[REDACTED]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">第8図：断熱材外観</p> 	仕様	[REDACTED]	熱伝導率	[REDACTED]	厚さ	[REDACTED]	主な組成	[REDACTED]	<p>(1) 断熱材の概要 鉄板に追加加工する断熱材は、 [REDACTED]</p> <p>を組み合わせて使用する。断熱材の主な仕様を第4表に、断熱材の写真を第5図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第4表：断熱材の主な仕様</p> <table border="1"> <tr><td>仕様</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr><td>熱伝導率</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr><td>主な組成</td><td>[REDACTED]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">第5図：断熱材外観</p> 	仕様	[REDACTED]	熱伝導率	[REDACTED]	厚さ	[REDACTED]	主な組成	[REDACTED]	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>使用する断熱材の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>大飯はケーブルトレイの1時間耐火隔壁に発泡性耐火被覆を使用している</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>使用する断熱材の相違</p>
仕様	[REDACTED]																		
熱伝導率	[REDACTED]																		
厚さ	[REDACTED]																		
主な組成	[REDACTED]																		
仕様	[REDACTED]																		
熱伝導率	[REDACTED]																		
厚さ	[REDACTED]																		
主な組成	[REDACTED]																		
	<p>(2) 断熱材の耐火性能 鉄板に断熱材を加工した隔壁等(ラッピング)が「1時間の耐火性能」を有していることを、火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p>	<p>(2) 断熱材の耐火性能 鉄板に断熱材を加工した隔壁等(ラッピング)が「1時間の耐火性能」を有していることを火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>使用する断熱材の相違</p>																

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 実機施工条件を反映した試験</p> <p>実機においては、発泡性耐火被覆を設置する場合、火災感知設備、自動消火設備をあわせて設置するため、火災が発生した室の温度が大きく上昇することはないが、以下の試験により、火災により室内温度が上昇した場合の影響を確認した。</p> <p>【試験体系】</p> <p>試験体の寸法、温度計測位置・方法は2.と同様とする。 また、ケーブル占積率についても、3.の試験の結果を踏まえ、占積率が少ないケースで試験を行う。</p> <p>【加熱条件】</p> <p>先に実施した火災耐久試験と同様に、ケーブルトレイ下面をIS0834の加熱曲線で加熱する。さらに、火災時の室温上昇の影響を確認するため、側面及び上面は180°Cを下回らない温度とする。</p> <p>実機においては、FDTsで計算される高温ガスの温度（自動消火設備による消火を考慮せずに計算する温度）が180°C以下となる管理を行う。</p>	<p>a. 試験概要</p> <p>(a)火災耐久試験では、建築基準法の壁に要求される1時間耐火性能を満足すること、及びケーブルの健全性確認により、隔壁等(ラッピング)が1時間耐火能力を有することを確認した。</p> <p>(b)鉄板に断熱材を加工した試験体内部に敷設したケーブル表面温度を測定し、建築基準法(IS0834)の加熱曲線を用いて耐火炉にて1時間加熱した際に判定基準を満足するかを確認した。</p> <p>(c)実機では、ケーブルトレイは火災区画の天井付近に設置されており、火災源はトレイよりも低い位置にあることから、断熱材をケーブルトレイ下面及び側面に設置することで十分に火災の影響を軽減できる。（別紙3）したがって、火災耐久試験ではケーブルトレイ下面を耐火炉にて加熱する。</p> <p>また、火災区画内で火災が発生した場合、火災による高温ガス層からのケーブルトレイ上面及び側面が温度影響を受け加熱されることを考慮し、NUREG1805で定められた算出法(FDT<sup>®</sup>)にてケーブルトレイ火災を想定した火災区画の温度上昇を評価し、試験体の上面及び側面をフードで覆いヒーターで加熱した。</p> <p>ケーブルトレイの分離を模擬した試験体を第9図に、判定基準を第9表に示す。</p>	<p>a. 試験概要</p> <p>(a)火災耐久試験では、建築基準法の壁に要求される1時間耐火性能を満足すること、及びケーブルの健全性確認により、隔壁等(ラッピング)が1時間耐火能力を有することを確認した。</p> <p>(b)鉄板に断熱材を加工した試験体内部に敷設したケーブル表面温度を測定し、建築基準法(IS0834)の加熱曲線を用いて耐火炉にて1時間加熱した際に判定基準を満足するかを確認した。</p> <p>(c)実機では、ケーブルトレイは火災区画の天井付近に設置されており、火災源はトレイよりも低い位置にあることから、断熱材をケーブルトレイ下面及び側面に設置することで十分に火災の影響を軽減できる。（別紙3）したがって、火災耐久試験ではケーブルトレイ下面を耐火炉にて加熱する。</p> <p>また、火災区画内で火災が発生した場合、火災による高温ガス層からのケーブルトレイ上面及び側面が温度影響を受け加熱されることを考慮し、NUREG1805で定められた算出法(FDT<sup>®</sup>)にてケーブルトレイ火災を想定した火災区画の温度上昇を評価し、試験体の上面及び側面をフードで覆いヒーターで加熱した。</p> <p>ケーブルトレイの分離を模擬した試験体を第6図に、判定基準を第5表に示す。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>試験概要図</p> <p>【試験体の加熱方法】</p> <p>火災時の周囲気温度模擬（約180°C）</p> <p>試験体</p> <p>断熱材</p> <p>耐火炉内（ISO834カーブで加熱）</p> <p>ケーブルを敷設</p> <p>ジェットヒーター</p>	<p>【試験体の加熱方法】</p>  <p>試験装置立体図</p> <p>試験装置断面図</p> <p>試験体</p> <p>ヒーター</p> <p>耐火炉</p> <p>フレーム</p> <p>バーナー</p> <p>耐火材</p> <p>試験体</p> <p>ヒーター</p> <p>耐火炉</p> <p>フレーム</p> <p>バーナー</p> <p>耐火材</p> <p>試験装置立体図</p> <p>試験装置断面図</p> <p>※試験体を耐火炉上部に設置し、試験体下部を耐火炉にて加熱する。試験体上部はフレームで覆い、ヒーターで加熱する。</p>	 <p>試験装置立体図</p> <p>試験装置断面図</p> <p>試験体</p> <p>ヒーター</p> <p>耐火炉</p> <p>フレーム</p> <p>バーナー</p> <p>耐火材</p> <p>試験装置立体図</p> <p>試験装置断面図</p> <p>※試験体を耐火炉上部に設置し、試験体下部を耐火炉にて加熱する。試験体上部はフレームで覆い、ヒーターで加熱する。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>使用する耐火材の相違による試験体の相違</p> <p>（泊の耐火材の構成は、川内1, 2号機の耐火材構成と同じ構成である。）</p>
<p>川内1, 2号 設置許可参考掲載</p>  <p>【試験体の加熱方法】</p> <p>ケーブルトレイの形状を模擬した試験体</p> <p>ケース①</p> <p>ケース②</p> <p>耐火炉</p> <p>【試験体の断面】</p> <p>ケース① (鉄板0.4mm+PPフランジ37.5mm+ワイヤシート10mm)</p> <p>ケーブルトレイ (厚さ3.5mm) PPフランジ (厚さ10mm) 耐板 (厚さ0.4mm)</p> <p>ケース② (鉄板0.4mm+PPフランジ25mm+ワイヤシート15mm)</p> <p>ケーブルトレイ (厚さ3.5mm) ワイヤシート (厚さ15mm) PPフランジ (厚さ25mm) 耐板 (厚さ0.4mm)</p> <p>【温度測定位置】</p> <p>ケーブルトレイ 内面の中心線 152mm</p> <p>152mm</p> <p>図13 鉄板+断熱材【ケーブルトレイ分離】試験体及び耐火炉</p>	<p>第6図：鉄板+断熱材【ケーブルトレイ分離】試験体及び耐火炉</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>	

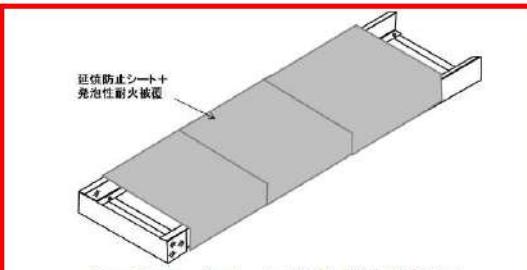
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p><b>[判定基準]</b></p> <p>先に実施した火災耐久試験と同様に、ケーブルトレイ内温度がケーブル損傷温度である205°Cにならないこと。</p> <p><b>川内1, 2号 設置許可参考掲載</b></p> <p><b>2.3.2.1 試験概要</b></p> <p>耐火試験は、鉄板に断熱材を加工した試験体に対し、建築基準法（IS0834）の加熱曲線を用いて1時間加熱した際に判定基準を満足するかを確認する。機器間の分離を模擬した試験体を図1-2に、ケーブルトレイの分離を模擬した試験体を図1-3に示す。また、判定基準は発泡性耐火被覆での分離と同様、表1に加えてケーブル健全性を示す絶縁抵抗測定及び電圧印加試験を実施する。</p> <p><b>表1 判定基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>遮熱性の確認</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定基準</td><td>非加熱面側の温度が、ケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。（別紙1）</td></tr> </tbody> </table> <p><b>[試験結果]</b></p> <p>試験体（4mm空気層有り）の下面をIS0834の加熱曲線で、また、側面及び上面は180°Cを下回らない温度で1時間加熱した結果、ケーブルトレイ内温度は、判定基準である205°C未満を満足した。</p>	試験項目	遮熱性の確認	判定基準	非加熱面側の温度が、ケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。（別紙1）	<p><b>第9表：判定基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>遮熱性及び遮炎性の確認</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定基準</td><td> <p>試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。<sup>※1</sup></p> <p>非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。<sup>※1</sup></p> <p>非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。<sup>※1</sup></p> <p>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。<sup>※1</sup></p> <p>ケーブルの表面温度が損傷温度（205°C）を超えないこと。<sup>※2</sup></p> <p>ケーブルが健全であること。（導通確認、絶縁抵抗測定<sup>※3</sup>）</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>※1：一般財團法人 建材試験センター「耐火性能試験・評価業務方法書」（建築基準法第2条第1項第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価）に基づき、壁に要求される耐火性能の判定基準から選定。）</p> <p>※2：内部火災影響ガイド 表8.2ケーブルの損傷基準から、NUREG/CR-6850に基づき選定。（女川原子力発電所2号炉の防護対象ケーブルは、ケーブル損傷基準の205°Cよりも損傷温度が高い材質を使用。（別紙2参照））</p> <p>※3：電気設備の技術基準（第58条）に基づき選定。（300V以上のケーブルの絶縁抵抗値は、0.4MΩ以上と規定。）</p> <p><b>b. 試験結果</b></p> <p>ケーブルトレイ間の分離を模擬した試験より、隔壁等（ラッピング）の裏面温度上昇値が平均、最高ともに67.7Kとなった。また、ケーブル表面の最大温度は81.4°Cであること、およびケーブルの健全性を確認したことから、判定基準を満足することを確認した。</p> <p>試験結果を第10表及び第11表に、試験体の温度変化状況を第10図に示す。</p>	試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認	判定基準	<p>試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。<sup>※1</sup></p> <p>非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。<sup>※1</sup></p> <p>非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。<sup>※1</sup></p> <p>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。<sup>※1</sup></p> <p>ケーブルの表面温度が損傷温度（205°C）を超えないこと。<sup>※2</sup></p> <p>ケーブルが健全であること。（導通確認、絶縁抵抗測定<sup>※3</sup>）</p>	<p><b>第5表：判定基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>遮熱性及び遮炎性の確認</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定基準</td><td> <p>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。<sup>※1</sup></p> <p>ケーブルの表面温度が損傷温度（205°C）を超えないこと。<sup>※2</sup></p> <p>ケーブルが健全であること。（電圧印加試験、絶縁抵抗測定<sup>※3</sup>）</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>※1：一般財團法人 建材試験センター「耐火性能試験・評価業務方法書」（建築基準法第2条第1項第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価）に基づき、壁に要求される耐火性能の判定基準から選定。）</p> <p>※2：内部火災影響ガイド 表8.2ケーブルの損傷基準から、NUREG/CR-6850に基づき選定。（泊発電所3号炉の防護対象ケーブルは、ケーブル損傷基準の205°Cよりも損傷温度が高い材質を使用。（別紙2参照））</p> <p>※3：電気設備の技術基準（第58条）に基づき選定。（300V以上のケーブルの絶縁抵抗値は、0.4MΩ以上と規定。）</p> <p><b>b. 試験結果</b></p> <p>ケーブルトレイ間の分離を模擬した試験より、隔壁等（ラッピング）の裏面温度上昇値が平均167.7K、最高168.4Kとなった。また、ケーブル表面の最大温度は191.9°Cであること、及びケーブルの健全性を確認したことから、判定基準を満足することを確認した。</p> <p>試験結果を第6表及び第7表に、試験体の温度変化状況を第7図に示す。</p>	試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認	判定基準	<p>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。<sup>※1</sup></p> <p>ケーブルの表面温度が損傷温度（205°C）を超えないこと。<sup>※2</sup></p> <p>ケーブルが健全であること。（電圧印加試験、絶縁抵抗測定<sup>※3</sup>）</p>	<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違 適用した判定基準の相違 遮熱性の判定基準としてケーブルの損傷温度（205°C）を適用していることについては、大飯、川内と同様。</p> <p><b>【大飯】</b></p> <p>■記載表現の相違</p> <p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違 使用する耐火材の相違による試験結果の相違</p> <p><b>【大飯】</b></p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b></p> <p>■記載表現の相違</p>
試験項目	遮熱性の確認														
判定基準	非加熱面側の温度が、ケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。（別紙1）														
試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認														
判定基準	<p>試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。<sup>※1</sup></p> <p>非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。<sup>※1</sup></p> <p>非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。<sup>※1</sup></p> <p>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。<sup>※1</sup></p> <p>ケーブルの表面温度が損傷温度（205°C）を超えないこと。<sup>※2</sup></p> <p>ケーブルが健全であること。（導通確認、絶縁抵抗測定<sup>※3</sup>）</p>														
試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認														
判定基準	<p>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。<sup>※1</sup></p> <p>ケーブルの表面温度が損傷温度（205°C）を超えないこと。<sup>※2</sup></p> <p>ケーブルが健全であること。（電圧印加試験、絶縁抵抗測定<sup>※3</sup>）</p>														

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p>第10表：鉄板+断熱材における火災耐久試験温度結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間加熱後の隔壁裏面温度上昇【K】</td> <td>平均 67.7 最高 67.7</td> </tr> <tr> <td>1時間加熱後のケーブル表面最大温度【℃】</td> <td>81.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>枠囲みの内容は機密情報の範囲から公開できません。</p> <p>第11表：判定基準における試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定基準</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断熱材の表面温度上昇が、半秒で100K以上、最高で180K以上であること。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱面で10秒を超えて継続する発光がないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ケーブルの表面温度が損傷温度（205℃）を超えないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ケーブルが健全であること。</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> <p>第10図：鉄板+断熱材【ケーブルトレイ分離】温度変化状況</p> 		試験体	1時間加熱後の隔壁裏面温度上昇【K】	平均 67.7 最高 67.7	1時間加熱後のケーブル表面最大温度【℃】	81.4	判定基準	試験結果	断熱材の表面温度上昇が、半秒で100K以上、最高で180K以上であること。	良	非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	良	非加熱面で10秒を超えて継続する発光がないこと。	良	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良	ケーブルの表面温度が損傷温度（205℃）を超えないこと。	良	ケーブルが健全であること。	良	<p>第6表：鉄板+断熱材における火災耐久試験温度結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間加熱後の隔壁裏面温度上昇【K】</td> <td>平均 167.7 最高 168.4</td> </tr> <tr> <td>1時間加熱後のケーブル表面最大温度【℃】</td> <td>191.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>枠囲みの内容は機密情報の範囲から公開できません。</p> <p>第7表：判定基準における試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定基準</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ケーブルの表面温度が損傷温度（205℃）を超えないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ケーブルが健全であること。</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>第7図：鉄板+断熱材【ケーブルトレイ分離】温度変化状況</p> 		試験体	1時間加熱後の隔壁裏面温度上昇【K】	平均 167.7 最高 168.4	1時間加熱後のケーブル表面最大温度【℃】	191.9	判定基準	試験結果	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良	ケーブルの表面温度が損傷温度（205℃）を超えないこと。	良	ケーブルが健全であること。	良	<p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 使用する耐火材の相違による試験結果の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 火災耐久試験における判定基準の相違</p> <p>【女川・大飯】 ■設計の相違 使用する耐火材の相違による試験結果の相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p>
	試験体																																				
1時間加熱後の隔壁裏面温度上昇【K】	平均 67.7 最高 67.7																																				
1時間加熱後のケーブル表面最大温度【℃】	81.4																																				
判定基準	試験結果																																				
断熱材の表面温度上昇が、半秒で100K以上、最高で180K以上であること。	良																																				
非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	良																																				
非加熱面で10秒を超えて継続する発光がないこと。	良																																				
火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良																																				
ケーブルの表面温度が損傷温度（205℃）を超えないこと。	良																																				
ケーブルが健全であること。	良																																				
	試験体																																				
1時間加熱後の隔壁裏面温度上昇【K】	平均 167.7 最高 168.4																																				
1時間加熱後のケーブル表面最大温度【℃】	191.9																																				
判定基準	試験結果																																				
火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良																																				
ケーブルの表面温度が損傷温度（205℃）を超えないこと。	良																																				
ケーブルが健全であること。	良																																				

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p>2.6. 断熱材+延焼防止シートについて</p> <p>断熱材と延焼防止シートを組み合わせた耐火隔壁は、防護対象ケーブルが敷設されたケーブルトレイのうち、局所ガス消火設備を敷設するケーブルトレイに設置する。局所ガス消火設備の施工性、及び局所ガス消火設備が動作した際に消火ガスが外部に漏れないよう密閉する設計とするため、柔軟性のある断熱材を設置する。耐火隔壁の概要図を第11図に示す。</p> <p>耐火隔壁が1時間耐火性能を有することを火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第11図：ケーブルトレイ（局所）耐火隔壁概要図</p> </div> <p>(1) 断熱材の概要</p> <p>断熱材は第4表に示す発泡性耐火被覆に延焼防止シート [REDACTED] を組み合わせて使用する。延焼防止シートの主な仕様を第12表に、延焼防止シートの外観を第12図に示す。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>仕様</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr><td>主な組成</td><td>[REDACTED]</td></tr> </table>  <p>第12図：延焼防止シート外観</p> </div>	仕様	[REDACTED]	厚さ	[REDACTED]	主な組成	[REDACTED]		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではケーブルトレイに対する消火設備として全域ガス消火設備を採用しており、局所消火設備は採用していないため、鉄板+延焼防止シートの耐火隔壁を使用していない。</p>
仕様	[REDACTED]								
厚さ	[REDACTED]								
主な組成	[REDACTED]								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

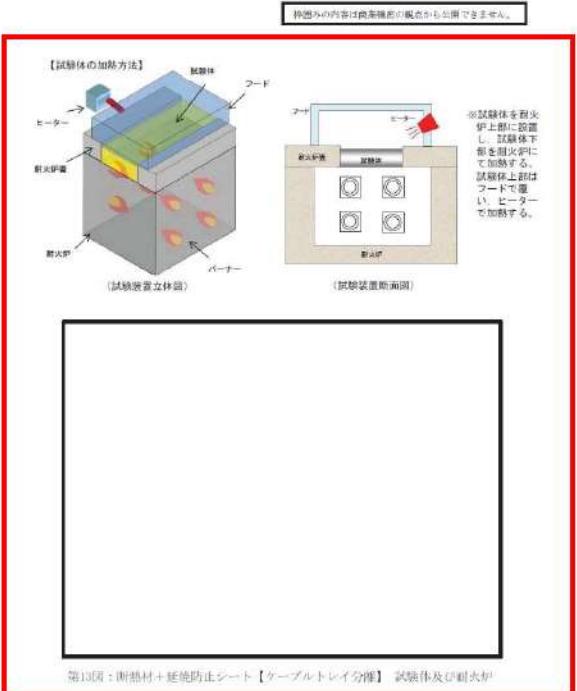
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 断熱材の耐火性能 断熱材を加工した隔壁等（ラッピング）が「1時間の耐火性能」を有していることを、火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p> <p>a. 試験概要            (a) 火災耐久試験では、建築基準法の壁に要求される1時間耐火性能を満足すること、及びケーブルの健全性確認により、隔壁等（ラッピング）が1時間耐火能力を有することを確認した。            (b) 鉄板に断熱材を加工した試験体内部に敷設したケーブル表面温度を測定し、建築基準法（IS0834）の加熱曲線を用いて耐火炉にて1時間加熱した際に判定基準を満足するかを確認した。            (c) 実機では、ケーブルトレイは火災区画の天井付近に設置されており、火災源はケーブルトレイよりも低い位置にあることから、断熱材をケーブルトレイ下面及び側面に設置することで十分に火災の影響を軽減できる。（別紙3）したがって、火災耐久試験ではケーブルトレイ下面を耐火炉にて加熱する。            また、火災区画内で火災が発生した場合、火災による高温ガス層からのケーブルトレイ上面及び側面が温度影響を受け加熱されることを考慮し、NUREG1805で定められた算出法（FDT<sup>®</sup>）にてケーブルトレイ火災を想定した火災区画の温度上昇を評価し、試験体の上面及び側面をフードで覆いヒーターで加熱した。            ケーブルトレイの分離を模擬した試験体を第13図に、判定基準を第13表に示す。</p>		<p>【女川】            ■設計の相違            泊ではケーブルトレイに対する消火設備として全域ガス消火設備を採用しており、局所消火設備は採用していないため、鉄板+延焼防止シートの耐火隔壁を使用していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

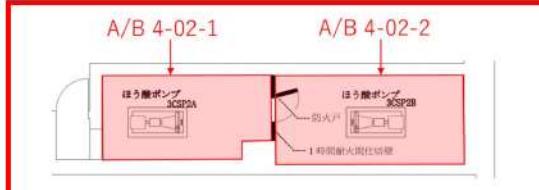
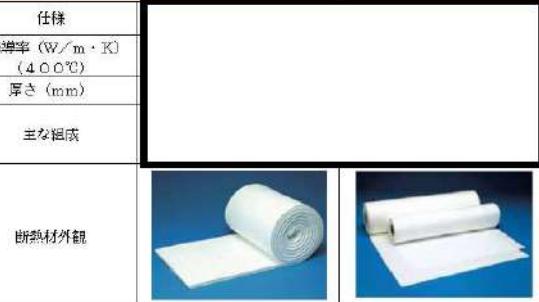
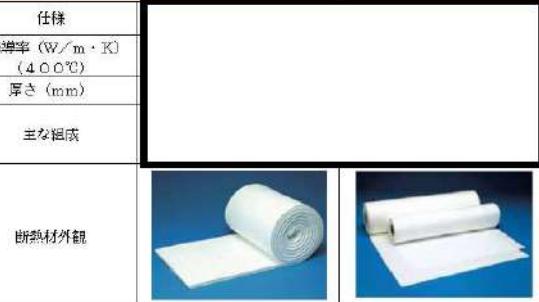
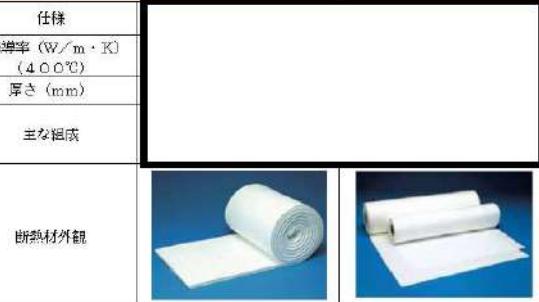
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <b>第13回: 断熱材+延焼防止シート【ケーブルトレイ分層】試験作及び耐火枠</b>		<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではケーブルトレイに対する消火設備として全域ガス消火設備を採用しており、局所消火設備は採用していないため、鉄板+延焼防止シートの耐火隔壁を使用していない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>b. 試験結果</p> <p>ケーブルトレイ間の分離を模擬した試験より、隔壁等（ラッピング）の裏面温度上昇値が平均 106.2K、最高 133.2K となった。また、ケーブル表面の最大温度は 82.2°C であること、およびケーブルの健全性を確認したことから、判定基準を満足することを確認した。</p> <p>試験結果を第14表及び第15表に、試験体の温度変化状況を第14図に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>第14表：断熱材+延焼防止シートにおける火災耐久試験温度結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">試験体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1時間加熱後の 隔壁裏面温度上昇【K】</td> <td style="text-align: center;">平均 106.2 最高 133.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1時間加熱後の ケーブル表面最大温度【C】</td> <td style="text-align: center;">82.2</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>第15表：判定基準に沿った試験結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">判定基準</th> <th style="text-align: center;">試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験体の裏面温度上昇が、平均で 140K 以下、最高で 180K 以下であること。</td> <td>是</td> </tr> <tr> <td>試験終了後、ケーブルを延焼する危険性がある場合にないことを。</td> <td>是</td> </tr> <tr> <td>延焼試験で10秒を超過して燃焼する危険がないことを。</td> <td>是</td> </tr> <tr> <td>ケーブルが過熱も延焼もしないことを。</td> <td>是</td> </tr> <tr> <td>ケーブルの表面観察が損傷温度（200°C）を超えないこと。</td> <td>是</td> </tr> <tr> <td>ケーブルが健全であること。</td> <td>是</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第14図：断熱材+延焼防止シート【ケーブルトレイ分離】温度変化状況</p> </div>	試験体		1時間加熱後の 隔壁裏面温度上昇【K】	平均 106.2 最高 133.2	1時間加熱後の ケーブル表面最大温度【C】	82.2	判定基準	試験結果	試験体の裏面温度上昇が、平均で 140K 以下、最高で 180K 以下であること。	是	試験終了後、ケーブルを延焼する危険性がある場合にないことを。	是	延焼試験で10秒を超過して燃焼する危険がないことを。	是	ケーブルが過熱も延焼もしないことを。	是	ケーブルの表面観察が損傷温度（200°C）を超えないこと。	是	ケーブルが健全であること。	是		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではケーブルトレイに対する消火設備として全域ガス消火設備を採用しており、局所消火設備は採用していないため、鉄板+延焼防止シートの耐火隔壁を使用していない。</p>
試験体																							
1時間加熱後の 隔壁裏面温度上昇【K】	平均 106.2 最高 133.2																						
1時間加熱後の ケーブル表面最大温度【C】	82.2																						
判定基準	試験結果																						
試験体の裏面温度上昇が、平均で 140K 以下、最高で 180K 以下であること。	是																						
試験終了後、ケーブルを延焼する危険性がある場合にないことを。	是																						
延焼試験で10秒を超過して燃焼する危険がないことを。	是																						
ケーブルが過熱も延焼もしないことを。	是																						
ケーブルの表面観察が損傷温度（200°C）を超えないこと。	是																						
ケーブルが健全であること。	是																						

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
	<p><b>2.7. 耐火隔壁</b></p> <p>耐火材による耐火隔壁は、異なる安全区分の<b>制御盤</b>が火災により同時に機能喪失しないよう設置する。また、耐火隔壁は<b>制御盤</b>が互いに直視できないように設置する。</p> <p>耐火隔壁が1時間耐火性能を有することを火災耐久試験により確認した結果を以下に示す。</p> <p>(1) 耐火隔壁の概要</p> <p>耐火隔壁は、建築基準法に基づく1時間の間仕切壁として認定された耐火材を使用することとし、以下に耐火材の主な仕様を第16表に、耐火材の外観を第15図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第16表：耐火材の主な仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">仕様</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>熱伝導率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主な組成</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第15図：耐火材の概要</p> 	仕様		熱伝導率		厚さ		主な組成		<p><b>2.5. 耐火隔壁</b></p> <p>耐火材による耐火隔壁は、異なる安全区分の<b>機器</b>が火災により同時に機能喪失しないよう設置する。また、耐火隔壁は<b>機器</b>が互いに直視できないように設置する。</p> <p>耐火隔壁が1時間耐火性能を有することを火災耐久試験、国土交通省大臣の認定及び「平成12年5月25日建設省告示第1369号（特定防火設備の構造方法を定める件）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項」の規定により確認した結果を以下に示す。</p> <p>(1) 耐火隔壁の概要</p> <p>a. 耐火間仕切壁・防火戸</p> <p>耐火隔壁は、耐火間仕切壁・防火戸・耐火材で構成され、このうち<b>耐火間仕切壁</b>については、建築基準法に基づく1時間の間仕切壁として認定された耐火材を使用することとし、告示第1369号第一の三のロに準拠した防火戸と組み合わせて設置する。以下に耐火間仕切壁及び防火戸の主な仕様を第8表に、耐火間仕切壁の概要及び隔壁設置箇所の火災区画平面図（A-ほう酸ポンプ室：火災区画番号 A/B 4-02-1, B-ほう酸ポンプ室：火災区画番号 A/B 4-02-2）をそれぞれ第8図、第9図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第8表：耐火間仕切壁の主な仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部位</th> <th style="width: 80%;">仕様</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火間仕切壁</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	部位	仕様	備考	耐火間仕切壁			防火戸			<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>耐火材による耐火隔壁にて系統分離する対象機器の相違</li> </ul> <p><b>【泊】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>泊は耐火隔壁の1時間耐火性能を火災耐久試験と国土交通省大臣の認定、建築基準法施行令の規定により確認している。</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>耐火隔壁を構成する部材の相違</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載表現の相違</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載箇所の相違</li> <li>大飯では耐火隔壁として鉄板+発泡性耐火被覆を採用している。</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載表現の相違</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>耐火隔壁を構成する部材の相違</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載内容の相違</li> <li>(女川実績の反映：着色せず)</li> </ul>
仕様																				
熱伝導率																				
厚さ																				
主な組成																				
部位	仕様	備考																		
耐火間仕切壁																				
防火戸																				

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<div style="text-align: center;">   <b>第8図：1時間耐火間仕切壁概要図</b>    <b>第9図：隔壁設置箇所の火災区画平面図</b>   </div> <p><b>b. 耐火材</b></p> <p>耐火隔壁を貫通する配管及び電線管の貫通部には、FFプランケット及び耐火クロスを組み合わせた耐火材を設置することとし、以下に耐火材の主な仕様を第9表に示す。</p> <p><b>第9表：耐火材の主な仕様</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>仕様</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱伝導率 (W/m·K) (400°C)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ (mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主な組成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断熱材外観</td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	仕様		熱伝導率 (W/m·K) (400°C)		厚さ (mm)		主な組成		断熱材外観		<p><b>【女川・大飯】</b></p> <p>■ 設計の相違</p> <p>耐火隔壁を構成する部材の相違</p> <p><b>【女川・大飯】</b></p> <p>■ 設計の相違</p> <p>耐火隔壁にて系統分離する対象機器の相違</p> <p><b>【女川・大飯】</b></p> <p>■ 設計の相違</p> <p>耐火隔壁を構成する部材の相違</p> <p><b>【女川・大飯】</b></p> <p>■ 設計の相違</p> <p>耐火隔壁を構成する部材の相違</p>
仕様													
熱伝導率 (W/m·K) (400°C)													
厚さ (mm)													
主な組成													
断熱材外観													

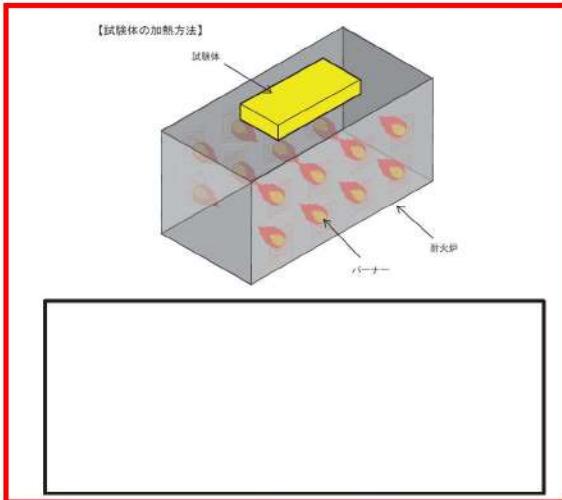
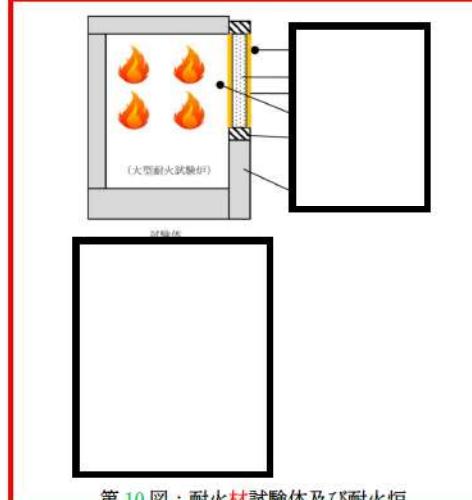
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2)耐火材の耐火性能</p> <p>制御盤の耐火隔壁に求められている性能は、火災によって防護対象機器の機能に影響がないよう、遮熱性及び遮炎性を有した1時間耐火隔壁により、防護対象機器を分離し、機能を維持することである。</p> <p>耐火材 [REDACTED] は「1時間の耐火性能」を有していることを、国土交通省大臣の認定により確認した。</p> <p>また、上記の材質を組み合わせた隔壁について「1時間耐火性能」を有することを火災耐久試験により確認した。</p> <p>a. 試験概要</p> <p>耐火試験は、隔壁を組合せた試験体に対し、建築基準法(ISO834)の加熱曲線を用いて耐火炉により1時間加熱した際に判定基準を満足するかを確認する。</p> <p>実機では火災防護対象機器間に壁として設置することから、一般財団法人建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」の壁に対する要求性能、及び隔壁から離れた位置の空間温度が、火災防護対象機器の機能を維持可能な温度とすることを判定基準とする。</p> <p>また、隔壁の側面が直接加熱される状況を模擬するため、火災耐久試験では隔壁の側面を耐火炉にて加熱する。</p> <p>耐火隔壁を模擬した試験体を第16図に、判定基準を第17表に示す。</p>	<p>(2)耐火隔壁の耐火性能</p> <p>機器の耐火隔壁に求められている性能は、火災によって防護対象機器の機能に影響がないよう、遮熱性及び遮炎性を有した1時間耐火隔壁により、防護対象機器を分離し、機能を維持することである。</p> <p>a. 耐火間仕切壁・防火戸</p> <p>耐火隔壁を構成するもののうち耐火間仕切壁は「1時間の耐火性能」を有していることを国土交通省大臣の認定により確認した。</p> <p>また、隔壁を構成する防火戸については、「平成12年5月25日建設省告示第1369号（特定防火設備の構造方法を定める件）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項」の規定により、「1時間の耐火性能」を有していることを確認した。</p> <p>b. 耐火材</p> <p>耐火隔壁を構成するもののうち耐火材が「1時間の耐火性能」を有していることを火災耐久試験により確認した。</p> <p>c. 試験概要</p> <p>耐火試験は、試験体に対し、建築基準法(ISO834)の加熱曲線を用いて耐火炉により1時間加熱した際に判定基準を満足するかを確認する。</p> <p>実機では火災防護対象機器間に耐火間仕切壁に設置することから、一般財団法人建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」の壁に対する要求性能、及び隔壁から離れた位置の空間温度が、火災防護対象機器の機能を維持可能な温度とすることを判定基準とする。</p> <p>また、隔壁の側面が直接加熱される状況を模擬するため、火災耐久試験では隔壁の側面を耐火炉にて加熱する。</p> <p>耐火材の火災耐久試験時の試験体を第10図に、判定基準を第10表に示す。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁にて系統分離する対象機器の相違</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁を構成する部材の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁を構成する部材の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【試験体の加熱方法】          試験体          パーナー          耐火炉          基盤</p> <p>第16図：耐火隔壁試験体及び耐火炉</p>	 <p>(大型耐火試験炉)          耐火材</p> <p>第10図：耐火材試験体及び耐火炉</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>■ 使用する耐火材の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載内容の相違</li> <li>(女川実績の反映：着色せず)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載表現の相違</li> </ul>

第17表：判定基準

試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認
判定基準*	試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。
	非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
	非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。
	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。

※：一般財団法人 建材試験センター「耐火性能試験・評価業務方法書」  
 ((建築基準法第2条第1項第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価)に基づき、壁に要求される耐火性能の判定基準から選定。)

第10表：判定基準

試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認
判定基準*	試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。
	非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
	非加熱側で10秒を超えて継続する発炎がないこと。
	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。

※1：一般財団法人 建材試験センター「耐火性能試験・評価業務方法書」  
 ((建築基準法第2条第1項第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価)に基づき、壁に要求される耐火性能の判定基準から選定。)

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>b. 試験結果</p> <p>隔壁を組合わせて加工した試験体の裏面温度上昇値は、平均で 55.3K、最大で 67.2Kとなり、判定基準を満足することが確認された。 試験結果を第18表及び第19表に示す。</p> <p>第18表：耐火隔壁における火災耐久試験温度結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間加熱後の 隔壁裏面温度上昇【K】</td> <td>平均 55.3 最高 67.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>第19表：判定基準における試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定基準</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>		試験体	1時間加熱後の 隔壁裏面温度上昇【K】	平均 55.3 最高 67.2	判定基準	試験結果	試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。	良	非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	良	非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。	良	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良	<p>d. 試験結果</p> <p>耐火材試験体の裏面温度上昇値は、平均で 60.6K、最大で 76.2Kとなり、判定基準を満足することが確認された。 試験結果を第11表及び第12表に示す。</p> <p>第11表：耐火材における火災耐久試験温度結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間加熱後の 耐火材裏面温度上昇【K】</td> <td>平均 60.6 最高 76.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>第12表：判定基準における試験結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定基準</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>		試験体	1時間加熱後の 耐火材裏面温度上昇【K】	平均 60.6 最高 76.2	判定基準	試験結果	試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。	良	非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	良	非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。	良	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>■記載表現の相違</li> <li>【大飯】</li> <li>■記載内容の相違</li> <li>(女川実績の反映：着色せず)</li> <li>【女川】</li> <li>■記載表現の相違</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違</li> <li>■記載表現の相違</li> <li>による試験結果の相違</li> </ul>
	試験体																														
1時間加熱後の 隔壁裏面温度上昇【K】	平均 55.3 最高 67.2																														
判定基準	試験結果																														
試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。	良																														
非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	良																														
非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。	良																														
火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良																														
	試験体																														
1時間加熱後の 耐火材裏面温度上昇【K】	平均 60.6 最高 76.2																														
判定基準	試験結果																														
試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。	良																														
非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	良																														
非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。	良																														
火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良																														

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p style="text-align: center;">別紙1 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">耐火試験状況 (試験体: ケーブルトレイ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">試験状況写真</th> </tr> <tr> <th>ケーブルトレイ (局所)</th> <th>ケーブルトレイ (全域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間後</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間後 (ケーブルの状況)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時間	試験状況写真		ケーブルトレイ (局所)	ケーブルトレイ (全域)	開始前			1時間後			1時間後 (ケーブルの状況)			<p style="text-align: center;">別紙1 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">耐火試験状況 (試験体: ケーブルトレイ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">試験状況写真</th> </tr> <tr> <th>ケーブルトレイ (全局)</th> <th>ケーブルトレイ (全域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間後</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間後 (ケーブルの状況)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時間	試験状況写真		ケーブルトレイ (全局)	ケーブルトレイ (全域)	開始前			1時間後			1時間後 (ケーブルの状況)			<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は局所消火するケーブルトレイがないことから、試験体は全域消火のみ。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違</p> <p>(女川実績の反映: 着色せず)</p>
時間	試験状況写真																														
	ケーブルトレイ (局所)	ケーブルトレイ (全域)																													
開始前																															
1時間後																															
1時間後 (ケーブルの状況)																															
時間	試験状況写真																														
	ケーブルトレイ (全局)	ケーブルトレイ (全域)																													
開始前																															
1時間後																															
1時間後 (ケーブルの状況)																															

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)

青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)

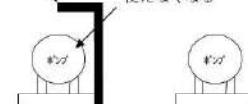
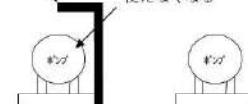
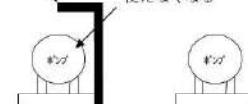
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p style="text-align: center;">別紙1 (2/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">ケーブルトレイ (局所)</th> <th colspan="2">ケーブルトレイ (全域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: top; width: 15%;">■試験結果</td> <td>良</td> <td>良</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">試験結果</td><td>良</td><td>良</td><td></td> </tr> </tbody> </table>	ケーブルトレイ (局所)		ケーブルトレイ (全域)		■試験結果	良	良		良	良		良	良		良	良		良	良		良	良		良	良		試験結果	良	良		<p style="text-align: center;">別紙1 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">ケーブルトレイ (全域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ケーブルの表面温度が損傷温度(205°C)を超えないこと。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ケーブルが健全であること。</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>	ケーブルトレイ (全域)		火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良	ケーブルの表面温度が損傷温度(205°C)を超えないこと。	良	ケーブルが健全であること。	良	試験結果	良
ケーブルトレイ (局所)		ケーブルトレイ (全域)																																								
■試験結果	良	良																																								
	良	良																																								
	良	良																																								
	良	良																																								
	良	良																																								
	良	良																																								
	良	良																																								
試験結果	良	良																																								
ケーブルトレイ (全域)																																										
火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良																																									
ケーブルの表面温度が損傷温度(205°C)を超えないこと。	良																																									
ケーブルが健全であること。	良																																									
試験結果	良																																									
	<p style="text-align: center;">別紙1 (3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">耐火試験状況 (試験体: 計装ラック及び制御盤)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">試験状況算定</th> </tr> <tr> <th>計装ラック</th> <th>制御盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1時間後 (試験終了後)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: top; width: 15%;">■試験結果</td> <td>試験体の表面温度上昇が平均で140K以下、最高で180K以下であること。</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱側へ10秒を超えて離続する火炎の噴出がないこと。</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱面で10秒を超えて離続する発炎がないこと。</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>	耐火試験状況 (試験体: 計装ラック及び制御盤)			時間	試験状況算定		計装ラック	制御盤	開始前			1時間後 (試験終了後)			■試験結果	試験体の表面温度上昇が平均で140K以下、最高で180K以下であること。	良	良	非加熱側へ10秒を超えて離続する火炎の噴出がないこと。	良	良	非加熱面で10秒を超えて離続する発炎がないこと。	良	良	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良	良	試験結果	良	良	<p style="text-align: center;">【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映: 着色せず)</li> </ul> <p style="text-align: center;">【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 泊は局所消火するケーブルトレイがないことから、試験体は全域消火のみ。</li> <li>■設計の相違 火災耐久試験における判定基準の相違</li> </ul> <p style="text-align: center;">【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 1時間隔壁に使用している耐火材の相違</li> </ul>										
耐火試験状況 (試験体: 計装ラック及び制御盤)																																										
時間	試験状況算定																																									
	計装ラック	制御盤																																								
開始前																																										
1時間後 (試験終了後)																																										
■試験結果	試験体の表面温度上昇が平均で140K以下、最高で180K以下であること。	良	良																																							
	非加熱側へ10秒を超えて離続する火炎の噴出がないこと。	良	良																																							
	非加熱面で10秒を超えて離続する発炎がないこと。	良	良																																							
	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	良	良																																							
	試験結果	良	良																																							

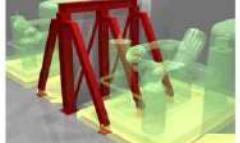
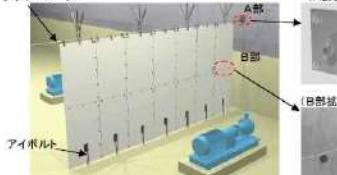
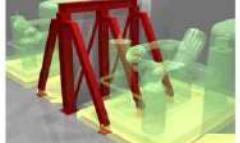
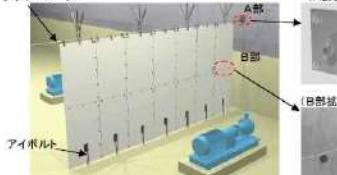
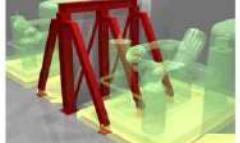
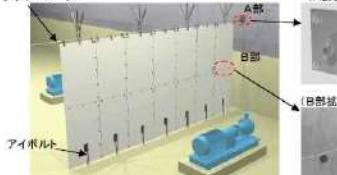
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>（3）隔壁の施工方法の検討</p> <p>隔壁の施工方法に係る要件は、火災の影響軽減の観点に加え、安全機能を有する機器への影響、機器の分解点検・補修、日常点検、巡回点検への影響の観点も含め、表3のとおり整理した。</p> <p>表3 隔壁の施工方法に係る要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隔壁の設置範囲</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>炎の伝播、放射による熱影響を防止できる範囲であること。（具体的には、以下を満足させたうえで、遮断操作スペース・通路の確保、設置時の安定性、換気空調系への影響、干渉物等を考慮し、広範囲に設置する。（別紙9）</li> <li>a. 接触による延焼を防止するため、隔壁を跨ぐ可燃物がない範囲に設置する。</li> <li>b. 放射の影響を軽減するため、一方の機器の火災を考えられる軸受け周囲、モータ（放熱源となる部位）が、他の機器から直視できない範囲に設置する。</li> <li>・固定されていること。（巡回点検者、日常点検者が接触しても、改位置、設置範囲が変わること。）</li> <li>・閉め忘れ等により、意図せぬ開口部ができる扉、窓を設けないこと。</li> </ul> <p>なお、隔壁を設置していない開口部から、火災時の高温ガス温度が拡散するが、火災時の高温ガスの温度は、ケーブル損傷温度を下回っており、高温ガスの影響で、両系統の火災防護対象機器が機能を失うことはない。（別紙9）</p> </td></tr> <tr> <td>機器への既及的影響</td><td>安全機能を有する機器に既及的影響を与えないこと。（転倒防止又は、転倒しても機器に悪影響を及ぼさないようにする。）</td></tr> <tr> <td>機器の分解点検・補修</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>分解点検・補修に必要なスペースが確保できること。 具体的には、</li> <li>・定期検査で分解点検を行う場合のスペース（クレーンでケーシング等を吊り上げ、仮置きする空間等）があること。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>日常点検 巡回点検</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>機器の運転状態、荷機状態の確認ができること。 具体的には、</li> <li>・水、油漏れ（漏えい痕）の有無が目視で確認できること（特に、シール部、軸受け部、台座部）</li> <li>・回転部の状態を聽診棒を用いて確認できること。（モータ、軸受け等に聽診棒を当てるスペースがあること。）</li> <li>・機器近傍にアクセスできること（運転操作のためのスペース、通路があること。）</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>表3の要件を満足する設置パターンを検討した結果を表4に示す。いずれのパターンでも火災の影響は軽減できるが、プラント運転中の巡回点検、日常点検に影響を及ぼさないパターン1を優先し、現場の施工性等を考慮して決定する。</p>	項目	要件	隔壁の設置範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎の伝播、放射による熱影響を防止できる範囲であること。（具体的には、以下を満足させたうえで、遮断操作スペース・通路の確保、設置時の安定性、換気空調系への影響、干渉物等を考慮し、広範囲に設置する。（別紙9）</li> <li>a. 接触による延焼を防止するため、隔壁を跨ぐ可燃物がない範囲に設置する。</li> <li>b. 放射の影響を軽減するため、一方の機器の火災を考えられる軸受け周囲、モータ（放熱源となる部位）が、他の機器から直視できない範囲に設置する。</li> <li>・固定されていること。（巡回点検者、日常点検者が接触しても、改位置、設置範囲が変わること。）</li> <li>・閉め忘れ等により、意図せぬ開口部ができる扉、窓を設けないこと。</li> </ul> <p>なお、隔壁を設置していない開口部から、火災時の高温ガス温度が拡散するが、火災時の高温ガスの温度は、ケーブル損傷温度を下回っており、高温ガスの影響で、両系統の火災防護対象機器が機能を失うことはない。（別紙9）</p>	機器への既及的影響	安全機能を有する機器に既及的影響を与えないこと。（転倒防止又は、転倒しても機器に悪影響を及ぼさないようにする。）	機器の分解点検・補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>分解点検・補修に必要なスペースが確保できること。 具体的には、</li> <li>・定期検査で分解点検を行う場合のスペース（クレーンでケーシング等を吊り上げ、仮置きする空間等）があること。</li> </ul>	日常点検 巡回点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の運転状態、荷機状態の確認ができること。 具体的には、</li> <li>・水、油漏れ（漏えい痕）の有無が目視で確認できること（特に、シール部、軸受け部、台座部）</li> <li>・回転部の状態を聽診棒を用いて確認できること。（モータ、軸受け等に聽診棒を当てるスペースがあること。）</li> <li>・機器近傍にアクセスできること（運転操作のためのスペース、通路があること。）</li> </ul>	<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>1時間耐火隔壁の設置方針の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>（女川実績の反映：着色せず）</p>
項目	要件										
隔壁の設置範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎の伝播、放射による熱影響を防止できる範囲であること。（具体的には、以下を満足させたうえで、遮断操作スペース・通路の確保、設置時の安定性、換気空調系への影響、干渉物等を考慮し、広範囲に設置する。（別紙9）</li> <li>a. 接触による延焼を防止するため、隔壁を跨ぐ可燃物がない範囲に設置する。</li> <li>b. 放射の影響を軽減するため、一方の機器の火災を考えられる軸受け周囲、モータ（放熱源となる部位）が、他の機器から直視できない範囲に設置する。</li> <li>・固定されていること。（巡回点検者、日常点検者が接触しても、改位置、設置範囲が変わること。）</li> <li>・閉め忘れ等により、意図せぬ開口部ができる扉、窓を設けないこと。</li> </ul> <p>なお、隔壁を設置していない開口部から、火災時の高温ガス温度が拡散するが、火災時の高温ガスの温度は、ケーブル損傷温度を下回っており、高温ガスの影響で、両系統の火災防護対象機器が機能を失うことはない。（別紙9）</p>										
機器への既及的影響	安全機能を有する機器に既及的影響を与えないこと。（転倒防止又は、転倒しても機器に悪影響を及ぼさないようにする。）										
機器の分解点検・補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>分解点検・補修に必要なスペースが確保できること。 具体的には、</li> <li>・定期検査で分解点検を行う場合のスペース（クレーンでケーシング等を吊り上げ、仮置きする空間等）があること。</li> </ul>										
日常点検 巡回点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の運転状態、荷機状態の確認ができること。 具体的には、</li> <li>・水、油漏れ（漏えい痕）の有無が目視で確認できること（特に、シール部、軸受け部、台座部）</li> <li>・回転部の状態を聽診棒を用いて確認できること。（モータ、軸受け等に聽診棒を当てるスペースがあること。）</li> <li>・機器近傍にアクセスできること（運転操作のためのスペース、通路があること。）</li> </ul>										

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由					
<p>表4 設置パターンの検討</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置パターン</th><th>検討</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パターン1：機器間に隔壁を設置する（設置高さは、機器高さを考慮し、床面から2～3m） 転倒時に機器に影響を及ぼす可能性あり</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災の影響軽減が可能</li> <li>転倒対策が必要</li> <li>プラント運転中の巡回点検、日常点検に影響を及ぼさない</li> </ul>  </td></tr> <tr> <td>パターン2：一方の機器を囲うように隔壁を設置する  転倒時に機器に影響を及ぼす可能性あり 視認性が悪くなる 天板の範囲によっては懸振棒が使えない  </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災の影響軽減が可能</li> <li>転倒対策が必要</li> <li>プラント運転中の巡回点検、日常点検に影響を及ぼす。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>次に、機器間に隔壁を設置するパターンで隔壁の施工方法を検討した。厚さ1.5mm以上の鉄板、厚さ0.4mm以上の鉄板に貼り付けた発泡性耐火被覆は、いずれの施工方法（固定方法）でも設置可能であり、機器ごとに、定期検査で機器を点検する際に影響を及ぼすか否かにより施工方法を決定する。</p>	設置パターン	検討	パターン1：機器間に隔壁を設置する（設置高さは、機器高さを考慮し、床面から2～3m） 転倒時に機器に影響を及ぼす可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災の影響軽減が可能</li> <li>転倒対策が必要</li> <li>プラント運転中の巡回点検、日常点検に影響を及ぼさない</li> </ul> 	パターン2：一方の機器を囲うように隔壁を設置する  転倒時に機器に影響を及ぼす可能性あり 視認性が悪くなる 天板の範囲によっては懸振棒が使えない  	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災の影響軽減が可能</li> <li>転倒対策が必要</li> <li>プラント運転中の巡回点検、日常点検に影響を及ぼす。</li> </ul>		<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 1時間耐火隔壁の設置方針の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p>
設置パターン	検討							
パターン1：機器間に隔壁を設置する（設置高さは、機器高さを考慮し、床面から2～3m） 転倒時に機器に影響を及ぼす可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災の影響軽減が可能</li> <li>転倒対策が必要</li> <li>プラント運転中の巡回点検、日常点検に影響を及ぼさない</li> </ul> 							
パターン2：一方の機器を囲うように隔壁を設置する  転倒時に機器に影響を及ぼす可能性あり 視認性が悪くなる 天板の範囲によっては懸振棒が使えない  	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災の影響軽減が可能</li> <li>転倒対策が必要</li> <li>プラント運転中の巡回点検、日常点検に影響を及ぼす。</li> </ul>							

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>表5 隔壁の施工方法の検討</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <b>施工方法1</b>   <p>H型鋼等の鋼材フレームで隔壁を固定</p> <p>隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、厚さ0.4mm以上の鉄板に貼り付けた発泡性耐火被覆のいずれでも施工可能であり、フレームで固定される。地震時の転倒が防止できる。定期検査中に容易に一時撤去できいため（クレーン等が必要）、機器の分解点検等に影響を及ぼす可能性がある。</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <b>施工方法2</b>   <p>ワイヤーロープとアイボルトで、隔壁の上下部を固定</p> <p>隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、厚さ0.4mm以上の鉄板に貼り付けた発泡性耐火被覆のいずれでも施工可能であり、上下部で固定される。地震時の転倒が防止できる。定期検査中に容易に一時撤去が可能で、機器の分解点検に影響を及ぼさない。</p> </td> <td></td> <td> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>1時間耐火隔壁の設置</li> <li>方針の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>（女川実績の反映：着色せず）</li> </ul> </td></tr> </table>	<b>施工方法1</b>  <p>H型鋼等の鋼材フレームで隔壁を固定</p> <p>隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、厚さ0.4mm以上の鉄板に貼り付けた発泡性耐火被覆のいずれでも施工可能であり、フレームで固定される。地震時の転倒が防止できる。定期検査中に容易に一時撤去できいため（クレーン等が必要）、機器の分解点検等に影響を及ぼす可能性がある。</p>	<b>施工方法2</b>  <p>ワイヤーロープとアイボルトで、隔壁の上下部を固定</p> <p>隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、厚さ0.4mm以上の鉄板に貼り付けた発泡性耐火被覆のいずれでも施工可能であり、上下部で固定される。地震時の転倒が防止できる。定期検査中に容易に一時撤去が可能で、機器の分解点検に影響を及ぼさない。</p>		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>1時間耐火隔壁の設置</li> <li>方針の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>（女川実績の反映：着色せず）</li> </ul>							
<b>施工方法1</b>  <p>H型鋼等の鋼材フレームで隔壁を固定</p> <p>隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、厚さ0.4mm以上の鉄板に貼り付けた発泡性耐火被覆のいずれでも施工可能であり、フレームで固定される。地震時の転倒が防止できる。定期検査中に容易に一時撤去できいため（クレーン等が必要）、機器の分解点検等に影響を及ぼす可能性がある。</p>	<b>施工方法2</b>  <p>ワイヤーロープとアイボルトで、隔壁の上下部を固定</p> <p>隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、厚さ0.4mm以上の鉄板に貼り付けた発泡性耐火被覆のいずれでも施工可能であり、上下部で固定される。地震時の転倒が防止できる。定期検査中に容易に一時撤去が可能で、機器の分解点検に影響を及ぼさない。</p>		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>1時間耐火隔壁の設置</li> <li>方針の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>（女川実績の反映：着色せず）</li> </ul>								
<p>（3）機器ごとの隔壁の検討</p> <p>前項までの検討を踏まえ、ほう酸ポンプ、制御用空気圧縮機、海水ポンプには、表6の隔壁を設置する。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <b>表6 機器ごとに設置する隔壁</b> <table border="1"> <tr> <td>対象機器</td> <td>隔壁</td> </tr> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは、定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。</td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>屋外にはワイヤーロープの固定箇所がない、鋼材のフレームを設置しても、定期検査中の分解点検に影響を及ぼさないため、施工方法1を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。</td> </tr> </table> </td><td></td><td></td></tr> </table>	<b>表6 機器ごとに設置する隔壁</b> <table border="1"> <tr> <td>対象機器</td> <td>隔壁</td> </tr> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは、定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。</td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>屋外にはワイヤーロープの固定箇所がない、鋼材のフレームを設置しても、定期検査中の分解点検に影響を及ぼさないため、施工方法1を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。</td> </tr> </table>	対象機器	隔壁	ほう酸ポンプ	機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは、定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。	制御用空気圧縮機	機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。	海水ポンプ	屋外にはワイヤーロープの固定箇所がない、鋼材のフレームを設置しても、定期検査中の分解点検に影響を及ぼさないため、施工方法1を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。		
<b>表6 機器ごとに設置する隔壁</b> <table border="1"> <tr> <td>対象機器</td> <td>隔壁</td> </tr> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは、定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。</td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>屋外にはワイヤーロープの固定箇所がない、鋼材のフレームを設置しても、定期検査中の分解点検に影響を及ぼさないため、施工方法1を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。</td> </tr> </table>	対象機器	隔壁	ほう酸ポンプ	機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは、定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。	制御用空気圧縮機	機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。	海水ポンプ	屋外にはワイヤーロープの固定箇所がない、鋼材のフレームを設置しても、定期検査中の分解点検に影響を及ぼさないため、施工方法1を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。			
対象機器	隔壁										
ほう酸ポンプ	機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは、定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。										
制御用空気圧縮機	機器周辺のスペースを考えると、鋼材フレームは定期検査時の分解点検に影響を及ぼすため、施工方法2を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。										
海水ポンプ	屋外にはワイヤーロープの固定箇所がない、鋼材のフレームを設置しても、定期検査中の分解点検に影響を及ぼさないため、施工方法1を採用する。隔壁は、厚さ1.5mm以上の鉄板、又は、厚さ0.4mm以上の鉄板の両側に発泡性耐火被覆を貼り付けたものを採用する。										

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1 ケーブル損傷温度の判定基準について          別紙2 発泡性耐火被覆          別紙3 認定書（国住指第1958号 平成24年9月20日）          （認定番号 FP120CN-0512）          別紙4 品質性能試験報告書          別紙5 試験記録          別紙6 発泡性耐火被覆、耐火ボンドの経年変化に関する確認結果          別紙7 発砲性耐火被覆の耐火性能確認（ケーブル）          別紙8 発砲性耐火被覆の耐火性能確認（機器）          別紙9 機器間分離の隔壁の施工範囲について</p> <p>別紙1 ケーブル損傷温度の判定基準について</p> <p>判定基準として用いるケーブルの損傷温度（内部火災影響評価ガイド）は、NUREG/CR-6850によるものであるが、それをケーブル損傷温度の判定基準として用いることの妥当性は以下の通りである。</p> <p>【ケーブルの主要材料】          ケーブルの絶縁体／シース材料は、主に熱硬化性と熱可塑性の高分子材料を使用している。熱硬化性材料とは、高温になっても溶融しない材料であり、ケーブルの絶縁材／シース材としては、難燃E Pゴム、架橋ポリエチレン等が該当する。また、熱可塑性材料とは、高温になると溶融する材料であり、ケーブルの絶縁材／シース材としては、ポリエチレン、ビニル等が該当する。</p>	<p>別紙2 (1/2) ケーブル損傷温度の妥当性について</p> <p>1. はじめに  <b>女川原子力発電所2号炉</b>のケーブル損傷温度の判定基準は、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）に記載されている NUREG/CR-6850 を参照した 205°C を用いている。ケーブルの損傷温度の判定基準として 205°C を用いることの妥当性を以下に示す。</p> <p>2. ケーブルの主要材料について          ケーブルの絶縁体及びシース材料は、主に熱硬化性と熱可塑性の高分子材料を使用している。熱硬化性材料とは、高温になっても溶融しない材料であり、ケーブルの絶縁材及びシース材としては、架橋ポリエチレン、難燃性架橋ポリエチレン等が該当する。また、熱可塑性材料とは、高温になると溶融する材料であり、ケーブルの絶縁材及びシース材としては、難燃性ビニル、難燃性ノンコロシブビニル等が該当する。</p>	<p>別紙2 (1/2) ケーブル損傷温度の妥当性について</p> <p>1. はじめに  <b>泊発電所3号炉</b>のケーブル損傷温度の判定基準は、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）に記載されている NUREG/CR-6850 を参照した 205°C を用いている。ケーブルの損傷温度の判定基準として 205°C を用いることの妥当性を以下に示す。</p> <p>2. ケーブルの主要材料について          ケーブルの絶縁体及びシース材料は、主に熱硬化性と熱可塑性の高分子材料を使用している。熱硬化性材料とは、高温になっても溶融しない材料であり、ケーブルの絶縁材及びシース材としては、難燃E Pゴム、架橋ポリエチレン、難燃性架橋ポリエチレン等が該当する。また、熱可塑性材料とは、高温になると溶融する材料であり、ケーブルの絶縁材及びシース材としては、難燃性ビニル、特殊耐熱ビニル等が該当する。</p>	<p>【大飯】          ■記載方針の相違          （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】          ■記載方針の相違          （女川実績の反映）</p> <p>【女川】          ■設備名称の相違          【大飯】          ■記載方針の相違          （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】          ■記載方針の相違          （女川実績の反映）</p> <p>【女川・大飯】          ■設計の相違          ケーブルの絶縁材及びシース材の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【ケーブル損傷温度の判定基準】</b></p> <p>高温停止・低温停止に必要なケーブルには、熱可塑性と熱硬化性の両方のタイプのケーブルを使用していることから、内部火災影響評価ガイドの熱可塑性と熱硬化性のケーブル損傷温度の判定基準のうち、低い方である熱可塑性のケーブル損傷温度205°Cを火災影響評価の判定基準に使用している。</p> <p>内部火災影響評価ガイドに引用されている、NUREG/CR-6850のTable8-2の熱可塑性のケーブル損傷温度の判定基準205°Cは、絶縁材にポリ塩化ビニル及びポリエチレンを使用したケーブルの試験結果に基づき設定されたものである。</p> <p>実機で使用している熱可塑性材料のうち、ポリ塩化ビニル（難燃低塩酸ビニル、難燃低塩酸特殊耐熱ビニル）については、同じ材質の試験結果に基づき判定基準205°Cが設定されていることから、NUREG/CR-6850を用いることは妥当と考えられる。また、テフロン材料（FEP、ETFE、TFEP）については、ポリ塩化ビニルと同様に融点が判定基準205°Cより高いことから（ポリ塩化ビニルの融点：212°C、テフロンの融点：260°C）、ポリ塩化ビニルを対象に設定された判定基準をテフロンの判定基準に用いることは妥当であると考えられる。</p> <p><b>【高温停止・低温停止に必要なケーブルの損傷温度の判定基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱可塑性材料は、高温になると軟化し流動性がでてくることにより絶縁体としての形状が維持できなくなり絶縁性が保てなくなる。一方、熱硬化性材料は、高温になども溶融しないことから、前者については、材料の融点を、後者については、発火点を下表に整理した。</li> <li>熱可塑性材料の融点、熱硬化性材料の発火点は、内部火災影響評価ガイドに引用されているNUREG/CR-6850の判定基準より高いことから、本判定基準を適用することは妥当である。</li> </ul> <p>R.G. 1.189 Appendix Cによると、熱可塑性の絶縁材は高温になると軟化し流動性がでてくることにより絶縁体としての形状が維持できなくなることが電気的な損傷の原因と考えており、熱硬化性材料より熱可塑性材料を使用した場合の方がケーブル損傷温度は低くなる傾向がある。</p>	<p>3. ケーブルの損傷温度の設定について</p> <p>女川原子力発電所2号炉の原子炉の高温停止及び低温停止に必要な火災防護対象ケーブルには、熱可塑性と熱硬化性の双方のケーブルを使用している。</p> <p>熱硬化性材料については高温になども溶融しないことから、熱硬化性材料を使用したケーブルの損傷温度は、ケーブルの絶縁体及びシース材である架橋ポリエチレン、難燃性架橋ポリエチレン等の発火点を確認し、内部火災影響評価ガイドに記載されているNUREG/CR-6850に基づいた判定基準205°Cより高いことを確認している。</p>	<p>3. ケーブルの損傷温度の設定について</p> <p>泊発電所3号炉の原子炉の高温停止及び低温停止に必要な火災防護対象ケーブルには、熱可塑性と熱硬化性の双方のケーブルを使用している。</p> <p>熱硬化性材料については高温になども溶融しないことから、熱硬化性材料を使用したケーブルの損傷温度は、ケーブルの絶縁体及びシース材である難燃E.P.ゴム、架橋ポリエチレン、難燃性架橋ポリエチレン等の発火点を確認し、内部火災影響評価ガイドに記載されているNUREG/CR-6850に基づいた判定基準205°Cより高いことを確認している。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> <li>【大飯】</li> <li>■記載方針の相違</li> <li>(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>ケーブルの絶縁材及びシース材の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>ケーブルの絶縁材及びシース材の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>(女川実績の反映)</li> </ul>
	<p>熱可塑性材料については、高温になると溶融する材料であることから、熱可塑性を使用したケーブルの損傷温度は、ケーブルの絶縁体及びシース材である難燃性ビニル、難燃性ノンコロシブビニル等の融点を確認<sup>*</sup>し、内部火災影響評価ガイドに記載されているNUREG/CR-6850に基づいた判定基準205°Cより高いことを確認している。（第1表参照）</p> <p>以上より、ケーブルの損傷温度として205°Cを使用することは妥当である。</p> <p>※NRC RG 1.189 Appendix-Cでは、熱可塑性の絶縁材は高温になると軟化し流動性がでてくることにより絶縁体としての形状が維持できなくなることから、電気的な損傷が発生する可能性があると記載されている。</p>	<p>熱可塑性材料については、高温になると溶融する材料であることから、熱可塑性を使用したケーブルの損傷温度は、ケーブルの絶縁体及びシース材である難燃性ビニル、特殊耐熱ビニル等の融点を確認<sup>*</sup>し、内部火災影響評価ガイドに記載されているNUREG/CR-6850に基づいた判定基準205°Cより高いことを確認している。（第1表参照）</p> <p>以上より、ケーブルの損傷温度として205°Cを使用することは妥当である。</p> <p>※NRC RG 1.189 Appendix-Cでは、熱可塑性の絶縁材は高温になると軟化し流動性がでてくることにより絶縁体としての形状が維持できなくなることから、電気的な損傷が発生する可能性があると記載されている。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>ケーブルの絶縁材及びシース材の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>(女川実績の反映)</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)

青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)

緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉

種別	No.	絶縁体名	融点又は 発火点	シース名	判定基準 <sup>※1</sup>
高圧電力ケーブル	1	架橋ポリエチレン (熱硬化性材料)	410°C <sup>※2</sup>	難燃低燃點特殊耐熱ビニール (熱可塑性材料)	212°C <sup>※3</sup>
低圧電力ケーブル	2	難燃Eゴム (熱硬化性材料)	410°C <sup>※3</sup>	難燃クロロスルホン化オレフィン (熱硬化性材料)	430°C <sup>※3</sup>
	3	難燃Eゴム (熱硬化性材料)	410°C <sup>※3</sup>	難燃低燃點特殊耐熱ビニール (熱可塑性材料)	212°C <sup>※1</sup>
	4	難燃EPゴム (熱硬化性材料)	410°C <sup>※3</sup>	難燃クロロスルホン化オレフィン (熱硬化性材料)	430°C <sup>※3</sup>
	5	難燃EPゴム (熱硬化性材料)	410°C <sup>※3</sup>	難燃低燃點特殊耐熱ビニール (熱可塑性材料)	212°C <sup>※1</sup>
制御ケーブル	6	FEP (熱可塑性材料)	270°C <sup>※2</sup>	FEP (熱可塑性材料)	270°C <sup>※2</sup>
	7	FEP (熱可塑性材料)	270°C <sup>※2</sup>	ETFE (熱可塑性材料)	260°C <sup>※2</sup>
	8	FEP (熱可塑性材料)	270°C <sup>※2</sup>	TFEF (熱可塑性材料)	260°C <sup>※2</sup>
制御(光)ケーブル	9	難燃低燃點ビニール (熱可塑性材料) (内蔵シース)	212°C <sup>※1</sup>	難燃低燃點特殊耐熱ビニール (熱可塑性材料)	212°C <sup>※1</sup>
制御ケーブル	10	難燃Eゴム (熱硬化性材料)	410°C <sup>※3</sup>	難燃クロロスルホン化オレフィン (熱硬化性材料)	430°C <sup>※3</sup>
	11	難燃Eゴム (熱硬化性材料)	410°C <sup>※3</sup>	難燃低燃點特殊耐熱ビニール (熱可塑性材料)	212°C <sup>※1</sup>
	12	架橋ポリエチレン (熱硬化性材料)	410°C <sup>※3</sup>	ETFE (熱可塑性材料)	260°C <sup>※2</sup>
計装ケーブル	13	架橋ポリエチレン (熱硬化性材料)	410°C <sup>※3</sup>	難燃低燃點ビニール (熱硬化性材料)	410°C <sup>※3</sup>

※1：(出典) 平成11年度 大火に係る確率論的安全評価手法の整備に関する報告書 (財) 原子力発電技術機構原子力安全解析所  
 ※2：(出典) プラスチック 認定基準  
 ※3：(出典) 平成25年度 火災防護の新規制基準対応におけるケーブル燃焼性能認証に関する調査委託  
 ※4：(出典) 熱可塑性材料を使用している場合には、絶縁体、シースの区別なく、判定基準をNUREG/CR-6850の205°Cとしている

第1表：ケーブル拘束温度について

種別	No.	絶縁体名	融点又は 発火点	シース名	融点又は 発火点	シース名	判定基準 <sup>※1</sup>
高圧ケーブル	1	架橋ポリエチレン (熱硬化性)		難燃性ビニル (熱可塑性)		難燃性ビニル (熱可塑性)	205°C
	2	難燃性架橋ポリエチレン (熱硬化性)		難燃性ノンコロシブヒニル (熱可塑性)		難燃性ノンコロシブヒニル (熱可塑性)	205°C
	3	難燃性エチレンプロピレンゴム (熱硬化性)		難燃性クロロブレン (熱硬化性)		難燃性クロロブレン (熱硬化性)	330°C
低圧ケーブル	4	ケイ素ゴム (熱硬化性)		ガラス繊維 (不燃物)		ガラス繊維 (不燃物)	330°C
	5	難燃性架橋ポリエチレン (熱硬化性)		難燃性架橋ポリエチレン (熱硬化性)		難燃性架橋ポリエチレン (熱硬化性)	330°C
	6	ケイ素ゴム (熱硬化性)		ケイ素ゴム (熱硬化性)		ケイ素ゴム (熱硬化性)	330°C
同軸ケーブル	7	耐放射線性架橋ポリエチレン (熱硬化性)		難燃性ノンコロシブヒニル (熱可塑性)		難燃性ノンコロシブヒニル (熱可塑性)	205°C
	8	耐放射線性架橋ポリエチレン (熱硬化性)		難燃性架橋ポリエチレン (熱硬化性)		難燃性架橋ポリエチレン (熱硬化性)	330°C

※：熱可塑性材料を使用している場合には、絶縁体、シースの区別なく、判定基準を NUREG/CR-6850 の 205°C としている。

女川原子力発電所2号炉

種類	No.	絶縁体名	融点又は 発火点	シース名	融点又は 発火点	シース名	判定基準 <sup>※4</sup>
高圧電力ケーブル	1	架橋ポリエチレン (熱硬化性材料)		難燃低燃點特殊耐熱ビニール (熱可塑性材料)		難燃クロロスルホン化オレフィン (熱硬化性材料)	NUREG/CR-6850 205°C
低圧電力ケーブル	2	難燃Eゴム (熱硬化性材料)		難燃クロロスルホン化オレフィン (熱可塑性材料)		難燃クロロスルホン化オレフィン (熱可塑性材料)	330°C
	3	難燃EPゴム (熱硬化性材料)		難燃クロロスルホン化オレフィン (熱可塑性材料)		難燃クロロスルホン化オレフィン (熱可塑性材料)	330°C
制御ケーブル	4	難燃Eゴム (熱硬化性材料)		難燃クロロスルホン化オレフィン (熱可塑性材料)		難燃クロロスルホン化オレフィン (熱可塑性材料)	330°C
	5	特異構造熱ビニル (熱可塑性材料)		難燃クロロスルホン化オレフィン (熱可塑性材料)		難燃クロロスルホン化オレフィン (熱可塑性材料)	205°C
制御(光)ケーブル	6	TFD (熱可塑性材料)		TFD (熱可塑性材料)		TFD (熱可塑性材料)	330°C
	7	難燃性ビニル (PBT部シース)		難燃性ビニル (PBT部シース)		難燃性ビニル (PBT部シース)	205°C
計装用ケーブル	8	難燃Eゴム (熱可塑性材料)		難燃架橋ポリエチレン (熱可塑性材料)		難燃架橋ポリエチレン (熱可塑性材料)	330°C
	9	ビニール (熱可塑性材料)		ビニール (熱可塑性材料)		ビニール (熱可塑性材料)	205°C
同軸ケーブル	10	ETFE (熱可塑性材料)		難燃架橋ポリエチレン (熱可塑性材料)		難燃架橋ポリエチレン (熱可塑性材料)	330°C
	11	特異構造熱ビニル (熱可塑性材料)		ETFE (熱可塑性材料)		ETFE (熱可塑性材料)	205°C
	12	架橋ポリエチレン (熱可塑性材料)		架橋ポリエチレン (熱可塑性材料)		架橋ポリエチレン (熱可塑性材料)	330°C

※1：(出典) 平成11年度 大火に係る確率論的安全評価手法の整備に関する報告書 (財) 原子力発電技術機構原子力安全解析所  
 ※2：(出典) プラスチック 認定基準  
 ※3：(出典) 平成25年度 火災防護の新規制基準対応におけるケーブル燃焼性能認証に関する調査委託  
 ※4：(出典) 熱可塑性材料を使用している場合には、絶縁体、シースの区別なく、判定基準を NUREG/CR-6850 の 205°C としている

泊発電所3号炉

相違理由

【女川・大飯】

- 設計の相違
- ケーブルの絶縁材及びシース材の相違

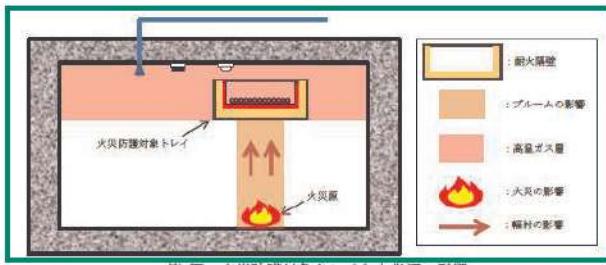
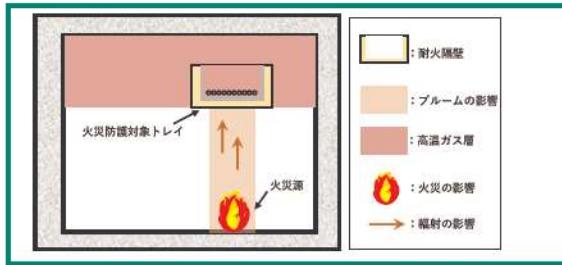
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙3 ケーブルトレイへ設置する1時間耐火隔壁等の火災耐久試験の加熱範囲の妥当性について</p> <p>1. はじめに ケーブルトレイの系統分離を目的とした、1時間耐火性能を有する隔壁等（以下「1時間耐火隔壁」という。）は、全域ガス消火区画用と局所ガス消火区画用の2種類を設置する。耐火性能は、1時間耐火隔壁をケーブルトレイ下面及び側面に設置したケーブルトレイの下面を、建築基準法（IS0834）の加熱曲線を用いて1時間加熱した際に、ケーブルの表面温度がケーブル損傷基準を超えないことを判定基準とする火災耐久試験により確認している。 本資料では、「成功パスを少なくとも1つ確保するために1時間耐火隔壁を施工するケーブルトレイ」と「火災を想定する火災源」との位置関係より、火災耐久試験の加熱方法がケーブルトレイ下面の範囲で十分であることを示す。</p> <p>2. 1時間耐火隔壁を施工するケーブルトレイ 原子炉施設内のいかなる火災によっても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できるためには、原子炉を高温停止及び低温停止するための全機能に対して、成功パスが少なくとも一つ成立することが必要である。 このため、成功パスを構成するケーブルが敷設される複数のケーブルトレイが、同一火災区域又は火災区画内に設置されている場合は、当該火災区域又は火災区画内の火災により成功パスが確保できない可能性があることから、必要なケーブルトレイに対して1時間耐火隔壁を施工する必要がある。（資料7添付資料1）</p>	<p>別紙3 ケーブルトレイへ設置する1時間耐火隔壁等の火災耐久試験の加熱範囲の妥当性について</p> <p>1. はじめに ケーブルトレイの系統分離を目的とした、1時間耐火性能を有する隔壁等（以下「1時間耐火隔壁」という。）は、全域ガス消火区画用を設置する。耐火性能は、1時間耐火隔壁をケーブルトレイ下面及び側面に設置したケーブルトレイの下面を建築基準法（IS0834）の加熱曲線を用いて1時間加熱した際に、ケーブルの表面温度がケーブル損傷基準を超えないことを判定基準とする火災耐久試験により確認している。 本資料では、「成功パスを少なくとも1つ確保するために1時間耐火隔壁を施工するケーブルトレイ」と「火災を想定する火災源」との位置関係より、火災耐久試験の加熱方法がケーブルトレイ下面の範囲で十分であることを示す。</p> <p>2. 1時間耐火隔壁を施工するケーブルトレイ 原子炉施設内のいかなる火災によっても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できるためには、原子炉を高温停止及び低温停止するための全機能に対して、成功パスが少なくとも一つ成立することが必要である。 このため、成功パスを構成するケーブルが敷設される複数のケーブルトレイが、同一火災区域又は火災区画内に設置されている場合は、当該火災区域又は火災区画内の火災により成功パスが確保できない可能性があることから、必要なケーブルトレイに対して1時間耐火隔壁を施工する必要がある。（資料7添付資料1）</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は全域ガス消火を探用</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 火災防護対象トレイと火災源の位置関係</p> <p>2項で示した「1時間耐火隔壁を施工するケーブルトレイ（以下「火災防護対象トレイ」という。）」と「火災を想定する火災源」との位置関係を整理すると、火災防護対象トレイは天井付近に設置されており、油内包機器等の火災源は火災防護対象トレイの下部にある。よって、火災源からの火炎、ブルーム及び輻射による火炎の影響は、火災防護対象トレイの下面及び側面に1時間耐火隔壁を設置することにより軽減でき、成功パスは少なくとも1つ確保され、原子炉の高温停止及び低温停止が可能である。（第1図）</p>  <p>第1図：火災防護対象トレイと火災源の影響</p> <p>4. ケーブルトレイ上面からの放熱について</p> <p>ケーブルトレイへ設置する1時間耐火隔壁の火災耐久試験は、耐火材等を施工したケーブルトレイを耐火炉へ設置し、ケーブルトレイ下面を建築基準法（ISO834）の加熱曲線を用いて1時間加熱しており、ケーブルトレイ上面は、耐火炉の外側に出ているため、ケーブルトレイ上面からの放熱が発生する。</p> <p>しかし、実際の火災では、火災が発生した火災区画の室温が上昇し、ケーブルトレイ側面及び上面からの放熱が起こりにくいことも考えられる。</p> <p>したがって、ケーブルトレイ下面への建築基準法（ISO834）の加熱曲線を用いた1時間加熱に加え、ケーブルトレイ側面及び上面の温度を、火災時における室温上昇を考慮した温度とした場合の火災耐久試験を実施し、防護対象ケーブルの表面温度がケーブル損傷温度とならないことを確認した。</p>	<p>3. 火災防護対象トレイと火災源の位置関係</p> <p>2項で示した「1時間耐火隔壁を施工するケーブルトレイ（以下「火災防護対象トレイ」という。）」と「火災を想定する火災源」との位置関係を整理すると、火災防護対象トレイは天井付近に設置されており、油内包機器等の火災源は火災防護対象トレイの下部にある。よって、火災源からの火炎、ブルーム及び輻射による火炎の影響は、火災防護対象トレイの下面及び側面に1時間耐火隔壁を設置することにより軽減でき、成功パスは少なくとも1つ確保され、原子炉の高温停止及び低温停止が可能である。（第1図）</p>  <p>第1図：火災防護対象トレイと火災源の影響</p> <p>4. ケーブルトレイ上面からの放熱について</p> <p>ケーブルトレイへ設置する1時間耐火隔壁の火災耐久試験は、耐火材等を施工したケーブルトレイを耐火炉へ設置し、ケーブルトレイ下面を建築基準法（ISO834）の加熱曲線を用いて1時間加熱しており、ケーブルトレイ上面は、耐火炉の外側に出ているため、ケーブルトレイ上面からの放熱が発生する。</p> <p>しかし、実際の火災では、火災が発生した火災区画の室温が上昇し、ケーブルトレイ側面及び上面からの放熱が起こりにくいくことも考えられる。</p> <p>したがって、ケーブルトレイ下面への建築基準法（ISO834）の加熱曲線を用いた1時間加熱に加え、ケーブルトレイ側面及び上面の温度を火災時における室温上昇を考慮した温度とした場合の火災耐久試験を実施し、防護対象ケーブルの表面温度がケーブル損傷温度とならないことを確認した。</p>	<p><b>【大飯】</b></p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映: 着色せず)</p> <p><b>【女川】</b></p> <p>■記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. ケーブルトレイ下面への火災耐久試験の妥当性について 火災防護対象ケーブルへの1時間耐火隔壁は、3項に示すとおり「火災防護対象トレイ」と「火災を想定する火災源」との位置関係より、ケーブルトレイ下面及び側面に設置することで十分に火災の影響を軽減可能である。 また、ケーブルトレイの火災を想定した場合の火災による室温上昇を考慮し、ケーブルトレイ下面への建築基準法（IS0834）の加熱曲線による加熱に加え、ケーブルトレイ側面及び上面は火災時における室温上昇を考慮し試験を実施した結果、防護対象ケーブルの表面温度がケーブル損傷温度とならないことを確認した。</p> <p>したがって、ケーブルトレイへの火災耐久試験は、ケーブルトレイ下面に対して耐火炉による加熱を行うことで十分である。 更に、ケーブルトレイ下面への火災耐久試験は、火炎、ブルーム及び輻射の全ての火災の影響を受けることから、最も厳しい加熱条件であるとともに、建築基準法（IS0834）の加熱曲線を用いた1時間加熱による火災耐久試験は、現実の火災を考慮すると、十分に保守的な試験である。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>5. ケーブルトレイ下面への火災耐久試験の妥当性について 火災防護対象ケーブルへの1時間耐火隔壁は、3項に示すとおり「火災防護対象トレイ」と「火災を想定する火災源」との位置関係より、ケーブルトレイ下面及び側面に設置することで十分に火災の影響を軽減可能である。 また、ケーブルトレイの火災を想定した場合の火災による室温上昇を考慮し、ケーブルトレイ下面への建築基準法（IS0834）の加熱曲線による加熱に加え、ケーブルトレイ側面及び上面は火災時における室温上昇を考慮し試験を実施した結果、防護対象ケーブルの表面温度がケーブル損傷温度とならないことを確認した。</p> <p>したがって、ケーブルトレイへの火災耐久試験は、ケーブルトレイ下面に対して耐火炉による加熱を行うことで十分である。 さらに、ケーブルトレイ下面への火災耐久試験は、火炎、ブルーム及び輻射のすべての火災の影響を受けることから、最も厳しい加熱条件であるとともに、建築基準法（IS0834）の加熱曲線を用いた1時間加熱による火災耐久試験は、現実の火災を考慮すると、十分に保守的な試験である。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p>

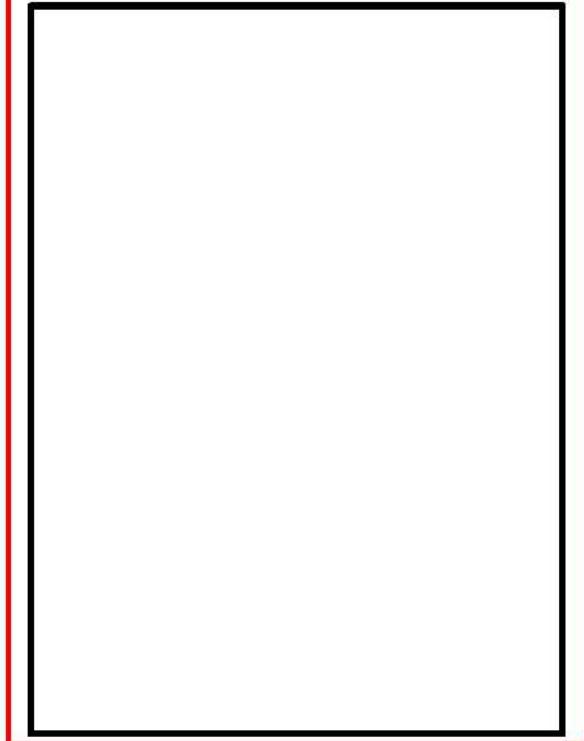
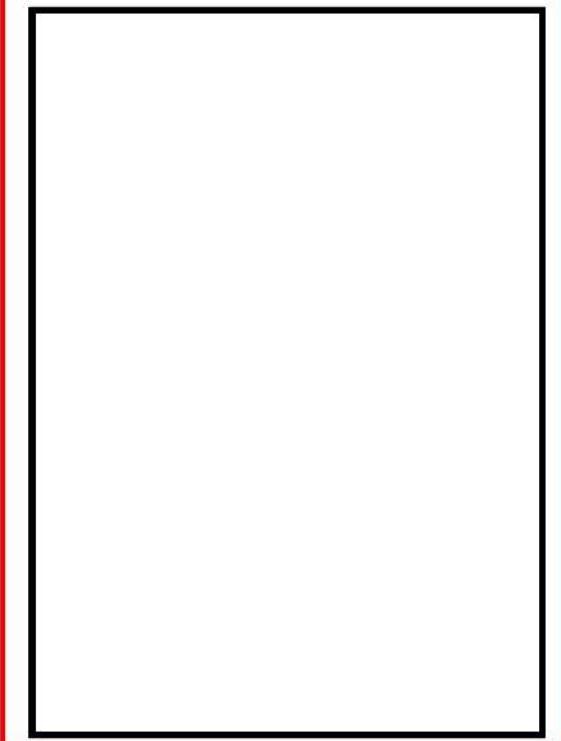
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

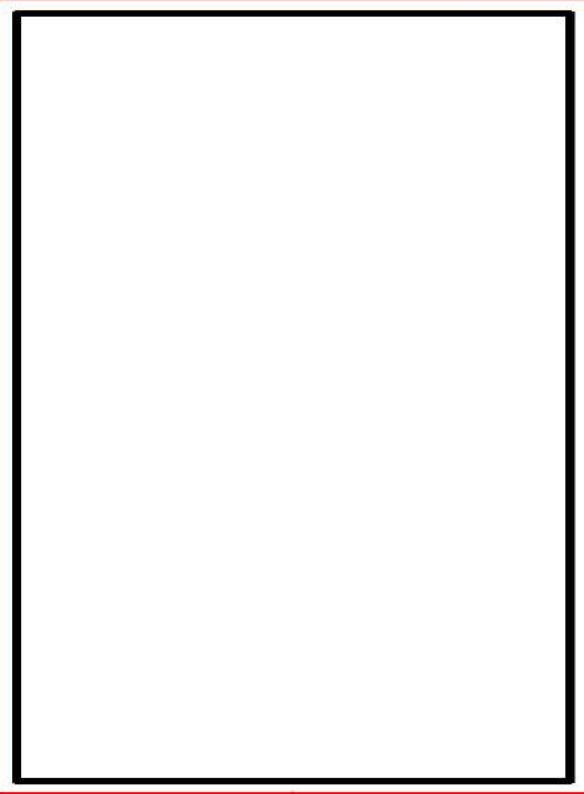
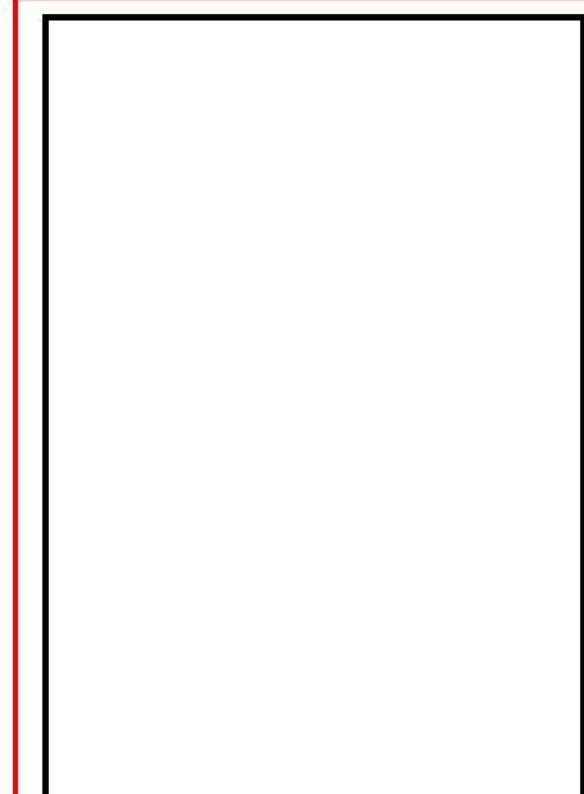
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
別紙3  枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。		別紙4  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

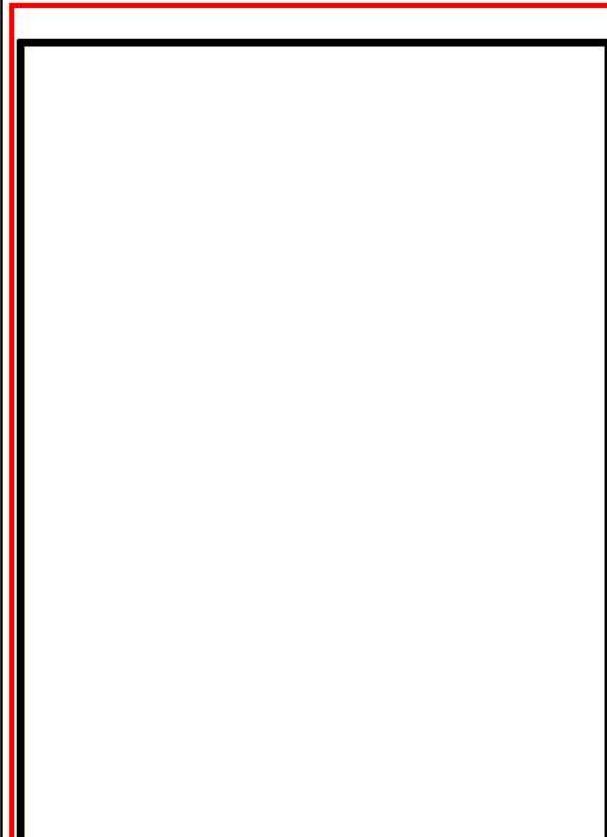
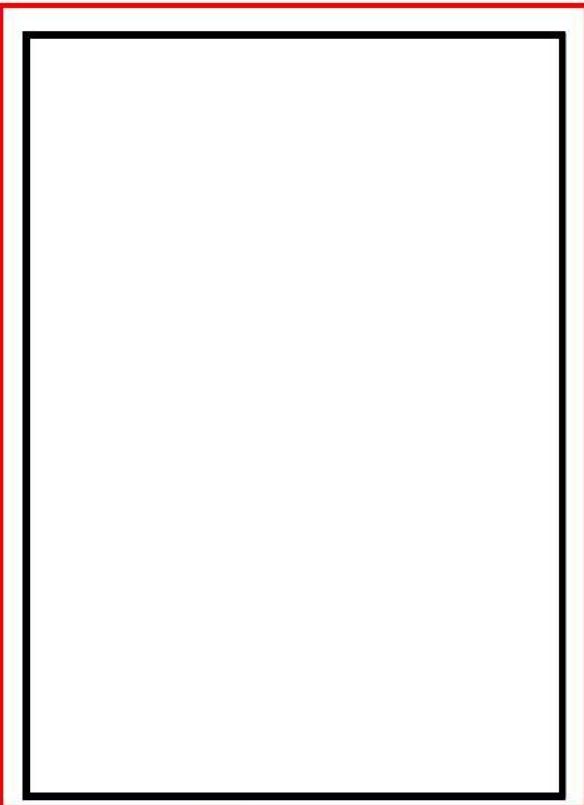
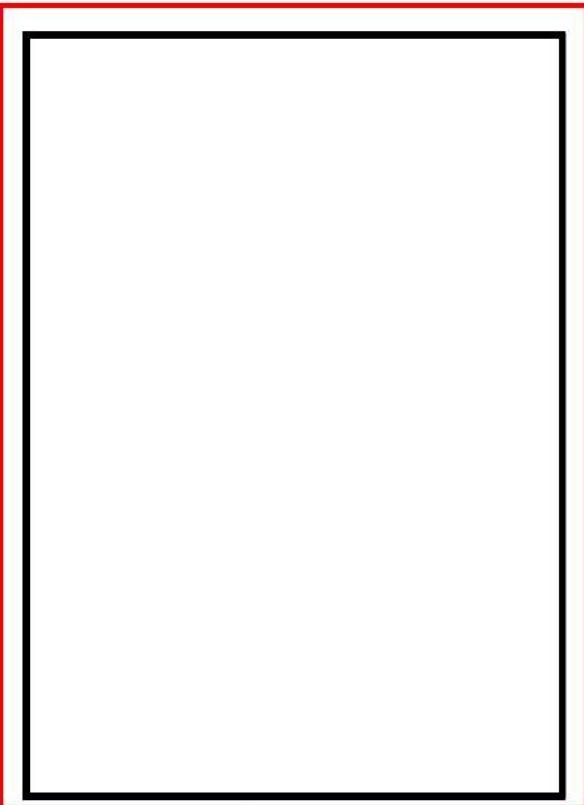
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>		 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

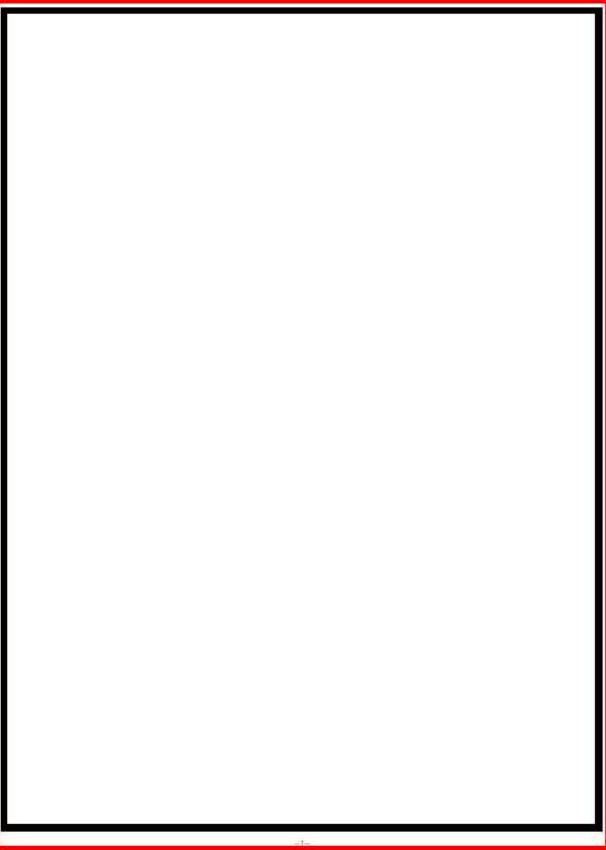
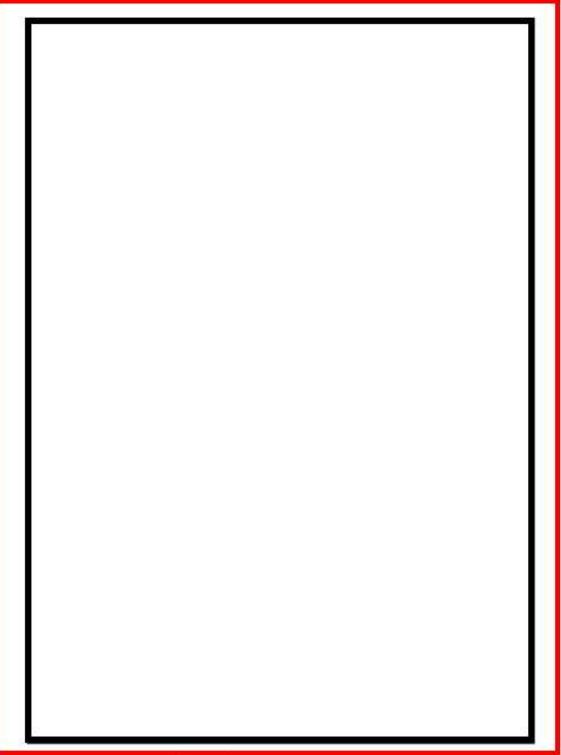
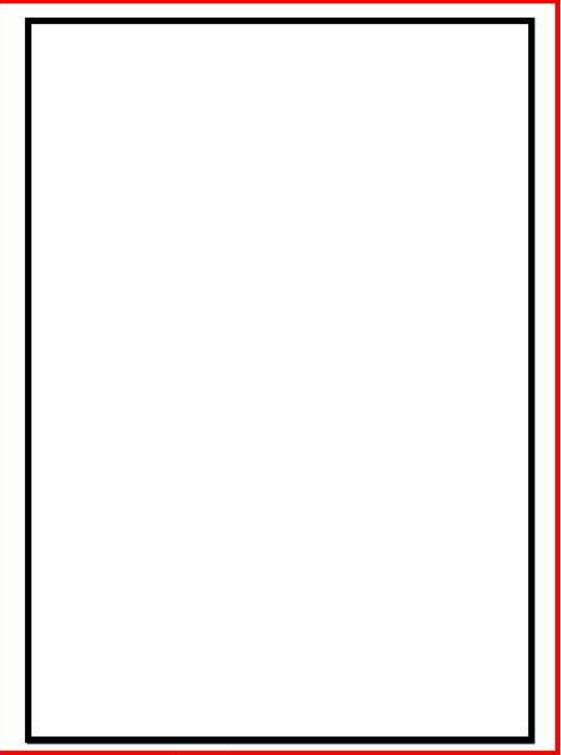
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>一ノ一</small> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">赤囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</div>		 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">赤囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

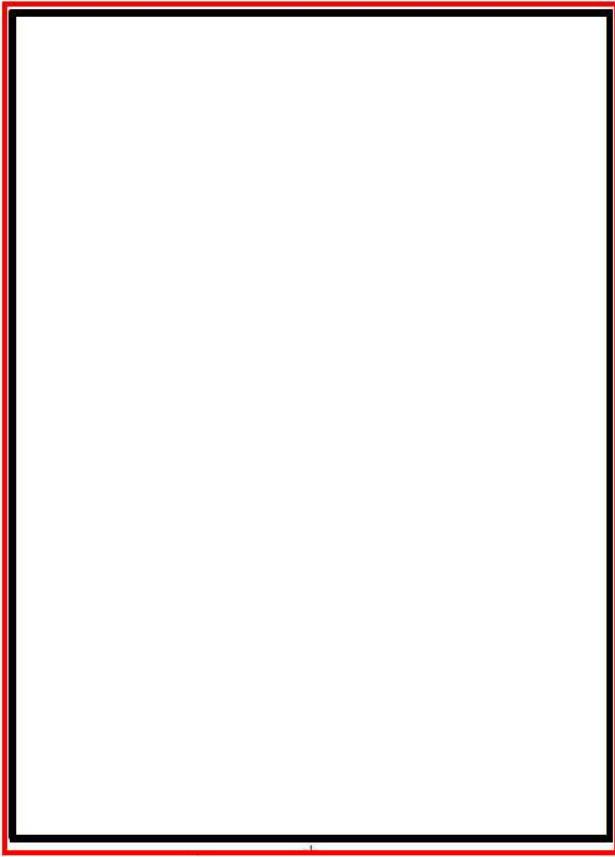
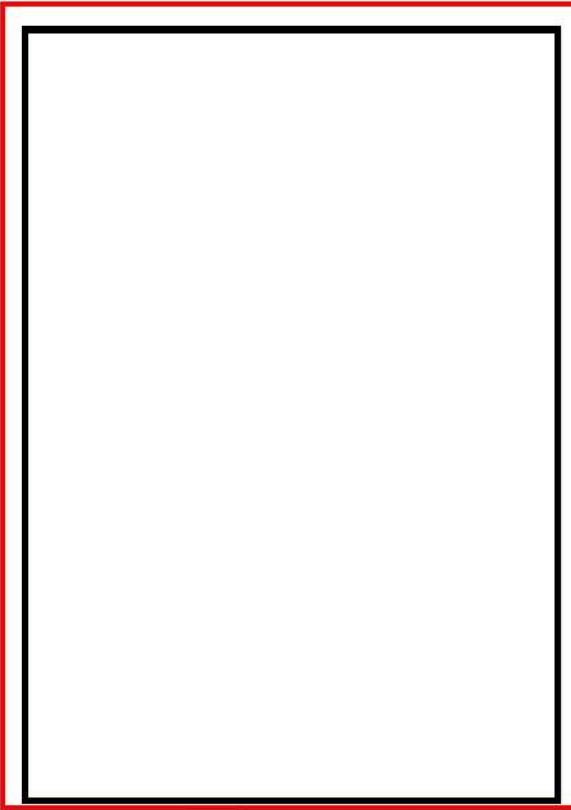
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>	 <small>枠囲みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	 <small>枠囲みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

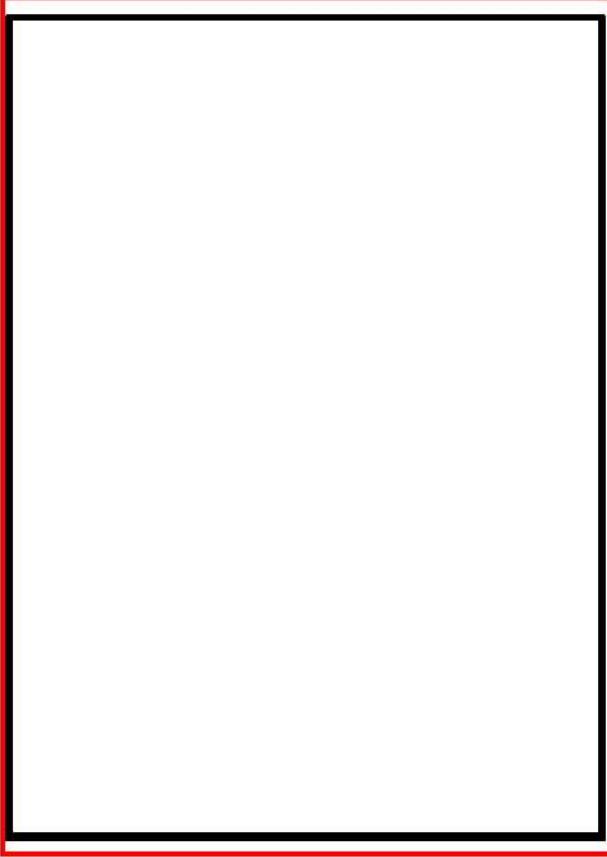
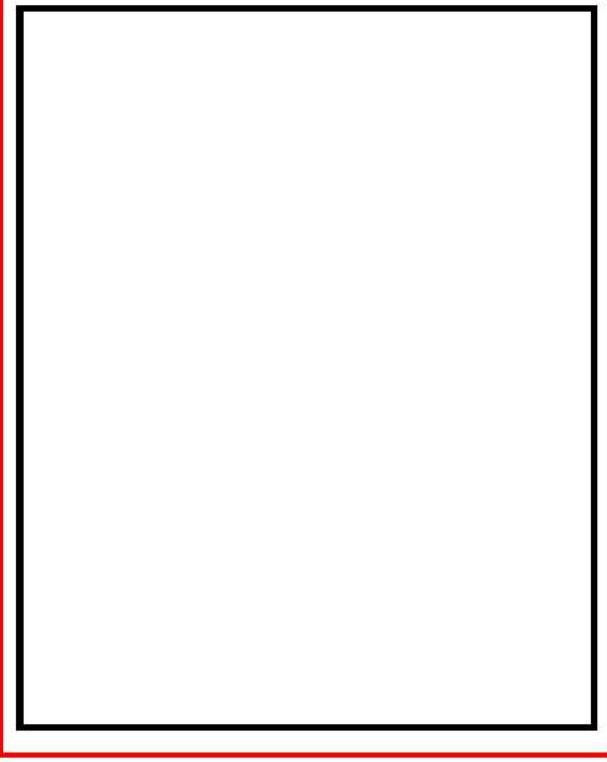
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>	 <small>枠囲みの範囲は、機密情報に属しますので公開できません。</small>		<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

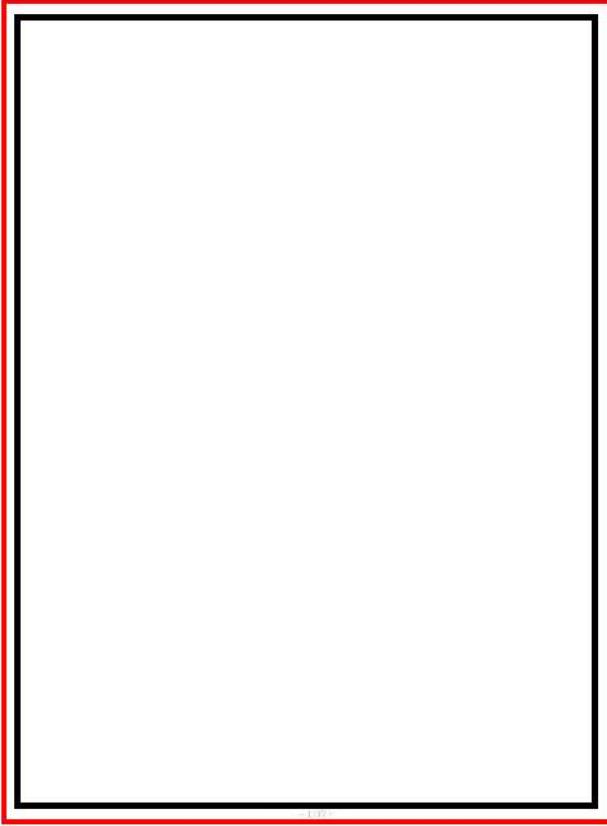
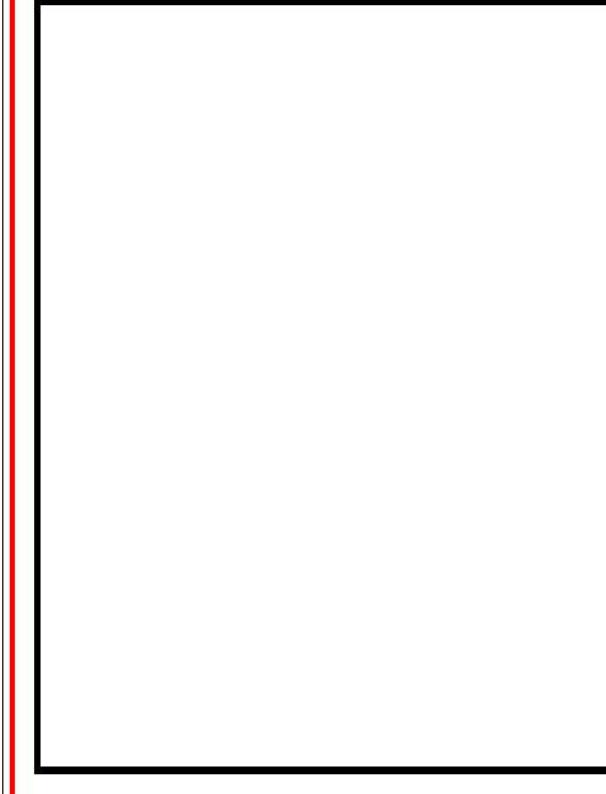
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
別紙4  枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。 0.0%	女川原子力発電所2号炉	別紙5  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	【女川】 ■記載の充実 (大飯参照) 【大飯】 ■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

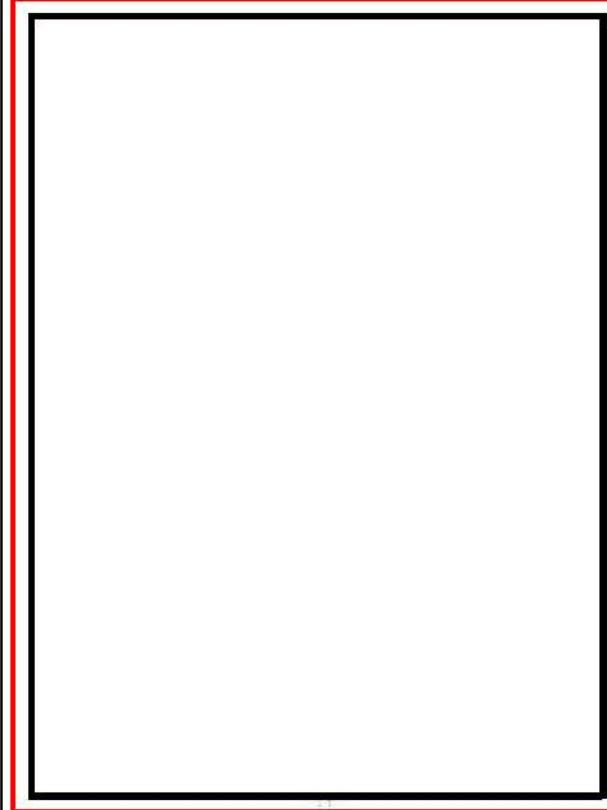
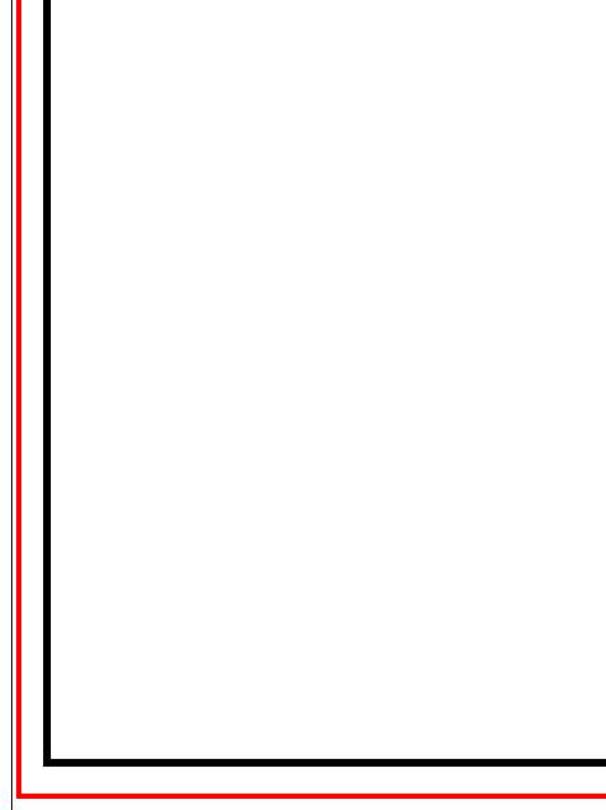
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>	<small>0.10</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

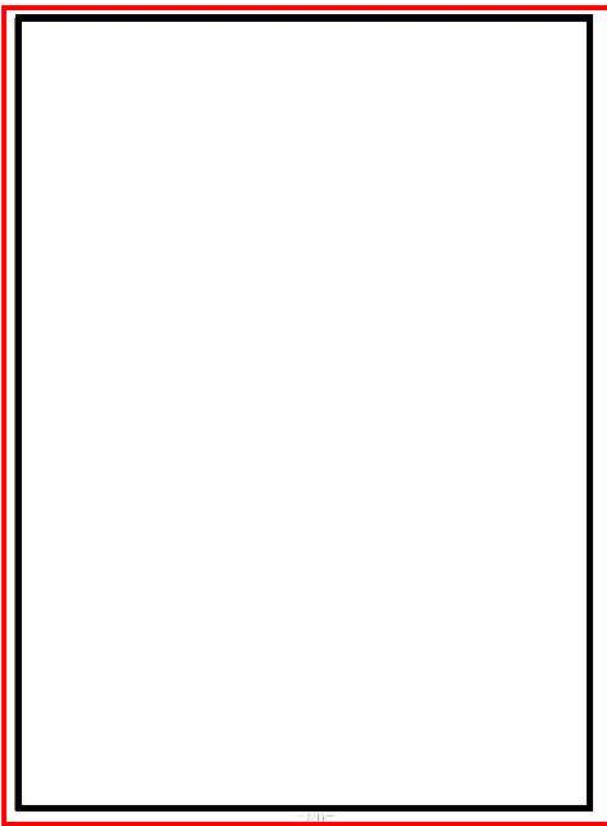
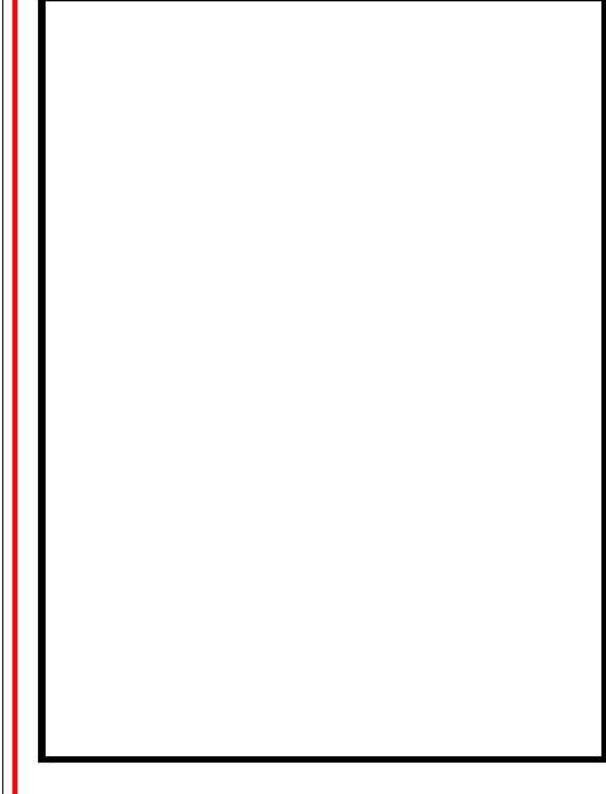
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

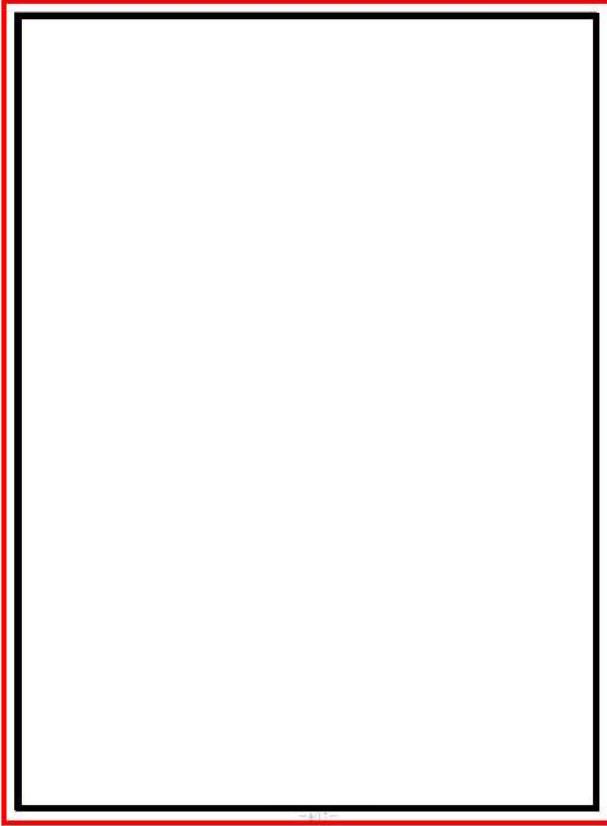
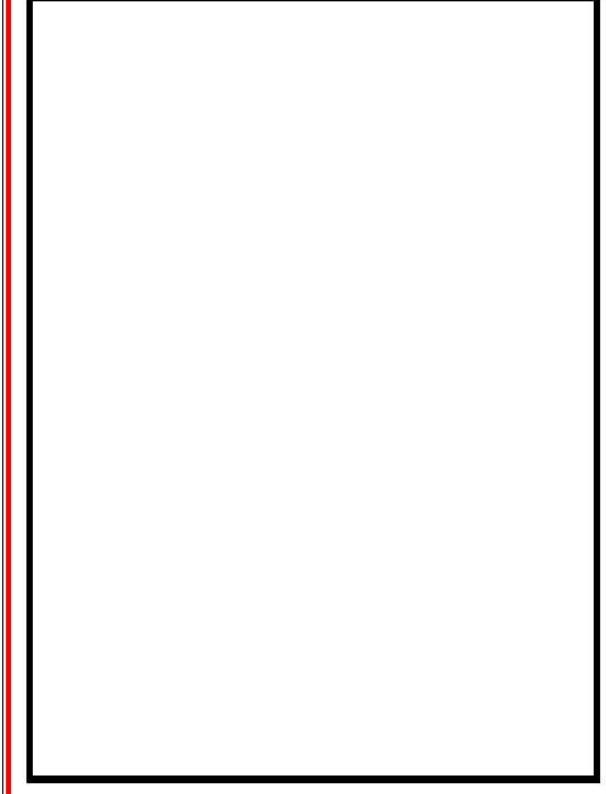
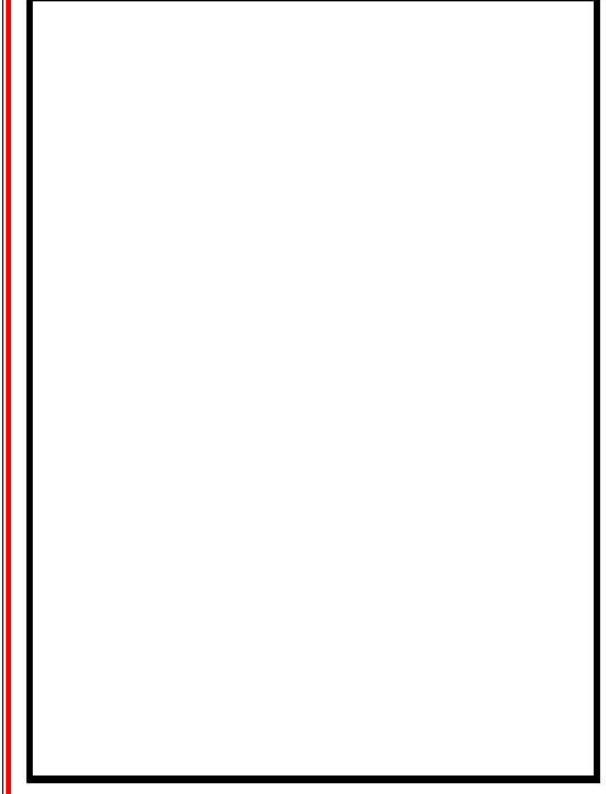
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>	<small>0-12</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

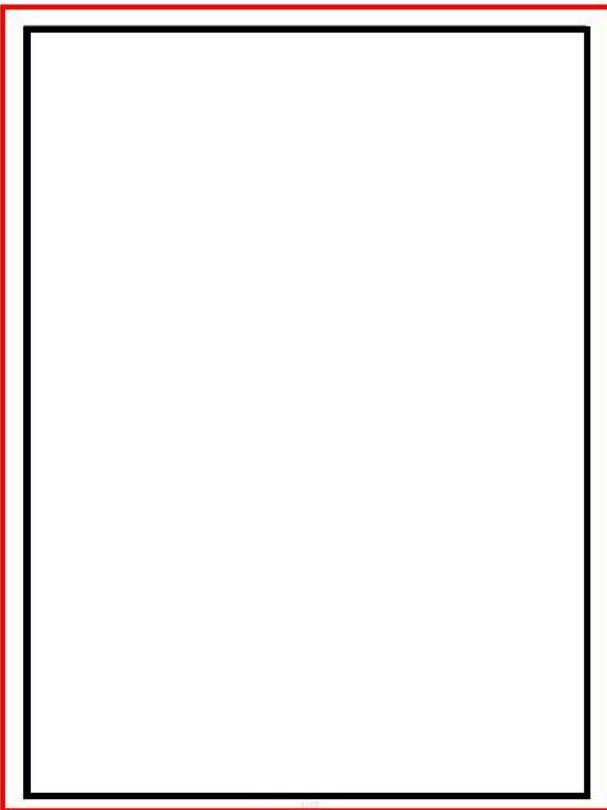
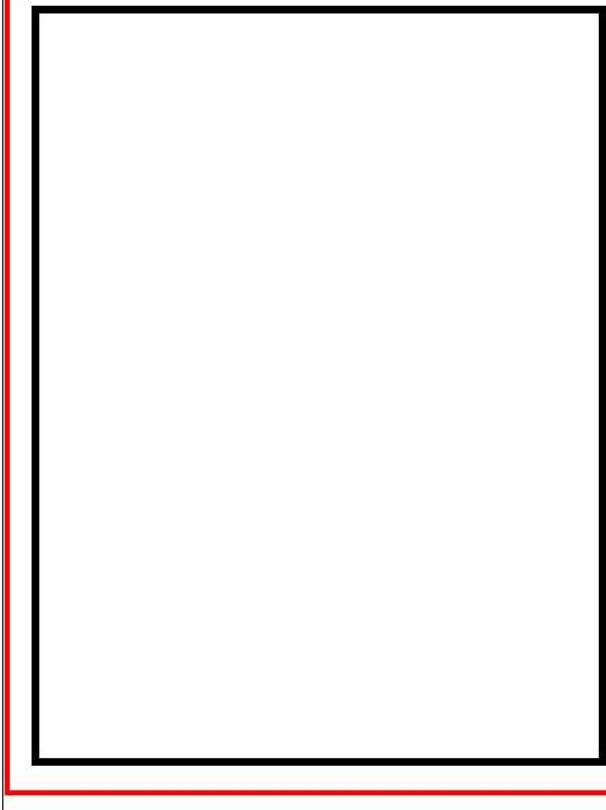
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>		 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

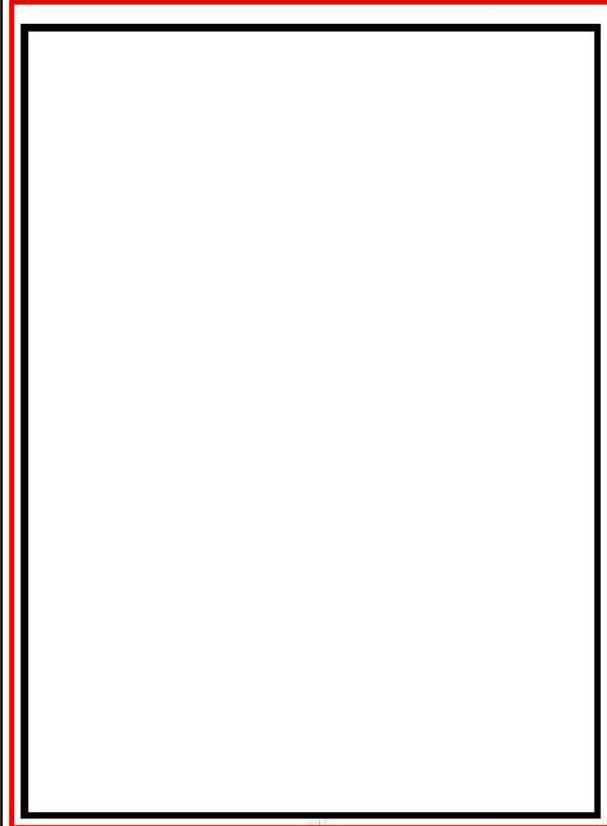
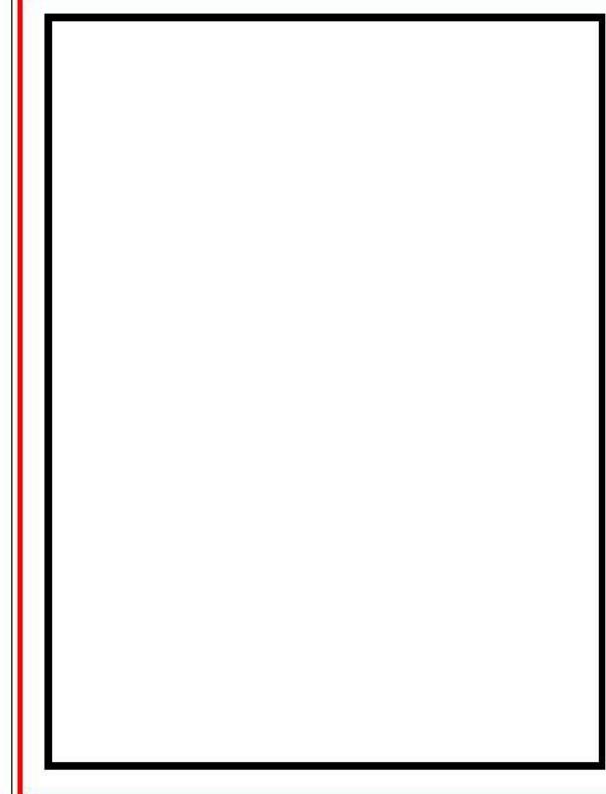
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>		 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

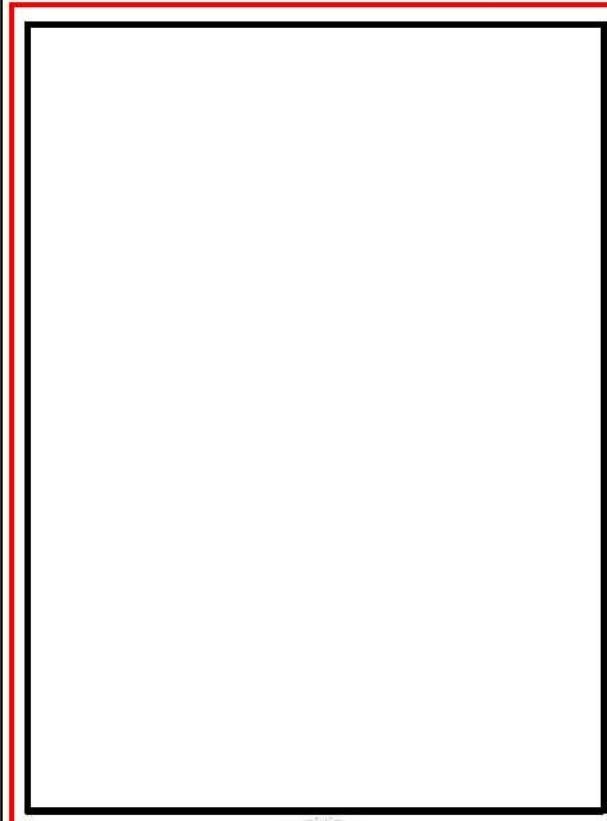
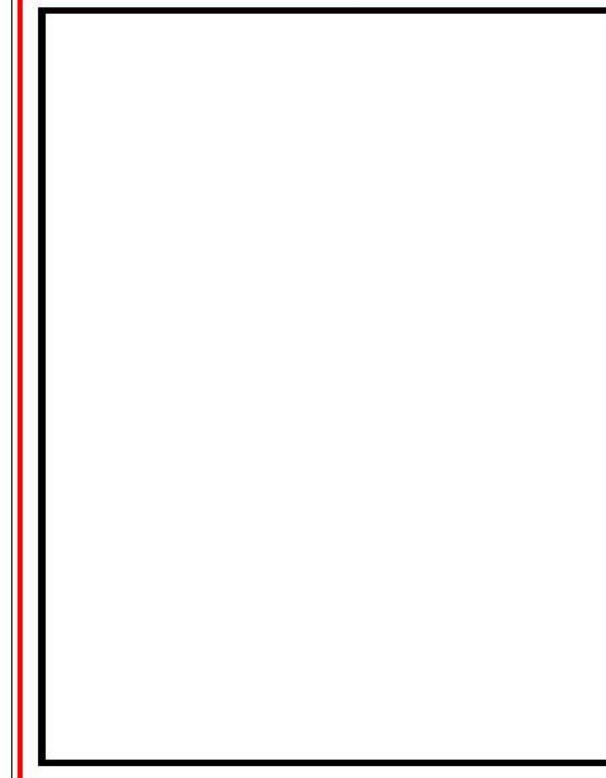
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>	<small>女川原子力発電所2号炉</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の充実 (大飯参照)</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

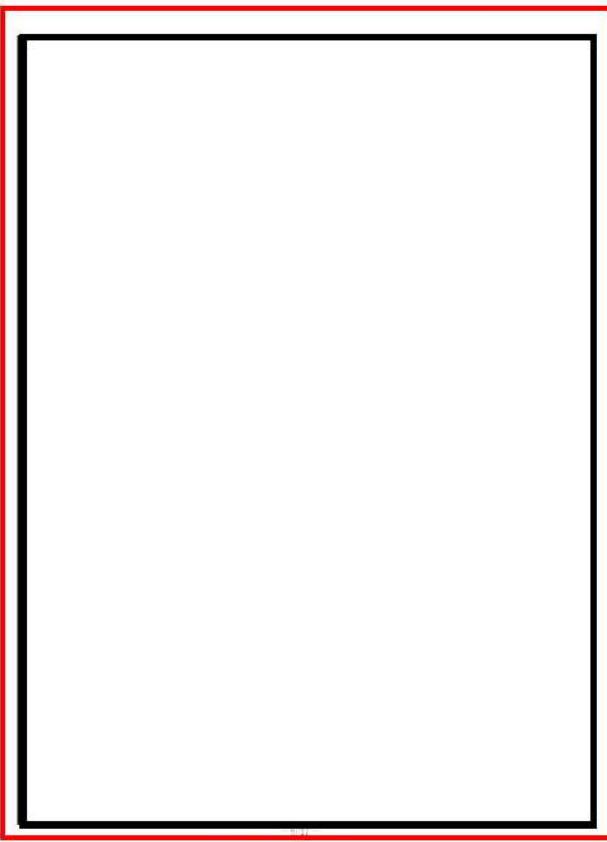
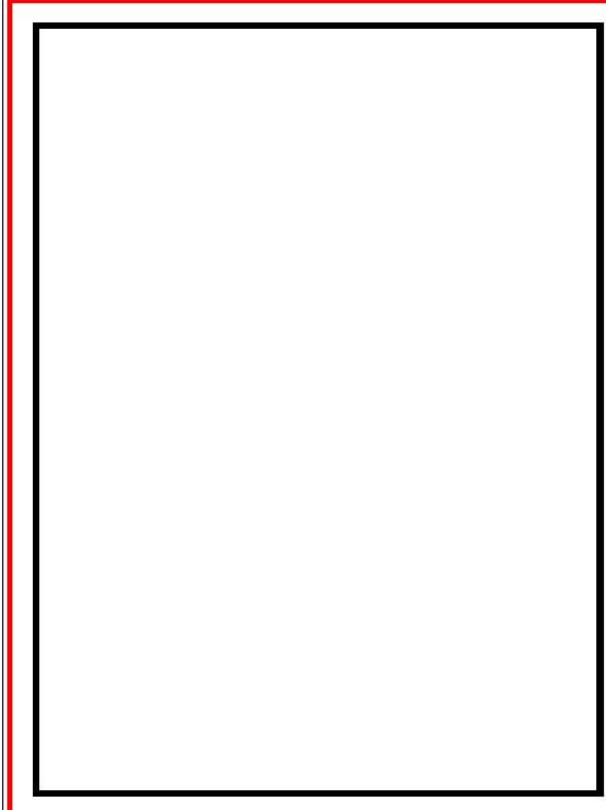
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>	<small>○○○</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

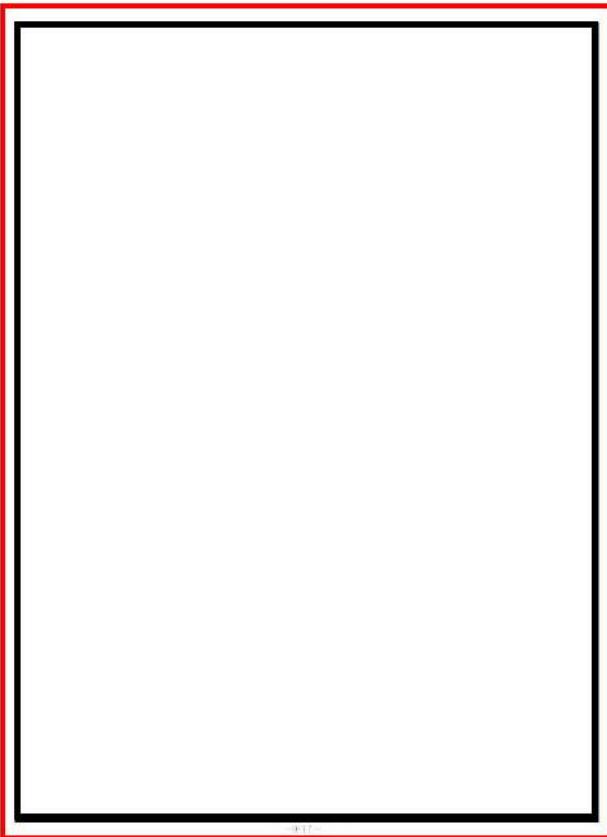
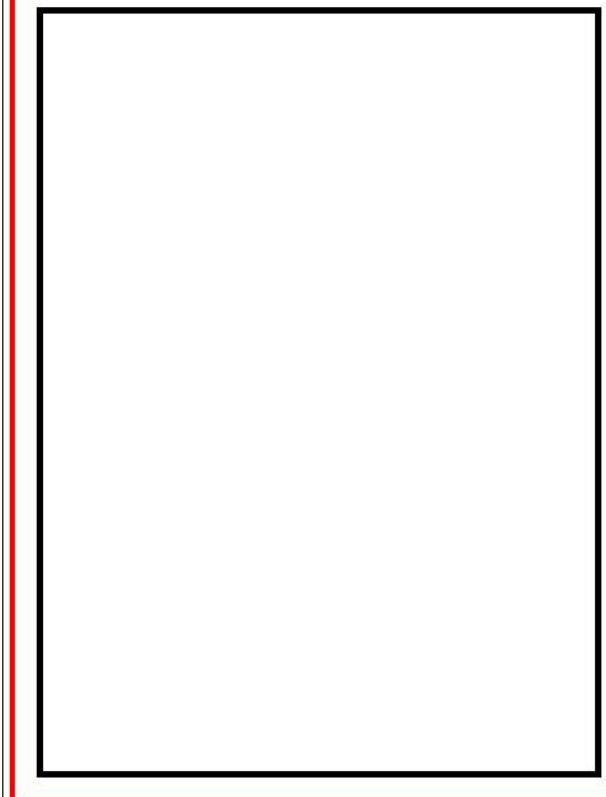
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>	<small>泊発電所3号炉</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<small>【女川】</small> <small>■記載の充実</small> <small>(大飯参照)</small> <small>【大飯】</small> <small>■設計の相違</small> <small>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</small>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

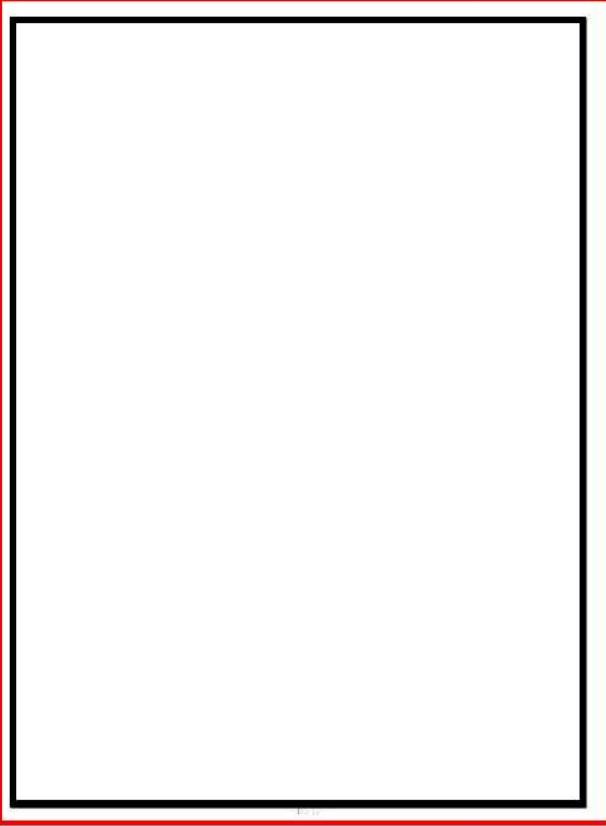
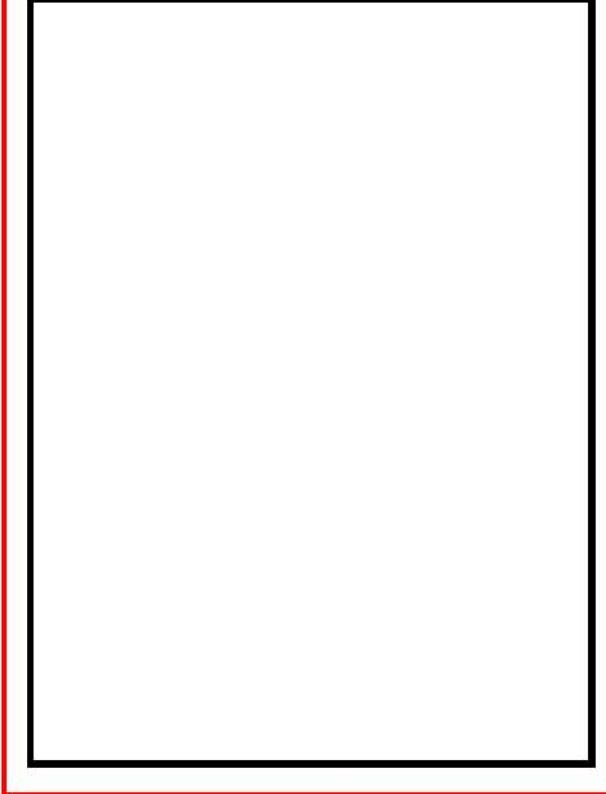
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>	<small>泊発電所3号炉</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<small>【女川】</small> <small>■記載の充実</small> <small>(大飯参照)</small> <small>【大飯】</small> <small>■設計の相違</small> <small>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</small>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>	<small>泊発電所3号炉</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p>

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

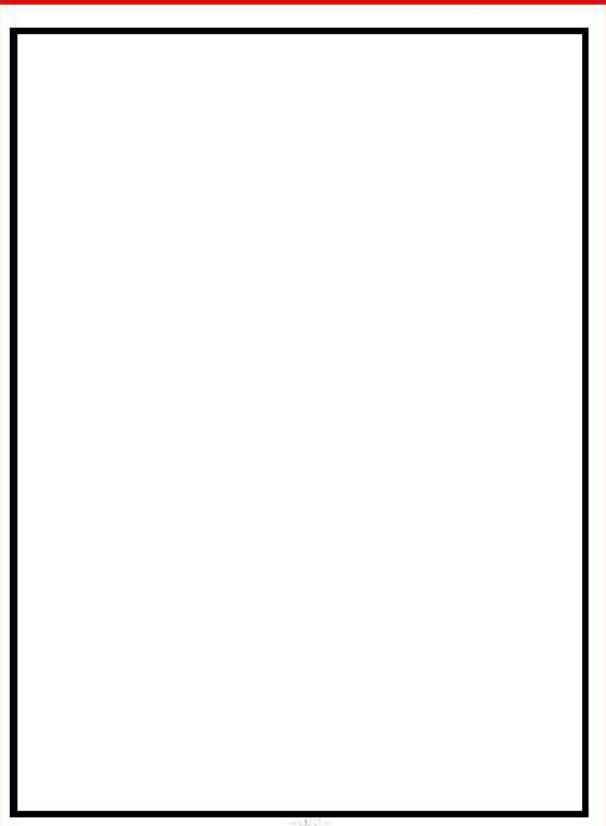
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p>

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>特開みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p>

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。

0-35

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

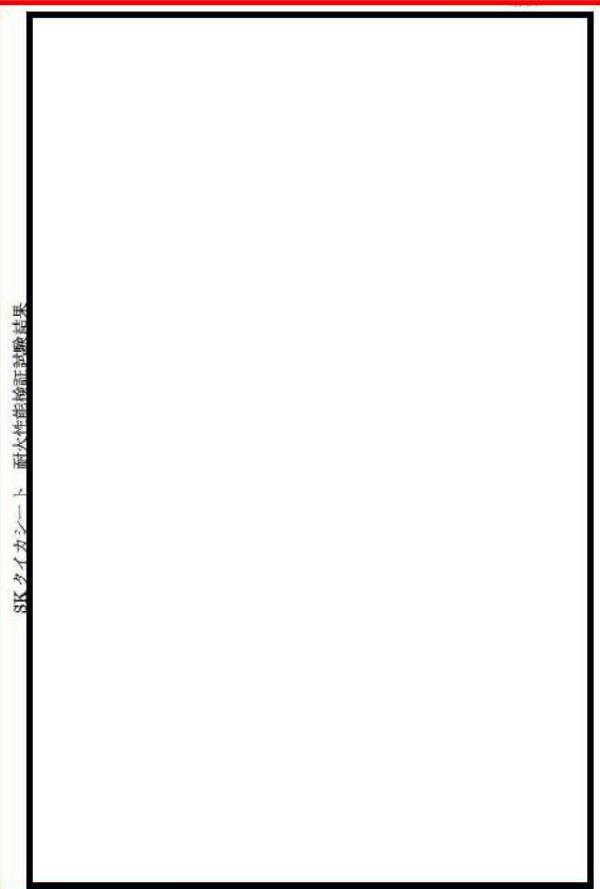
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

仲間みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

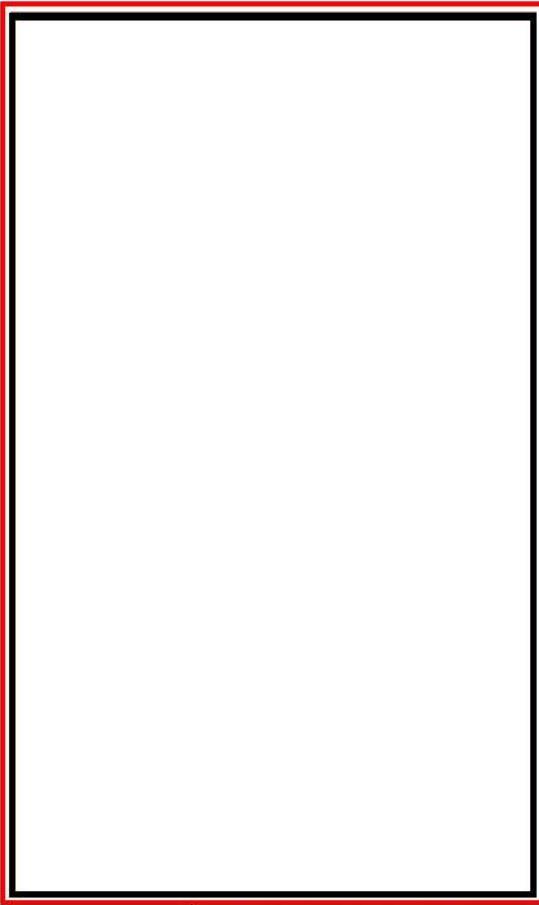
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
別紙5  SIKタイカシート 耐火性能検証結果  枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。 [Redacted]			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>特囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p>

検査範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p>

持囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

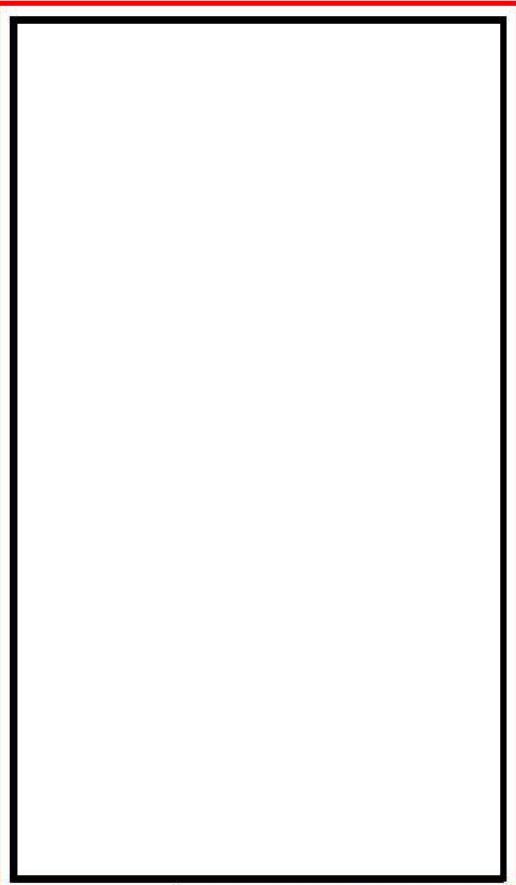
大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐 火材の相違</p>

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。

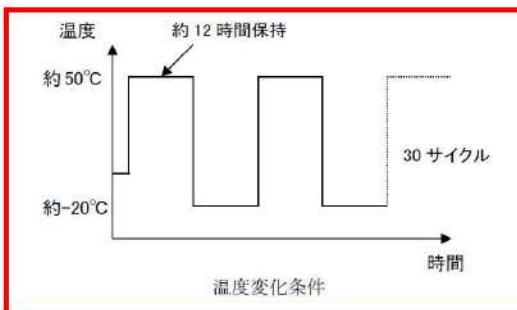
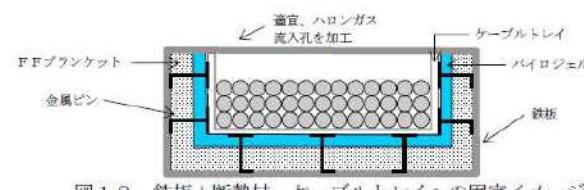
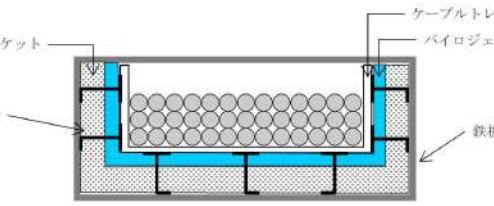
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙6</p> <p><b>発泡性耐火被覆、耐火ボンドの経年変化に関する確認結果</b></p> <p>発泡性耐火被覆、耐火ボンドは、経年的に性能が変化するものではないが、あえて挙げると、高温による樹脂の熱分解が考えられる。樹脂の熱分解の原因となる高温環境が、それぞれの性能に有意な影響を及ぼさないことは、製造メーカーで行われた試験結果で確認している。</p> <p>1. 経年変化の模擬 下図の高温環境（温度変化）を経験させた発泡性耐火被覆、耐火ボンドの性能の変化は、製造メーカーが行った試験で確認されている。温度サイクルは、一般建築物が経験する温度変化を考慮したものである。 温度変化は、試験体を高温用と低温用の恒温器に交互に入れることで与えられた。 原子炉の安全停止に係る機器、ケーブルを設置している建屋温度は、年間を通じて 0°C～40°C の範囲内で制御しており、試験条件より厳しい温度変化はない。</p> 	<p>別紙6</p> <p><b>川内1, 2号 設置許可参考掲載</b></p> <p>5.1.2 断熱材の損傷の可能性 鉄板に断熱材を用いた耐火隔壁は、ケーブルトレイへの適用を検討しており、人の接触等による破損等はないと考えられる。 また、断熱材及びケーブルトレイを鉄板で囲う形での施工であり、断熱材を金属ピン等で機械的に固定することを検討していることから、容易に脱落することなく、頑強性を有していると考えられる。</p>  <p>図19 鉄板+断熱材 ケーブルトレイへの固定イメージ</p> <p>5.2.2 断熱材の経年劣化 断熱材に使用するF F ブランケット、バイロジェル及び耐火クロスの主な組成は、シリカ (<math>SiO_2</math>) 等の無機材料であるため経年劣化し難い。このため、日常巡回点検により耐火隔壁の取り付け状況を確認することで性能維持管理を行う。</p>	<p>別紙6</p> <p><b>断熱材の耐久性について</b></p> <p>1. 断熱材の損傷の可能性 断熱材を用いた耐火隔壁は、ケーブルトレイへの適用を検討しており、人の接触等による破損等はないと考えられる。 また、断熱材及びケーブルトレイを鉄板で囲う形での施工であり、断熱材を金属ピン等で機械的に固定することを検討していることから、容易に脱落することはなく、頑強性を有していると考えられる。</p>  <p>図-1 ケーブルトレイへの断熱材施工概要図</p> <p>2. 断熱材の経年劣化 断熱材に使用するF F ブランケット及びバイロジェルの主な組成は、シリカ (<math>SiO_2</math>) 等の無機材料であるため経年劣化し難いと考えられる。このため、日常巡回点検により耐火隔壁の取り付け状況等を確認することで、性能維持管理を行う。</p>	<p>【女川】 ■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 ケーブルトレイの耐火隔壁仕様の相違 (川内実績の反映)</p> <p>【川内】 ■記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■設計の相違 耐火隔壁に使用する耐火材の相違</p> <p>【川内】 ■記載表現の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<b>2. 性能の確認結果</b> <p>1項の温度変化を経験した発泡性耐火被覆、耐火ボンドの性能確認結果を、未経験のものと比較して、下表に示す。</p> <p>下表に示すとおり、発泡性耐火被覆、耐火ボンドの性能に有意な変化がないことを確認している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">性能確認方法</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">温度変化 経験材</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">温度変化 未経験材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">発泡性 耐火被 覆</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">試験体をバーナで10分間加熱し、生成される断熱層の加熱前の被覆厚さ(3.0mm)に対する倍数(発泡率)を確認する。 試験体：鋼材に貼った 70mm×150mm×3.0mm の発泡性耐火被覆(耐火ボンド使用)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">約36倍</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">約35倍</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">耐火ボ ンド</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">4時間乾燥させた耐火ボンドを用いて、発泡性耐火被覆を鋼材に貼り付け、引き剝がすのに必要な応力(付着強さ)を測定する。 ※ 試験体：鋼材に貼った 70mm×150mm×3.0mm の発泡性耐火被覆(耐火ボンド使用)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">約 0.15N/mm<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">約 0.15N/mm<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ メーカ仕様値は、0.1N/mm<sup>2</sup>以上</p>	性能確認方法	温度変化 経験材	温度変化 未経験材	発泡性 耐火被 覆	試験体をバーナで10分間加熱し、生成される断熱層の加熱前の被覆厚さ(3.0mm)に対する倍数(発泡率)を確認する。 試験体：鋼材に貼った 70mm×150mm×3.0mm の発泡性耐火被覆(耐火ボンド使用)	約36倍	約35倍	耐火ボ ンド	4時間乾燥させた耐火ボンドを用いて、発泡性耐火被覆を鋼材に貼り付け、引き剝がすのに必要な応力(付着強さ)を測定する。 ※ 試験体：鋼材に貼った 70mm×150mm×3.0mm の発泡性耐火被覆(耐火ボンド使用)	約 0.15N/mm <sup>2</sup>	約 0.15N/mm <sup>2</sup>			<b>【大飯】</b> <b>■設計の相違</b> 耐火隔壁に使用する耐火材の相違
性能確認方法	温度変化 経験材	温度変化 未経験材												
発泡性 耐火被 覆	試験体をバーナで10分間加熱し、生成される断熱層の加熱前の被覆厚さ(3.0mm)に対する倍数(発泡率)を確認する。 試験体：鋼材に貼った 70mm×150mm×3.0mm の発泡性耐火被覆(耐火ボンド使用)	約36倍	約35倍											
耐火ボ ンド	4時間乾燥させた耐火ボンドを用いて、発泡性耐火被覆を鋼材に貼り付け、引き剝がすのに必要な応力(付着強さ)を測定する。 ※ 試験体：鋼材に貼った 70mm×150mm×3.0mm の発泡性耐火被覆(耐火ボンド使用)	約 0.15N/mm <sup>2</sup>	約 0.15N/mm <sup>2</sup>											
<b>3. 経年変化の確認結果</b> <p>試験結果から、発泡性耐火被覆、耐火ボンドは、高温による樹脂の熱分解を考慮しても、有意な経年変化はないことを確認した。</p> <p>別紙9          機器間分離の隔壁の施工範囲について          隔壁の施工範囲を検討するにあたり、高温ガスによる火災防護対象機器間の影響を評価するため、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に基づき、高温ガスの温度を算出し、ケーブルの損傷温度(205°C)を超えないことを確認した。(表1、表2)</p>			<b>【大飯】</b> <b>■設計の相違</b> 1時間耐火隔壁を設置する火災防護対象機器としてほう酸ポンプが該当するが、当該エリアについては天井面まで隔壁を設置しているため、高温ガスによって両系統の機能が同時に喪失することはない。											

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料5 1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>表1 機器間に1時間耐火隔壁を設置する火災防護対象機器</b>				
火災区域・区画	系統分離対象機器			
3号炉	R/B 2-9 R/B 3-4 屋外 1- 1	3A, 3B ほう酸ポンプ 3A, 3B 制御用空気圧縮機 3A, 3B, 3C 海水ポンプ		
4号炉	R/B 2-30 R/B 3-32 屋外 1- 1	4A, 4B ほう酸ポンプ 4A, 4B 制御用空気圧縮機 4A, 4B, 4C 海水ポンプ		
<b>表2 高温ガス温度</b>				
火災区域・区画	系統分離対象機器	高温ガス温度(℃)		
3号炉	R/B 2-9 R/B 3-4 屋外 1- 1	3A, 3B ほう酸ポンプ 3A, 3B 制御用空気圧縮機 3A, 3B, 3C 海水ポンプ <sup>※1</sup>	42 41 -	
4号炉	R/B 2-30 R/B 3-32 屋外 1- 1	4A, 4B ほう酸ポンプ 4A, 4B 制御用空気圧縮機 4A, 4B, 4C 海水ポンプ <sup>※1</sup>	42 41 -	
※1 屋外のため、高温ガスは当該火災区域、区画内に滞留しない				
上記より、各火災区域及び火災区画の高温ガス温度は何れも 205℃以下となり、高温ガスによって両系統の火災防護対象機器が機能を失わないことを確認した。				

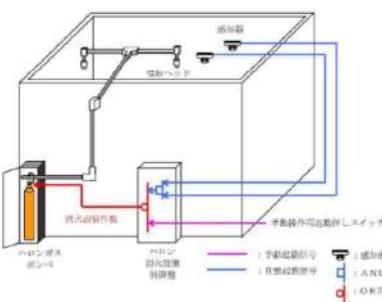
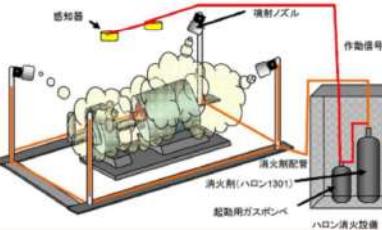
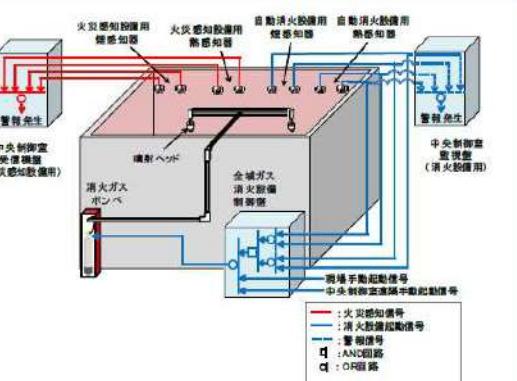
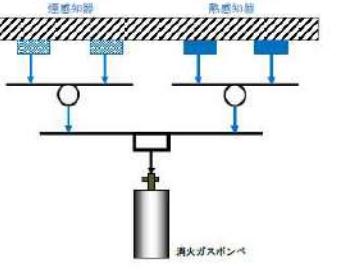
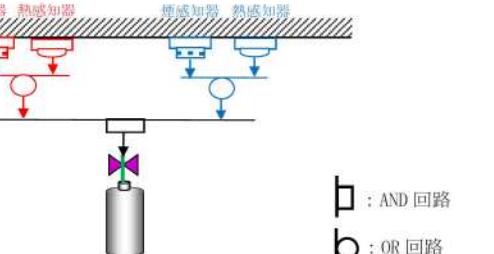
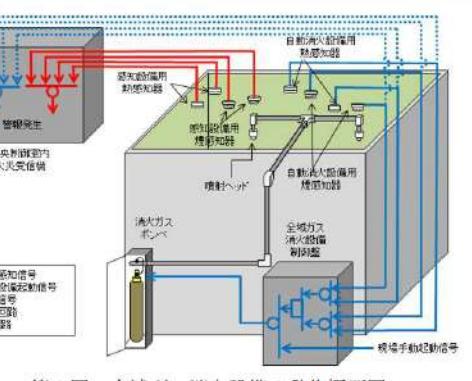
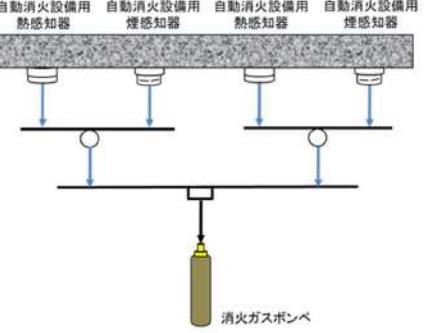
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

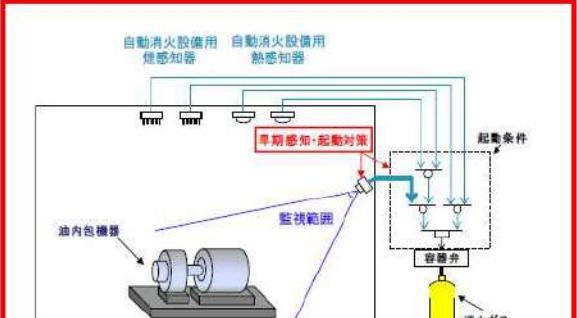
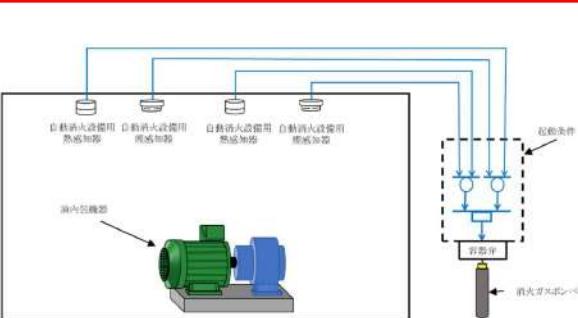
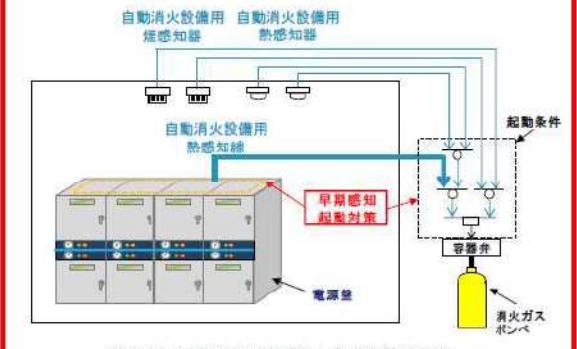
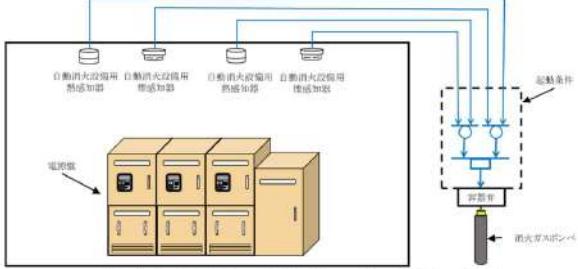
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料6 自動消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(【再掲】比較のため8条別1-資6-添2-1より貼り付け) 添付資料1  ハロン消火設備</p> <p>1. 設備概要及び系統構成 審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満等により消防が困難となる箇所、及び、審査基準の「2.3 火災の影響軽減」に基づく火災防護対象機器の系統分離を目的とした「自動消火設備」の設置が必要な火災区域又は火災区画には、ハロン消火設備を設置する。 ハロン消火設備の概要については図1に示す。</p>	<p>添付資料7  女川原子力発電所 2号炉における 自動消火設備について</p> <p>1. 全域ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備は、噴射ノズルからハロゲン化物消火剤を全域に放出し、ハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用により消火を行う。なお、放出する火災区域は、ハロゲン化物消火剤の放出と同時に閉止する自動ダンバを設置することで、機械換気設備による換気の停止を行う。</p> <p>動作条件 火災区域及び火災区画内の自動消火設備作動用の異なる種類の感知器（熱感知器と熱感知器を基本とする）のAND条件により、消火剤を放出する。 なお、各火災感知器の同時感知により自動起動する設計とし、誤信号による放出を防止する。 罐内包機器及び遮断盤については、想定される火災を早期に感知するため、過前で炎感知器又は熱感知器を設置し、消火設備を早期に作動させる設計とする。 ケーブルトレイについては、ケーブルトレイの位置を考慮して早期に感知できる場所に熱感知器と熱感知器を設置し、消火設備を早期に作動させる設計とする。 全城ガス消火設備の動作概要を第1回、動作条件を第2回、罐内包機器及び遮断盤の早期感知・起動対策を第3回及び第4回、系統分離の独立性を考慮した概要を第5回に示す。また、電源盤に対する熱感知器の有効性を別紙に示す。</p> <p>性能 消火剤 噴射容量: 0.32kg/m<sup>2</sup>以上 誤作動 火災消火後の影響 全城ガス消火設備は、消火時に発生するフッ化水素等が有害であるため、火災鎮火後のエリア内進入前に、排気処置を行う。</p>	<p>添付資料6  泊発電所 3号炉における 自動消火設備について</p> <p>1. 全域ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備は、噴射ノズルからハロゲン化物消火剤を全域に放出し、ハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用により消火を行う。なお、ハロゲン化物消火剤を放送する火災区域又は火災区画は、消火剤の放出と同時に閉止する自動ダンバを設置することで、機械換気設備による換気の停止を行う。</p> <p>動作条件 火災区域及び火災区画内の自動消火設備作動用の異なる感知器のAND条件により、消火剤を放出する。 ハロゲン化物消火設備の動作概要を図-1、動作条件を図-2、系統分離の独立性を考慮した概要を図-3に示す。</p> <p>性能 消火剤 噴射容量: 0.32kg/m<sup>2</sup>以上 誤作動 火災消火後の影響 全城ガス消火設備は、消火時に発生するフッ化水素等が有害であるため、火災鎮火後のエリア内進入前に、排気処置を行う。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映: 着色せず) なお、大飯は資料5「消火設備」添付資料1から該当する内容を抜粋して比較している。 【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映: 着色せず) 【女川】 ■設計の相違 泊では局所ガス消火設備は設置せず、全城ガス消火設備による消火としている。 【女川】 ■設計の相違 泊では局所ガス消火設備は設置せず、全城ガス消火設備による消火としているため、局所ガス消火設備に関する記載はない。</p>

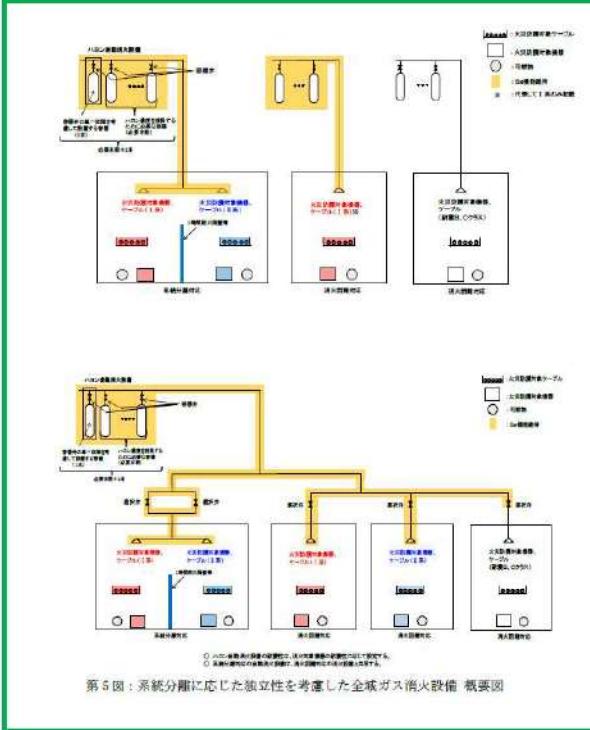
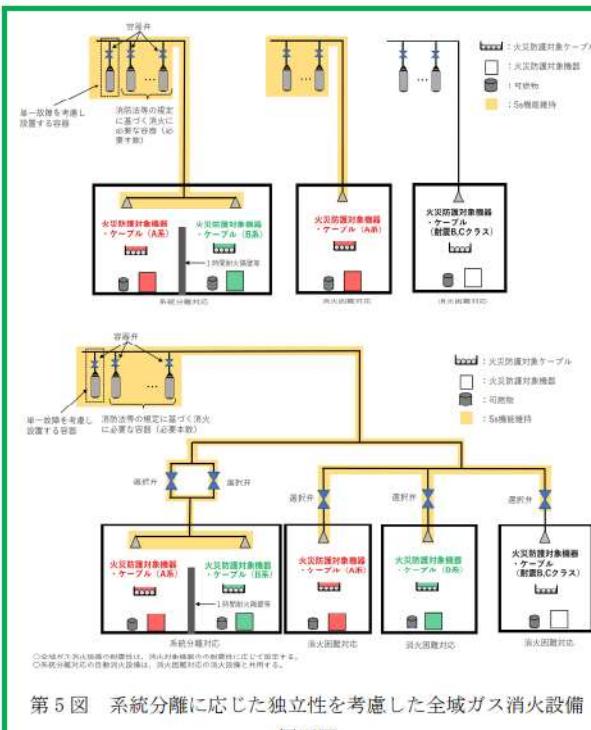
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料6 自動消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】比較のため8条別1-資6-添2-2より貼り付け）</p> <p>図1 ハロン消火設備概要図</p> <p>【全域ハロン消火設備】</p>  <p>【局所ハロン消火設備】</p> 	<p>第1図 全域ガス消火設備の動作概要図</p>  <p>第2図 全域ガス消火設備の動作条件</p>  <p>(参考 島根2号炉 8条別添資料1 資料6 添付資料2 p.2)</p> <p>第5図 全域ガス消火設備起動ロジック</p> 	<p>第1図 全域ガス消火設備の動作概要図</p>  <p>第2図 全域ガス消火設備の動作条件</p>  <p>第3図 全域ガス消火設備起動ロジック</p> 	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>(女川実績の反映: 著色せず)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>全域ガス消火設備の構成及びロジックの相違。ただし、誤作動防止の設計を取り込んでいることについては同様。なお、ロジックについては島根2号炉と同様。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊では局所ハロン消火設備は設置せず、全域ガス消火設備による消火としている。</li> </ul>

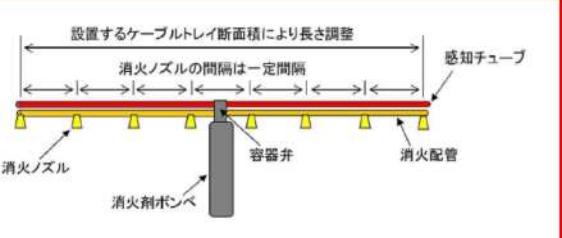
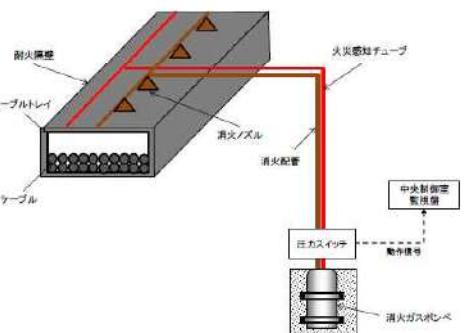
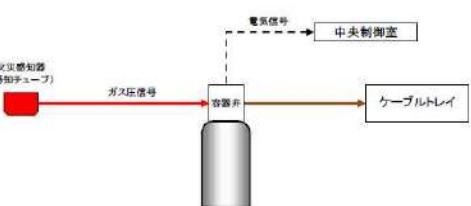
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料6 自動消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要</p>	 <p>第3図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊3号は、油内包機器及び電源盤についても煙感知器と熱感知器OR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。</p> <p>これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p>
	 <p>第4図：電源盤の早期感知・起動対策の概要</p>	 <p>第4図：電源盤の早期感知・起動対策の概要</p>	

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料6 自動消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5図：系統分離に応じた独立性を考慮した全域ガス消火設備 概要図</p>	 <p>○全域ガス消火設備の制御室は、泊止水槽室側の小部屋内に設置する。      ○系統分離に応じた独立性を考慮した全域ガス消火設備。</p> <p>第5図 系統分離に応じた独立性を考慮した全域ガス消火設備 概要図</p>	<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> <li>女川実績の反映</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> </ul>

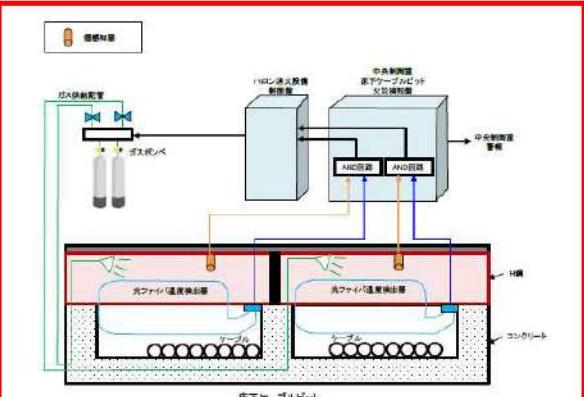
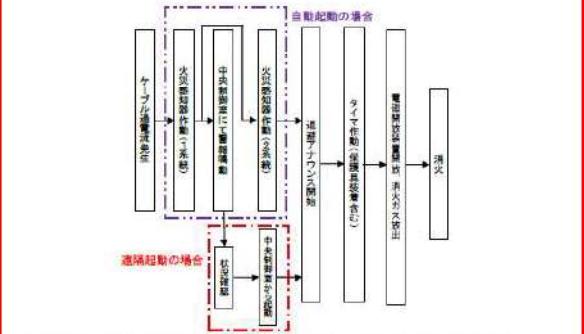
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料6 自動消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成部品</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火剤</td><td>FK-5-1-12</td></tr> <tr> <td>材質</td><td>ポリアミド系樹脂</td></tr> <tr> <td>使用環境温度</td><td>-20~50°C</td></tr> <tr> <td>探知温度</td><td>約150°C ~ 180°C</td></tr> <tr> <td>内圧</td><td>1.8MPa</td></tr> <tr> <td>消火ノズル個数</td><td>標準8個/セット</td></tr> <tr> <td>消火剤ポンベ本数</td><td>1本/セット</td></tr> </tbody> </table> <p>図1 ケーブルトレイ消火設備の設備構成</p>	構成部品	仕様	消火剤	FK-5-1-12	材質	ポリアミド系樹脂	使用環境温度	-20~50°C	探知温度	約150°C ~ 180°C	内圧	1.8MPa	消火ノズル個数	標準8個/セット	消火剤ポンベ本数	1本/セット	<p>2. 局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備構成</td><td>局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）は消火剤ボンベ、火災感知器（センサーチューブ）、消火用配管、容器弁等にて構成される。噴射ノズルから消火剤を対象区域に放出し、消火剤の燃焼反応抑制作用により消火を行う。温度監査を検知して、自動的に作動するため電源が不要で、停電時にも消火が可能な設備である。</td></tr> <tr> <td>動作条件</td><td>ケーブルトレイに設置する火災感知器（センサーチューブ）が火災により溶接するとチューブ内部のガス圧が低下し、容器弁へ圧力信号が伝達される。圧力制御された容器弁が圧力信号により開閉動作し、消火ガスが放出される。なお、圧力信号を電気信号に変換し、消火ガスが放出されたことを中央制御室に警報として警報する。局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）の概要を第6図、起動の流れを第7図、系統分離に応じた独立性を考慮した局所ガス消火設備の概要を第8図に示す。</td></tr> <tr> <td>消火剤</td><td>FK-5-1-12は、消火剤に含まれるフッ素、臭素のハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用で消火する。</td></tr> <tr> <td>操作動</td><td>FK-5-1-12は、電気絶縁性が高いことから、操作動を想定しても、電気品への影響は小さい。 なお、人体に対しては無害である。</td></tr> <tr> <td>火災消火後の影響</td><td>局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）は、消火時に発生するフッ化水素等が有害であるが耐火シート（又は、延焼防止シート）内に留まることから、消火後の影響はない。</td></tr> </tbody> </table> <p>第6図：局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）概要</p>  <p>第7図：局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）起動の流れ</p> 	局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）		設備構成	局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）は消火剤ボンベ、火災感知器（センサーチューブ）、消火用配管、容器弁等にて構成される。噴射ノズルから消火剤を対象区域に放出し、消火剤の燃焼反応抑制作用により消火を行う。温度監査を検知して、自動的に作動するため電源が不要で、停電時にも消火が可能な設備である。	動作条件	ケーブルトレイに設置する火災感知器（センサーチューブ）が火災により溶接するとチューブ内部のガス圧が低下し、容器弁へ圧力信号が伝達される。圧力制御された容器弁が圧力信号により開閉動作し、消火ガスが放出される。なお、圧力信号を電気信号に変換し、消火ガスが放出されたことを中央制御室に警報として警報する。局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）の概要を第6図、起動の流れを第7図、系統分離に応じた独立性を考慮した局所ガス消火設備の概要を第8図に示す。	消火剤	FK-5-1-12は、消火剤に含まれるフッ素、臭素のハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用で消火する。	操作動	FK-5-1-12は、電気絶縁性が高いことから、操作動を想定しても、電気品への影響は小さい。 なお、人体に対しては無害である。	火災消火後の影響	局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）は、消火時に発生するフッ化水素等が有害であるが耐火シート（又は、延焼防止シート）内に留まることから、消火後の影響はない。	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では局所ガス消火設備は設置せず、全域ガス消火設備による消火とされている。</p>
構成部品	仕様																													
消火剤	FK-5-1-12																													
材質	ポリアミド系樹脂																													
使用環境温度	-20~50°C																													
探知温度	約150°C ~ 180°C																													
内圧	1.8MPa																													
消火ノズル個数	標準8個/セット																													
消火剤ポンベ本数	1本/セット																													
局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）																														
設備構成	局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）は消火剤ボンベ、火災感知器（センサーチューブ）、消火用配管、容器弁等にて構成される。噴射ノズルから消火剤を対象区域に放出し、消火剤の燃焼反応抑制作用により消火を行う。温度監査を検知して、自動的に作動するため電源が不要で、停電時にも消火が可能な設備である。																													
動作条件	ケーブルトレイに設置する火災感知器（センサーチューブ）が火災により溶接するとチューブ内部のガス圧が低下し、容器弁へ圧力信号が伝達される。圧力制御された容器弁が圧力信号により開閉動作し、消火ガスが放出される。なお、圧力信号を電気信号に変換し、消火ガスが放出されたことを中央制御室に警報として警報する。局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）の概要を第6図、起動の流れを第7図、系統分離に応じた独立性を考慮した局所ガス消火設備の概要を第8図に示す。																													
消火剤	FK-5-1-12は、消火剤に含まれるフッ素、臭素のハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用で消火する。																													
操作動	FK-5-1-12は、電気絶縁性が高いことから、操作動を想定しても、電気品への影響は小さい。 なお、人体に対しては無害である。																													
火災消火後の影響	局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）は、消火時に発生するフッ化水素等が有害であるが耐火シート（又は、延焼防止シート）内に留まることから、消火後の影響はない。																													

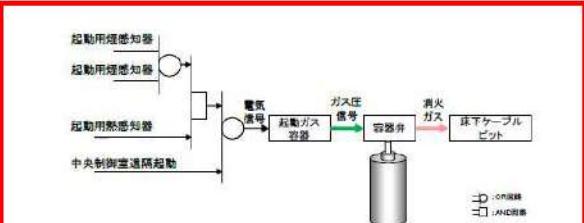
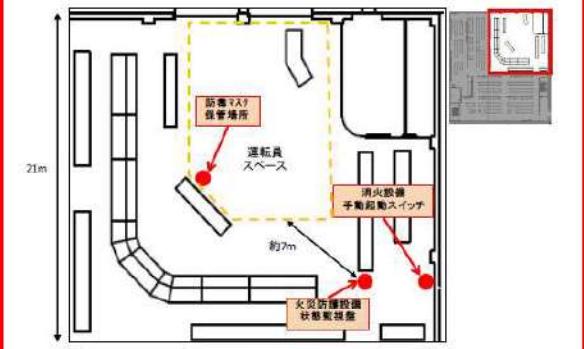
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料6 自動消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>第8図：系統分離に応じた独立性を考慮した局所ガス消火設備 概要図</p> <p>3. 局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルビット）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルビット）</td> </tr> <tr> <td>設備構成</td> <td>局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルビット）は、噴射ノズルからハロゲン化物消火剤を中央制御室床下ケーブルビットに放出し、ハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用により消火を行う。</td> </tr> <tr> <td>動作条件</td> <td>自動消火設備作動用の異なる種類の感知器（熱感知器と煙感知器）のAND条件により、消火剤を放出する。 なお、各火災感知器の同時感知により自動起動する設計とし、漏信号による放出を防止する。 中央制御室床下ケーブルビット消火設備の動作概要を第9図、火災時の信号の流れを第10図、系統構成の概要図を第11図に示す。防護具等の配置を第12図に示す。</td> </tr> <tr> <td>消火剤</td> <td>ハロン1301は消火剤に含まれるフッ素、臭素のハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用で消火する。 ○ 消火剤容量 0.32kg/m以上</td> </tr> <tr> <td>操作動</td> <td>ハロン1301は電気絶縁性が悪いことから、操作動き想定しても電気品への影響は小さい。 なお、皮膚の炎症など人体への影響は小さいが、消火剤放出前には警報を発信し避難を促す。</td> </tr> <tr> <td>火災消火後 の影響</td> <td>消火時に発生するフッ化水素等が有害であるため、中央制御室の運転員は保護具の装着を行う。また、火災鎮火後に床板を取外したうえで床下ビット内の排気処置を行う。</td> </tr> </table>	局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルビット）		設備構成	局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルビット）は、噴射ノズルからハロゲン化物消火剤を中央制御室床下ケーブルビットに放出し、ハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用により消火を行う。	動作条件	自動消火設備作動用の異なる種類の感知器（熱感知器と煙感知器）のAND条件により、消火剤を放出する。 なお、各火災感知器の同時感知により自動起動する設計とし、漏信号による放出を防止する。 中央制御室床下ケーブルビット消火設備の動作概要を第9図、火災時の信号の流れを第10図、系統構成の概要図を第11図に示す。防護具等の配置を第12図に示す。	消火剤	ハロン1301は消火剤に含まれるフッ素、臭素のハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用で消火する。 ○ 消火剤容量 0.32kg/m以上	操作動	ハロン1301は電気絶縁性が悪いことから、操作動き想定しても電気品への影響は小さい。 なお、皮膚の炎症など人体への影響は小さいが、消火剤放出前には警報を発信し避難を促す。	火災消火後 の影響	消火時に発生するフッ化水素等が有害であるため、中央制御室の運転員は保護具の装着を行う。また、火災鎮火後に床板を取外したうえで床下ビット内の排気処置を行う。		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では局部ガス消火設備は設置せず、全域ガス消火設備による消火としている。なお、泊のプロアケーブルダクトについては、3時間耐火による影響軽減対策としている。</p>
局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルビット）															
設備構成	局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルビット）は、噴射ノズルからハロゲン化物消火剤を中央制御室床下ケーブルビットに放出し、ハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用により消火を行う。														
動作条件	自動消火設備作動用の異なる種類の感知器（熱感知器と煙感知器）のAND条件により、消火剤を放出する。 なお、各火災感知器の同時感知により自動起動する設計とし、漏信号による放出を防止する。 中央制御室床下ケーブルビット消火設備の動作概要を第9図、火災時の信号の流れを第10図、系統構成の概要図を第11図に示す。防護具等の配置を第12図に示す。														
消火剤	ハロン1301は消火剤に含まれるフッ素、臭素のハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用で消火する。 ○ 消火剤容量 0.32kg/m以上														
操作動	ハロン1301は電気絶縁性が悪いことから、操作動き想定しても電気品への影響は小さい。 なお、皮膚の炎症など人体への影響は小さいが、消火剤放出前には警報を発信し避難を促す。														
火災消火後 の影響	消火時に発生するフッ化水素等が有害であるため、中央制御室の運転員は保護具の装着を行う。また、火災鎮火後に床板を取外したうえで床下ビット内の排気処置を行う。														

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料6 自動消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第9図：局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルピット）の動作概要図</p>  <p>第10図：局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルピット）起動の流れ</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊では局所ガス消火設備は設置せず、全域ガス消火設備による消火とされている。なお、泊のプロアケーブルダクトについては、3時間耐火による影響軽減対策としている。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料6 自動消火設備について)

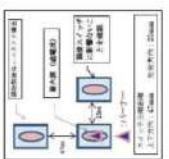
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第11図：局所ガス消火設備（中央制御室床下ケーブルピット）の系統構成</p>  <p>第12図：保護具等配置図</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では局所ガス消火設備は設置せず、全域ガス消火設備による消火とされている。なお、泊のプロアケーブルダクトについては、3時間耐火による影響軽減対策としている。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="color: red; text-align: center;">電源盤に対する熱感知線の有効性について</p> <p><b>1. はじめに</b></p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画のうち、系統分離対策として設置する全域ガス消火設備の消火対象エリアにある電源盤には、消火設備の早期感知起動対策として電源盤内天井部に熱感知線を設置する。ここでは、系統分離対策対象エリアにある電源盤であるモータコントロールセンタについて、火災が発生した場合の熱感知線の有効性についてまとめた。</p> <p><b>2. 热感知線の有効性</b></p> <p>モータコントロールセンタは、第1図のとおり、ユニット室と電線室の間に仕切りがなく、電線室とモータコントロールセンタ天井部の配線ダクト間に開口部があることから、筐体内部は同一空間となっている。筐体内部で火災が発生した場合は、同一空間である天井部まで温度が上昇することから、モータコントロールセンタ内の天井部に熱感知線を設置することは火災の早期感知消火のために有効である。（第2図）</p> <p>なお、高エネルギーアーク損傷が発生し、盤内に設置した熱感知線が破損したとしても、火災が発生した場合は、盤外にある感知器が作動し自動消火が可能な設計である。</p>		<p style="color: red; text-align: right;">【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の自動消火設備起動ロジックは異なる感知器2個の検知（煙+煙、熱+熱、煙+熱）による動作であり、無炎火災時においても早期に自動消火設備が作動するロジックをしているため、電源盤内に熱感知線は設置していない。作動ロジックは島根2号炉と同様。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料6 自動消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第1図：モータコントロールセンタ内部構造</p>  <p>第2図：モータコントロールセンタ内天井部の熱感知線設置イメージ</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の自動消火設備起動ロジックは異なる感知器2個の検知（煙+煙、熱+熱、煙+熱）による動作であり、無炎火災時においても早期に自動消火設備が作動するロジックとしているため、電源盤内に熱感知線は設置していない。作動ロジックは島根2号炉と同様。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について)

対象	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【中央制御盤内スイッチ等の実証試験】 参考文献：三菱重工業会社「電気機器の耐火試験法(その1)」MHI-NES-1061 平成25年5月 参考文献：三菱重工業会社「電気機器の耐火試験法(その2)」MHI-NES-1062 平成25年5月 実証試験概要	<p>添付資料5</p> <p>【試験目的】 鋼板で覆われたモジュールスイッチに火災の影響が及ばないことを確認する。</p> <p>【試験内容】          (1) 電気着火による火災（電気火災を想定）、漏電流を通過することでもジュールスイッチの内部の水火栓を機能する操作スイッチによる火災の影響を、下記の判定基準に基づき確認した。          1. 電気着火による火災（外部火災を想定）          2. 漏電流による火災（内部火災を想定）          3. 水火栓モジュールスイッチへの影響を、下記の判定基準に基づき確認した。          (2) ベーナー着火による火災（内部火災を想定）          4. 水火栓モジュールスイッチへの影響を、下記の判定基準に基づき確認した。          (3) 判定基準          a. 水火栓モジュールスイッチのメガリングテスト (500V メガオームにより 5MO 以上)          b. 水火栓モジュールスイッチの耐圧テスト (耐電圧 AC1500V 1 分、過電圧測定)          c. 水火栓モジュールスイッチの通電確認（ランプ点灯にて確認）</p> <p>図1 操作スイッチの分離実証試験</p>  <p>操作スイッチ</p>	<p>添付資料8</p> <p>【女川原子力発電所 2号炉における中央制御盤内の分離について】</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における中央制御盤内の分離について</p> <p>【試験結果】 モジュールスイッチに火災が発生しても、適切な分離距離確保している場合は、近接する操作スイッチに火災の影響が及ばないことを確認した。</p> 	<p>添付資料7</p> <p>【泊発電所 3号炉における中央制御盤内の分離について】</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 女川実績の反映 【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川・大飯】 ■設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p>

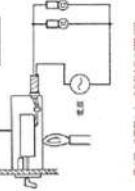
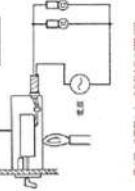
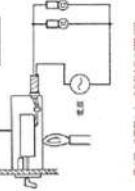
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

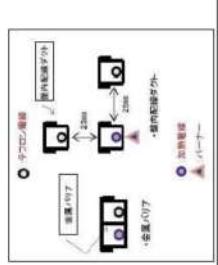
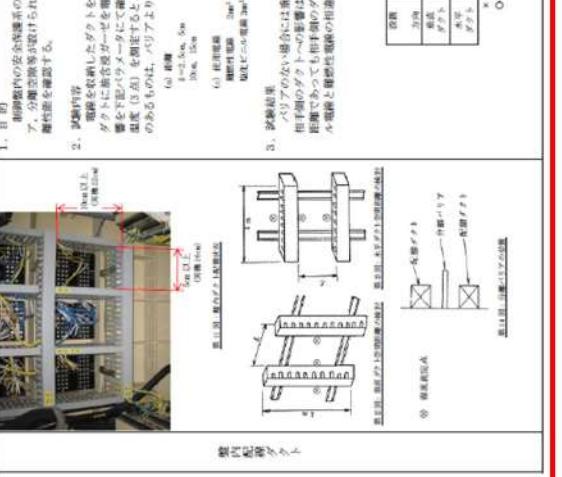
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実証試験概要</th> <th>(2) 内部火災による分離性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実験方法</td><td>a. 試験方法 分離型スイッチの性能品No.1～7を使用して行う。 分離型スイッチの機器の健全性を確認する。また、開閉部の耐火性と開閉した一軸スイッチの機器の健全性について確認する。 試験用スイッチの耐火性については、(S形・M形)、一般スイッチの耐火性については、(S形・M形)、試験用スイッチ、耐火性の測定値が、(S形・M形)、一般スイッチの耐火性の測定値とした結果を考慮した下記と 같다。D. D型、B. S型、S. S型と耐火性とした結果を考慮した下記と 같다。耐火性はクロム酸ナトリウム水溶液で測定する。 試験中、試験用スイッチは、二重ローブ構造によってより確実に保護される。上記測定用スイッチは、試験用スイッチの耐火性不良によるクランプ不行まで行う。 さらに、同様の用品で、上記条件による結果を確認するため、二重ローブ構造によってより確実に保護される。上記測定用スイッチは、試験用スイッチの耐火性不良によるクランプ不行まで行う。 なお、通電時間時間は最大120分間とし、上記測定項目を試験中に、試験後に確認する。</td></tr> <tr> <td>実験スケジュール</td><td>b. 試験結果 a. 分離スイッチの片方の区別の火災を30分間開発した結果、他区別のスイッチの機能及び開発した一般スイッチが壊れなかったことを確認した。</td></tr> </tbody> </table>	実証試験概要	(2) 内部火災による分離性能	実験方法	a. 試験方法 分離型スイッチの性能品No.1～7を使用して行う。 分離型スイッチの機器の健全性を確認する。また、開閉部の耐火性と開閉した一軸スイッチの機器の健全性について確認する。 試験用スイッチの耐火性については、(S形・M形)、一般スイッチの耐火性については、(S形・M形)、試験用スイッチ、耐火性の測定値が、(S形・M形)、一般スイッチの耐火性の測定値とした結果を考慮した下記と 같다。D. D型、B. S型、S. S型と耐火性とした結果を考慮した下記と 같다。耐火性はクロム酸ナトリウム水溶液で測定する。 試験中、試験用スイッチは、二重ローブ構造によってより確実に保護される。上記測定用スイッチは、試験用スイッチの耐火性不良によるクランプ不行まで行う。 さらに、同様の用品で、上記条件による結果を確認するため、二重ローブ構造によってより確実に保護される。上記測定用スイッチは、試験用スイッチの耐火性不良によるクランプ不行まで行う。 なお、通電時間時間は最大120分間とし、上記測定項目を試験中に、試験後に確認する。	実験スケジュール	b. 試験結果 a. 分離スイッチの片方の区別の火災を30分間開発した結果、他区別のスイッチの機能及び開発した一般スイッチが壊れなかったことを確認した。		<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p>
実証試験概要	(2) 内部火災による分離性能								
実験方法	a. 試験方法 分離型スイッチの性能品No.1～7を使用して行う。 分離型スイッチの機器の健全性を確認する。また、開閉部の耐火性と開閉した一軸スイッチの機器の健全性について確認する。 試験用スイッチの耐火性については、(S形・M形)、一般スイッチの耐火性については、(S形・M形)、試験用スイッチ、耐火性の測定値が、(S形・M形)、一般スイッチの耐火性の測定値とした結果を考慮した下記と 같다。D. D型、B. S型、S. S型と耐火性とした結果を考慮した下記と 같다。耐火性はクロム酸ナトリウム水溶液で測定する。 試験中、試験用スイッチは、二重ローブ構造によってより確実に保護される。上記測定用スイッチは、試験用スイッチの耐火性不良によるクランプ不行まで行う。 さらに、同様の用品で、上記条件による結果を確認するため、二重ローブ構造によってより確実に保護される。上記測定用スイッチは、試験用スイッチの耐火性不良によるクランプ不行まで行う。 なお、通電時間時間は最大120分間とし、上記測定項目を試験中に、試験後に確認する。								
実験スケジュール	b. 試験結果 a. 分離スイッチの片方の区別の火災を30分間開発した結果、他区別のスイッチの機能及び開発した一般スイッチが壊れなかったことを確認した。								

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: center;">(3) 外部火災による分離実験</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対象</th> <th style="width: 10%;">室内状況</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">実証実験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"> <p>(3) 外部火災による分離実験</p> <p>a. <b>操作スイッチ</b></p> <p>火災用スイッチの供試品 No.1-1 を使用して行ひ、分離スイッチに外部火災をかけて、火災用スイッチ付近の機器の機能の健全性を調査する。機器制御盤に複数スイッチの供試品 No. 及び No.1 を取付けた。シングルスイッチの外側にノンゼンヒューネー（クロベイ）の炎を 30 分間あらわす。ノンゼンヒューネーの高さは、50mm とする。結果、試験スイッチの遮蔽装置（ワッフル板打痕部）、変色、変形等、絶縁抵抗（測定値）及び、耐火後の機能を確認。試験手順、試験体積、通路幅等を確認するため、ノンゼンヒューネーによる通路幅を分離スイッチ付近に於けるラジオノブより、通路幅を確認する。</p>  <p>b. <b>遮蔽装置</b></p> <p>分離スイッチに外部火災を 30 分間あてた結果、スイッチ内部の機能が健全であることを確認した。</p> <p>c. <b>遮蔽装置上部</b></p> <p>遮蔽装置上部に火災用スイッチに火災が発生しても、遮蔽装置の機能が及ばない場合は、近接する他の区分のスイッチ機能及びスイッチ機能が発生してしまった場合等で問題にはならないことを確認した。</p>  </td> </tr> </tbody> </table>	対象	室内状況	実証実験結果				<p>(3) 外部火災による分離実験</p> <p>a. <b>操作スイッチ</b></p> <p>火災用スイッチの供試品 No.1-1 を使用して行ひ、分離スイッチに外部火災をかけて、火災用スイッチ付近の機器の機能の健全性を調査する。機器制御盤に複数スイッチの供試品 No. 及び No.1 を取付けた。シングルスイッチの外側にノンゼンヒューネー（クロベイ）の炎を 30 分間あらわす。ノンゼンヒューネーの高さは、50mm とする。結果、試験スイッチの遮蔽装置（ワッフル板打痕部）、変色、変形等、絶縁抵抗（測定値）及び、耐火後の機能を確認。試験手順、試験体積、通路幅等を確認するため、ノンゼンヒューネーによる通路幅を分離スイッチ付近に於けるラジオノブより、通路幅を確認する。</p>  <p>b. <b>遮蔽装置</b></p> <p>分離スイッチに外部火災を 30 分間あてた結果、スイッチ内部の機能が健全であることを確認した。</p> <p>c. <b>遮蔽装置上部</b></p> <p>遮蔽装置上部に火災用スイッチに火災が発生しても、遮蔽装置の機能が及ばない場合は、近接する他の区分のスイッチ機能及びスイッチ機能が発生してしまった場合等で問題にはならないことを確認した。</p> 			<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p>
対象	室内状況	実証実験結果									
		<p>(3) 外部火災による分離実験</p> <p>a. <b>操作スイッチ</b></p> <p>火災用スイッチの供試品 No.1-1 を使用して行ひ、分離スイッチに外部火災をかけて、火災用スイッチ付近の機器の機能の健全性を調査する。機器制御盤に複数スイッチの供試品 No. 及び No.1 を取付けた。シングルスイッチの外側にノンゼンヒューネー（クロベイ）の炎を 30 分間あらわす。ノンゼンヒューネーの高さは、50mm とする。結果、試験スイッチの遮蔽装置（ワッフル板打痕部）、変色、変形等、絶縁抵抗（測定値）及び、耐火後の機能を確認。試験手順、試験体積、通路幅等を確認するため、ノンゼンヒューネーによる通路幅を分離スイッチ付近に於けるラジオノブより、通路幅を確認する。</p>  <p>b. <b>遮蔽装置</b></p> <p>分離スイッチに外部火災を 30 分間あてた結果、スイッチ内部の機能が健全であることを確認した。</p> <p>c. <b>遮蔽装置上部</b></p> <p>遮蔽装置上部に火災用スイッチに火災が発生しても、遮蔽装置の機能が及ばない場合は、近接する他の区分のスイッチ機能及びスイッチ機能が発生してしまった場合等で問題にはならないことを確認した。</p> 									

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>実証試験概要</b></p> <p>【試験目的】 金属バリアを有する配線ダクト又は隔壁面を確保した室内外配線ダクト内に設置している片トレーンの配線が火災を発生しても、他トレーンの配線が及ばないことを確認する。</p> <p>【試験内容】</p> <p>(1) 金属バリア 一方のダクト配線への影響を、下記の判定基準に基づき確認した。</p> <p>(2) 室内外配線ダクト 金属製またはPVC（ビニル）の室内内外配線ダクト内テフロン電線に、過電流及びダクトへの熱流の拘束による片トレーンの配線への火災の影響を、下記の判定基準に基づき確認した。</p> <p>(3) 判定基準 a. 他トレーン配線のメガリングテスト（耐電圧 AC500V 1分、過電流） b. 他トレーン配線の耐熱性試験（耐電圧 AC1500V 1分、過電流） c. 他トレーン配線を加熱中、隔壁電線で通電可能であること。（電流測定）</p> <p>【試験結果】 金属バリア又は隔壁面を確保したダクト内に設置している片トレーンの配線が火災を発生しても、他トレーンの配線が及ばないことを確認した。</p> <p>図3 室内外配線ダクトの分離実証試験</p> 	<p><b>実証試験概要</b></p> <p>【試験目的】 隔壁面内の安全配線系の風扇分離の施設立地検査として、コンシット、分離バリア、分離部等を調べる。本事業では、コンシット、分離バリア、分離部等の分離性能を確認する。</p> <p>【試験内容】 隔壁面を有するダクトを並べダクト間の距離が自由に変えられるようにしておき、一方のダクトに片トレーナーを接続する。また、各セグメントと他のダクトへの接続、各セグメントを片トレーナーと接続するときの距離を確認する。その後、隔壁面との距離（3点）を測定する。次に、バリアより2.5mでの隔離を確認する。</p> <p>【試験結果】 バリアのない場合は、直角ダクト間で2m以上、水平ダクト間で1.10m以上距離があれば相手のダクトへの影響へ影響はないことが確認された。また、分離セグメントには3mの距離で隔壁面との距離と耐熱性試験の相違は見られなかった。</p> <p>図3 室内外配線ダクトの分離実証試験</p> 	<p><b>実証試験概要</b></p> <p>【試験目的】 金属バリア又は隔壁面を確保した室内外配線ダクト内に設置している片トレーンの配線が火災を発生しても、他トレーンの配線が及ばないことを確認する。</p> <p>【試験内容】</p> <p>(1) 金属バリア 金属バリア又は隔壁面を確保した室内外配線ダクト内に設置している片トレーンの配線が火災を発生しても、他トレーンの配線が及ばないことを確認する。</p> <p>(2) 室内外配線ダクト 金属製又はPVC（ビニル）の室内内外配線ダクト内テフロン電線に、過電流及びダクトへの熱流の拘束による片トレーンの配線への火災の影響を、下記の判定基準に基づき確認した。</p> <p>(3) 判定基準 a. 他トレーン配線のメガリングテスト（耐電圧 AC500V 1分、過電流） b. 他トレーン配線の耐熱性試験（耐電圧 AC1500V 1分、過電流） c. 他トレーン配線を加熱中、隔壁電線で通電可能であること。（電流測定）</p> <p>【試験結果】 金属バリア又は隔壁面を確保した場合、隔壁ダクトの温度上昇は和されるため、1時間以上の過電流が流れても他のへの影響はないものと判断できる。</p> <p>※図3の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p><b>【女川・大飯】</b></p> <p>■ 設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について)

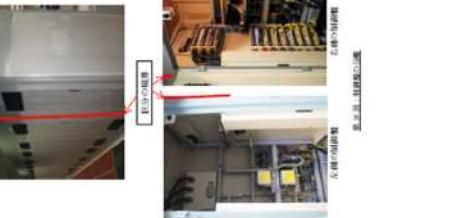
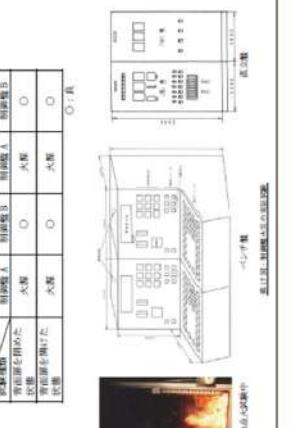
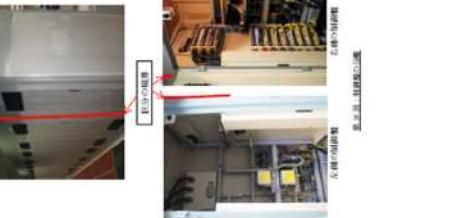
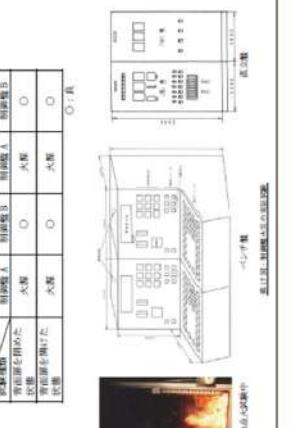
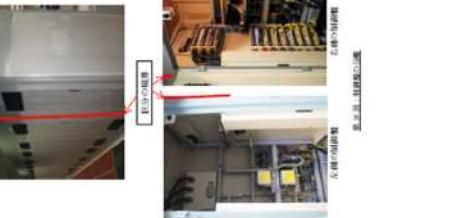
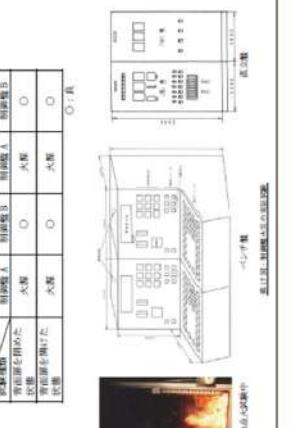
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<table border="1"> <tr> <td>対象</td><td>室内状況</td><td>実証試験結果</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td> <p>1. 目的 相機器等の完全保護系の各部分の性能を維持する手段として、コンジット、分離バブ、分離空気室が設けられている。本事項では、コンジット、隔熱配管の分離性能を確認する。</p> <p>2. 測定項目 隔熱配管の燃焼性にアンゼンバーナーで30分間燃やせる。燃焼時間は平均して1.5～2.5分である。燃焼後も約1.5～2.5分間に燃焼する。バーナーの外側のときは、青色光をさす。内側のときは、黄白色光をさす。燃焼後は燃焼性を遮断する。燃焼する延ばし時間は、コンジット、隔熱配管の燃焼性を遮断する。また、測定直後の温度計の電極が燃焼灰の影響で、誤差が、電線及び、電線管内の電線が燃焼灰で汚れる。地絡までの時間、温度を測定するとともに、燃焼の活潑度、地絡の升度を確認する。</p> <p>3. 実証結果 隔熱配管において、燃焼ビニル配管の表面は一部表面が溶けるが、燃焼性試験は、実質なく問題ないことが確認できた。また、フレキシブルコンジットにおいて、当化ビニル電線は燃焼するが、燃焼性試験は実質なく問題ないことが確認できた。</p>  <p>室内コアラシメント</p> </td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>隔熱配管</th> <th>燃焼時間</th> <th>燃焼割合</th> <th>分離燃焼時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フレキシブル</td> <td>燃焼ビニル電線</td> <td>100以上</td> <td>実色なし</td> </tr> <tr> <td>コンジット</td> <td>燃焼性表面</td> <td>100以上</td> <td>かすかに</td> </tr> <tr> <td>隔熱ビニル電線</td> <td>100以上</td> <td>実色なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リフレッシュ</td> <td>燃焼性表面</td> <td>100以上</td> <td>一瞬燃焼</td> </tr> </tbody> </table> </td><td> <p>■【女川】</p> <p>■設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p> </td></tr> </table>	対象	室内状況	実証試験結果			<p>1. 目的 相機器等の完全保護系の各部分の性能を維持する手段として、コンジット、分離バブ、分離空気室が設けられている。本事項では、コンジット、隔熱配管の分離性能を確認する。</p> <p>2. 測定項目 隔熱配管の燃焼性にアンゼンバーナーで30分間燃やせる。燃焼時間は平均して1.5～2.5分である。燃焼後も約1.5～2.5分間に燃焼する。バーナーの外側のときは、青色光をさす。内側のときは、黄白色光をさす。燃焼後は燃焼性を遮断する。燃焼する延ばし時間は、コンジット、隔熱配管の燃焼性を遮断する。また、測定直後の温度計の電極が燃焼灰の影響で、誤差が、電線及び、電線管内の電線が燃焼灰で汚れる。地絡までの時間、温度を測定するとともに、燃焼の活潑度、地絡の升度を確認する。</p> <p>3. 実証結果 隔熱配管において、燃焼ビニル配管の表面は一部表面が溶けるが、燃焼性試験は、実質なく問題ないことが確認できた。また、フレキシブルコンジットにおいて、当化ビニル電線は燃焼するが、燃焼性試験は実質なく問題ないことが確認できた。</p>  <p>室内コアラシメント</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>隔熱配管</th> <th>燃焼時間</th> <th>燃焼割合</th> <th>分離燃焼時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フレキシブル</td> <td>燃焼ビニル電線</td> <td>100以上</td> <td>実色なし</td> </tr> <tr> <td>コンジット</td> <td>燃焼性表面</td> <td>100以上</td> <td>かすかに</td> </tr> <tr> <td>隔熱ビニル電線</td> <td>100以上</td> <td>実色なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リフレッシュ</td> <td>燃焼性表面</td> <td>100以上</td> <td>一瞬燃焼</td> </tr> </tbody> </table>	隔熱配管	燃焼時間	燃焼割合	分離燃焼時間	フレキシブル	燃焼ビニル電線	100以上	実色なし	コンジット	燃焼性表面	100以上	かすかに	隔熱ビニル電線	100以上	実色なし		リフレッシュ	燃焼性表面	100以上	一瞬燃焼	<p>■【女川】</p> <p>■設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p>
対象	室内状況	実証試験結果																											
	<p>1. 目的 相機器等の完全保護系の各部分の性能を維持する手段として、コンジット、分離バブ、分離空気室が設けられている。本事項では、コンジット、隔熱配管の分離性能を確認する。</p> <p>2. 測定項目 隔熱配管の燃焼性にアンゼンバーナーで30分間燃やせる。燃焼時間は平均して1.5～2.5分である。燃焼後も約1.5～2.5分間に燃焼する。バーナーの外側のときは、青色光をさす。内側のときは、黄白色光をさす。燃焼後は燃焼性を遮断する。燃焼する延ばし時間は、コンジット、隔熱配管の燃焼性を遮断する。また、測定直後の温度計の電極が燃焼灰の影響で、誤差が、電線及び、電線管内の電線が燃焼灰で汚れる。地絡までの時間、温度を測定するとともに、燃焼の活潑度、地絡の升度を確認する。</p> <p>3. 実証結果 隔熱配管において、燃焼ビニル配管の表面は一部表面が溶けるが、燃焼性試験は、実質なく問題ないことが確認できた。また、フレキシブルコンジットにおいて、当化ビニル電線は燃焼するが、燃焼性試験は実質なく問題ないことが確認できた。</p>  <p>室内コアラシメント</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>隔熱配管</th> <th>燃焼時間</th> <th>燃焼割合</th> <th>分離燃焼時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フレキシブル</td> <td>燃焼ビニル電線</td> <td>100以上</td> <td>実色なし</td> </tr> <tr> <td>コンジット</td> <td>燃焼性表面</td> <td>100以上</td> <td>かすかに</td> </tr> <tr> <td>隔熱ビニル電線</td> <td>100以上</td> <td>実色なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リフレッシュ</td> <td>燃焼性表面</td> <td>100以上</td> <td>一瞬燃焼</td> </tr> </tbody> </table>	隔熱配管	燃焼時間	燃焼割合	分離燃焼時間	フレキシブル	燃焼ビニル電線	100以上	実色なし	コンジット	燃焼性表面	100以上	かすかに	隔熱ビニル電線	100以上	実色なし		リフレッシュ	燃焼性表面	100以上	一瞬燃焼	<p>■【女川】</p> <p>■設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p>						
隔熱配管	燃焼時間	燃焼割合	分離燃焼時間																										
フレキシブル	燃焼ビニル電線	100以上	実色なし																										
コンジット	燃焼性表面	100以上	かすかに																										
隔熱ビニル電線	100以上	実色なし																											
リフレッシュ	燃焼性表面	100以上	一瞬燃焼																										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

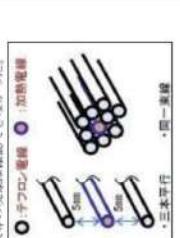
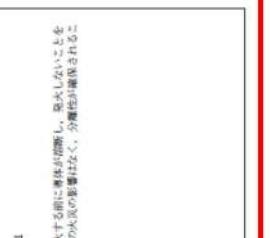
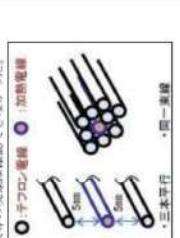
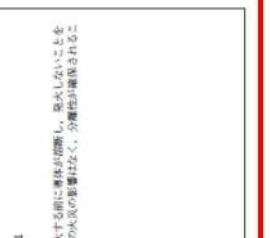
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について）

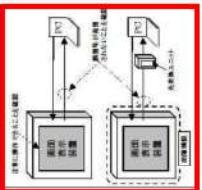
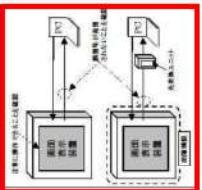
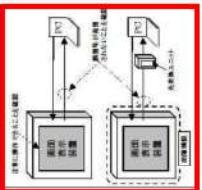
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由					
	<p style="text-align: center;">実証試験概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対象</td> <td style="width: 10%;">動作状況</td> <td colspan="3" style="width: 80%;"> <p>1. 目的 制御盤の火災が発生しても隔壁面の構造を保全することを確認する。</p> <p>2. 測定内容 制御盤A、Bを並べて設置し、片方の制御盤内オイルパンにより制御盤Aを焼き火させる。 ・制御盤の隔壁面を防たたかれた状態で制御盤Aの隔壁面からオイルパンを焼き火させる。 （測定項目、判定基準） その後、制御盤Aの隔壁面を開けた状態で隔壁面を焼き火させる。</p> <p>3. 測定結果 隔壁面火による燃焼時間により、隔壁面の分離性能を保持できることを確認した。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -10px;"> <small>左側: 制御盤Aの隔壁面 右側: 制御盤Bの隔壁面</small> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>隔壁面の分離</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>○: A ○: B</p> </div> </td> </tr> </table>	対象	動作状況	<p>1. 目的 制御盤の火災が発生しても隔壁面の構造を保全することを確認する。</p> <p>2. 測定内容 制御盤A、Bを並べて設置し、片方の制御盤内オイルパンにより制御盤Aを焼き火させる。 ・制御盤の隔壁面を防たたかれた状態で制御盤Aの隔壁面からオイルパンを焼き火させる。 （測定項目、判定基準） その後、制御盤Aの隔壁面を開けた状態で隔壁面を焼き火させる。</p> <p>3. 測定結果 隔壁面火による燃焼時間により、隔壁面の分離性能を保持できることを確認した。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -10px;"> <small>左側: 制御盤Aの隔壁面 右側: 制御盤Bの隔壁面</small> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>隔壁面の分離</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>○: A ○: B</p> </div>				<p style="color: red; font-weight: bold;">【女川】</p> <p>■設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p>
対象	動作状況	<p>1. 目的 制御盤の火災が発生しても隔壁面の構造を保全することを確認する。</p> <p>2. 測定内容 制御盤A、Bを並べて設置し、片方の制御盤内オイルパンにより制御盤Aを焼き火させる。 ・制御盤の隔壁面を防たたかれた状態で制御盤Aの隔壁面からオイルパンを焼き火させる。 （測定項目、判定基準） その後、制御盤Aの隔壁面を開けた状態で隔壁面を焼き火させる。</p> <p>3. 測定結果 隔壁面火による燃焼時間により、隔壁面の分離性能を保持できることを確認した。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -10px;"> <small>左側: 制御盤Aの隔壁面 右側: 制御盤Bの隔壁面</small> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>隔壁面の分離</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>○: A ○: B</p> </div>						

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について)

対象	室内状況	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
【試験目的】 片トレンの配置による配線（加熱電線）に、過電流を通過することで漏電を確保している場合やテフロン電線を使用した場合で同一部材を実現している場合は、近接する配線による火災の影響が及ばないことを確認する。	室内配線 	室内配線  3. 測定結果 「(1) 3本平行の火災 片トレンを用いた同一車輪中の1木に過電流を流した場合、過電流を流した加熱電線には、無熱する程度で温度差とならない現象でござり、発火等の現象は確認できなかった。 【試験結果】 テフロン電線を用いた3本平行線での火災が発生しても、適切な分離距離の影響で火災の影響がないことを確認した。次に、テフロン電線を用いた同一車輪中の1木に、過電流を流した場合、加熱電線による発火等の現象が少ないことを確認した。 (2) その他 テフロン電線を用いた同一車輪中の1木に過電流を流した場合、過電流を流した加熱電線には、無熱する程度で温度差とならない現象でござり、発火等の現象は確認できなかった。 【試験目的】 火災による配線（加熱電線）に、過電流を通過することで漏電を確保している場合やテフロン電線を用いた場合で同一部材を実現している場合は、近接する配線による火災の影響が及ばないことを確認する。	室内配線  3. 測定結果 「(1) 3本平行の火災 片トレンを用いた同一車輪中の1木に過電流を流した場合、過電流を流した加熱電線には、無熱する程度で温度差とならない現象でござり、発火等の現象は確認できなかった。 【試験結果】 テフロン電線を用いた3本平行線での火災が発生しても、適切な分離距離の影響で火災の影響がないことを確認した。次に、テフロン電線を用いた同一車輪中の1木に、過電流を流した場合、加熱電線による発火等の現象が少ないことを確認した。 (2) その他 テフロン電線を用いた同一車輪中の1木に過電流を流した場合、過電流を流した加熱電線には、無熱する程度で温度差とならない現象でござり、発火等の現象は確認できなかった。 【試験目的】 火災による配線（加熱電線）に、過電流を通過することで漏電を確保している場合やテフロン電線を用いた場合で同一部材を実現している場合は、近接する配線による火災の影響が及ばないことを確認する。	【女川・大飯】 ■ 設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違
【試験目的】 火災による配線（加熱電線）に、過電流を通過することで漏電を確保している場合やテフロン電線を用いた場合で同一部材を実現している場合は、近接する配線による火災の影響が及ばないことを確認する。	室内配線 	室内配線  3. 測定結果 「(1) 3本平行の火災 片トレンを用いた同一車輪中の1木に過電流を流した場合、過電流を流した加熱電線には、無熱する程度で温度差とならない現象でござり、発火等の現象は確認できなかった。 【試験結果】 テフロン電線を用いた3本平行線での火災が発生しても、適切な分離距離の影響で火災の影響がないことを確認した。次に、テフロン電線を用いた同一車輪中の1木に、過電流を流した場合、加熱電線による発火等の現象が少ないことを確認した。 (2) その他 テフロン電線を用いた同一車輪中の1木に過電流を流した場合、過電流を流した加熱電線には、無熱する程度で温度差とならない現象でござり、発火等の現象は確認できなかった。 【試験目的】 火災による配線（加熱電線）に、過電流を通過することで漏電を確保している場合やテフロン電線を用いた場合で同一部材を実現している場合は、近接する配線による火災の影響が及ばないことを確認する。	室内配線  3. 測定結果 「(1) 3本平行の火災 片トレンを用いた同一車輪中の1木に過電流を流した場合、過電流を流した加熱電線には、無熱する程度で温度差とならない現象でござり、発火等の現象は確認できなかった。 【試験結果】 テフロン電線を用いた3本平行線での火災が発生しても、適切な分離距離の影響で火災の影響がないことを確認した。次に、テフロン電線を用いた同一車輪中の1木に、過電流を流した場合、加熱電線による発火等の現象が少ないことを確認した。 (2) その他 テフロン電線を用いた同一車輪中の1木に過電流を流した場合、過電流を流した加熱電線には、無熱する程度で温度差とならない現象でござり、発火等の現象は確認できなかった。 【試験目的】 火災による配線（加熱電線）に、過電流を通過することで漏電を確保している場合やテフロン電線を用いた場合で同一部材を実現している場合は、近接する配線による火災の影響が及ばないことを確認する。	【女川・大飯】 ■ 設計の相違 中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>(高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p.6-24 抜粋)</p> <p>参考文献: 三重電機株式会社「風子トランシーバーを用いた安全系監視装置の構成と運転方法」(平成28年1月) JET-3101-0034</p> <p><b>【中央制御盤内画面表示装置等の実証試験】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>盤内状況</th> <th>実証試験概要</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>画面表示装置（VDU）</td> <td> <p><b>【試験目的】</b>電源回路の過電流状況を監視する場合、火災に対する可能性のある警報回路が断続し、下流域設備が誤動作しない要素を満たしていることを確認する。</p> <p><b>【試験内容】</b>2台の画面表示装置について、電源回路に接続した機器供給部より信号を受信する。電源スイッチ用ドレンシスタの表面温度の変化を感知するが、さらにに抵抗を跨下させる。試験対象品の回路がオーブンとなる火災の発生を期待できなくなつた火災試験中に、下流域側に誤信号を発信しないことを状態確認用設備により常時監視する。</p> <p><b>【判定基準】</b>火災試験中及び試験後に、上部の画面表示装置により操作信号により上部画面表示装置から誤信号が発信していないこと。</p>  <p>付図3の範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p> </td> <td> <p><b>【試験結果】</b>電源回路の操作が可能であることを確認したところ、火災に対する可能性のある警報回路が断続しても、下流域設備が誤動作しないことを確認する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>参考文献: 「二重監視装置による安全系FDPの実証試験」(平成28年1月) JET-3101-0023</p> <p><b>【中央制御盤（安全系コントロール）内構成部品の実証試験（3点）】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>盤内状況</th> <th>実証試験概要</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全系FDP</td> <td> <p><b>【試験目的】</b>安全系FDPについて、火災に対する可能性のある警報回路故障を監視する。</p> <p><b>【試験内容】</b>安全系FDP 2台の配線は本機と同様の配線とする。下部の安全系FDPについては、電源回路に接続する。電源回路により自燃を防ぐため、電源回路断路により自動的に降下させる。電源スイッチ用ドレンシスタの表面温度の変化がオーブンとなり火災の発生を期待できなくなつた火災試験中に、下流域側に誤信号を発信しないことを状態確認用設備により常時監視する。</p> <p><b>【判定基準】</b>火災試験中及び試験後に、上部の安全系FDPを操作し、操作信号により上部の安全系FDP及び下部の安全系FDPから誤信号が発信していないこと。</p> </td> <td> <p><b>【試験結果】</b>電源回路の操作が可能であることを確認したところ、火災に対する可能性のある警報回路が断続しても、下流域設備が誤動作しないことを確認する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	盤内状況	実証試験概要	試験結果	画面表示装置（VDU）	<p><b>【試験目的】</b>電源回路の過電流状況を監視する場合、火災に対する可能性のある警報回路が断続し、下流域設備が誤動作しない要素を満たしていることを確認する。</p> <p><b>【試験内容】</b>2台の画面表示装置について、電源回路に接続した機器供給部より信号を受信する。電源スイッチ用ドレンシスタの表面温度の変化を感知するが、さらにに抵抗を跨下させる。試験対象品の回路がオーブンとなる火災の発生を期待できなくなつた火災試験中に、下流域側に誤信号を発信しないことを状態確認用設備により常時監視する。</p> <p><b>【判定基準】</b>火災試験中及び試験後に、上部の画面表示装置により操作信号により上部画面表示装置から誤信号が発信していないこと。</p>  <p>付図3の範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p>	<p><b>【試験結果】</b>電源回路の操作が可能であることを確認したところ、火災に対する可能性のある警報回路が断続しても、下流域設備が誤動作しないことを確認する。</p>	盤内状況	実証試験概要	試験結果	安全系FDP	<p><b>【試験目的】</b>安全系FDPについて、火災に対する可能性のある警報回路故障を監視する。</p> <p><b>【試験内容】</b>安全系FDP 2台の配線は本機と同様の配線とする。下部の安全系FDPについては、電源回路に接続する。電源回路により自燃を防ぐため、電源回路断路により自動的に降下させる。電源スイッチ用ドレンシスタの表面温度の変化がオーブンとなり火災の発生を期待できなくなつた火災試験中に、下流域側に誤信号を発信しないことを状態確認用設備により常時監視する。</p> <p><b>【判定基準】</b>火災試験中及び試験後に、上部の安全系FDPを操作し、操作信号により上部の安全系FDP及び下部の安全系FDPから誤信号が発信していないこと。</p>	<p><b>【試験結果】</b>電源回路の操作が可能であることを確認したところ、火災に対する可能性のある警報回路が断続しても、下流域設備が誤動作しないことを確認する。</p>
盤内状況	実証試験概要	試験結果										
画面表示装置（VDU）	<p><b>【試験目的】</b>電源回路の過電流状況を監視する場合、火災に対する可能性のある警報回路が断続し、下流域設備が誤動作しない要素を満たしていることを確認する。</p> <p><b>【試験内容】</b>2台の画面表示装置について、電源回路に接続した機器供給部より信号を受信する。電源スイッチ用ドレンシスタの表面温度の変化を感知するが、さらにに抵抗を跨下させる。試験対象品の回路がオーブンとなる火災の発生を期待できなくなつた火災試験中に、下流域側に誤信号を発信しないことを状態確認用設備により常時監視する。</p> <p><b>【判定基準】</b>火災試験中及び試験後に、上部の画面表示装置により操作信号により上部画面表示装置から誤信号が発信していないこと。</p>  <p>付図3の範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p>	<p><b>【試験結果】</b>電源回路の操作が可能であることを確認したところ、火災に対する可能性のある警報回路が断続しても、下流域設備が誤動作しないことを確認する。</p>										
盤内状況	実証試験概要	試験結果										
安全系FDP	<p><b>【試験目的】</b>安全系FDPについて、火災に対する可能性のある警報回路故障を監視する。</p> <p><b>【試験内容】</b>安全系FDP 2台の配線は本機と同様の配線とする。下部の安全系FDPについては、電源回路に接続する。電源回路により自燃を防ぐため、電源回路断路により自動的に降下させる。電源スイッチ用ドレンシスタの表面温度の変化がオーブンとなり火災の発生を期待できなくなつた火災試験中に、下流域側に誤信号を発信しないことを状態確認用設備により常時監視する。</p> <p><b>【判定基準】</b>火災試験中及び試験後に、上部の安全系FDPを操作し、操作信号により上部の安全系FDP及び下部の安全系FDPから誤信号が発信していないこと。</p>	<p><b>【試験結果】</b>電源回路の操作が可能であることを確認したところ、火災に対する可能性のある警報回路が断続しても、下流域設備が誤動作しないことを確認する。</p>										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

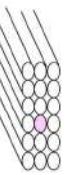
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
<p>(高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p.6-25 抜粋)</p> <p>参考文献 三菱電機株式会社「原子炉プラント安全基準規則仕様書」(2010年4月 年度改定 1月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【中央制御盤 内画面表示装置等の実証試験】 実証試験概要</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>■ 目的 光変換ユニット・電源装置について、火災に至る可燃性ガス漏れ検出装置を模擬し、下流側設備が動作しないことを確認する。</p> <p>■ 内容 電源回路故障（過電流）を模擬するため、電源回路に接続した接地点により負荷を降下させる。</p> <p>■ 基準 火災試験中に、画面表示装置は光変換ユニットから誤信号が発信しないこと。</p> <p>補足欄の範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p> </td> <td> <p>【試験結果】 電源回路の測定状態を模擬したことごろ、画面表示装置や光変換ユニットから誤信号が発信しないことと確認された。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	【中央制御盤 内画面表示装置等の実証試験】 実証試験概要	試験結果	<p>■ 目的 光変換ユニット・電源装置について、火災に至る可燃性ガス漏れ検出装置を模擬し、下流側設備が動作しないことを確認する。</p> <p>■ 内容 電源回路故障（過電流）を模擬するため、電源回路に接続した接地点により負荷を降下させる。</p> <p>■ 基準 火災試験中に、画面表示装置は光変換ユニットから誤信号が発信しないこと。</p> <p>補足欄の範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p>	<p>【試験結果】 電源回路の測定状態を模擬したことごろ、画面表示装置や光変換ユニットから誤信号が発信しないことと確認された。</p>		<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）      青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）      緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</li> </ul> <p>【高浜】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>各安全系 F D P 用の光変換器及び電源装置同士の距離が高浜と異なる。</li> </ul> <p>【高浜】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設備名称の相違</li> </ul>
【中央制御盤 内画面表示装置等の実証試験】 実証試験概要	試験結果					
<p>■ 目的 光変換ユニット・電源装置について、火災に至る可燃性ガス漏れ検出装置を模擬し、下流側設備が動作しないことを確認する。</p> <p>■ 内容 電源回路故障（過電流）を模擬するため、電源回路に接続した接地点により負荷を降下させる。</p> <p>■ 基準 火災試験中に、画面表示装置は光変換ユニットから誤信号が発信しないこと。</p> <p>補足欄の範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p>	<p>【試験結果】 電源回路の測定状態を模擬したことごろ、画面表示装置や光変換ユニットから誤信号が発信しないことと確認された。</p>					

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">中央制御盤（安全系コントール）・（常用系コントール）内構成部品の実験結果(65)</td> <td style="width: 10%;">実験試験概要</td> <td style="width: 10%;">試験結果</td> <td style="width: 10%;">試験結果</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【試験目的】</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">【試験結果】</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">金属外装内に取めたケーブルの通電流により火災機関にて火災を発生し、同一のダクト（トレイ）内に敷設された他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響がないことを確認す。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">金属外装内に取めたケーブルの通電流により火災機関にて火災を発生し、同一のダクト（トレイ）内に敷設された他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響がないことを確認す。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【試験内容】</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">【試験内容】</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1) 金属外装内に取めたケーブルに、通電流を流電することにより火災機関にて火災を発生し、隣接する他の金属外装内に取めたケーブルへの影響を、下記の判定基準に基づき確認した。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1) 金属外装内に取めたケーブルに、通電流を流電することにより火災機関にて火災を発生し、隣接する他の金属外装内に取めたケーブルへの影響を、下記の判定基準に基づき確認した。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(2) 判定基準</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(2) 判定基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">a.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルのメガリングテスト</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">a.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルのメガリングテスト</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">500Vメガリ（5Ω以上）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">500Vメガリ（5Ω以上）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">b.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">b.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">遮断、遮熱、断線）のないこと。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">遮断、遮熱、断線）のないこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">金属外装内に取めたケーブル</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">金属外装内に取めたケーブル</td> </tr> </table>  <p>また、過電流を流した金属外装に取めたケーブルは、温度変化による断線などによる結果があつたことから、1時間以上の電流がながれても他の影響はないものと判断できる。</p> </div>	中央制御盤（安全系コントール）・（常用系コントール）内構成部品の実験結果(65)	実験試験概要	試験結果	試験結果	【試験目的】		【試験結果】		金属外装内に取めたケーブルの通電流により火災機関にて火災を発生し、同一のダクト（トレイ）内に敷設された他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響がないことを確認す。		金属外装内に取めたケーブルの通電流により火災機関にて火災を発生し、同一のダクト（トレイ）内に敷設された他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響がないことを確認す。		【試験内容】		【試験内容】		(1) 金属外装内に取めたケーブルに、通電流を流電することにより火災機関にて火災を発生し、隣接する他の金属外装内に取めたケーブルへの影響を、下記の判定基準に基づき確認した。		(1) 金属外装内に取めたケーブルに、通電流を流電することにより火災機関にて火災を発生し、隣接する他の金属外装内に取めたケーブルへの影響を、下記の判定基準に基づき確認した。		(2) 判定基準		(2) 判定基準		a.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルのメガリングテスト		a.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルのメガリングテスト		500Vメガリ（5Ω以上）		500Vメガリ（5Ω以上）		b.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響		b.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響		遮断、遮熱、断線）のないこと。		遮断、遮熱、断線）のないこと。		金属外装内に取めたケーブル		金属外装内に取めたケーブル		<p>【女川・大飯】</p> <p>■ 設計の相違</p> <p>中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p>
中央制御盤（安全系コントール）・（常用系コントール）内構成部品の実験結果(65)	実験試験概要	試験結果	試験結果																																												
【試験目的】		【試験結果】																																													
金属外装内に取めたケーブルの通電流により火災機関にて火災を発生し、同一のダクト（トレイ）内に敷設された他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響がないことを確認す。		金属外装内に取めたケーブルの通電流により火災機関にて火災を発生し、同一のダクト（トレイ）内に敷設された他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響がないことを確認す。																																													
【試験内容】		【試験内容】																																													
(1) 金属外装内に取めたケーブルに、通電流を流電することにより火災機関にて火災を発生し、隣接する他の金属外装内に取めたケーブルへの影響を、下記の判定基準に基づき確認した。		(1) 金属外装内に取めたケーブルに、通電流を流電することにより火災機関にて火災を発生し、隣接する他の金属外装内に取めたケーブルへの影響を、下記の判定基準に基づき確認した。																																													
(2) 判定基準		(2) 判定基準																																													
a.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルのメガリングテスト		a.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルのメガリングテスト																																													
500Vメガリ（5Ω以上）		500Vメガリ（5Ω以上）																																													
b.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響		b.隣接する他の金属外装内に取めたケーブルに火災の影響																																													
遮断、遮熱、断線）のないこと。		遮断、遮熱、断線）のないこと。																																													
金属外装内に取めたケーブル		金属外装内に取めたケーブル																																													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料7 中央制御盤内の分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>中央制御盤（常用系コントール）内構成品の実証試験(U1) 壁内状況</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>【試験概要】 【はね目のため、火災に至らす場合に、常用系ソロリ（画像表示装置）、光変換器及び電源装置について、火災に至らず、周囲に少の熱的影響をもたらすことないことを確認する。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【試験結果】 常用系ソロリ、光変換器、電源装置について、電源回路の過熱を除く、火災に至らず、周囲に少の熱的影響をもたらすことないことを確認する。</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">【試験内因】</th> <th style="text-align: center;">開閉距離</th> <th style="text-align: center;">金属(バリア)</th> <th style="text-align: center;">熱的影響 (60°C以下)</th> <th style="text-align: center;">金型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常用系ソロリ</td> <td style="text-align: center;">79 mm</td> <td style="text-align: center;">無し</td> <td style="text-align: center;">(14.9°C)</td> <td style="text-align: center;">11.7°C</td> </tr> <tr> <td>光変換器</td> <td style="text-align: center;">83 mm</td> <td style="text-align: center;">無し</td> <td style="text-align: center;">(12.3°C)</td> <td style="text-align: center;">9.7°C</td> </tr> <tr> <td>電源装置</td> <td style="text-align: center;">59 mm</td> <td style="text-align: center;">無し</td> <td style="text-align: center;">(17.7°C)</td> <td style="text-align: center;">12.7°C</td> </tr> </tbody> </table> <p>【判定基準】 火災試験中に、火災に至らず、周囲に火災の熱的影響をもたらすことないこと。</p> </div> </div>	【試験内因】	開閉距離	金属(バリア)	熱的影響 (60°C以下)	金型	常用系ソロリ	79 mm	無し	(14.9°C)	11.7°C	光変換器	83 mm	無し	(12.3°C)	9.7°C	電源装置	59 mm	無し	(17.7°C)	12.7°C	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>中央制御盤の設計の相違による、試験対象となる中央制御盤内の構成機器の相違</p>
【試験内因】	開閉距離	金属(バリア)	熱的影響 (60°C以下)	金型																			
常用系ソロリ	79 mm	無し	(14.9°C)	11.7°C																			
光変換器	83 mm	無し	(12.3°C)	9.7°C																			
電源装置	59 mm	無し	(17.7°C)	12.7°C																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

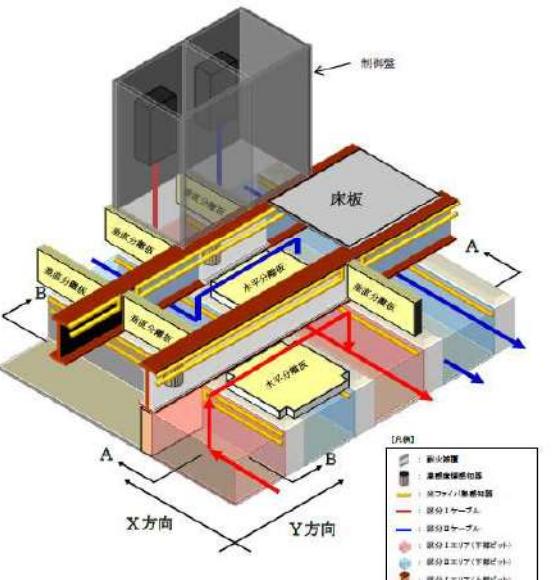
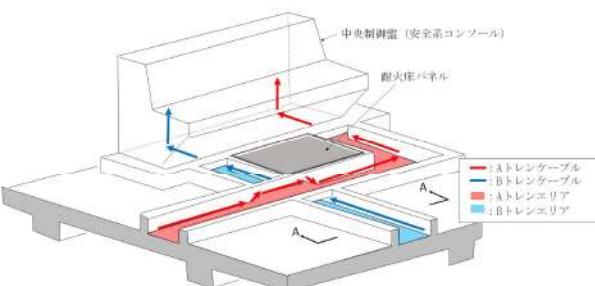
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【対応資料なし】	添付資料9 女川原子力発電所 2号炉における 中央制御室のケーブルの分離状況	添付資料8 泊発電所 3号炉における 中央制御室のケーブルの分離状況	【女川】 ■記載表現の相違  【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映: 着色せず)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>制御室 O.P. 19,500 ケーブル処理室</p> <p>（比較のため書き出し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室床下ケーブルビット内 (PCPS) は上部が制御盤と直角方向、下部が制御盤と直交方向に制御・計装ケーブルが敷設されるよう分離されている。</li> <li>X方向にはコンクリート梁間を通るルートとなっており、Y方向にはH鋼の間を通るルートの二重構造となっている。</li> <li>ケーブル敷設においては、水平及び垂直に分離板を設置することで、区分分離を実施している。</li> <li>中央制御室床下ケーブルビットの詳細は別紙参照。</li> </ul>	<p>制御室 O.P. 23,500</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル処理室の火災の影響軽減のための対策として、安全機能を有する蓋なし動力ケーブルトレイ間の最小分離距離は、水平方向0.9m、垂直方向1.5mとしている。</li> </ul> <p>（比較のため書き出し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室床下ケーブルビット内 (PCPS) は上部が制御盤と直角方向、下部が制御盤と直交方向に制御・計装ケーブルが敷設されるよう分離されている。</li> <li>X方向にはコンクリート梁間を通るルートとなっており、Y方向にはH鋼の間を通るルートの二重構造となっている。</li> <li>ケーブル敷設においては、水平及び垂直に分離板を設置することで、区分分離を実施している。</li> <li>中央制御室床下ケーブルビットの詳細は別紙参照。</li> </ul>	<p>原子炉建屋 T.F. 17-3 m 3A-安全系制御室 中央制御室 JB-安全系制御室 原子炉建屋 T.F. 17-6 m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フロアケーブルダクトの火災の影響軽減のための対策として、安全機能を有するトレントレインケーブル間はコンクリート壁 (150mm以上)によって分離されている。</li> </ul> <p>（比較のため書き出し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室床下ケーブルビット内 (PCPS) は上部が制御盤と直角方向、下部が制御盤と直交方向に制御・計装ケーブルが敷設されるよう分離されている。</li> <li>X方向にはコンクリート梁間を通るルートとなっており、Y方向にはH鋼の間を通るルートの二重構造となっている。</li> <li>ケーブル敷設においては、水平及び垂直に分離板を設置することで、区分分離を実施している。</li> <li>中央制御室床下ケーブルビットの詳細は別紙参照。</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■ 設計の相違</p> <p>泊ではフロアケーブルダクト構造を採用しており、中央制御室床下のケーブル処理はフロアケーブルダクトにて実施している。</p> <p>【泊】</p> <p>■ 設計の相違</p> <p>泊では異なるトレインを異なるケーブルルートに敷設し、影響軽減を図っている。</p>

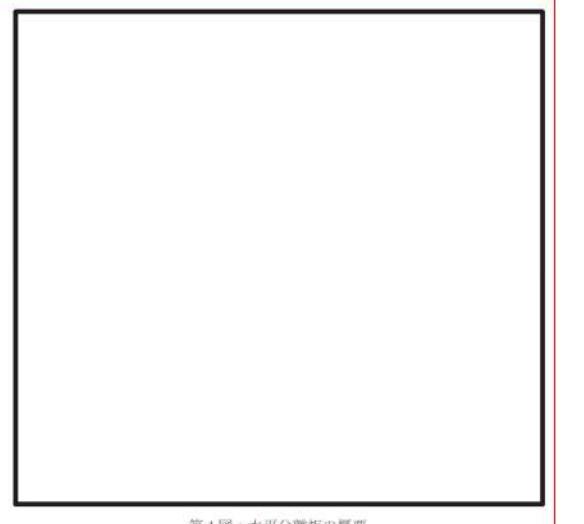
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙</p> <p>中央制御室床下ケーブルピットについて</p> <p>1. はじめに 中央制御室床下ケーブルピット (PCPS) は、ケーブル処理室から中央制御室制御盤までのケーブルを敷設させるためのピットであり、その構造及び特徴について示す。</p>  <p>第1図：中央制御室床下ケーブルピット構造</p>	<p>別紙</p> <p>中央制御室のフロアケーブルダクトについて</p> <p>1. はじめに 中央制御室のフロアケーブルダクトは、中央制御室制御盤までのケーブルを敷設させるためのダクトであり、その構造及び特徴について示す。</p>  <p>第1図：中央制御室のフロアケーブルダクト構造</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>【泊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊ではフロアケーブルダクト構造を採用しており、中央制御室床下のケーブル処理はフロアケーブルダクトにて実施している。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊ではフロアケーブルダクト構造を採用しており、泊では異なるトレインを異なるケーブルルートに敷設し、影響軽減を図っている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. ケーブルビットの構造について</p> <p>(1) コンクリート梁</p> <p>コンクリート梁はコンクリート床面上に制御盤と直角方向に平行して設置し、下部ケーブル通路及びH型鋼の基礎を構成する。</p> <p>コンクリート梁は高さ 250mm、幅 200mm とし、500mm ピッチでコンクリート床面から立ち上げている。</p> <p>ケーブル処理室から中央制御盤までの制御・計装ケーブルはコンクリート梁の間に敷設することができることから、下部ケーブル通路として使用する。</p>  <p>第2図：コンクリート梁概要図</p> <p>(2) H型鋼</p> <p>H型鋼はコンクリート梁の上部にコンクリート梁と直角に設置し、制御盤の基礎を構成するとともに、床面となる床板を支持するものである。</p> <p>H型鋼は高さ 250mm、幅 125mm とし、500mm ピッチでコンクリート梁に固定する。</p> <p>ケーブル処理室から中央制御盤までの制御・計装ケーブルはH型鋼の間に敷設することができることから、上部ケーブル通路として使用する。</p>  <p>第2図：コンクリート構造物概要図</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>2. フロアケーブルダクトの構造について</p> <p>(1) コンクリート構造物</p> <p>コンクリート構造物はケーブル通路の基礎を構成する。</p> <p>コンクリート構造物の側壁部は高さ 405mm、幅 220mm としコンクリート構造物の床面から立ち上げている。</p> <p>中央制御盤までの制御・計装ケーブルはコンクリート構造物の間の空間に敷設することができることから、ケーブル通路として使用する。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では盤の配置を考慮したケーブルダクトの配置をしており、制御盤と直角方向に平行した配置とはなっていない箇所もある。また、フロアケーブルダクトにはH形鋼を使用しておらず、コンクリート構造となっている。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではフロアケーブルダクトにはH形鋼を使用しておらず、コンクリート構造となっている。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではフロアケーブルダクトにはH形鋼を使用しておらず、コンクリート構造となっている。</p>

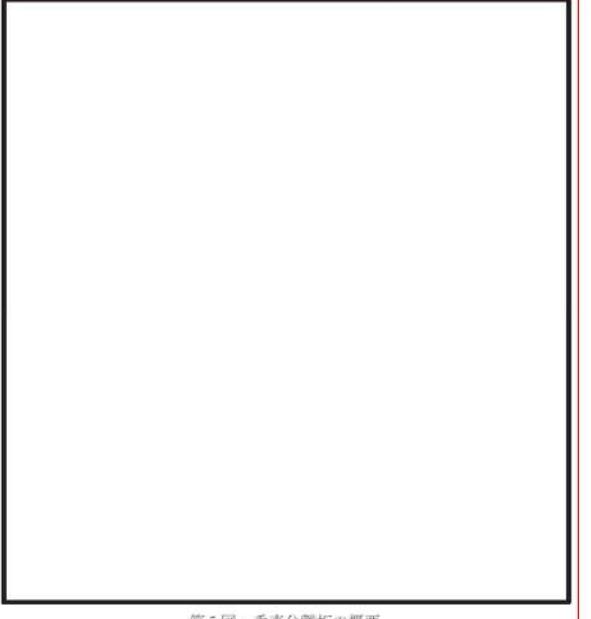
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第3図：H型鋼概要図		<b>【女川】</b> ■設計の相違 泊ではプロアケーブルダクトにはH形鋼を使用しておらず、コンクリート構造となっている。
	<p>(3)水平分離板</p> <p>分離区分の異なる上部ケーブル通路と下部ケーブル通路が交差する箇所に分離を目的として、耐火性能を有する水平分離板を設置する。水平分離板の大きさは縦460mm、幅470mmでH型鋼の下部に設置する。</p>  第4図：水平分離板の概要		<b>【女川】</b> ■設計の相違 泊ではプロアケーブルダクトに水平分離板は使用していない。
	<p>(4)垂直分離板</p> <p>同一区分のケーブル通路の途中で分離区分を変える場合や制御盤下部において制御盤の分離区分に合わせることを目的とした耐火性能を有する垂直分離板を設置する。垂直分離板は上部と下部で大きさは異なるが材質は同様のものを使用する。</p>		<b>【女川】</b> ■設計の相違 泊ではプロアケーブルダクトに水直分離板は使用していない。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

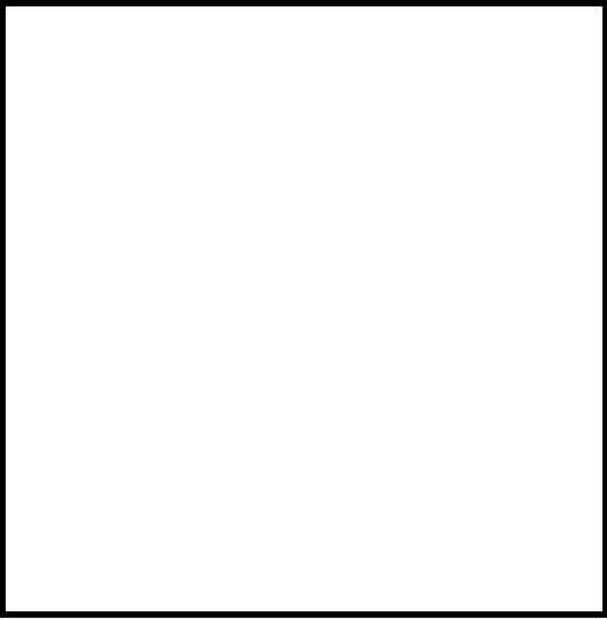
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第5図：垂直分離板の概要		<b>【女川】</b> ■設計の相違 泊ではフロアケーブルダクトに水直分離板は使用していない。
	<p>(5) 床板又は制御盤基台</p> <p>床板はH型鋼の上に敷き並べ床面を構成する。また、制御盤設置のための基台(チャンネルベース)についてはH型鋼に固定する。</p>	<p>(2) 耐火床パネル又は埋め込み板</p> <p>耐火床パネルはコンクリート構造物の上に敷き並べ床面を構成する。また、中央制御盤（安全系コンソール）筐体についてはコンクリート構造物に設置した埋め込み板に固定する。</p>	<b>【女川】</b> ■設計の相違 泊ではフロアケーブルダクトにはH形鋼を使用しておらず、コンクリート構造となっているため、コンクリート構造物の上に耐火床パネルを設置している。また、中央制御盤の筐体は、コンクリート構造物に設置した埋め込み板に固定している。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

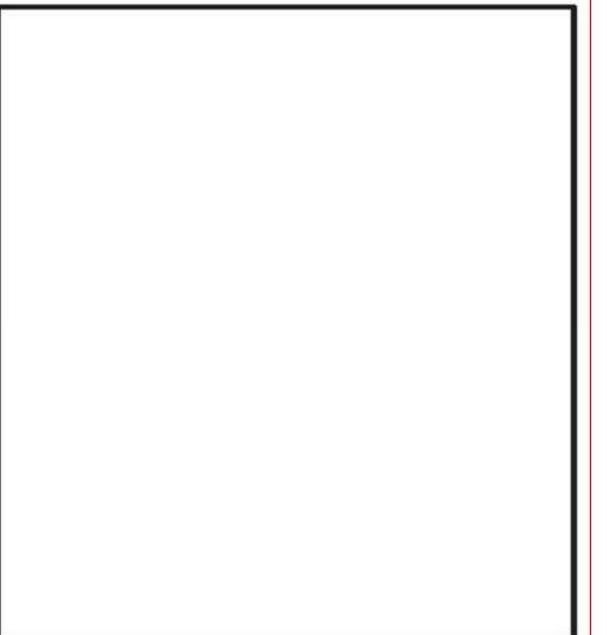
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第6図 : H型鋼への床板設置の概要	 第3図 : コンクリート構造物への耐火床パネル設置の概要	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではプロアケーブルダクトにはH形鋼を使用しておらず、コンクリート構造となっているため、コンクリート構造物の上に耐火床パネルを設置している。</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第7図：H型鋼への制御盤設置の概要		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊ではフロアケーブルダクトにはH形鋼を使用しておらず、コンクリート構造となっているため、中央制御盤の筐体は、コンクリート構造物に設置した埋め込み板に固定している。</p>
		 第4図：コンクリート構造物への中央制御盤（安全系コンソール）設置の概要	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> </ul> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

## 3. ケーブルピット構造部材の耐火性能について

中央制御室ケーブルピットは1時間耐火性能を有する隔壁又は障壁で分離する設計としていることから、ケーブルピット構造部材であるH型鋼、水平分離板、垂直分離板及びH型鋼上部について、火災耐久試験にて1時間耐火性能を有していることを確認する。

## 3. フロアケーブルダクト構造部材の耐火性能について

中央制御室フロアケーブルダクトは3時間耐火性能を有する隔壁又は障壁で分離する設計としていることから、フロアケーブルダクト構造部材であるコンクリート構造物及び耐火床パネルについて、火災耐久試験にて3時間耐火性能を有していることを確認する。

## 【女川】

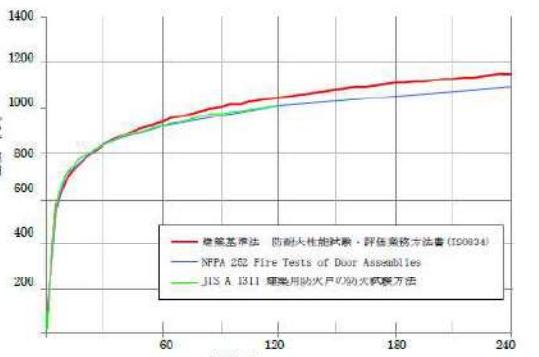
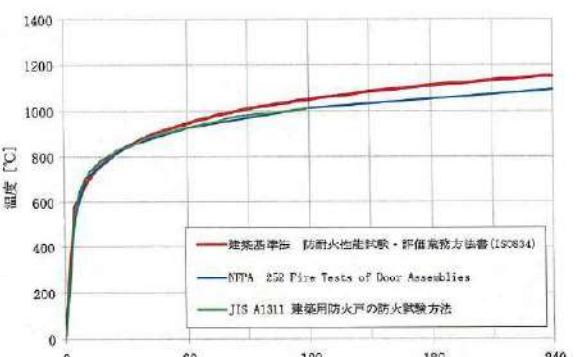
- 設計の相違

泊ではフロアケーブルダクトにおける影響軽減対策として3時間以上の耐火能力を有する隔壁等での分離を採用しており、求められる耐火性能が異なっている。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.1. 火災耐久試験の試験条件について  (1) 加熱曲線  <b>1時間耐火隔壁等の火災耐久試験は、加熱温度条件が厳しい建築基準法 (IS0834) の加熱曲線に従って加熱する。(第8図)</b></p>  <p>第8図：加熱曲線の比較</p> <p>(2) 火災耐久試験の試験設備について  火災耐久試験に使用する試験設備は、耐火炉を使用する。  耐火炉による火災耐久試験は、試験体の加熱面を耐火炉にはめ込む形状で試験を実施するため、加熱面側の放熱による温度低下を考慮しなくともよく、試験体に均一に熱負荷を与えるため、ガスバーナー等による試験より保守的である。  また、国土交通大臣認定期間である一般財団法人建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」では、壁及び床の耐火性能を確認する方法として加熱炉を用いることが記されているため、同方法書に基づき耐火炉にて火災耐久試験を実施する。</p>	<p>3.1. 火災耐久試験の試験条件について  (1) 加熱曲線  <b>3時間耐火隔壁等の火災耐久試験は、加熱温度条件が厳しい建築基準法 (IS0834) の加熱曲線に従って加熱する。(第5図)</b></p>  <p>第5図：加熱曲線の比較</p> <p>(2) 火災耐久試験の試験設備について  火災耐久試験に使用する試験設備は、耐火炉を使用する。  耐火炉による火災耐久試験は、試験体の加熱面を耐火炉にはめ込む形状で試験を実施するため、加熱面側の放熱による温度低下を考慮しなくともよく、試験体に均一に熱負荷を与えるため、ガスバーナー等による試験より保守的である。  また、国土交通大臣認定機関である一般財団法人建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」では、壁及び床の耐火性能を確認する方法として加熱炉を用いることが記されているため、同方法書に基づき耐火炉にて火災耐久試験を実施する。</p>	<p>【女川】  ■設計の相違  泊ではプロアケーブルダクトにおける影響軽減対策として3時間以上の耐火能力を有する隔壁等での分離を採用しており、求められる耐火性能が異なっている。</p> <p>【女川】  ■記載表現の相違</p> <p>【女川】  ■記載表現の相違</p> <p>【女川】  ■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>(3) 判定基準</p> <p>建築基準法(ISO834)の規定に基づく加熱曲線で<b>1時間</b>加熱した際に、一般財団法人建材試験センターの「防耐火性能試験・評価業務方法書」の判定基準を満足するか確認する。(第1表)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p><b>第1表：判定基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>遮熱性及び遮炎性の確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">判定基準</td> <td>試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。</td> </tr> <tr> <td>非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。</td> </tr> <tr> <td>非加熱面へ10秒を超えて継続する発煙がないこと。</td> </tr> <tr> <td>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。</td> </tr> <tr> <td>出展：一般財団法人 建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」（（建築基準法施工令第2条第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価）に基づき選定。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9図：耐火炉の加熱状況イメージ</p> </div>	試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認	判定基準	試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。	非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	非加熱面へ10秒を超えて継続する発煙がないこと。	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	出展：一般財団法人 建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」（（建築基準法施工令第2条第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価）に基づき選定。）	<p>(3) 判定基準</p> <p>建築基準法(ISO834)の規定に基づく加熱曲線で<b>3時間</b>加熱した際に、一般財団法人建材試験センターの「防耐火性能試験・評価業務方法書」の判定基準を満足するか確認する。(第1表)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p><b>第1表：判定基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>遮炎性の確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">判定基準</td> <td>非加熱面側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側へ10秒を超えて継続する発煙がないこと。</td> </tr> <tr> <td>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出展：一般社団法人 建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」（（建築基準法第2条第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価）に基づき選定。）</p> <p>第6図：耐火炉の加熱状況イメージ</p> </div>	試験項目	遮炎性の確認	判定基準	非加熱面側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。	非加熱面側へ10秒を超えて継続する発煙がないこと。	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊ではプロアケーブルダクトにおける影響軽減対策として3時間以上の耐火能力を有する隔壁等での分離を採用しており、求められる耐火性能が異なっている。</li> </ul>
試験項目	遮熱性及び遮炎性の確認																
判定基準	試験体の裏面温度上昇が、平均で140K以下、最高で180K以下であること。																
	非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。																
	非加熱面へ10秒を超えて継続する発煙がないこと。																
	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。																
	出展：一般財団法人 建材試験センター「防耐火性能試験・評価業務方法書」（（建築基準法施工令第2条第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価）に基づき選定。）																
試験項目	遮炎性の確認																
判定基準	非加熱面側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。																
	非加熱面側へ10秒を超えて継続する発煙がないこと。																
	火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。																
	<p>3.2. ケーブルピット構造部材の火災耐久試験について</p> <p>(1) コンクリート梁</p> <p>コンクリートの耐火能力は、JEAG4607にて<b>1時間</b>耐火能力を有するコンクリート厚さが<b>70mm</b>と規定されており、中央制御室ケーブルピットのコンクリート梁は厚さ<b>200mm</b>であることから、<b>1時間</b>耐火能力を有する構造であることを確認した。</p>	<p>3.2. フロアケーブルダクト構造部材の火災耐久試験について</p> <p>(1) コンクリート構造物</p> <p>コンクリートの耐火能力は、建築基準法に基づき算出した<b>123mm</b>及びNPAハンドブックの約<b>150mm</b>の読み値を踏まえ、<b>3時間</b>耐火性能を有する厚さの判定基準は<b>150mm</b>とし、中央制御室フロアケーブルダクトのコンクリート構造物の厚さは<b>150mm以上</b>であることから、<b>3時間</b>耐火能力を有する構造であることを確認した。</p>	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊ではフロアケーブルダクトにおける影響軽減対策として3時間以上の耐火能力を有する隔壁等での分離を採用しており、求められる耐火性能が異なっている。</li> </ul>														

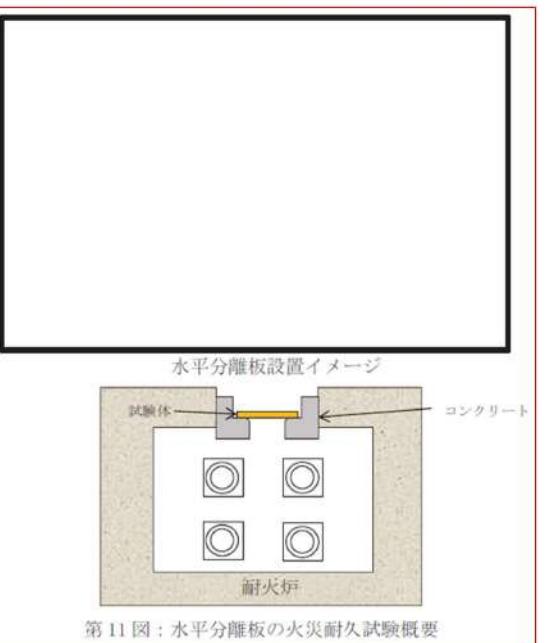
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) H型鋼</p> <p>a. 試験内容</p> <p>H型鋼は鋼製であることから遮炎性は満足するが、遮熱性も加えた1時間耐火性能を確認するために、耐火炉によるISO834 加熱曲線での1時間加熱にて、火災耐久試験を実施した。</p> <p>試験体は、実機と同じ大きさのH型鋼に対して、セラミックファイバーブランケット及び断熱材をガラスファイバークロスで覆ったものを耐火接着剤でH型鋼の両面に施工した試験体とし、実機状況と同様にH型鋼への設置を模擬した状態での試験体にて耐火性能を確認した。</p> <p>b. 試験結果</p> <p>試験体は、第1表の判定基準を満足することを確認した。試験結果は第2表のとおりである。</p>  <p>第10図：H型鋼の火災耐久試験概要</p>	<p>(2) 耐火床パネル</p> <p>a. 試験内容</p> <p>耐火床パネルはケイ酸カルシウム板、ガルバリウム鋼板、SUSで構成されていることから遮炎性は満足するが、3時間耐火性能を確認するために、耐火炉によるISO834 加熱曲線での3時間加熱にて、火災耐久試験を実施した。</p> <p>試験体は、実機と同じ大きさの耐火床パネルに対して、目地部に発泡系耐火シートを施工した試験体とし、実機状況と同様にコンクリート構造物への設置を模擬した状態での試験体にて耐火性能を確認した。</p> <p>b. 試験結果</p> <p>試験体は、第1表の判定基準を満足することを確認した。試験結果は第2表のとおりである。</p>  <p>第7図：耐火床パネルの火災耐久試験概要</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではプロアケーブルダクト上部に耐火床パネルを設置している。また、プロアケーブルダクトにおける影響軽減対策として3時間以上の耐火能力を有する隔壁等での分離を採用しており、求められる耐火性能が異なっている。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではプロアケーブルダクト上部に耐火床パネルを設置している。</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■機密情報</p>

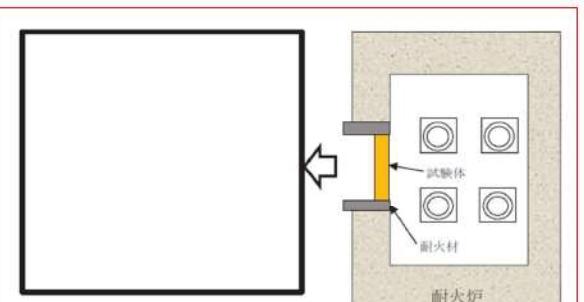
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3)水平分離板</p> <p>a. 試験内容</p> <p>水平分離板の1時間耐火性能を確認するために、耐火炉によるIS0834加熱曲線での1時間加熱にて、火災耐久試験を実施した。</p> <p>試験体の水平分離板は実機と同様のけい酸カルシウム板、鉄板、セラミックファイバープランケットを組合せたものとした。水平分離板を実機に固定する場合にはH型鋼及びコンクリート梁と接触することから、実機状況と同様にH型鋼及びコンクリート梁への設置を模擬した試験体にて耐火性能を確認した。</p> <p>b. 試験結果</p> <p>試験体は、第1表の判定基準を満足することを確認した。試験結果は第2表のとおりである。</p> <div style="text-align: center;">  <p>水平分離板設置イメージ</p> <p>試験体</p> <p>コンクリート</p> <p>耐火炉</p> <p>第11図：水平分離板の火災耐久試験概要</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではプロアケーブルダクトに水平分離板は使用していないため、試験を実施していない。</p>

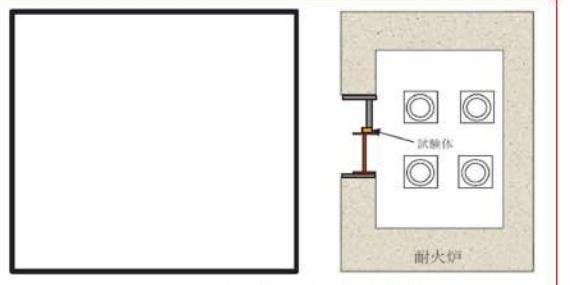
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 垂直分離板</p> <p>a. 試験内容</p> <p>垂直分離板の1時間耐火性能を確認するために、耐火炉によるIS0834加熱曲線での1時間加熱にて、火災耐久試験を実施した。</p> <p>垂直分離板の試験体は実機と同材質・同厚さのセラミックファイバーブランケットをガラスクロスで覆ったものとした。垂直分離板を実機に固定する場合にはH型鋼及びコンクリート梁に耐火接着剤にて固定することから、実機の設置状況と同様に耐火接着剤による固定を模擬した試験体にて耐火性能を確認した。</p> <p>b. 試験結果</p> <p>試験体は、第1表の判定基準を満足することを確認した。試験結果は第3表のとおりである。</p>  <p>第12図：垂直分離板の耐火試験概要</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではプロアケーブルダクトに水直分離板は使用していないため、試験を実施していない。</p>
	<p>(5) H型鋼上部</p> <p>a. 試験内容</p> <p>H型鋼上部の1時間耐火性能を確認するために、耐火炉によるIS0834加熱曲線での1時間加熱にて、火災耐久試験を実施した。</p> <p>H型鋼上部には床板を設置するために台座を設置しているため、台座の高さと床板に空間があることから、試験体では空間を塞ぐようH型鋼上面フランジに耐火材であるセラミックファイバーブランケットを設置したものとした。セラミックファイバーブランケットを実機に固定する場合にはH型鋼に耐火接着剤にて固定することから、実機の設置状況と同様に耐火接着剤による固定を模擬した試験体にて耐火性能を確認した。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではプロアケーブルダクトにH型鋼は使用していないため、試験を実施していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではプロアケーブルダクトにH型鋼は使用していないため、試験を実施していない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 試験結果 試験体は、第1表の判定基準を満足することを確認した。試験結果は第3表のとおりである。</p>  <p>第13図：H型鋼上部の耐火試験概要</p>		<p>【女川】 ■設計の相違 泊ではプロアケーブルダクトにH型鋼は使用していないため、試験を実施していない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊ではプロアケーブルダクトにH型鋼は使用していないため、試験を実施していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
	<p>第2表：耐火試験状況 (試験体: H型鋼及び水平分離板)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">試験状況写真</th> </tr> <tr> <th>H型鋼</th> <th>水平分離板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1時間後 (試験終了後)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>試験体の裏面 温度上昇が、 平均で140K以下、 最高で180K以下であ ること。 非加熱側へ10 秒を超えて継 続する火炎の 噴出がないこ と。</td> <td>平均 58.4K 最高 152.7K</td> <td>平均 80.8K 最高 132.0K</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側へ10 秒を超えて継 続する発炎が ないこと。</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>火炎が通る亀 裂等の損傷及 び隙間を生じ ないこと。</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>	時間	試験状況写真		H型鋼	水平分離板	開始前			1時間後 (試験終了後)			試験体の裏面 温度上昇が、 平均で140K以下、 最高で180K以下であ ること。 非加熱側へ10 秒を超えて継 続する火炎の 噴出がないこ と。	平均 58.4K 最高 152.7K	平均 80.8K 最高 132.0K	非加熱面側へ10 秒を超えて継 続する発炎が ないこと。	良	良	火炎が通る亀 裂等の損傷及 び隙間を生じ ないこと。	良	良	試験結果	良	良	<p>第2表：耐火試験状況 (試験体: 耐火床パネル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">試験状況写真</th> </tr> <tr> <th colspan="2">耐火床パネル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td></td> <td>試験体</td> </tr> <tr> <td>3時間後 (試験終了後)</td> <td></td> <td>非加熱側</td> </tr> <tr> <td>非加熱面側へ10秒を超えて 継続する火炎の噴出がない こと。</td> <td></td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>非加熱面へ10秒を超えて継 続する発炎がないこと。</td> <td></td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>火炎が通る亀裂等の損傷及 び隙間を生じないこと。</td> <td></td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td></td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table>	時間	試験状況写真		耐火床パネル		開始前		試験体	3時間後 (試験終了後)		非加熱側	非加熱面側へ10秒を超えて 継続する火炎の噴出がない こと。		良	非加熱面へ10秒を超えて継 続する発炎がないこと。		良	火炎が通る亀裂等の損傷及 び隙間を生じないこと。		良	試験結果		良
時間	試験状況写真																																															
	H型鋼	水平分離板																																														
開始前																																																
1時間後 (試験終了後)																																																
試験体の裏面 温度上昇が、 平均で140K以下、 最高で180K以下であ ること。 非加熱側へ10 秒を超えて継 続する火炎の 噴出がないこ と。	平均 58.4K 最高 152.7K	平均 80.8K 最高 132.0K																																														
非加熱面側へ10 秒を超えて継 続する発炎が ないこと。	良	良																																														
火炎が通る亀 裂等の損傷及 び隙間を生じ ないこと。	良	良																																														
試験結果	良	良																																														
時間	試験状況写真																																															
	耐火床パネル																																															
開始前		試験体																																														
3時間後 (試験終了後)		非加熱側																																														
非加熱面側へ10秒を超えて 継続する火炎の噴出がない こと。		良																																														
非加熱面へ10秒を超えて継 続する発炎がないこと。		良																																														
火炎が通る亀裂等の損傷及 び隙間を生じないこと。		良																																														
試験結果		良																																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">[情報漏洩の内容は機密保護の観点から公開できません。]</p> <p style="text-align: center;">第3表：耐火試験状況（試験体：垂直分離板及びH型鋼上部）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">試験状況写真</th> </tr> <tr> <th>垂直分離板</th> <th>H型鋼上部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1時間後 (試験終了後)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験体の裏面 温度上昇が、 平均で140K以 下、最高で 180K以下であ ること。 非加熱側へ10 秒を超えて継 続する火炎の 噴出がないこ と。</td> <td>平均 100.1K 最高 111.5K</td> <td>平均 132.6K 最高 151.2K</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>非加熱側へ10 秒を超えて継 続する火炎の 噴出がないこ と。</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火炎が通る電 線等の損傷及 び隙間を生じ ないこと。</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験結果</td> <td>良</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>4. 中央制御室床下ケーブルピット内の火災感知・消火について</p> <p>中央制御室床下ケーブルピットの火災感知器及び固定式消火設備は、火災の影響軽減を目的に設置するものである。中央制御室に運転員が常駐していることから二次的影響対策を考慮した上で、固定式消火設備を自動起動させる設計とする。</p> <p>中央制御室床下ケーブルピットは上段及び下段で区切られた狭隘な空間であり一般的な部屋とは構造が相違することから、消防法の規定をそのまま適用できないため、実機の一部を模擬した試験設備にて火災感知器及び消火設備の性能を確認する実証試験を実施した。</p>	時間	試験状況写真		垂直分離板	H型鋼上部	開始前			1時間後 (試験終了後)				試験体の裏面 温度上昇が、 平均で140K以 下、最高で 180K以下であ ること。 非加熱側へ10 秒を超えて継 続する火炎の 噴出がないこ と。	平均 100.1K 最高 111.5K	平均 132.6K 最高 151.2K	判定基準	非加熱側へ10 秒を超えて継 続する火炎の 噴出がないこ と。	良	良		火炎が通る電 線等の損傷及 び隙間を生じ ないこと。	良	良		試験結果	良	良		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではプロアケーブルダクトにH型鋼、水直分離板は使用していないため、試験を実施していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊のプロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>
時間	試験状況写真																													
	垂直分離板	H型鋼上部																												
開始前																														
1時間後 (試験終了後)																														
	試験体の裏面 温度上昇が、 平均で140K以 下、最高で 180K以下であ ること。 非加熱側へ10 秒を超えて継 続する火炎の 噴出がないこ と。	平均 100.1K 最高 111.5K	平均 132.6K 最高 151.2K																											
判定基準	非加熱側へ10 秒を超えて継 続する火炎の 噴出がないこ と。	良	良																											
	火炎が通る電 線等の損傷及 び隙間を生じ ないこと。	良	良																											
	試験結果	良	良																											

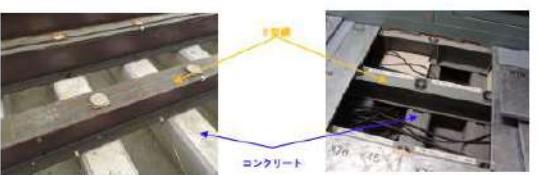
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>4.1. 火災感知器の感知範囲確認試験</b></p> <p>火災感知器のうち煙感知器の設置基準は消防法で規定されているが、床下ケーブルピットの構造を踏まえて感知器の設置基準を設計する必要がある。</p> <p>光ファイバ式熱感知器については、消防法では設置基準が規定されていないため、実証試験により感知範囲を確認する必要がある。</p> <p>このため、火災感知器の設置基準を設計するにあたり、中央制御室床下ケーブルピット構造を模擬した試験設備にて、ピット内で火災を発生させた場合の、煙感知器及び光ファイバ式熱感知器の感知範囲を確認する実証試験を実施した。</p> <p><b>4.1.1. 試験条件</b></p> <p>(1) 試験設備の形状</p> <p>中央制御室は約39m×約40mの大きさであるが、試験ではピット構造を模擬した全体16.5m×5mの試験設備を用いて、火災感知範囲の確認を目的とした実証試験を実施した。</p> <p>試験設備の上段ピット及び下段ピットは、H型鋼とコンクリート梁で構成しており、ピット1つ当たりの大きさは500mm×500mmで実機と同等の間隔で構成された試験設備である。</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

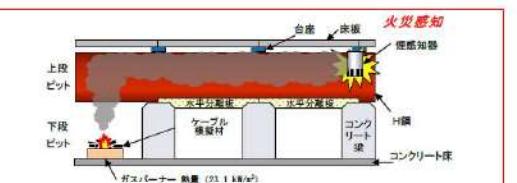
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
	<p>第14図：火感知試験場の概要</p>  <p>第15図：感知試験設備ピット構造の概要</p>  <table border="1"> <caption>第4表：試験設備の概要</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験設備</th> <th>実機</th> <th>妥当性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上部 ピット</td> <td>材料 設置間隔</td> <td>H型鋼 500mm</td> <td>H型鋼 500mm</td> <td rowspan="2">実機と同じ</td> </tr> <tr> <td>下部 ピット</td> <td>材料 設置間隔</td> <td>コンクリート 500mm</td> <td>コンクリート 500mm</td> </tr> <tr> <td>全体構造</td> <td>16.5m×5m</td> <td>約30m×約40m</td> <td>1ピットあたりの大きさが実機と同等の構造で構成された試験設備で、火災時の最大感知範囲を確認する目的であるため十分な大きさである</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災模擬</p> <p>中央制御室床下ケーブルピットでの火災は、制御ケーブルの過電流による火災が想定される。ケーブルが延焼する際にはケーブルの最外皮であるシース材の延焼が主体的となるため、実証試験では実機に敷設されているケーブルのシース材である難燃性クロロブレンの火災を模擬した。</p> <p>ケーブルは難燃性ケーブルを使用していることから、火災の規模は小さいものと想定されるが、実証試験では燃焼を継続させるために、燃焼材をガスバーナーで強制燃焼させた。なお、ガスバーナーはピット内に収まる大きさで、熱量は影響評価ガイドに記載のケーブル発熱速度 (178kW/m<sup>2</sup>) 以下である 23.1kW/m<sup>2</sup>とした。</p>	項目	試験設備	実機	妥当性	上部 ピット	材料 設置間隔	H型鋼 500mm	H型鋼 500mm	実機と同じ	下部 ピット	材料 設置間隔	コンクリート 500mm	コンクリート 500mm	全体構造	16.5m×5m	約30m×約40m	1ピットあたりの大きさが実機と同等の構造で構成された試験設備で、火災時の最大感知範囲を確認する目的であるため十分な大きさである		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>
項目	試験設備	実機	妥当性																	
上部 ピット	材料 設置間隔	H型鋼 500mm	H型鋼 500mm	実機と同じ																
下部 ピット	材料 設置間隔	コンクリート 500mm	コンクリート 500mm																	
全体構造	16.5m×5m	約30m×約40m	1ピットあたりの大きさが実機と同等の構造で構成された試験設備で、火災時の最大感知範囲を確認する目的であるため十分な大きさである																	

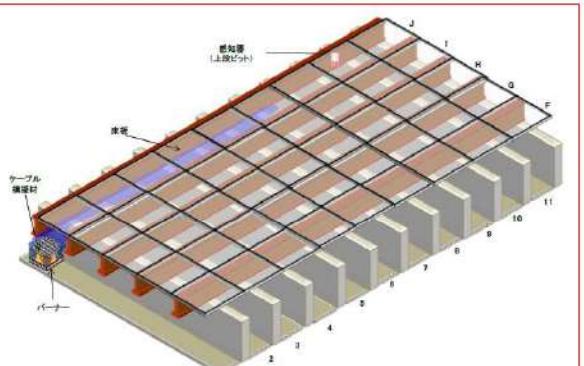
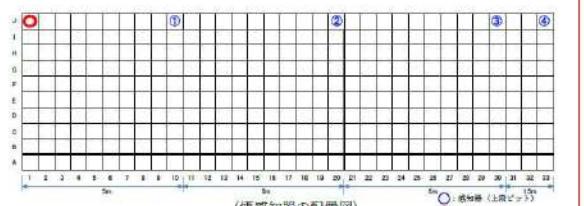
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>ガスバーナーはピット内部に設置することから、ピット空間で燃焼による酸素低下による影響を及ぼさないよう、給気ファンにより燃焼に必要な空気をバーナーに供給し、燃焼によるピット内の気流を抑える観点から、バーナー近傍の空気を排気ファンにより排気することによって、ピット内の給排気の風量バランスを調整しながら試験を行った。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第16図：火災源の状況</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>第5表：火災源の概要</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験条件</th> <th>試験条件の妥当性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼材</td> <td>難燃性クロロブレン</td> <td>ケーブル火災を想定した場合、可燃物量が多くなるシース材が主体的に燃焼するため、実機ケーブルの一番外側の被覆であるシース材と同材質を燃焼材とした。燃焼材をガスバーナーで難燃燃焼させることを目的に燃焼材の量を選定した。</td> </tr> <tr> <td>ガスバーナー</td> <td>23.1kW/m<sup>2</sup> (熱量)</td> <td>ケーブルピット内は難燃性ケーブルを使用していることから、火災の規模は小さいものと想定されるが、実験試験では燃焼材を難燃燃焼させることを目的に強制的にガスバーナーで燃焼させた。 なお、バーナーはピット内に収まる大きさで、熱量は影響評価ガイド案に記載されているケーブルの発熱速度 HRR (178kW/m<sup>2</sup>) 以下とした。</td> </tr> <tr> <td>感知器までの障害物</td> <td>ケーブル模擬材 (169本) 設置</td> <td>火災源と光ファイバ熱感知器の間に障害物となる模擬ケーブルをピット内が溝截となるケーブル模擬材を敷設することで、火災源の熱が遮蔽され、拡散しにくい保守的な試験条件とした。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原子力発電所の内部火災影響評価ガイド 表B.5「単位面積当たりのHRR値」</p>	項目	試験条件	試験条件の妥当性	燃焼材	難燃性クロロブレン	ケーブル火災を想定した場合、可燃物量が多くなるシース材が主体的に燃焼するため、実機ケーブルの一番外側の被覆であるシース材と同材質を燃焼材とした。燃焼材をガスバーナーで難燃燃焼させることを目的に燃焼材の量を選定した。	ガスバーナー	23.1kW/m <sup>2</sup> (熱量)	ケーブルピット内は難燃性ケーブルを使用していることから、火災の規模は小さいものと想定されるが、実験試験では燃焼材を難燃燃焼させることを目的に強制的にガスバーナーで燃焼させた。 なお、バーナーはピット内に収まる大きさで、熱量は影響評価ガイド案に記載されているケーブルの発熱速度 HRR (178kW/m <sup>2</sup> ) 以下とした。	感知器までの障害物	ケーブル模擬材 (169本) 設置	火災源と光ファイバ熱感知器の間に障害物となる模擬ケーブルをピット内が溝截となるケーブル模擬材を敷設することで、火災源の熱が遮蔽され、拡散しにくい保守的な試験条件とした。	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>
項目	試験条件	試験条件の妥当性												
燃焼材	難燃性クロロブレン	ケーブル火災を想定した場合、可燃物量が多くなるシース材が主体的に燃焼するため、実機ケーブルの一番外側の被覆であるシース材と同材質を燃焼材とした。燃焼材をガスバーナーで難燃燃焼させることを目的に燃焼材の量を選定した。												
ガスバーナー	23.1kW/m <sup>2</sup> (熱量)	ケーブルピット内は難燃性ケーブルを使用していることから、火災の規模は小さいものと想定されるが、実験試験では燃焼材を難燃燃焼させることを目的に強制的にガスバーナーで燃焼させた。 なお、バーナーはピット内に収まる大きさで、熱量は影響評価ガイド案に記載されているケーブルの発熱速度 HRR (178kW/m <sup>2</sup> ) 以下とした。												
感知器までの障害物	ケーブル模擬材 (169本) 設置	火災源と光ファイバ熱感知器の間に障害物となる模擬ケーブルをピット内が溝截となるケーブル模擬材を敷設することで、火災源の熱が遮蔽され、拡散しにくい保守的な試験条件とした。												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p><b>4.1.2. 煙感知器実証試験</b></p> <p>中央制御室床下ケーブルピットに設置する煙感知器の設計に反映するため、試験設備を用いて煙感知器の最大感知範囲及び感知時間を確認する実証試験を実施した。実機構造を踏まえ第6表に示す火災源と火災感知器の関係から火災感知器の配置設計に必要な試験パターンを整理した。</p> <p>ガスバーナーでケーブル模擬材を強制的に燃焼させることにより煙を発生させ、火源から離れた箇所に設置した煙感知器の作動状況及び作動時間を確認した。</p> <p>なお、煙感知器の設定感度については、より早期に感知することを目的に一般的の煙検知器10%感度よりも、高感度となる5%感度の煙感知器を用いて試験を実施した。煙感知器実証試験の概要とその結果を以下に示す。</p>  <p>第17図：中央制御室床下ケーブルピット煙感知器試験概要図</p> <p><b>第6表：煙感知試験パターン</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験パターン</th> <th>試験目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 【火災源】下段 【煙路】下段→上段 【感知器】上段</td> <td>下段ピット火災時に直上の上段ピット側(H型鋼)に流れる煙の最大感知範囲を確認する</td> </tr> <tr> <td>2 【火災源】下段 【煙路】下段→下段 【感知器】下段</td> <td>下段ピット火災時に隣接下段ピット側(コンクリート)に流れる煙の最大感知範囲を確認する</td> </tr> <tr> <td>3 【火災源】下段 【煙路】下段→下段→上段 【感知器】制御盤内及び制御盤外(通気孔)</td> <td>下段ピット火災時に隣接下段ピット(コンクリート)、上段ピット(H型鋼)を経由し模擬制御盤に流れる煙の感知状況を確認する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 煙感知器試験（その1）</p> <p>a. 試験概要</p> <p>下段ピットに火災源を設置した際の上段ピットに設置した火災感知器の動作範囲を確認するため、第18図のように試験設備を構成した。</p>	試験パターン	試験目的	1 【火災源】下段 【煙路】下段→上段 【感知器】上段	下段ピット火災時に直上の上段ピット側(H型鋼)に流れる煙の最大感知範囲を確認する	2 【火災源】下段 【煙路】下段→下段 【感知器】下段	下段ピット火災時に隣接下段ピット側(コンクリート)に流れる煙の最大感知範囲を確認する	3 【火災源】下段 【煙路】下段→下段→上段 【感知器】制御盤内及び制御盤外(通気孔)	下段ピット火災時に隣接下段ピット(コンクリート)、上段ピット(H型鋼)を経由し模擬制御盤に流れる煙の感知状況を確認する			<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>
試験パターン	試験目的											
1 【火災源】下段 【煙路】下段→上段 【感知器】上段	下段ピット火災時に直上の上段ピット側(H型鋼)に流れる煙の最大感知範囲を確認する											
2 【火災源】下段 【煙路】下段→下段 【感知器】下段	下段ピット火災時に隣接下段ピット側(コンクリート)に流れる煙の最大感知範囲を確認する											
3 【火災源】下段 【煙路】下段→下段→上段 【感知器】制御盤内及び制御盤外(通気孔)	下段ピット火災時に隣接下段ピット(コンクリート)、上段ピット(H型鋼)を経由し模擬制御盤に流れる煙の感知状況を確認する											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>(試験イメージ図)</p>  <p>(煙感知器の配置図)</p> <p>第18図：煙感知器試験概要図（その1）</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

#### b. 試験結果

下段ピットの火災源から発生させた煙に対して、上段ピットの煙感知器が火源から最大 16.5m 離れた箇所の感知器が作動することを確認した。また、火災源に近い煙感知器は相対的に早期に煙濃度の上昇を感知することを確認した。

**【女川】**

- 設計の相違

泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。

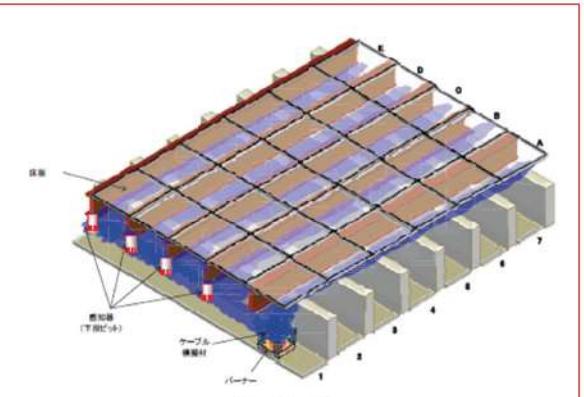
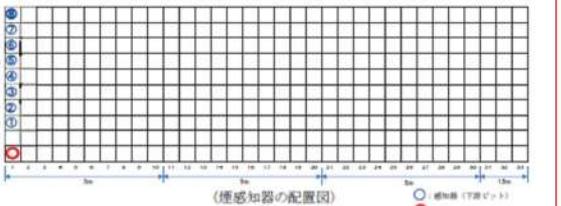
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第19図：煙感知器試験結果（その1） <p>(2) 煙感知器性能試験(その2)</p> <p>a. 試験概要</p> <p>下段ピットに火災源を設置した際に同列の下段ピットに設置した火災感知器の感知可能範囲を確認するため、第20図のように試験設備を構成した。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>(試験イメージ図)</p>  <p>(煙感知器の配置図)</p> <p>第20図：煙感知器性能試験概要図（その2）</p> <p>b. 試験結果</p> <p>下段ビットに設置した火災源から発生した煙に対して、同列の下段ビットの煙感知器での感知可能範囲を確認し、火災源から最大2.5m離れた箇所の感知器が作動することを確認した。また、火災源に近い煙感知器は相対的に早期に煙濃度の上昇を感じることを確認した。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

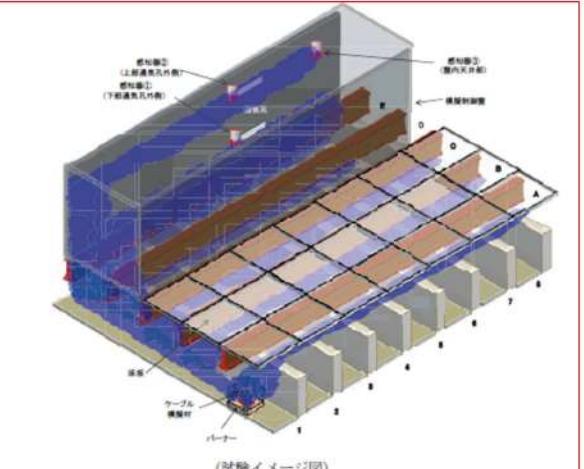
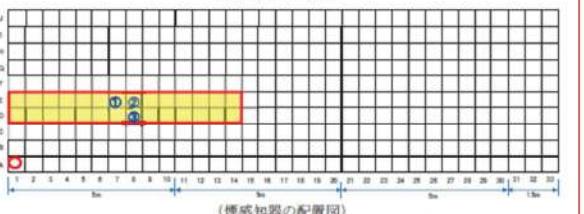
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

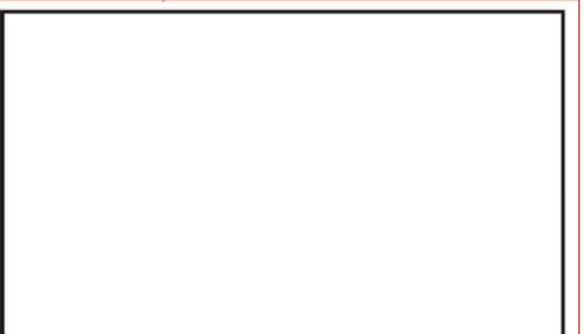
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第21図：煙感知器試験結果（その2）		<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違</p> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違</p> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>(試験イメージ図)</p>  <p>(煙感知器の配置図)</p> <p>第22図：煙感知器性能試験概要図（その3）</p> <p>b. 試験結果</p> <p>下段ビットに設置した火災源から発生した煙に対して、同列下段ビット経由で 2.0m 離れた箇所に設置された制御盤内に煙が到達し、制御盤内で 3.5m 離れた通気孔の外側に設置した感知器で作動することを確認した。また、制御盤通気孔から大量の煙が制御盤外へ流出することが確認されたことから、制御盤内に到達した煙は天井部の感知器で感知可能な状況であった。</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第23図：煙感知器試験結果（その3）</p> <p>4.1.3. 热感知器実証試験    (1) 試験内容    中央制御室床下ケーブルピットに設置する光ファイバ式熱感知器について、試験設備を用いて感知性能試験を実施した。ガスバーナーにより強制的にケーブル模擬材を燃焼させた火災を、模擬ケーブルの上部に設置した熱感知器が昇温5°Cを感知できることと、その感知時間を確認した。なお、光ファイバ式熱感知器の配置は、中央制御室床下ケーブルピット全体に設置することを想定し、1つのピット内に火災源と熱感知器が存在している場合の試験とした。    また、火災源と光ファイバ式熱感知器間に障害物となるケーブル模擬材を敷設し、火災源の熱が遮蔽され拡散しにくい条件とし、保守的となる試験を実施した。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違    泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違    泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第24図：中央制御室床下ケーブルピット熱感知器試験概要図</p> <p>第25図：光ファイバ式熱感知器敷設状況</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

## (2) 試験結果

水平分離板により閉止された下段ピット内の火源と同一空間に熱感知器を敷設した場合、点火から 20 秒後に 5°C以上昇温を感知できることを確認した。

**【女川】**

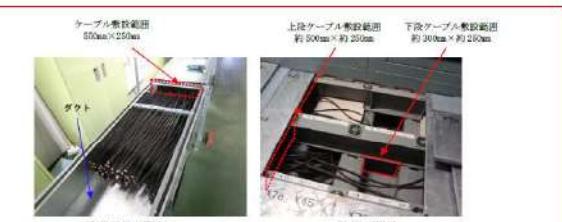
- 設計の相違

泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。

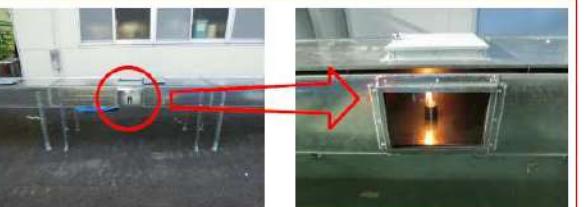
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第26図：光ファイバ式熱感知器実証試験結果		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

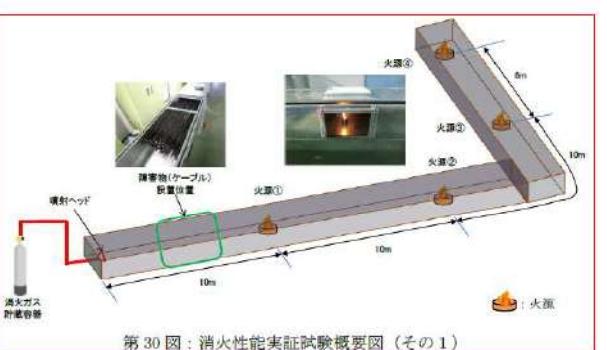
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	 <p>第27図：中央制御室床下ケーブルビット消火試験の試験設備</p>  <p>第28図：消火試験設備の構造概要</p> <p>第7表：試験設備の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験設備</th> <th>実機</th> <th>妥当性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造部材</td> <td>ダクト鋼板</td> <td>H型鋼 コンクリート</td> <td>噴射ヘッド1つあたりの最大消火範囲を確認する目的であるため、消火ガスが外部に流出しない部材であれば結果に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td>ケーブル敷設範囲 断面積</td> <td>(上段、下段) 550mm×250mm</td> <td>(上段) 約500mm×約250mm (下段) 約300mm×約250mm</td> <td>上段は実機同等である。下段は試験設備の断面積が大きいが、消火ガスが拡散するため、実機よりも保守的な条件となる。</td> </tr> <tr> <td>全体構造</td> <td>(直線試験) 約58m (隣接ビット試験) 約10m×約6m</td> <td>約39m×約40m</td> <td>実機同等のケーブル敷設範囲(断面積)で構成された試験設備で、噴射ヘッド1つあたりの最大消火範囲を確認する目的であるため十分な大きさである。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	試験設備	実機	妥当性	構造部材	ダクト鋼板	H型鋼 コンクリート	噴射ヘッド1つあたりの最大消火範囲を確認する目的であるため、消火ガスが外部に流出しない部材であれば結果に影響を及ぼさない。	ケーブル敷設範囲 断面積	(上段、下段) 550mm×250mm	(上段) 約500mm×約250mm (下段) 約300mm×約250mm	上段は実機同等である。下段は試験設備の断面積が大きいが、消火ガスが拡散するため、実機よりも保守的な条件となる。	全体構造	(直線試験) 約58m (隣接ビット試験) 約10m×約6m	約39m×約40m	実機同等のケーブル敷設範囲(断面積)で構成された試験設備で、噴射ヘッド1つあたりの最大消火範囲を確認する目的であるため十分な大きさである。	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>
項目	試験設備	実機	妥当性															
構造部材	ダクト鋼板	H型鋼 コンクリート	噴射ヘッド1つあたりの最大消火範囲を確認する目的であるため、消火ガスが外部に流出しない部材であれば結果に影響を及ぼさない。															
ケーブル敷設範囲 断面積	(上段、下段) 550mm×250mm	(上段) 約500mm×約250mm (下段) 約300mm×約250mm	上段は実機同等である。下段は試験設備の断面積が大きいが、消火ガスが拡散するため、実機よりも保守的な条件となる。															
全体構造	(直線試験) 約58m (隣接ビット試験) 約10m×約6m	約39m×約40m	実機同等のケーブル敷設範囲(断面積)で構成された試験設備で、噴射ヘッド1つあたりの最大消火範囲を確認する目的であるため十分な大きさである。															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

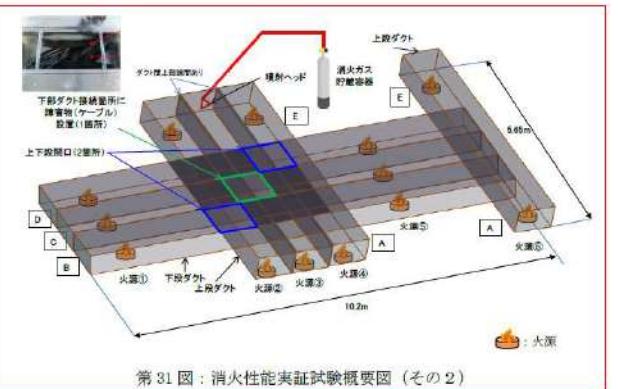
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 消火ガス到達確認用火源</p> <p>噴射ヘッド1つあたりの消火範囲を確認することを目的に、消火ガス到達確認用の火源として、n-ヘプタンをΦ50mm 円柱型容器で燃焼させたものを噴射ヘッドから離れた箇所のダクト内に設置した。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第29図：火源の試験設備への設置状況</p> </div> <p>(3) 使用消火薬剤</p> <p>中央制御室床下ケーブルビットの固定式消火設備にはハロン1301を消火剤として使用する設計であるが、ハロン1301は法律にてみだりな放出を禁止されているため、試験ではハロン代替ガスであるハログン化物消火剤(HFC-227ea)を使用した。HFC-227eaはハロン1301よりも自圧が低いことから、ハロン1301よりも消火剤の到達距離が短くなるため、代替ガスにおいて試験をすることで実機への適用にあたっては保守的な結果となる。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>4.2.2. 消火性能実証試験</b></p> <p>中央制御室床下ケーブルピットに設置する固定式消火設備の設計に反映することを目的に、試験設備を用いて消火設備の噴射ヘッド1つあたりの消火範囲を確認する実証試験を実施した。</p> <p>実機構造を踏まえ、実証試験は中央制御室床下ケーブルピット全体の噴射ヘッド配置を設計するために必要となる、消火可能直線距離を確認する試験、上下段ピット及び隣接ピットの消火可能範囲を確認する試験とした。</p> <p>各火源をダクト内に設置したあと、火源から離れた箇所から消火ガスを噴射ヘッドから放出し、設置した火源の消火状況を確認した。</p> <p>消火性能実証試験の概要とその結果を以下に示す。</p> <p>(1) 消火性能実証試験（その1）</p> <p>a. 試験概要</p> <p>噴射ヘッド1つあたりの直線上の最大消火範囲を確認するため、第30図のようにダクトにより全長38mの試験設備を構成した。消火剤の必要量は試験設備のダクト全体体積から消防法施行規則に従い必要な量(3.0kg)を設定した。また、実機にはケーブルが敷設されていることを考慮し、消火ガスが直進する際の障害物としてケーブルを敷設した場合の消火範囲についても確認した。</p>  <p>第30図：消火性能実証試験概要図（その1）</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<p>b. 試験結果</p> <p>噴射ヘッド1つあたりの直線上の最大消火範囲として、今回の試験設備での最長36m位置に設置した火源を約7分で消火可能であることを確認した。また、ケーブル敷設有無で消火範囲に差がないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;"><b>第8表：消火性能実証試験確認結果（その1）</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験条件</th> <th colspan="4">消火状況</th> </tr> <tr> <th>火源① (10m)</th> <th>火源② (20m)</th> <th>火源③ (30m)</th> <th>火源④ (36m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害物（ケーブル）なし</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>障害物（ケーブル）あり</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(可:○, 否:✗)</p> <p>(2) 消火性能実証試験（その2）</p> <p>a. 試験概要</p> <p>噴射ヘッド1つあたりの隣接ピットへの最大消火範囲を確認するため、第31図のように上段ピット及び下段ピットを実機ピットと同程度の大きさのダクトで構成した。</p> <p>噴射ヘッドは上段ダクトに設置し、消火ガスを噴出した場合の上段から下段ダクトに設置した火源の消火状況、下段ピットからさらに離れた上段ピットに設置した火源までの消火状況を確認した。</p> <p>また、中央制御室床下ケーブルピットではピット内を多数のケーブルが占めている事から試験用ダクト内にケーブルを敷設した状態においても消火状況を確認した。</p>	試験条件	消火状況				火源① (10m)	火源② (20m)	火源③ (30m)	火源④ (36m)	障害物（ケーブル）なし	○	○	○	○	障害物（ケーブル）あり	○	○	○	○		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>
試験条件	消火状況																					
	火源① (10m)	火源② (20m)	火源③ (30m)	火源④ (36m)																		
障害物（ケーブル）なし	○	○	○	○																		
障害物（ケーブル）あり	○	○	○	○																		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第31図：消火性能実証試験概要図（その2）</p> <p>b. 試験結果</p> <p>上段ダクト3段のうち中央部の噴射ヘッドから消火剤を噴出させた結果、上段ダクトの火源（火源③A）は消火剤噴出から約7秒で消火が確認され、下段ダクトの火源（火源①C, 火源⑤C）は約16秒で消火が確認された。</p> <p>上部ダクト3段のうちの中央ダクトと隣接するダクト上部に隙間を設け、中央ダクトで放出した消火ガスの拡散範囲について確認し、隣接ダクトの噴射ヘッドから離れた火源（火源②A, 火源④A）に対しては消火できないことを確認した。</p> <p>また、上部中央ダクトで放出した消火ガスが下段ダクトからさらに離れた上段ビット火源（火源⑥A, E）に対しては消火できないことを確認した。</p> <p>なお、上部ダクトと下部ダクトの接続部へのケーブル敷設を模擬した場合の消火範囲を確認したが、消火範囲に差がないことを確認した。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p style="text-align: center;"><b>第9表：消火性能実証試験確認結果（その2） (障害物（ケーブル）なし)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="5">消火状況</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火源①</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火源②</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火源③</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火源④</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火源⑤</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火源⑥</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(可:○, 否:×)</p> <p style="text-align: center;"><b>第10表：消火性能実証試験確認結果（その2） (障害物（ケーブル）あり)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="5">消火状況</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火源①</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火源②</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火源③</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火源④</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火源⑤</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火源⑥</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(可:○, 否:×)</p> <p>5. 実証試験結果を踏まえた実機設計への反映内容    5.1. 感知性能試験    (1) 煙感知器    実証試験により高感度煙感知器にて感知可能範囲、火災源から感知器までの距離に応じた感知時間を確認した。    煙感知器の機種として、天井部の一般的な感知器(10%感度)よりも相対的に早期に感知可能な高感度(5%感度)の感知器を安全系区分ピット毎に設置する設計とする。    中央制御室床下ケーブルピットの上部／下部ピット合計面積1,445m<sup>2</sup>における感知器設置数は、試験結果から早期感知が可能となるよう、消防法施行規則の設置基準(1個/150m<sup>2</sup>)の必要数よりも多く煙感知器を設置する設計とする。</p>	No	消火状況					A	B	C	D	E	火源①	○	○	×		火源②	×			○	火源③	○				火源④	×			○	火源⑤	○	○	×		火源⑥	×			×	No	消火状況					A	B	C	D	E	火源①	○	○	×		火源②	×			○	火源③	○				火源④	×			○	火源⑤	○	○	×		火源⑥	×			×	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>
No	消火状況																																																																																			
	A	B	C	D	E																																																																															
火源①	○	○	×																																																																																	
火源②	×			○																																																																																
火源③	○																																																																																			
火源④	×			○																																																																																
火源⑤	○	○	×																																																																																	
火源⑥	×			×																																																																																
No	消火状況																																																																																			
	A	B	C	D	E																																																																															
火源①	○	○	×																																																																																	
火源②	×			○																																																																																
火源③	○																																																																																			
火源④	×			○																																																																																
火源⑤	○	○	×																																																																																	
火源⑥	×			×																																																																																

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料8 中央制御盤室のケーブルの分離状況)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 熱感知器</p> <p>実証試験により、火災源と同一ピットに設置した光ファイバ式熱感知器が早期に感知することを確認した。また、実機ケーブル敷設状況を想定し、火災源と感知器の間に障害物（ケーブル模擬材）がある場合でも早期に温度上昇を感知することを確認した。</p> <p>熱感知器の機種として、試験に使用した分解能が1mである光ファイバ式熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>中央制御室床下ケーブルピット構造を踏まえ、早期感知が可能となるよう、ケーブルを敷設しているピットすべてに対し光ファイバ式熱感知器を敷設する設計とする。</p> <p>5.2. 消火性能試験</p> <p>実証試験により、直線ピットでは36m位置の火源を消火可能であること、上段から消火ガス噴射した場合の消火可能範囲を確認した。また、実機ケーブル敷設状況を想定し、ダクトの途中に障害物（ケーブル）がある場合でも消火性能に差がないことを確認した。</p> <p>実証試験で確認した噴射ヘッド1つあたりの消火可能範囲（直線ピット、隣接ピット及び上下段ピット）を踏まえて、中央制御室床下ケーブルピット全域が消火可能となるように噴射ヘッドを配置する。また、1つの噴射ヘッドで消火できない範囲は複数の噴射ヘッドを配置する設計とする。</p> <p>消火ガス量は、消防法施行規則第二十条に基づき、中央制御室床下ケーブルピットの体積に必要となる消火ガス量を設定する設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>添付資料 10</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について</p> <p>1. 概要 火災により中央制御室の制御盤1区画(面)の安全機能が喪失したとしても、他区画の制御盤の運転操作及び現場操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを示す。</p> <p>2. 中央制御室の制御盤の配置について 中央制御室には第1図のとおり制御盤を配置しており、高温停止及び低温停止操作に関連する制御盤は、区分毎に区画を形成している。(第2図参照)</p>	<p>添付資料 9</p> <p>泊発電所 3号炉における 中央制御盤（安全系コンソール）の火災を想定した場合の対応について</p> <p>1. 概要 火災により中央制御室の中央制御盤（安全系コンソール）1区画(面)の安全機能が喪失したとしても、他区画の中央制御盤（安全系コンソール）の運転操作及び現場操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを示す。</p> <p>2. 中央制御室の中央制御盤（安全系コンソール）の配置について 中央制御室には第1図のとおり中央制御盤（安全系コンソール）を配置しており、高温停止及び低温停止操作に関連する中央制御盤（安全系コンソール）は、中央制御盤（常用系コンソール）と区分して設置している。(第2図参照) また、中央制御室内にA系とB系の機能を有し、高温停止・低温停止維持が可能な、同一機能を有する中央制御盤（安全系コンソール）を3面設置することで多重化を図っており、中央制御盤（安全系コンソール）筐体間は、中央制御盤（常用系コンソール）の設置により、分離する設計としている。</p>	<p>【女川】 ■記載表現の相違 【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊の中央制御盤は小型のコンソール盤であり、安全系コンソール間に常用系コンソールが設置されている。</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 第1図 中央制御室配置図	<b>【女川】</b> <span style="color:red;">■</span> 設計の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>中央制御室主要盤配置</p>  <p>原子炉冷却制御盤</p>  <p>原子炉冷却制御盤 区分I, II 分離状況 第2図 中央制御盤の状況</p>	 <p>大型表示盤・主盤配置図</p>  <p>主盤</p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>主盤 安全系コンソール、常用系コンソール分離状況 第2図 中央制御盤（安全系コンソール）の状況</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御盤は小型のコンソール盤であり、安全系コンソール間に常用系コンソールが設置されている。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

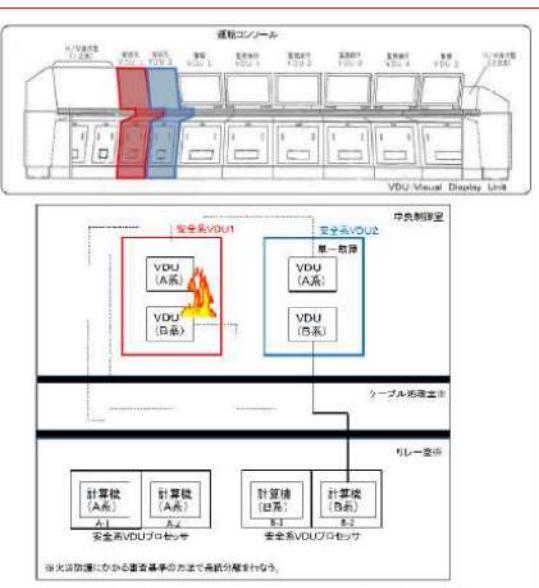
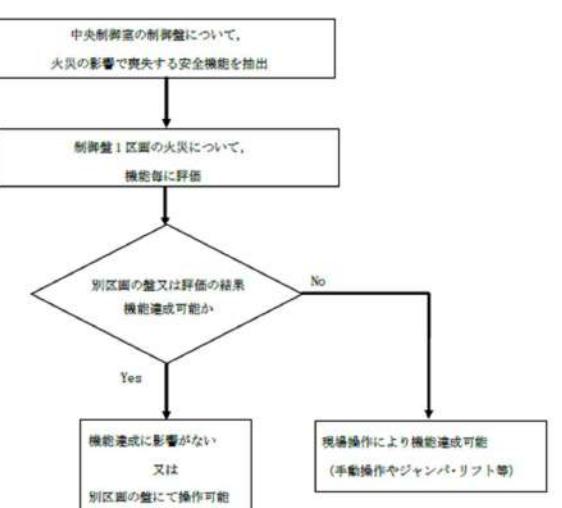
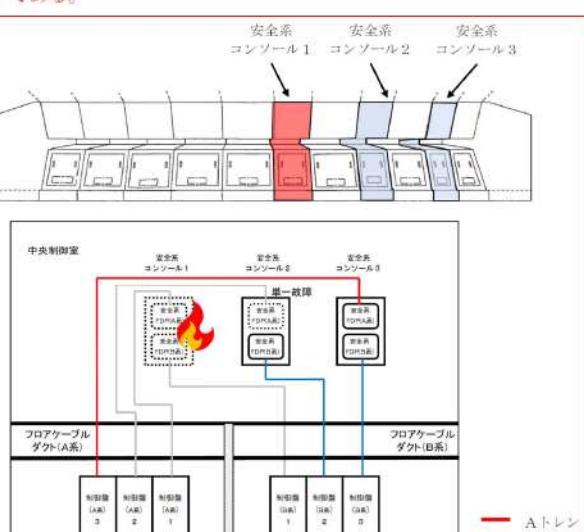
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 中央制御室の<b>制御盤</b>の火災による影響の想定</p> <p>中央制御室には運転員が常駐していることから火災の早期感知・消火が可能であるため、<b>制御盤</b>にて火災が発生した場合であっても火災による影響は限定的である。しかしながら、ここでは<b>中央制御室の制御盤で発生する火災とその影響を以下のとおり想定する。</b></p> <p>(3) 異区分が同居する制御盤については、制御盤内部の影響軽減対策を行っていることから同居する区分の機能が火災により同時に喪失する可能性は低いが、保守的に全て機能喪失する。</p> <p style="text-align: center;">【再掲】比較のため、次項の記載を貼り付け</p> <p>(1) 保守的に当該<b>制御盤</b>に関連する機能は火災により全て機能喪失する。</p> <p>(2) 隣接する<b>制御盤</b>とは金属の筐体により分離されていること、早期感知・消火が可能であることから隣接盤へ延焼する可能性は低い。</p> <p>(3) 異区分が同居する<b>制御盤</b>については、<b>制御盤</b>内部の影響軽減対策を行っていることから同居する<b>区分</b>の機能が火災により同時に喪失する可能性は低いが、保守的に全て機能喪失する。</p> <p>(4) <b>制御盤</b>に接続するケーブルは、難燃ケーブルを使用する設計とすることから、中央制御室床下には延焼する可能性は低い。</p>	<p>3. 中央制御室の<b>中央制御盤（安全系コンソール）</b>の火災による影響の想定</p> <p>中央制御室には運転員が常駐していることから火災の早期感知・消火が可能であるため、<b>中央制御盤（安全系コンソール）</b>にて火災が発生した場合であっても火災による影響は限定的である。しかしながら、ここでは<b>1つの中央制御盤（安全系コンソール）</b>の火災により、原子炉の自動停止が必要になるような外乱が発生することを想定し、残り2台のうち1台の中央制御盤（安全系コンソール）で単一故障を想定する場合においても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを確認する。</p> <p>(1) 保守的に当該<b>中央制御盤（安全系コンソール）</b>に関連する機能は火災により全て機能喪失する。</p> <p>(2) 隣接する<b>中央制御盤（常用系コンソール）</b>とは金属の筐体により分離されていること、早期感知・消火が可能であることから隣接盤へ延焼する可能性は低い。</p> <p>(3) 異なるトレンが同居する<b>中央制御盤（安全系コンソール）</b>については、<b>中央制御盤（安全系コンソール）</b>内部の影響軽減対策を行っていることから同居する<b>異なるトレン</b>の機能が火災により同時に喪失する可能性は低いが、保守的に全て機能喪失する。</p> <p>(4) <b>中央制御盤（安全系コンソール）</b>に接続するケーブルは、難燃ケーブルを使用する設計とすることから、中央制御室床下には延焼する可能性は低い。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御盤は小型の盤を複数設置しており、盤内及び盤自体の分離による影響軽減対策としている。また、泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合でも原子炉の安全停止が可能であるため、火災影響の想定が異なっている。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では中央制御盤（安全系コンソール）間に中央制御盤（常用系コンソール）が配置されているが、金属の筐体により分離されており、隣接盤へ延焼する可能性は低い。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p.6-19抜粋)</p> <p>5.4 単一故障を想定した安全評価</p> <p>a. 安全系VDU盤の火災による発生を想定する外乱の検討</p> <p>安全系VDU盤は、別区画に設置する機器を制御するための制御盤とデジタル通信で信号のやり取りを行っており、安全系VDU盤から正規の信号以外が発信された場合は、通信異常として扱われるが、安全系VDU盤の火災の熱等の影響により、安全系VDU盤で操作する機器等が誤動作すると仮定し、表1の外乱が発生すると想定する。</p>	<p>(5) 電動弁は、火災による誤信号で系統機能に対して厳しい側に作動すると想定する。</p> <p>(6) 空気作動弁は、火災による誤信号で系統機能に対して厳しい側に作動すると想定する。</p> <p>(7) ポンプ等の補機は、火災による誤信号で系統機能に対して厳しい側に作動すると想定する。</p> <p>(8) 事故時のプラント状態の把握機能は、制御盤内で火災が発生しても原子炉の安全停止に影響を及ぼさないため、プラント状態把握機能については評価対象外とする。</p> <p>4. 中央制御室の制御盤の火災発生に対する評価結果</p> <p>中央制御室の制御盤の火災により、制御盤1区画の機能が全て機能喪失した場合を第3図のフローに基づき評価した。評価結果について、第1表に示す。</p> <p>評価の結果、他の区画の制御盤の運転操作や現場操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であることを確認した。また、現場操作については容易に操作することが出来ることを現場ウォーカーダウンにより確認した。（別紙1参照）</p> <p>なお、中央制御室の火災に対する消火手順は、火災防護計画に定める。</p>	<p>(5) 電動弁は、火災による誤信号で系統機能に対して厳しい側に作動すると想定するが、多重化された他の中央制御盤（安全系コンソール）にて操作が可能である。</p> <p>(6) 空気作動弁は、火災による誤信号で系統機能に対して厳しい側に作動すると想定するが、多重化された他の中央制御盤（安全系コンソール）にて操作が可能である。</p> <p>(7) ポンプ等の補機は、火災による誤信号で系統機能に対して厳しい側に作動すると想定するが、多重化された他の中央制御盤（安全系コンソール）にて操作が可能である。</p> <p>(8) 事故時のプラント状態の把握機能は、中央制御盤（安全系コンソール）内で火災が発生しても多重化された他の中央制御盤（安全系コンソール）にてプラント状態の把握が可能である。</p> <p>4. 中央制御室の中央制御盤（安全系コンソール）の火災発生に対する評価結果</p> <p>(1) 中央制御盤（安全系コンソール）の火災による発生を想定する外乱の検討</p> <p>中央制御盤（安全系コンソール）は、別区画に設置する機器を制御するための制御盤とデジタル通信で信号のやり取りを行っており、中央制御盤（安全系コンソール）から正規の信号以外が発信された場合は、通信異常として扱われるが、中央制御盤（安全系コンソール）の火災の熱等の影響により、中央制御盤（安全系コンソール）で操作する機器等が誤動作すると仮定し、表1の外乱が発生すると想定する。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では1つの中央制御盤（安全系コンソール）が火災の影響を受けても、多重化された他の盤により、操作が可能であるため、電動弁、空気作動弁、ポンプ等の補機の操作が可能である。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合の対応が異なっている。</p> <p>（高浜と同様）</p> <p>【高浜】</p> <p>■設備名称の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(高浜1/2号炉 別添資料1 資料6 p.6-19抜粋)</p> <p>b. 安全評価</p> <p>1つの安全系VDU盤の火災により、原子炉の自動停止が必要になるような外乱が発生することを想定し、他の安全系VDU盤で单一故障を想定する場合においても、下図に示すとおり、他の安全系VDU盤の片系（A系or B系（单一故障を想定しない片系））の操作により、原子炉を高温停止及び低温停止にするための機器を起動し、原子炉を安全に停止することが可能である。</p>  <p>中央制御盤 運転コンソールの設備概要</p>	<p>中央制御室の制御盤について、火災の影響で喪失する安全機能を抽出</p> <p>制御盤1区画の火災について、機能毎に評価</p> <p>別区画の盤又は評価の結果 機能達成可能か</p> <p>Yes 機能達成に影響がない 又は 別区画の盤にて操作可能</p> <p>No 現場操作により機能達成可能 (手動操作やジャンパ・リフト等)</p>  <p>第3図 中央制御室盤内火災における対応方針フロー</p> <p>ジャンパ・リフトによる対応例</p> <p>現場による電動弁の手動操作例</p>	<p>(2) 安全評価</p> <p>1つの中央制御盤（安全系コンソール）の火災により、原子炉の自動停止が必要になるような外乱が発生することを想定し、残り2台のうち1台の中央制御盤（安全系コンソール）で单一故障を想定する場合においても、下図に示すとおり、单一故障を想定した中央制御盤（安全系コンソール）の片系（A系 or B系（单一故障を想定しない片系））及び残り1台の中央制御盤（安全系コンソール）の操作により、原子炉を高温停止及び低温停止にするための機器を起動し、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能である。</p>  <p>安全系コンソール1 安全系コンソール2 安全系コンソール3</p> <p>中央制御室</p> <p>安全系コンソール1 安全系コンソール2 安全系コンソール3</p> <p>フロアケーブルダクト(A系) フロアケーブルダクト(B系)</p> <p>A-安全系FDPプロセッサ B-安全系FDPプロセッサ</p> <p>A-安全系計装盤室 B-安全系計装盤室</p> <p>■ Aトレイン ■ Bトレイン ■ 機能喪失</p> <p>第3図 中央制御盤（安全系コンソール）の設備概要</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合の対応が異なっている。</p> <p>(高浜と同様)</p> <p>【高浜】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【高浜】</p> <p>■設備の相違</p> <p>泊では安全系コンソールを3台設置しているため、記載が異なっている。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
(高浜1/2号炉 別添資料1 資料6 p.6-20抜粋)  5.5 保安水準の確認  火災防護に係る審査基準2.3.1(2)c.は自動消火設備の設置を定めている。安全系VDU盤については、常駐する運転員が消火を行う設計とするため、消火がおこなわれず、1つの安全系VDU盤の火災の影響により、原子炉の自動停止が必要になるような外乱が発生し、かつ、他の安全系VDU盤の安全機能に火災の影響が及ぶことを想定しても、原子炉の安全停止が可能であることを確認する。  この場合、原子炉を自動停止させるために制御棒を落下させる信号、原子炉を高温停止にするために補助給水系を自動起動させる信号、非常用炉心冷却設備を自動起動させる信号は、中央制御室の安全系VDU盤を介さずに、中央制御室外のリレー室に設置している原子炉保護系計器ラック等から発信され、原子炉を高温停止することが可能である。  また、原子炉の自動停止が必要になるような外乱が発生しない場合は、安全系VDU盤とは別の監視操作VDU盤からの操作により、制御棒を原子炉に挿入し、原子炉を高温停止にすることも可能である。原子炉を高温停止にした後は、スイッチギア室等での遮断器操作等により、ほう酸ポンプや余熱除去ポンプの起動等を行い、高温停止を維持し、低温停止にすることが可能である。なお、原子炉を高温停止に維持するための運転操作（ホウ素の濃縮操作）は、原子炉停止後に毒物となるキセノンが蓄積している間（原子炉停止後、約8時間後にキセノン濃度は最大になる。）に行えば良く、時間余裕は十分確保される。	<p style="text-align: center;">第1表 中央制御室の制御盤における火災影響で喪失する機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">No.</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">機器名</th> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">1</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">111-990-1 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-1・III</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">原子炉の 緊急停止 機能 操作停止 機能 停止停止 機能</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">原子炉の 停止停止 機能 操作停止 機能 停止停止 機能</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">テロード 機能 停止停止 機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">2</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">111-990-1 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-1・III</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">3</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">111-990-2 原子炉冷却制御 ESS-II</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">4</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">111-990-2 原子炉冷却制御</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">5</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">111-990-3 原子炉冷却制御</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">6</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">111-990-4 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-II</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">7</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">111-990-5 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-II</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	機器名	備考			1	111-990-1 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-1・III	原子炉の 緊急停止 機能 操作停止 機能 停止停止 機能	原子炉の 停止停止 機能 操作停止 機能 停止停止 機能	テロード 機能 停止停止 機能	2	111-990-1 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-1・III	○	○	○	3	111-990-2 原子炉冷却制御 ESS-II	○	○	○	4	111-990-2 原子炉冷却制御	○	○	○	5	111-990-3 原子炉冷却制御	○	○	○	6	111-990-4 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-II	○	○	○	7	111-990-5 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-II	○	○	○	<p>(3) 安全余裕の確認  火災防護に係る審査基準2.3.1(2)c.は自動消火設備の設置を定めている。中央制御盤（安全系コンソール）については、常駐する運転員が消火を行う設計とするため、消火が行われず、1台の中央制御盤（安全系コンソール）の火災の影響により、原子炉の自動停止が必要になるような外乱が発生し、かつ、他の中央制御盤（安全系コンソール）の安全機能に火災の影響が及ぶことを想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持が可能であることを確認する。</p> <p>この場合、原子炉を自動停止させるために制御棒を落下させる信号、原子炉を高温停止にするために補助給水系を自動起動させる信号、非常用炉心冷却設備を自動起動させる信号は、中央制御室の中央制御盤（安全系コンソール）を介さずに、中央制御室外の安全系計装盤室に設置している原子炉安全保護盤等から発信され、原子炉を高温停止にすることが可能である。</p> <p>また、原子炉の自動停止が必要になるような外乱が発生しない場合は、中央制御盤（安全系コンソール）とは別の中央制御盤からの操作により、制御棒を原子炉に挿入し、原子炉を高温停止にすることも可能である。原子炉を高温停止にした後は、他の中央制御盤の運転操作や現場の遮断器等の操作により、ほう酸ポンプや余熱除去ポンプの起動等を行い、高温停止を維持し、低温停止にすることが可能である。</p>	<p>【女川】 ■設計の相違 泊の中央制御盤（安全系コンソール）は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合の対応が異なっている。 (高浜と同様)</p> <p>【高浜】 ■設備名称の相違</p> <p>【高浜】 ■設計・運用の相違 泊は中央制御盤（安全系コンソール）を3面有していることから、対応が異なるため記載が異なる。</p> <p>【高浜】 ■記載方針の相違</p>
No.	機器名	備考																																									
1	111-990-1 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-1・III	原子炉の 緊急停止 機能 操作停止 機能 停止停止 機能	原子炉の 停止停止 機能 操作停止 機能 停止停止 機能	テロード 機能 停止停止 機能																																							
2	111-990-1 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-1・III	○	○	○																																							
3	111-990-2 原子炉冷却制御 ESS-II	○	○	○																																							
4	111-990-2 原子炉冷却制御	○	○	○																																							
5	111-990-3 原子炉冷却制御	○	○	○																																							
6	111-990-4 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-II	○	○	○																																							
7	111-990-5 安全系モニタ装置 原子炉冷却制御 ESS-II	○	○	○																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉			泊発電所3号炉	相違理由
(高浜1/2号炉 別添資料1 資料6 p.6-21抜粋)			女川原子力発電所2号炉	
表1 安全系 VDU 盤の火災によって発生するおそれがある外乱(1/3)			表1 中央制御盤（安全系コンソール）の火災によって発生するおそれがある外乱(1/2)	
設計基準事故	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能	設計基準事故	外乱を発生させる火災の影響
原子炉冷却材喪失	— 安全系 VDU 盤の火災により加圧器逃がし弁が誤開し、小規模な原子炉冷却材喪失の可能性があると保守的に仮定するが、加圧器逃がし弁の誤開放は、運転時の異常な過渡変化である「原子炉冷却材系の異常な減圧」として扱うこととする。	○	原子炉冷却材喪失	— 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により加圧器逃がし弁が誤開し、小規模な原子炉冷却材喪失の可能性があると保守的に仮定するが、加圧器逃がし弁の誤開放は、運転時の異常な過渡変化である「原子炉冷却材系の異常な減圧」として扱うこととする。
原子炉冷却材流量の喪失	— 安全系 VDU 盤は、原子炉停止等、安全保護系等により作動する安全系の設備を制御する信号を発信し、常用系の設備を制御する信号を発信しない。このため、安全系 VDU 盤の火災により一次冷却材ポンプを制御する信号が発信することはない。	○	原子炉冷却材流量の喪失	— 中央制御盤（安全系コンソール）は、原子炉停止等、安全保護系等により作動する安全系の設備を制御する信号を発信し、常用系の設備を制御する信号は発信しない。このため、中央制御盤（安全系コンソール）の火災により1次冷却材ポンプを制御する信号が発信することはない。
原子炉冷却材ポンプの軸固着	— 安全系 VDU 盤の火災により、一次冷却材ポンプの軸固着、配管等の機械的破損が生じることはない。	○	原子炉冷却材ポンプの軸固着	— 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により、1次冷却材ポンプの軸固着、配管等の機械的破損が生じることはない。
主給水管破裂	—	○	主給水管破裂	—
主蒸気管破裂	—	○	主蒸気管破裂	—
制御棒飛び出し	—	○	制御棒飛び出し	—
蒸気発生器伝熱管破損	—	○	蒸気発生器伝熱管破損	—
○：火災によって発生するおそれのある外乱 —：火災によって発生するおそれのない外乱			○：火災によって発生するおそれのある外乱 —：火災によって発生するおそれのない外乱	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
(高浜1/2号炉 別添資料1 資料6 p.6-22抜粋)																																				
<b>表1 安全系VDU盤の火災によって発生するおそれがある外乱(2/3)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転時の異常な過渡変化</th> <th>外乱を発生させる火災の影響</th> <th>外乱に対処する機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉起動時ににおける制御棒の異常な引き抜き</td><td>安全系VDU盤は、原子炉停止等、安全保護系等により作動する安全系の設備を制御する信号を発信し、常用系の設備を制御する信号は発信しない。このため、安全系VDU盤の火災により制御棒駆動系等の設備を制御する信号が発信することはない。</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の部分喪失</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の停止ループの誤起動</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>外部電源喪失</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気負荷の異常な増加</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器への過剰給水</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>負荷の喪失</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の異常な減圧</td><td>○ 安全系VDU盤の火災により加圧器逃がし弁が誤開すると保守的に仮定する。 □ 原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系） 補助給水（補助給水系）</td><td>原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系） 補助給水（補助給水系）</td></tr> </tbody> </table> <p>○：火災によって発生するおそれのある外乱      □：火災によって発生するおそれのない外乱</p>	運転時の異常な過渡変化	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対処する機能	原子炉起動時ににおける制御棒の異常な引き抜き	安全系VDU盤は、原子炉停止等、安全保護系等により作動する安全系の設備を制御する信号を発信し、常用系の設備を制御する信号は発信しない。このため、安全系VDU盤の火災により制御棒駆動系等の設備を制御する信号が発信することはない。		原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈			原子炉冷却材流量の部分喪失			原子炉冷却材系の停止ループの誤起動			外部電源喪失			主給水流量喪失			蒸気負荷の異常な増加			蒸気発生器への過剰給水			負荷の喪失			原子炉冷却材系の異常な減圧	○ 安全系VDU盤の火災により加圧器逃がし弁が誤開すると保守的に仮定する。 □ 原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系） 補助給水（補助給水系）	原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系） 補助給水（補助給水系）			
運転時の異常な過渡変化	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対処する機能																																		
原子炉起動時ににおける制御棒の異常な引き抜き	安全系VDU盤は、原子炉停止等、安全保護系等により作動する安全系の設備を制御する信号を発信し、常用系の設備を制御する信号は発信しない。このため、安全系VDU盤の火災により制御棒駆動系等の設備を制御する信号が発信することはない。																																			
原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈																																				
原子炉冷却材流量の部分喪失																																				
原子炉冷却材系の停止ループの誤起動																																				
外部電源喪失																																				
主給水流量喪失																																				
蒸気負荷の異常な増加																																				
蒸気発生器への過剰給水																																				
負荷の喪失																																				
原子炉冷却材系の異常な減圧	○ 安全系VDU盤の火災により加圧器逃がし弁が誤開すると保守的に仮定する。 □ 原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系） 補助給水（補助給水系）	原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系） 補助給水（補助給水系）																																		
				<p><b>表1 中央制御盤（安全系コンソール）の火災によって発生するおそれがある外乱(2/2)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準事故</th> <th>外乱を発生させる火災の影響</th> <th>外乱に対処する機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材系の異常な減圧</td><td>○ 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により加圧器逃がし弁が誤開すると保守的に仮定する。</td><td>原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系）</td></tr> <tr> <td>出力運転中の非常用炉心冷却設備の誤起動</td><td>○ 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により非常用炉心冷却設備が誤起動すると保守的に仮定する。</td><td>原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系）</td></tr> <tr> <td>2次冷却系の異常な減圧</td><td>○ 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により主蒸気逃がし弁が誤開すると保守的に仮定する。</td><td>原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系） 高圧注入（高圧注入系）</td></tr> </tbody> </table>	設計基準事故	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対処する機能	原子炉冷却材系の異常な減圧	○ 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により加圧器逃がし弁が誤開すると保守的に仮定する。	原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系）	出力運転中の非常用炉心冷却設備の誤起動	○ 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により非常用炉心冷却設備が誤起動すると保守的に仮定する。	原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系）	2次冷却系の異常な減圧	○ 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により主蒸気逃がし弁が誤開すると保守的に仮定する。	原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系） 高圧注入（高圧注入系）	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違      泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合の対応が異なっている。</p> <p>（高浜と同様）</p> <p>【高浜】</p> <p>■設備名称の相違</p>																			
設計基準事故	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対処する機能																																		
原子炉冷却材系の異常な減圧	○ 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により加圧器逃がし弁が誤開すると保守的に仮定する。	原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系）																																		
出力運転中の非常用炉心冷却設備の誤起動	○ 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により非常用炉心冷却設備が誤起動すると保守的に仮定する。	原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系）																																		
2次冷却系の異常な減圧	○ 中央制御盤（安全系コンソール）の火災により主蒸気逃がし弁が誤開すると保守的に仮定する。	原子炉トリップ（安全保護系）（原子炉停止系） 高圧注入（高圧注入系）																																		

評議会（TEHRAN 2006.1）	
安全系機器（機器名）	
原子炉冷却材系の異常な減圧	○
出力運転中の非常用炉心冷却設備の誤起動	○
2次冷却系の異常な減圧	○
操作手帳	
安全系機器（機器名）	
原子炉冷却材系の異常な減圧	○
出力運転中の非常用炉心冷却設備の誤起動	○
2次冷却系の異常な減圧	○
操作手帳	
安全系機器（機器名）	
原子炉冷却材系の異常な減圧	○
出力運転中の非常用炉心冷却設備の誤起動	○
2次冷却系の異常な減圧	○
操作手帳	
安全系機器（機器名）	
原子炉冷却材系の異常な減圧	○
出力運転中の非常用炉心冷却設備の誤起動	○
2次冷却系の異常な減圧	○
操作手帳	
安全系機器（機器名）	
原子炉冷却材系の異常な減圧	○
出力運転中の非常用炉心冷却設備の誤起動	○
2次冷却系の異常な減圧	○

- ：火災によって発生するおそれのある外乱  
 -：火災によって発生するおそれのない外乱

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉			泊発電所3号炉	相違理由
(高浜1/2号炉 別添資料1 資料6 p.6-23抜粋)				
表1 安全系VDU盤の火災によって発生するおそれがある外乱(3/3)				
設計基準事故	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能		
出力運転中の非常用炉心冷却設備の誤起動	○ 安全系VDU盤の火災により非常用炉心冷却設備が誤起動する ると保守的に仮定する。	原子炉トリップ (安全保護系) (原子炉停止系) 補助給水 (補助給水系)		
2次冷却系の異常な減圧	○ 安全系VDU盤の火災により主蒸気遮がし弁が誤開すると保守的に仮定する。	原子炉トリップ (安全保護系) (原子炉停止系) 補助給水 (補助給水系) 高压注入 (高压注入系)		
○ : 火災によって発生するおそれのある外乱 - : 火災によって発生するおそれのない外乱				
No.	製造年	盤名稱	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉
			安全系VDU盤の火災によって発生するおそれのある外乱	安全系VDU盤の火災によって発生するおそれのある外乱
28	11/1-1983	機械部屋第一回路作動盤 RSSS-1A	○	○
29	11/1-1984	A系自動遮断盤 RSS-1	○	○
30	11/1-1985	B系自動遮断盤 RSS-1B	○	○
31	11/1-1986	原子炉遮断盤	○	○
32	11/1-1986	DC・AC・SC・MW・MW・MW	○	○
33	11/1-1986	トリップチャレンジ回路 RSS-1A	○	○
34	11/1-1986	トリップチャレンジ回路 RSS-1B	○	○
35	11/1-1986	トリップチャレンジ回路 RSS-1B	○	○
36	11/1-1986	トリップチャレンジ回路 RSS-1B	○	○
37	11/1-1987	トリップチャレンジ回路 RSS-1	○	○

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	機器名	機器名	安全機能・機能的 な機能名	運転状況 評議会の 機能	事務的 な機能	
38	HII-7651-2	トリップブランクル盤 ESS-II	原子炉の 安全機能 機能	○	○	DFB (DFBはDFB-I)
39	HII-7651-3	トリップブランクル盤 ESS-III	原子炉の 安全機能 機能	○	○	当該機器において火災を想定した場合、回路 を有する区分I・Ⅱ・Ⅲと独立して運 転を行なうこと、一群の運転条件につい ては電子制御により、原子炉の安全停止可 能である。
40	HII-7652	FCS・SGDS盤 ESS-I	原子炉の 安全機能 機能	○	○	当該機器において火災を想定した場合、回路 を有する区分I・Ⅱ・Ⅲと独立して運 転を行なうことから、原子炉の安全停止可 能である。
41	HII-7653	FCS・SGDS盤 ESS-II	原子炉の 安全機能 機能	○	○	当該機器において火災を想定した場合、回路 を有する区分I・Ⅱ・Ⅲと独立して運 転を行なうことから、原子炉の安全停止可 能である。
42	HII-7658	換熱管破裂警報モニタ盤 (A)	原子炉の 安全機能 機能	○	○	当該機器において火災を想定した場合、ECS の換熱管破裂警報モニタの警報がすぐれ なくなるそれがあるが、回路構造がすぐれ なくなるそれがあるが、回路構造がすぐれ なくなるが、回路構造がすぐれなくなる ことはない。よって、原子炉の安全停止 は運転できぬ。
43	HII-7659	換熱管破裂警報モニタ盤 (B)	原子炉の 安全機能 機能	○	○	当該機器において火災を想定した場合、ECS の換熱管破裂警報モニタの警報がすぐれ なくなるがそれがあるが、回路構造を有する 区分Iと運転は独立して運転を行なうこ とが認められることから、多量された安全 警報が同時に発生することはない。よって、原子炉の安全停 止は運転可能である。
44	HII-7659-1	出力回路モニタ警報盤 (A)	原子炉の 安全機能 機能	○	○	
45	HII-7659-2	出力回路モニタ警報盤 (B)	原子炉の 安全機能 機能	○	○	

【女川】

■設計の相違

泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合の対応が異なっているため、記載が相違している。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No	機器名	機器名	適合機器(機器番号)	適合機器(機器番号)	適合機器(機器番号)	【女川】
46	411-7655 サブシステムアーマルホルダ固定部板取扱説明書	411-7655 サブシステムアーマルホルダ固定部板取扱説明書	16.9	16.9	16.9 (DF機器取扱説明書)	■設計の相違 泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合の対応が異なっているため、記載が相違している。
47	411-7656 サブシステムアーマルホルダ固定部板取扱説明書	411-7656 サブシステムアーマルホルダ固定部板取扱説明書	16.9	16.9	16.9 (DF機器取扱説明書)	
48	411-7659 施設部品設計仕様書(油槽)取扱説明書	411-7659 施設部品設計仕様書(油槽)取扱説明書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
49	411-7660 施設部品設計仕様書(油槽)取扱説明書	411-7660 施設部品設計仕様書(油槽)取扱説明書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
50	411-7661 タービン空気冷却装置取扱説明書	411-7661 タービン空気冷却装置取扱説明書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
51	411-7662 油槽部品設計仕様書	411-7662 油槽部品設計仕様書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
52	411-7663 油槽部品設計仕様書	411-7663 油槽部品設計仕様書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
53	411-7665 油槽部品設計仕様書	411-7665 油槽部品設計仕様書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
54	411-7666 空気圧油、空気冷却油油槽	411-7666 空気圧油、空気冷却油油槽	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
55	411-7667 タービン空気冷却装置取扱説明書	411-7667 タービン空気冷却装置取扱説明書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
56	411-7669 油槽部品設計仕様書	411-7669 油槽部品設計仕様書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
57	411-7672 タービン空気冷却装置取扱説明書	411-7672 タービン空気冷却装置取扱説明書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
58	411-7665 油槽部品設計仕様書	411-7665 油槽部品設計仕様書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
59	411-7666 油槽部品設計仕様書	411-7666 油槽部品設計仕様書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
60	411-7667 油槽部品設計仕様書	411-7667 油槽部品設計仕様書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
61	411-7669-1 タービン空気冷却装置取扱説明書	411-7669-1 タービン空気冷却装置取扱説明書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	
62	411-7669-2 タービン空気冷却装置取扱説明書	411-7669-2 タービン空気冷却装置取扱説明書	15.5	15.5	15.5 (DF機器取扱説明書)	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	機器名	機器名	安全機能(機能動作)	操作		
63	811-19512 主タービン主電動機	主タービン主電動機	電力の供給と停止 主回路の遮断 ブレーカ遮断	主回路遮断 主回路遮断	主回路遮断 主回路遮断	【赤字】 主回路遮断
64	811-19515 励電動機用油圧ヒータ部充電装置					
65	811-19518 原子炉冷却水温度調節装置					
66	811-19529 原子炉用油冷式空調装置SS-1					
67	811-19611 リ系・HCS系非常用油冷空調装置SS-Ⅱ・Ⅲ			○		
68	811-19622 原子炉用油冷空調装置					
69	811-19623 気井水冷却装置					
70	811-1964-1 タービン油循環装置(1)					
71	811-1964-2 タービン油循環装置(2)					
72	811-1964-3 タービン油循環装置(3)					
73	811-1964-4 タービン油循環装置(4)					
74	811-19653 空気・油冷装置SS-1					
75	811-19659 空気・油冷装置SS-Ⅱ			○		
76	811-19669 油冷ガソリン給油装置					
77	811-19671 803-50-7NS油冷装置					
78	811-19672 タービン油循環装置					
79	811-19693 余剰油循環装置油冷装置					
80	811-19695 タービン油循環装置					
81	811-19699 サンプル油循環装置					

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No	機器名	機器名	安全機能(機能名)	安全機能(機能名)	安全機能(機能名)	【女川】
82	811-P70-1-1 離さない専用制御区分1	原子炉の緊急停止 原子炉の緊急停止 原子炉の緊急停止	原子炉の緊急停止 原子炉の緊急停止 原子炉の緊急停止	原子炉の緊急停止 原子炉の緊急停止 原子炉の緊急停止	原子炉の緊急停止 原子炉の緊急停止 原子炉の緊急停止	■設計の相違 泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合の対応が異なっているため、記載が相違している。
83	811-P70-1-2 離さない専用制御区分1					
84	811-P70-2 休止する専用制御区分					
85	811-P70-3 最初水ギヤードの開閉装置					
86	811-P70-5 原子炉の緊急停止					
87	811-P70-6 原子炉の緊急停止					
88	811-P70-7 原子炉の緊急停止					
89	811-P71-1 計測機バッテリーセーバー制御装置(1)					
90	811-P71-2 計測機バッテリーセーバー制御装置(2)					
91	811-P71-3 計測機バッテリーセーバー制御装置(3)					
92	811-P71-4 計測機セイバーラジオ受信装置					
93	811-P71-5 計測機シスコムプロセッサー装置(1)					
94	811-P71-6-2 計測機シスコムプロセッサー装置(2)					
95	811-P71-7-3 計測機シスコムプロセッサー装置(3)					
96	811-P71-8-4 計測機シスコムプロセッサー装置(4)					
97	811-P71-9-5 計測機シスコムプロセッサー装置(5)					
98	811-P71-10-6 原子炉の緊急停止装置					
99	811-P71-11-7 タービン・ギヤンバー・リフト装置					
100	811-P72-0 火災警報合図装置					
101	811-P72-0 M.C.4657用警報器(25-2585-1-255-2)					
102	811-P72-1 M.C.4657用警報器(25-259-2-253-2)					
103	811-P73-2					

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No	機器名	機器名	安全機能(機能名)	事故時の プラント 状態	事故時の プラント 状態	【女川】 ■設計の相違 泊の中央制御盤は同一 機能を有する盤を複数 設置しているため、1つ の盤が機能喪失した場 合の対応が異なってい るため、記載が相違して いる。
104	H1-17533	M/C 制動遮断装置 (2)	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
105	H1-17534	M/C 制動遮断装置 (2)CS	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
106	H1-17563	熱制御装置	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
107	H1-17609	多電位遮断装置	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
108	H1-17609	多電位遮断装置	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
109	H1-17603	スニット警報装置	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
110	H1-17604	警報計長切	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
111	H1-17616	ITV 警報装置	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
112	H1-17977-1	輸送AVC 装置	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
113	H1-17977-2	2号AVC 装置	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
114	H1-17918	起動変圧器自動遮断装置	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
115	H1-17919	自燃水火災警報装置	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
116	H1-17921-1	ITV 警報装置 (1)	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
117	H1-17921-2	ITV 警報装置 (2)	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
118	H1-17921-3	ITV 警報装置 (3)	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
119	H1-17923-1	SNC 装置 (1)	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
120	H1-17923-2	SNC 装置 (2)	原子炉安全停止 機能 遮断 機能	○	○	
121	H1-17970	原子炉運転オペレーティングフロア水素濃度表示装置	原子炉運転オペレーティングフロア水素濃度表示装置	○	○	

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
	<p style="text-align: center;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">中央制御室制御盤火災に対する評価結果</p> <p>1. H11-P601-1 原子炉冷却制御盤 ESS- I・III (区分I側)</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能であることを確認した。(第1表参照)</p> <p style="text-align: center;">第1表 H11-P601-1 (区分I側) 火災時の対応 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動減圧系 (A系)</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(B系及びC系)及び自動減圧系(B系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td></td></tr> <tr> <td>残留熱除去系(A系) (低圧注水モード)</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="text-align: center;">第1表 H11-P601-1 (区分I側) 火災時の対応 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)</td><td>E11-MO-P015A及びE11-MO-P015Bの操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>②</td><td>残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能に必要となる。E11-MO-P015Bは火災の影響を受けない区分IIケーブル処理室でのジャンパ・リフト操作により間操作可能であり、残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系／ 原子炉補機冷却海水系 (A系)</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	自動減圧系 (A系)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(B系及びC系)及び自動減圧系(B系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	低圧炉心スプレイ系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①		残留熱除去系(A系) (低圧注水モード)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①		原子炉隔離時冷却系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①		対象系統	影響	分類*	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	E11-MO-P015A及びE11-MO-P015Bの操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	②	残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能に必要となる。E11-MO-P015Bは火災の影響を受けない区分IIケーブル処理室でのジャンパ・リフト操作により間操作可能であり、残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)	原子炉補機冷却水系／ 原子炉補機冷却海水系 (A系)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。	<p style="color: red;">【女川】</p> <p style="color: red;">■設計の相違</p> <p style="color: red;">泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合の対応が異なっているため、別紙を添付していない。</p>
対象系統	影響	分類*	評価結果																															
自動減圧系 (A系)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(B系及びC系)及び自動減圧系(B系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																															
低圧炉心スプレイ系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①																																
残留熱除去系(A系) (低圧注水モード)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①																																
原子炉隔離時冷却系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①																																
対象系統	影響	分類*	評価結果																															
残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	E11-MO-P015A及びE11-MO-P015Bの操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	②	残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能に必要となる。E11-MO-P015Bは火災の影響を受けない区分IIケーブル処理室でのジャンパ・リフト操作により間操作可能であり、残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)																															
原子炉補機冷却水系／ 原子炉補機冷却海水系 (A系)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。																															

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p style="text-align: center;">第1表 H11-P601-1（区分I側）火災時の対応（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>a</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材圧力パウンドアリ</td><td>隔壁弁の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。 なお、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 B21-MO-F002A～D B21-MO-F004 E11-MO-F004A E11-MO-F015A E11-MO-F015B E11-MO-F018A E11-MO-F021 E21-MO-F003 E51-MO-F007 E51-MO-F008 G31-MO-F002</td><td>②</td><td>           原子炉冷却材圧力パウンダリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。            E21-MO-F002A～D, E21-MO-F004, E11-MO-F015A, E11-MO-F015B, G31-MO-F002は内側隔壁弁であり、影響を受けない別区画の盤に設置された外側隔壁弁は操作可能である。            E11-MO-F004A, E11-MO-F018A, E11-MO-F021, E21-MO-F003は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された逆止弁のため、隔壁される。            E51-MO-F007, E51-MO-F008は、同じラインに設置されており、外側隔壁弁であるE51-MO-F008の遮断器「切」後の現場手動操作により閉可能である。（別紙2参照）            以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。         </td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="color: red;">2. H11-P601-1 原子炉冷却制御盤 ESS-I・III（区分III側）</p> <p style="color: red;">当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。（第2表参照）</p> <p style="text-align: center;">第2表 H11-P601-1（区分III側）火災時の対応（1/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>a</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機 冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>           影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系（A系及びB系）は操作可能であり、サポート機能は達成される。         </td></tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>           影響を受けない別区画の残留熱除去系（A系及びB系及びC系）、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系（A系及びB系）又は原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。         </td></tr> <tr> <td>非常用交流電源系（区分III）</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>           影響を受けない別区画の非常用交流電源系（区分I及び区分II）は操作可能であり、サポート機能は達成される。         </td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	原子炉冷却材圧力パウンドアリ	隔壁弁の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。 なお、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 B21-MO-F002A～D B21-MO-F004 E11-MO-F004A E11-MO-F015A E11-MO-F015B E11-MO-F018A E11-MO-F021 E21-MO-F003 E51-MO-F007 E51-MO-F008 G31-MO-F002	②	原子炉冷却材圧力パウンダリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E21-MO-F002A～D, E21-MO-F004, E11-MO-F015A, E11-MO-F015B, G31-MO-F002は内側隔壁弁であり、影響を受けない別区画の盤に設置された外側隔壁弁は操作可能である。 E11-MO-F004A, E11-MO-F018A, E11-MO-F021, E21-MO-F003は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された逆止弁のため、隔壁される。 E51-MO-F007, E51-MO-F008は、同じラインに設置されており、外側隔壁弁であるE51-MO-F008の遮断器「切」後の現場手動操作により閉可能である。（別紙2参照） 以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	高圧炉心スプレイ補機 冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系（A系及びB系）は操作可能であり、サポート機能は達成される。	高圧炉心スプレイ系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系（A系及びB系及びC系）、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系（A系及びB系）又は原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	非常用交流電源系（区分III）	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用交流電源系（区分I及び区分II）は操作可能であり、サポート機能は達成される。		
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																								
原子炉冷却材圧力パウンドアリ	隔壁弁の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。 なお、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 B21-MO-F002A～D B21-MO-F004 E11-MO-F004A E11-MO-F015A E11-MO-F015B E11-MO-F018A E11-MO-F021 E21-MO-F003 E51-MO-F007 E51-MO-F008 G31-MO-F002	②	原子炉冷却材圧力パウンダリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E21-MO-F002A～D, E21-MO-F004, E11-MO-F015A, E11-MO-F015B, G31-MO-F002は内側隔壁弁であり、影響を受けない別区画の盤に設置された外側隔壁弁は操作可能である。 E11-MO-F004A, E11-MO-F018A, E11-MO-F021, E21-MO-F003は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された逆止弁のため、隔壁される。 E51-MO-F007, E51-MO-F008は、同じラインに設置されており、外側隔壁弁であるE51-MO-F008の遮断器「切」後の現場手動操作により閉可能である。（別紙2参照） 以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。																								
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																								
高圧炉心スプレイ補機 冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系（A系及びB系）は操作可能であり、サポート機能は達成される。																								
高圧炉心スプレイ系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系（A系及びB系及びC系）、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系（A系及びB系）又は原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																								
非常用交流電源系（区分III）	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用交流電源系（区分I及び区分II）は操作可能であり、サポート機能は達成される。																								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p style="text-align: center;">第2表 H11-P601-1 (区分側) 火災時の対応 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンドリ</td><td>隔壁弁である E22-MD-F003 の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>原子炉冷却材圧力バウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E22-MD-F003 は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された遮断弁のため、隔壁されることから原子炉過圧防止機能は達成可能である。</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="color: red; margin-top: 20px;">3. H11-P601-2 原子炉冷却制御盤 ESS-II</p> <p style="color: red;">当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第3表参照)</p> <p style="text-align: center;">第3表 H11-P601-2 火災時の対応 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動減圧系 (B系)</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系 (A系)、低圧炉心ブレイ系及び自動減圧系 (A系)、又は原子炉隔壁熱却炉系、高圧炉心スプレイヤーは操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (B系) (低圧注水キーF)</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (C系) (低圧注水キーD)</td><td>操作ハイップによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>操作ハイップによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)</td><td>E11-MD-F016A 及び E11-MD-F016B の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>②</td><td>残留熱除去系 (A系) による停止後の除熱機能に必要となる。E11-MD-F016A は遮断器「RI」後の操作手動操作により開閉可能であり、残留熱除去系 (A系) による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="text-align: center;">第3表 H11-P601-2 火災時の対応 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材海水系/ 原子炉冷却海水系 (B系)</td><td>原子炉冷却材海水 / 海水 (B系) の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。なり、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 E21-MD-F093A-D E21-MD-F005 E11-MD-F004B E11-MD-F004C E11-MD-F016A E11-MD-F016B E11-MD-F016B G01-MD-F002</td><td>①</td><td>原子炉冷却材圧力バウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E21-MD-F093A-D, E21-MD-F005, E11-MD-F016A, E11-MD-F016B, G01-MD-F002 は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された遮断弁のため、隔壁されると、以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。</td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンドリ</td><td>隔壁弁の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。なり、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 E21-MD-F093A-D E21-MD-F005 E11-MD-F004B E11-MD-F004C E11-MD-F016A E11-MD-F016B E11-MD-F016B G01-MD-F002</td><td>①</td><td>原子炉冷却材圧力バウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E21-MD-F093A-D, E21-MD-F005, E11-MD-F016A, E11-MD-F016B, G01-MD-F002 は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された遮断弁のため、隔壁されると、以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉冷却材圧力バウンドリ	隔壁弁である E22-MD-F003 の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	原子炉冷却材圧力バウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E22-MD-F003 は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された遮断弁のため、隔壁されることから原子炉過圧防止機能は達成可能である。	対象系統	影響	分類*	評価結果	自動減圧系 (B系)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (A系)、低圧炉心ブレイ系及び自動減圧系 (A系)、又は原子炉隔壁熱却炉系、高圧炉心スプレイヤーは操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	残留熱除去系 (B系) (低圧注水キーF)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	残留熱除去系 (C系) (低圧注水キーD)	操作ハイップによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	操作ハイップによる操作が不能となり、機能が喪失する。	残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	E11-MD-F016A 及び E11-MD-F016B の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	②	残留熱除去系 (A系) による停止後の除熱機能に必要となる。E11-MD-F016A は遮断器「RI」後の操作手動操作により開閉可能であり、残留熱除去系 (A系) による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉冷却材海水系/ 原子炉冷却海水系 (B系)	原子炉冷却材海水 / 海水 (B系) の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。なり、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 E21-MD-F093A-D E21-MD-F005 E11-MD-F004B E11-MD-F004C E11-MD-F016A E11-MD-F016B E11-MD-F016B G01-MD-F002	①	原子炉冷却材圧力バウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E21-MD-F093A-D, E21-MD-F005, E11-MD-F016A, E11-MD-F016B, G01-MD-F002 は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された遮断弁のため、隔壁されると、以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。	原子炉冷却材圧力バウンドリ	隔壁弁の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。なり、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 E21-MD-F093A-D E21-MD-F005 E11-MD-F004B E11-MD-F004C E11-MD-F016A E11-MD-F016B E11-MD-F016B G01-MD-F002	①	原子炉冷却材圧力バウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E21-MD-F093A-D, E21-MD-F005, E11-MD-F016A, E11-MD-F016B, G01-MD-F002 は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された遮断弁のため、隔壁されると、以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。
対象系統	影響	分類*	評価結果																																						
原子炉冷却材圧力バウンドリ	隔壁弁である E22-MD-F003 の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	原子炉冷却材圧力バウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E22-MD-F003 は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された遮断弁のため、隔壁されることから原子炉過圧防止機能は達成可能である。																																						
対象系統	影響	分類*	評価結果																																						
自動減圧系 (B系)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (A系)、低圧炉心ブレイ系及び自動減圧系 (A系)、又は原子炉隔壁熱却炉系、高圧炉心スプレイヤーは操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																																						
残留熱除去系 (B系) (低圧注水キーF)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。																																						
残留熱除去系 (C系) (低圧注水キーD)	操作ハイップによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	操作ハイップによる操作が不能となり、機能が喪失する。																																						
残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	E11-MD-F016A 及び E11-MD-F016B の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	②	残留熱除去系 (A系) による停止後の除熱機能に必要となる。E11-MD-F016A は遮断器「RI」後の操作手動操作により開閉可能であり、残留熱除去系 (A系) による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)																																						
対象系統	影響	分類*	評価結果																																						
原子炉冷却材海水系/ 原子炉冷却海水系 (B系)	原子炉冷却材海水 / 海水 (B系) の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。なり、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 E21-MD-F093A-D E21-MD-F005 E11-MD-F004B E11-MD-F004C E11-MD-F016A E11-MD-F016B E11-MD-F016B G01-MD-F002	①	原子炉冷却材圧力バウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E21-MD-F093A-D, E21-MD-F005, E11-MD-F016A, E11-MD-F016B, G01-MD-F002 は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された遮断弁のため、隔壁されると、以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。																																						
原子炉冷却材圧力バウンドリ	隔壁弁の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。なり、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 E21-MD-F093A-D E21-MD-F005 E11-MD-F004B E11-MD-F004C E11-MD-F016A E11-MD-F016B E11-MD-F016B G01-MD-F002	①	原子炉冷却材圧力バウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E21-MD-F093A-D, E21-MD-F005, E11-MD-F016A, E11-MD-F016B, G01-MD-F002 は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃材料で構成された遮断弁のため、隔壁されると、以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。																																						

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>4. H11-P602 原子炉補機制御盤</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。（第4表参照）</p> <p>第4表 H11-P602 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉再循環系 (残留熱除去系(A系及びB系)原子炉停止時冷却モード)</td><td>B32-M0-F002A及びB32-M0-F002Bの操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>②</td><td>B32-M0-F002A及びB32-M0-F002Bは、ケーブル処理室におけるジャンパ・リフト操作により閉可能であり、残留熱除去系(A系及びB系)による停止後の除熱機能は達成可能である。 (別紙2)</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>5. H11-P609 A系原子炉保護系盤</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。（第5表参照）</p> <p>第5表 H11-P609 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)</td><td>残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。</td><td>①</td><td>隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生されても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>6. H11-P611 B系原子炉保護系盤</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。（第6表参照）</p> <p>第6表 H11-P611 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)</td><td>残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。</td><td>①</td><td>隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生されても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉再循環系 (残留熱除去系(A系及びB系)原子炉停止時冷却モード)	B32-M0-F002A及びB32-M0-F002Bの操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	②	B32-M0-F002A及びB32-M0-F002Bは、ケーブル処理室におけるジャンパ・リフト操作により閉可能であり、残留熱除去系(A系及びB系)による停止後の除熱機能は達成可能である。 (別紙2)	対象系統	影響	分類*	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生されても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。	対象系統	影響	分類*	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生されても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。		
対象系統	影響	分類*	評価結果																								
原子炉再循環系 (残留熱除去系(A系及びB系)原子炉停止時冷却モード)	B32-M0-F002A及びB32-M0-F002Bの操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	②	B32-M0-F002A及びB32-M0-F002Bは、ケーブル処理室におけるジャンパ・リフト操作により閉可能であり、残留熱除去系(A系及びB系)による停止後の除熱機能は達成可能である。 (別紙2)																								
対象系統	影響	分類*	評価結果																								
残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生されても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。																								
対象系統	影響	分類*	評価結果																								
残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生されても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。																								

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>7. H11-P613-1 原子炉プロセス計装盤 (A) ESS-I</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第7表参照)</p> <p>第7表 H11-P613-1 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td><td>制御系の誤信号により機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系 (B系及びC系) 及び自動減圧系 (B系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (A系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (B系)、又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉隔離時冷却系	制御系の誤信号により機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (B系及びC系) 及び自動減圧系 (B系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、停止後の除熱機能は達成される。	原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (B系)、又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。		
対象系統	影響	分類*	評価結果												
原子炉隔離時冷却系	制御系の誤信号により機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (B系及びC系) 及び自動減圧系 (B系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、停止後の除熱機能は達成される。												
原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (B系)、又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。												
	<p>8. H11-P613-2 原子炉プロセス計装盤 (B) ESS-II</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第8表参照)</p> <p>第8表 H11-P613-2 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (B系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (A系)、又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (A系)、又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。						
対象系統	影響	分類*	評価結果												
原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (A系)、又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。												
	<p>9. H11-P617 残留熱除去系 (A)・低圧炉心スプレイ系盤 ESS-I</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第9表参照)</p>														

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p style="text-align: center;">第9表 H11-P617 火災時の対応 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全保護系</td><td>残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(A系)の自動動作信号を発信する機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の高圧炉心スプレイ系、原子炉隔壁時冷却系、残留熱除去系(B系及びC系)、自動減圧系(B系)に自動動作信号を発信するため、炉心冷却機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系(A系) (低圧注水モード)</td><td>制御系の源信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(B系・C系)、自動減圧系(B系)、又は高圧炉心スプレイ系、原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び停止後の降熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td><td>制御系の源信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系)</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系／ 原子炉補機冷却海水系 (A系)</td><td>制御系の源信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)、又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの    分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="text-align: center;">第9表 H11-P617 火災時の対応 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材圧力パウンドアリ</td><td>隔壁弁であるE11-MO-F004A、E21-MO-F003の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>原子炉冷却材圧力パウンドアリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。            E11-MO-F004A、E21-MO-F003は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃性材料で構成された遮止弁のため、隔壁されることから原子炉過圧防止機能は達成可能である。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの    分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="color: red;">10. H11-P618 残留熱除去系(B・C)盤 ESS-II</p> <p style="color: red;">当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第10表参照)</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	安全保護系	残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(A系)の自動動作信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の高圧炉心スプレイ系、原子炉隔壁時冷却系、残留熱除去系(B系及びC系)、自動減圧系(B系)に自動動作信号を発信するため、炉心冷却機能は達成される。	残留熱除去系(A系) (低圧注水モード)	制御系の源信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(B系・C系)、自動減圧系(B系)、又は高圧炉心スプレイ系、原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び停止後の降熱機能は達成される。	低圧炉心スプレイ系	制御系の源信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系)	原子炉補機冷却水系／ 原子炉補機冷却海水系 (A系)	制御系の源信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)、又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉冷却材圧力パウンドアリ	隔壁弁であるE11-MO-F004A、E21-MO-F003の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	原子炉冷却材圧力パウンドアリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E11-MO-F004A、E21-MO-F003は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃性材料で構成された遮止弁のため、隔壁されることから原子炉過圧防止機能は達成可能である。		
対象系統	影響	分類*	評価結果																												
安全保護系	残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(A系)の自動動作信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の高圧炉心スプレイ系、原子炉隔壁時冷却系、残留熱除去系(B系及びC系)、自動減圧系(B系)に自動動作信号を発信するため、炉心冷却機能は達成される。																												
残留熱除去系(A系) (低圧注水モード)	制御系の源信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(B系・C系)、自動減圧系(B系)、又は高圧炉心スプレイ系、原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び停止後の降熱機能は達成される。																												
低圧炉心スプレイ系	制御系の源信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系)																												
原子炉補機冷却水系／ 原子炉補機冷却海水系 (A系)	制御系の源信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)、又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。																												
対象系統	影響	分類*	評価結果																												
原子炉冷却材圧力パウンドアリ	隔壁弁であるE11-MO-F004A、E21-MO-F003の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	原子炉冷却材圧力パウンドアリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E11-MO-F004A、E21-MO-F003は外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃性材料で構成された遮止弁のため、隔壁されることから原子炉過圧防止機能は達成可能である。																												

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p style="text-align: center;">第10表 H11-P618 火災時の対応 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>a</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全保護系</td><td>残留熱除去系 (B系・C系)、原子炉隔壁冷却系、自動減圧系 (B系) の自動作動信号を発信する機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系 (A系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系 (A系) に自動作動信号は発信するため、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (B系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (A系) 又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="text-align: center;">第10表 H11-P618 火災時の対応 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>a</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔壁冷却系</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系 (A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系 (A系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (B系) (高圧注水モード)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td></td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (C系) (低圧注水モード)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力パウンダリ</td><td>隔壁弁の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。 なお、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 E11-MO-F004B E11-MO-F004C E51-MO-F008</td><td>①</td><td>原子炉冷却材圧力パウンダリ弁は内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E11-MO-F004B、E11-MO-F004Cは外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃性材料で構成された遮止弁のため、隔壁される。 E51-MO-F008は外側隔壁弁であり、影響を受けない別区画の盤に設置された内側隔壁弁は操作可能である。 以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>11. H11-P620 高圧炉心スプレイ系盤 ESS-III      当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第11表参照)</p>	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	安全保護系	残留熱除去系 (B系・C系)、原子炉隔壁冷却系、自動減圧系 (B系) の自動作動信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系 (A系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系 (A系) に自動作動信号は発信するため、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (A系) 又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	原子炉隔壁冷却系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系 (A系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。	残留熱除去系 (B系) (高圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①		残留熱除去系 (C系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①		原子炉冷却材圧力パウンダリ	隔壁弁の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。 なお、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 E11-MO-F004B E11-MO-F004C E51-MO-F008	①	原子炉冷却材圧力パウンダリ弁は内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E11-MO-F004B、E11-MO-F004Cは外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃性材料で構成された遮止弁のため、隔壁される。 E51-MO-F008は外側隔壁弁であり、影響を受けない別区画の盤に設置された内側隔壁弁は操作可能である。 以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。		
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																																
安全保護系	残留熱除去系 (B系・C系)、原子炉隔壁冷却系、自動減圧系 (B系) の自動作動信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系 (A系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系 (A系) に自動作動信号は発信するため、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																																
原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系 (A系) 又は高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。																																
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																																
原子炉隔壁冷却系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系 (A系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。																																
残留熱除去系 (B系) (高圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①																																	
残留熱除去系 (C系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①																																	
原子炉冷却材圧力パウンダリ	隔壁弁の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。 なお、操作不能となる隔壁弁は以下のとおり。 E11-MO-F004B E11-MO-F004C E51-MO-F008	①	原子炉冷却材圧力パウンダリ弁は内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。 E11-MO-F004B、E11-MO-F004Cは外側隔壁弁であり、内側隔壁弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃性材料で構成された遮止弁のため、隔壁される。 E51-MO-F008は外側隔壁弁であり、影響を受けない別区画の盤に設置された内側隔壁弁は操作可能である。 以上のことから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: center;">第11表 H11-P620 火災時の対応 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全保護系</td><td>高圧炉心スプレイ系の自動動作信号を発信する機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(A系及びB系)に自動動作信号は発信するため、炉心冷却機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機 冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系及びB系)は操作可能であるため、サポート機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉隔離時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	安全保護系	高圧炉心スプレイ系の自動動作信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(A系及びB系)に自動動作信号は発信するため、炉心冷却機能は達成される。	高圧炉心スプレイ補機 冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系及びB系)は操作可能であるため、サポート機能は達成される。	高圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉隔離時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	
対象系統	影響	分類*	評価結果															
安全保護系	高圧炉心スプレイ系の自動動作信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(A系及びB系)に自動動作信号は発信するため、炉心冷却機能は達成される。															
高圧炉心スプレイ補機 冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系及びB系)は操作可能であるため、サポート機能は達成される。															
高圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉隔離時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。															
	<p style="text-align: center;">第11表 H11-P620 火災時の対応 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材圧力パウンドアリ</td><td>隔離弁であるE22-M0-F003の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>原子炉冷却材圧力パウンドアリ弁は内側隔離弁及び外側隔離弁のどちらか一方の閉鎖により隔離機能は達成される。          E22-M0-F003は外側隔離弁であり、内側隔離弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃性材料で構成された逆止弁のため、隔離されることから原子炉過圧防止機能は達成可能である。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>12. H11-P621 原子炉隔離時冷却系盤      当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第12表参照)</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉冷却材圧力パウンドアリ	隔離弁であるE22-M0-F003の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	原子炉冷却材圧力パウンドアリ弁は内側隔離弁及び外側隔離弁のどちらか一方の閉鎖により隔離機能は達成される。 E22-M0-F003は外側隔離弁であり、内側隔離弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃性材料で構成された逆止弁のため、隔離されることから原子炉過圧防止機能は達成可能である。									
対象系統	影響	分類*	評価結果															
原子炉冷却材圧力パウンドアリ	隔離弁であるE22-M0-F003の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	原子炉冷却材圧力パウンドアリ弁は内側隔離弁及び外側隔離弁のどちらか一方の閉鎖により隔離機能は達成される。 E22-M0-F003は外側隔離弁であり、内側隔離弁は火災の影響で機能喪失のおそれがない不燃性材料で構成された逆止弁のため、隔離されることから原子炉過圧防止機能は達成可能である。															

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p style="text-align: center;">第12表 H11-P621 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔壁時冷却系</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A及びB系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力パッケージ</td><td>隔壁弁であるESI-MO-F007の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>原子炉冷却材圧力パウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。ESI-MO-F007は内側隔壁弁であり、影響を受けない別区画の盤に設置された外側隔壁弁は操作可能であることから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なものの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="text-align: center;">13. H11-P622 格納容器第一隔壁弁盤 NSSSS-I</p> <p style="color: red;">当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第13表参照)</p> <p style="text-align: center;">第13表 H11-P622 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系(A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)</td><td>EHR A系停止時冷却吸込第一隔壁弁及びEHR B系停止時冷却吸込第二隔壁弁の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>②</td><td>残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能に必要となるEHR B系停止時冷却吸込第二隔壁弁は遮断器「切」後の現場手動操作により開可能であり、残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系(A系) (低圧注水モード)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(B系及びC系)及び自動減圧系(A及びB系)、又は高圧炉心スプレイ系、原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="text-align: center;">14. H11-P623 格納容器第二隔壁弁盤 NSSSS-II</p> <p style="color: red;">当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第14表参照)</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉隔壁時冷却系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A及びB系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、原子炉停止後の除熱機能は達成される。	原子炉冷却材圧力パッケージ	隔壁弁であるESI-MO-F007の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	原子炉冷却材圧力パウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。ESI-MO-F007は内側隔壁弁であり、影響を受けない別区画の盤に設置された外側隔壁弁は操作可能であることから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。	対象系統	影響	分類*	評価結果	残留熱除去系(A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	EHR A系停止時冷却吸込第一隔壁弁及びEHR B系停止時冷却吸込第二隔壁弁の誤信号により、機能が喪失する。	②	残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能に必要となるEHR B系停止時冷却吸込第二隔壁弁は遮断器「切」後の現場手動操作により開可能であり、残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)	残留熱除去系(A系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(B系及びC系)及び自動減圧系(A及びB系)、又は高圧炉心スプレイ系、原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。
対象系統	影響	分類*	評価結果																						
原子炉隔壁時冷却系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A及びB系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、原子炉停止後の除熱機能は達成される。																						
原子炉冷却材圧力パッケージ	隔壁弁であるESI-MO-F007の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	原子炉冷却材圧力パウンドリは内側隔壁弁及び外側隔壁弁のどちらか一方の閉鎖により隔壁機能は達成される。ESI-MO-F007は内側隔壁弁であり、影響を受けない別区画の盤に設置された外側隔壁弁は操作可能であることから、原子炉過圧防止機能は達成可能である。																						
対象系統	影響	分類*	評価結果																						
残留熱除去系(A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	EHR A系停止時冷却吸込第一隔壁弁及びEHR B系停止時冷却吸込第二隔壁弁の誤信号により、機能が喪失する。	②	残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能に必要となるEHR B系停止時冷却吸込第二隔壁弁は遮断器「切」後の現場手動操作により開可能であり、残留熱除去系(B系)による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)																						
残留熱除去系(A系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(B系及びC系)及び自動減圧系(A及びB系)、又は高圧炉心スプレイ系、原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。																						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>第14表 H11-P623 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>①</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)</td><td>回路A系停止時冷却吸込 第二隔離弁及び回路B系 停止時冷却吸込第一隔離弁の誤信号により。機能が喪失する。</td><td>②</td><td>残留熱除去系(A系)による停止後の除熱機能に必要となる回路A系停止時冷却吸込第二隔離弁は遮断器「切」後の現場手動操作により開閉可能であり、残留熱除去系(A系)による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (B系) (低圧注水モード)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A及びB系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。  ※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>15. H11-P624 A系自動減圧系盤 ESS-I</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第15表参照)</p> <p>第15表 H11-P624 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>①</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動減圧系 (A系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(B系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成可能である。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>16. H11-P625 B系自動減圧系盤 ESS-II</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第16表参照)</p> <p>第16表 H11-P625 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>①</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動減圧系 (B系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成可能である。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	回路A系停止時冷却吸込 第二隔離弁及び回路B系 停止時冷却吸込第一隔離弁の誤信号により。機能が喪失する。	②	残留熱除去系(A系)による停止後の除熱機能に必要となる回路A系停止時冷却吸込第二隔離弁は遮断器「切」後の現場手動操作により開閉可能であり、残留熱除去系(A系)による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)	残留熱除去系 (B系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A及びB系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。  ※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの	対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果	自動減圧系 (A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(B系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成可能である。	対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果	自動減圧系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成可能である。	
対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果																											
残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	回路A系停止時冷却吸込 第二隔離弁及び回路B系 停止時冷却吸込第一隔離弁の誤信号により。機能が喪失する。	②	残留熱除去系(A系)による停止後の除熱機能に必要となる回路A系停止時冷却吸込第二隔離弁は遮断器「切」後の現場手動操作により開閉可能であり、残留熱除去系(A系)による停止後の除熱機能は達成可能である。(別紙2)																											
残留熱除去系 (B系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A及びB系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。  ※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの																											
対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果																											
自動減圧系 (A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(B系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成可能である。																											
対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果																											
自動減圧系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成可能である。																											

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>17. H11-P630-1 トリップチャンネル盤 RPS- IA・NSSSS- IA</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第17表参照)</p> <p>第17表 H11-P630-1 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)</td><td>残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。</td><td>①</td><td>隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生しても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生しても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。		
対象系統	影響	分類*	評価結果								
残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生しても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。								
	<p>18. H11-P630-2 トリップチャンネル盤 RPS- II A・NSSSS- II A</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第18表参照)</p> <p>第18表 H11-P630-2 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)</td><td>残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。</td><td>①</td><td>隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生しても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生しても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。		
対象系統	影響	分類*	評価結果								
残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生しても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。								
	<p>19. H11-P630-3 トリップチャンネル盤 RPS- I B・NSSSS- I B</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第19表参照)</p> <p>第19表 H11-P630-3 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)</td><td>残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。</td><td>①</td><td>隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生させても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生させても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。		
対象系統	影響	分類*	評価結果								
残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号により隔離する。したがって隔離信号の一部が発生させても、残留熱除去系の弁は隔離されない。また、別区画の盤による操作は可能であり、炉心冷却機能及び停止後の除熱機能は達成される。								
	<p>20. H11-P630-4 トリップチャンネル盤 RPS- II B・NSSSS- II B</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第20表参照)</p>										

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>第20表 H11-P630-4 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>①</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)</td><td>残留熱除去系の隔離信号 の一部が発生する。</td><td>①</td><td>隔離信号は二つ以上の信号によ り隔離する。したがって隔離信号 の一部が発生されても、残留熱除 去系の弁は隔離されない。また、 別区画の盤による操作は可能で あり、炉心冷却機能及び停止後の 除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>21. H11-P631-1 トリップチャンネル盤 ESS-I</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第21表参照)</p> <p>第21表 H11-P631-1 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>①</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全保護系</td><td>残留熱除去系(A系)、低 圧炉心スプレイ系、原子 炉隔離時冷却系、自動減 圧系(A系)の自動動作動 信号を発信する機能が喪 失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の高圧炉 心スプレイ系、残留熱除去系(B 系及びC系)、自動減圧系(B系) に自動動作動信号は発信するため、 炉心冷却機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td><td>制御系の誤信号により、 機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱 除去系(B系及びC系)及び自動 減圧系(B系)、又は高圧炉心ス プレイ系は操作可能であり、炉心 冷却機能及び停止後の除熱機能 は達成される。</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (A系) (低圧注水モード)</td><td>制御系の誤信号により、 機能が喪失する。</td><td>①</td><td></td></tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td><td>制御系の誤信号により、 機能が喪失する。</td><td>①</td><td></td></tr> <tr> <td>自動減圧系 (A系)</td><td>制御系の誤信号により、 機能が喪失する。</td><td>①</td><td></td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モ ード)</td><td>BTR A系停止時冷却吸込 第一隔離弁及びBTR B系 停止時冷却吸込第二隔離 弁の誤信号により、機能 が喪失する。</td><td>②</td><td>残留熱除去系(B系)による停止 後の除熱機能に必要となるBTR B 系停止時冷却吸込第二隔離弁は 遮断器「切」後の現場手動操作に より開閉可能であり、残留熱除去系 (B系)による停止後の除熱機能 は達成可能である。(別紙2)</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>22. H11-P631-2 トリップチャンネル盤 ESS-II</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第22表参照)</p>	対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号 の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号によ り隔離する。したがって隔離信号 の一部が発生されても、残留熱除 去系の弁は隔離されない。また、 別区画の盤による操作は可能で あり、炉心冷却機能及び停止後の 除熱機能は達成される。	対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果	安全保護系	残留熱除去系(A系)、低 圧炉心スプレイ系、原子 炉隔離時冷却系、自動減 圧系(A系)の自動動作動 信号を発信する機能が喪 失する。	①	影響を受けない別区画の高圧炉 心スプレイ系、残留熱除去系(B 系及びC系)、自動減圧系(B系) に自動動作動信号は発信するため、 炉心冷却機能は達成される。	原子炉隔離時冷却系	制御系の誤信号により、 機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱 除去系(B系及びC系)及び自動 減圧系(B系)、又は高圧炉心ス プレイ系は操作可能であり、炉心 冷却機能及び停止後の除熱機能 は達成される。	残留熱除去系 (A系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、 機能が喪失する。	①		低圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、 機能が喪失する。	①		自動減圧系 (A系)	制御系の誤信号により、 機能が喪失する。	①		残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モ ード)	BTR A系停止時冷却吸込 第一隔離弁及びBTR B系 停止時冷却吸込第二隔離 弁の誤信号により、機能 が喪失する。	②	残留熱除去系(B系)による停止 後の除熱機能に必要となるBTR B 系停止時冷却吸込第二隔離弁は 遮断器「切」後の現場手動操作に より開閉可能であり、残留熱除去系 (B系)による停止後の除熱機能 は達成可能である。(別紙2)	
対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果																																			
残留熱除去系 (A系及びB系) (低圧注水モード及び 原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系の隔離信号 の一部が発生する。	①	隔離信号は二つ以上の信号によ り隔離する。したがって隔離信号 の一部が発生されても、残留熱除 去系の弁は隔離されない。また、 別区画の盤による操作は可能で あり、炉心冷却機能及び停止後の 除熱機能は達成される。																																			
対象系統	影響	分類 <sup>①</sup>	評価結果																																			
安全保護系	残留熱除去系(A系)、低 圧炉心スプレイ系、原子 炉隔離時冷却系、自動減 圧系(A系)の自動動作動 信号を発信する機能が喪 失する。	①	影響を受けない別区画の高圧炉 心スプレイ系、残留熱除去系(B 系及びC系)、自動減圧系(B系) に自動動作動信号は発信するため、 炉心冷却機能は達成される。																																			
原子炉隔離時冷却系	制御系の誤信号により、 機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱 除去系(B系及びC系)及び自動 減圧系(B系)、又は高圧炉心ス プレイ系は操作可能であり、炉心 冷却機能及び停止後の除熱機能 は達成される。																																			
残留熱除去系 (A系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、 機能が喪失する。	①																																				
低圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、 機能が喪失する。	①																																				
自動減圧系 (A系)	制御系の誤信号により、 機能が喪失する。	①																																				
残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モ ード)	BTR A系停止時冷却吸込 第一隔離弁及びBTR B系 停止時冷却吸込第二隔離 弁の誤信号により、機能 が喪失する。	②	残留熱除去系(B系)による停止 後の除熱機能に必要となるBTR B 系停止時冷却吸込第二隔離弁は 遮断器「切」後の現場手動操作に より開閉可能であり、残留熱除去系 (B系)による停止後の除熱機能 は達成可能である。(別紙2)																																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>第22表 H11-P631-2 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th> <th>影響</th> <th>分類<sup>a</sup></th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全保護系</td> <td>残留熱除去系(Ⅲ系)、原子炉隔壁時冷却系、自動減圧系(Ⅱ系)の自動動作信号を発信する機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(Ⅲ系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(Ⅱ系)に自動動作信号は発信するため、炉心冷却機能は達成される。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系(Ⅲ系) (低圧注水モード)</td> <td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(Ⅲ系)。低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(Ⅱ系)又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、伊吹冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系(Ⅲ系) (低圧注水モード)</td> <td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉隔壁時冷却系</td> <td>制御系への誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動減圧系(Ⅱ系)</td> <td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系(Ⅲ系及びⅡ系) (原子炉停止時冷却モード)</td> <td>図A系停止時冷却吸込第二隔壁弁及び図B系停止時冷却吸込第一隔壁弁の誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>②</td> <td>残留熱除去系(Ⅲ系)による停止後の隔壁機能に必要なBB-A系停止時冷却吸込第二隔壁弁は遮断器「切」後の現地手動操作により開閉可能であり、残留熱除去系(Ⅲ系)による停止後の隔壁機能は達成可能である。(別紙2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現地操作により機能達成可能なもの</p> <p>23. H11-P631-3 トリップチャンネル盤 ESS-III</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第23表参照)</p> <p>第23表 H11-P631-3 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th> <th>影響</th> <th>分類<sup>a</sup></th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全保護系</td> <td>高圧炉心スプレイ系の自動動作信号を発信する機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の原子炉隔壁時冷却系、残留熱除去系(Ⅲ系及びⅡ系及びC系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(Ⅱ系及びB系)に自動動作信号は発信するため、炉心冷却機能は達成される。</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ捕機 冷却水系／高圧炉心スプレイ捕機冷却海水系</td> <td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の原子炉捕機冷却水／原子炉捕機冷却海水系(Ⅲ系及びⅡ系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(Ⅲ系及びⅡ系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(Ⅱ系及びB系)又は原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現地操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	安全保護系	残留熱除去系(Ⅲ系)、原子炉隔壁時冷却系、自動減圧系(Ⅱ系)の自動動作信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(Ⅲ系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(Ⅱ系)に自動動作信号は発信するため、炉心冷却機能は達成される。	残留熱除去系(Ⅲ系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(Ⅲ系)。低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(Ⅱ系)又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、伊吹冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	残留熱除去系(Ⅲ系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①		原子炉隔壁時冷却系	制御系への誤信号により、機能が喪失する。	①		自動減圧系(Ⅱ系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①		残留熱除去系(Ⅲ系及びⅡ系) (原子炉停止時冷却モード)	図A系停止時冷却吸込第二隔壁弁及び図B系停止時冷却吸込第一隔壁弁の誤信号により、機能が喪失する。	②	残留熱除去系(Ⅲ系)による停止後の隔壁機能に必要なBB-A系停止時冷却吸込第二隔壁弁は遮断器「切」後の現地手動操作により開閉可能であり、残留熱除去系(Ⅲ系)による停止後の隔壁機能は達成可能である。(別紙2)	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	安全保護系	高圧炉心スプレイ系の自動動作信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉隔壁時冷却系、残留熱除去系(Ⅲ系及びⅡ系及びC系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(Ⅱ系及びB系)に自動動作信号は発信するため、炉心冷却機能は達成される。	高圧炉心スプレイ捕機 冷却水系／高圧炉心スプレイ捕機冷却海水系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉捕機冷却水／原子炉捕機冷却海水系(Ⅲ系及びⅡ系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。	高圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(Ⅲ系及びⅡ系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(Ⅱ系及びB系)又は原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																																										
安全保護系	残留熱除去系(Ⅲ系)、原子炉隔壁時冷却系、自動減圧系(Ⅱ系)の自動動作信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(Ⅲ系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(Ⅱ系)に自動動作信号は発信するため、炉心冷却機能は達成される。																																										
残留熱除去系(Ⅲ系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(Ⅲ系)。低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(Ⅱ系)又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、伊吹冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																																										
残留熱除去系(Ⅲ系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①																																											
原子炉隔壁時冷却系	制御系への誤信号により、機能が喪失する。	①																																											
自動減圧系(Ⅱ系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①																																											
残留熱除去系(Ⅲ系及びⅡ系) (原子炉停止時冷却モード)	図A系停止時冷却吸込第二隔壁弁及び図B系停止時冷却吸込第一隔壁弁の誤信号により、機能が喪失する。	②	残留熱除去系(Ⅲ系)による停止後の隔壁機能に必要なBB-A系停止時冷却吸込第二隔壁弁は遮断器「切」後の現地手動操作により開閉可能であり、残留熱除去系(Ⅲ系)による停止後の隔壁機能は達成可能である。(別紙2)																																										
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																																										
安全保護系	高圧炉心スプレイ系の自動動作信号を発信する機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉隔壁時冷却系、残留熱除去系(Ⅲ系及びⅡ系及びC系)、低圧炉心スプレイ系、自動減圧系(Ⅱ系及びB系)に自動動作信号は発信するため、炉心冷却機能は達成される。																																										
高圧炉心スプレイ捕機 冷却水系／高圧炉心スプレイ捕機冷却海水系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉捕機冷却水／原子炉捕機冷却海水系(Ⅲ系及びⅡ系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。																																										
高圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(Ⅲ系及びⅡ系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(Ⅱ系及びB系)又は原子炉隔壁時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																																										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>24. H11-P632 FCS・SGTS 盤 ESS-I</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第24表参照)</p> <p>第24表 H11-P632火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系 (A系)</td><td>残留熱除去系 (B系) の境界弁であるFCS A系冷却水止め弁の操作信号により、残留熱除去系 (A系) の機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系 (B系及びC系) 及び自動減圧系 (A系及びB系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>25. H11-P633 FCS・SGTS 盤 ESS-II</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第25表参照)</p> <p>第25表 H11-P633火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系 (B系)</td><td>残留熱除去系 (B系) の境界弁であるFCS B系冷却水止め弁の操作信号により、残留熱除去系 (B系) の機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系 (A系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系 (A系及びB系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>26. H11-P649 格納容器計装備管隔壁弁盤区分 I</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第26表参照)</p> <p>第26表 H11-P649火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)</td><td>残留熱除去系 (A系) の境界弁である事故後BBRサンプリング第一弁に対する隔離信号の発生機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画に設置された事故後BBRサンプリング第二弁は閉鎖されており、低圧注水モード及び停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>27. H11-P653 所内電源制御盤 (区分I側)</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第27表参照)</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	可燃性ガス濃度制御系 (A系)	残留熱除去系 (B系) の境界弁であるFCS A系冷却水止め弁の操作信号により、残留熱除去系 (A系) の機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (B系及びC系) 及び自動減圧系 (A系及びB系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	対象系統	影響	分類*	評価結果	可燃性ガス濃度制御系 (B系)	残留熱除去系 (B系) の境界弁であるFCS B系冷却水止め弁の操作信号により、残留熱除去系 (B系) の機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (A系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系 (A系及びB系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	対象系統	影響	分類*	評価結果	残留熱除去系 (A系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系 (A系) の境界弁である事故後BBRサンプリング第一弁に対する隔離信号の発生機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画に設置された事故後BBRサンプリング第二弁は閉鎖されており、低圧注水モード及び停止後の除熱機能は達成される。		
対象系統	影響	分類*	評価結果																								
可燃性ガス濃度制御系 (A系)	残留熱除去系 (B系) の境界弁であるFCS A系冷却水止め弁の操作信号により、残留熱除去系 (A系) の機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (B系及びC系) 及び自動減圧系 (A系及びB系)、又は高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																								
対象系統	影響	分類*	評価結果																								
可燃性ガス濃度制御系 (B系)	残留熱除去系 (B系) の境界弁であるFCS B系冷却水止め弁の操作信号により、残留熱除去系 (B系) の機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系 (A系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系 (A系及びB系)、又は原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																								
対象系統	影響	分類*	評価結果																								
残留熱除去系 (A系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	残留熱除去系 (A系) の境界弁である事故後BBRサンプリング第一弁に対する隔離信号の発生機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画に設置された事故後BBRサンプリング第二弁は閉鎖されており、低圧注水モード及び停止後の除熱機能は達成される。																								

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
	<p>第 27 表 H11-P653 (区分 I 側) 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>a</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源系 (区分 I)</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画である非常用交流電源系(区分 II 及び区分 III)は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>28. H11-P653 所内電源制御盤 (区分 II 側)</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第 28 表参照)</p> <p>第 28 表 H11-P653 (区分 II 側) 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>a</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源系 (区分 II)</td><td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画である非常用交流電源系(区分 I 及び区分 III)は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>29. H11-P680 A 系非常用換気空調系盤 ESS- I</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第 29 表参照)</p> <p>第 29 表 H11-P680 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>a</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室換気空調系 (A 系)</td><td>中央制御室換気空調系(A 系)の空調機の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の中央制御室換気空調系(B 系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>②</td><td>共通ラインとして使用される中央制御室外気取込ダンパー(前)が閉側に作動しても、中央制御室換気空調系(B 系)による循環運転操作は可能である。 また、外気取込ダンパー(前)については遮断器「切」後の現場手動操作により開操作可能であり、サポート機能は達成される。(別紙 2)</td></tr> <tr> <td>非常用換気空調系 (A 系)</td><td>非常用換気空調系(A 系)の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の非常用換気空調系(B 系)及びIPCS 系換気空調系は操作可能であり、区分 II 及び III により要求されるサポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	非常用交流電源系 (区分 I)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画である非常用交流電源系(区分 II 及び区分 III)は操作可能であり、サポート機能は達成される。	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	非常用交流電源系 (区分 II)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画である非常用交流電源系(区分 I 及び区分 III)は操作可能であり、サポート機能は達成される。	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	中央制御室換気空調系 (A 系)	中央制御室換気空調系(A 系)の空調機の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の中央制御室換気空調系(B 系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。			②	共通ラインとして使用される中央制御室外気取込ダンパー(前)が閉側に作動しても、中央制御室換気空調系(B 系)による循環運転操作は可能である。 また、外気取込ダンパー(前)については遮断器「切」後の現場手動操作により開操作可能であり、サポート機能は達成される。(別紙 2)	非常用換気空調系 (A 系)	非常用換気空調系(A 系)の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系(B 系)及びIPCS 系換気空調系は操作可能であり、区分 II 及び III により要求されるサポート機能は達成される。	
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																															
非常用交流電源系 (区分 I)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画である非常用交流電源系(区分 II 及び区分 III)は操作可能であり、サポート機能は達成される。																															
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																															
非常用交流電源系 (区分 II)	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画である非常用交流電源系(区分 I 及び区分 III)は操作可能であり、サポート機能は達成される。																															
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																															
中央制御室換気空調系 (A 系)	中央制御室換気空調系(A 系)の空調機の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の中央制御室換気空調系(B 系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。																															
		②	共通ラインとして使用される中央制御室外気取込ダンパー(前)が閉側に作動しても、中央制御室換気空調系(B 系)による循環運転操作は可能である。 また、外気取込ダンパー(前)については遮断器「切」後の現場手動操作により開操作可能であり、サポート機能は達成される。(別紙 2)																															
非常用換気空調系 (A 系)	非常用換気空調系(A 系)の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系(B 系)及びIPCS 系換気空調系は操作可能であり、区分 II 及び III により要求されるサポート機能は達成される。																															

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>30. H11-P681 B系・HPCS系非常用換気空調系盤 ESS-II・III（区分II側）</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第30表参照)</p> <p>第30表 H11-P681 (区分II側) 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th> <th>影響</th> <th>分類*</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室換気空調系(B系)</td> <td>中央制御室換気空調系(B系)の空調機の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の中央制御室換気空調系(A系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気空調系(B系)</td> <td>中央制御室換気空調系(B系)のダンバが銀信号により閉側に作動し、機能が喪失する。</td> <td>②</td> <td>普通ラインとして使用される中央制御室外気取入ダンバ(後)が閉側に作動しても、中央制御室換気空調系(A系)による循環運転操作は可能である。 また、外気取入ダンバ(後)については遮断器「切」後の現場手動操作により開操作可能であり、サポート機能は達成される。(別紙2)</td> </tr> <tr> <td>非常用換気空調系(B系)</td> <td>非常用換気空調系(B系)の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の非常用換気空調系(A系)及びHPCS系換気空調系は操作可能であり、区分I及びIIIにより要求されるサポート機能は達成される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なものの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p>31. H11-P681 B系・HPCS系非常用換気空調系盤 ESS-II・III（区分III側）</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第31表参照)</p> <p>第31表 H11-P681 (区分III側) 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th> <th>影響</th> <th>分類*</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HPCS系非常用換気空調系</td> <td>操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の非常用換気空調系は操作可能であり、区分I及びIIにより要求されるサポート機能は達成される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	中央制御室換気空調系(B系)	中央制御室換気空調系(B系)の空調機の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の中央制御室換気空調系(A系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。	中央制御室換気空調系(B系)	中央制御室換気空調系(B系)のダンバが銀信号により閉側に作動し、機能が喪失する。	②	普通ラインとして使用される中央制御室外気取入ダンバ(後)が閉側に作動しても、中央制御室換気空調系(A系)による循環運転操作は可能である。 また、外気取入ダンバ(後)については遮断器「切」後の現場手動操作により開操作可能であり、サポート機能は達成される。(別紙2)	非常用換気空調系(B系)	非常用換気空調系(B系)の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系(A系)及びHPCS系換気空調系は操作可能であり、区分I及びIIIにより要求されるサポート機能は達成される。	対象系統	影響	分類*	評価結果	HPCS系非常用換気空調系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系は操作可能であり、区分I及びIIにより要求されるサポート機能は達成される。		
対象系統	影響	分類*	評価結果																								
中央制御室換気空調系(B系)	中央制御室換気空調系(B系)の空調機の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の中央制御室換気空調系(A系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。																								
中央制御室換気空調系(B系)	中央制御室換気空調系(B系)のダンバが銀信号により閉側に作動し、機能が喪失する。	②	普通ラインとして使用される中央制御室外気取入ダンバ(後)が閉側に作動しても、中央制御室換気空調系(A系)による循環運転操作は可能である。 また、外気取入ダンバ(後)については遮断器「切」後の現場手動操作により開操作可能であり、サポート機能は達成される。(別紙2)																								
非常用換気空調系(B系)	非常用換気空調系(B系)の操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系(A系)及びHPCS系換気空調系は操作可能であり、区分I及びIIIにより要求されるサポート機能は達成される。																								
対象系統	影響	分類*	評価結果																								
HPCS系非常用換気空調系	操作スイッチによる操作が不能となり、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系は操作可能であり、区分I及びIIにより要求されるサポート機能は達成される。																								

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>32. H11-P688 RCW・RSW 盤 ESS-I</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第32表参照)</p> <p>第32表 H11-P688 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>換気空調補機非常用冷却水系(A系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の換気空調補機非常用冷却水系(B系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      *分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。	換気空調補機非常用冷却水系(A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の換気空調補機非常用冷却水系(B系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。		
対象系統	影響	分類*	評価結果												
原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。												
換気空調補機非常用冷却水系(A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の換気空調補機非常用冷却水系(B系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。												
	<p>33. H11-P689 RCW・RSW 盤 ESS-II</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第33表参照)</p> <p>第33表 H11-P689 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類*</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>換気空調補機非常用冷却水系(B系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の換気空調補機非常用冷却水系(A系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>*分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      *分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類*	評価結果	原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。	換気空調補機非常用冷却水系(B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の換気空調補機非常用冷却水系(A系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。		
対象系統	影響	分類*	評価結果												
原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。												
換気空調補機非常用冷却水系(B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の換気空調補機非常用冷却水系(A系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。												
	<p>34. H11-P701-1 漏えい検出系盤区分 I</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第34表参照)</p>														

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p style="text-align: center;">第34表 H11-P701-1 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>#</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)</td><td>RHR A系停止時冷却吸込 第一隔壁弁及びRHR B系 停止時冷却吸込第二隔壁 弁の誤信号により、機能 が喪失する。</td><td>②</td><td>残留熱除去系(B系)による停止 後の除熱機能に必要となるRHR B 系停止時冷却吸込第二隔壁弁は 遮断器「切」後の現場手動操作に より開閉可能であり、残留熱除去系 (B系)による停止後の除熱機能 は達成可能である。(別紙2)</td></tr> <tr> <td>原子炉隔壁時冷却系</td><td>RCIC タービン入口蒸気タ イン第一隔壁弁の制御系 の誤信号により、機能が 喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱 除去系(B系及びC系)及び自動 減圧系(A系及びB系)、又は高 圧炉心スプレイ系は操作可能で あり、炉心冷却機能及び原子炉停 止後の除熱機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p><small>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</small></p> <p style="color: red;">35. H11-P701-2 漏えい検出系盤区分II</p> <p style="color: red;">当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結 果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原 子炉の安全停止は可能である。(第35表参照)</p> <p style="text-align: center;">第35表 H11-P701-2 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>#</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モ ード)</td><td>RHR A系停止時冷却吸込 第二隔壁弁及びRHR B系 停止時冷却吸込第一隔壁 弁の誤信号により、機能 が喪失する。</td><td>②</td><td>残留熱除去系(A系)による停止 後の除熱機能に必要となるRHR A 系停止時冷却吸込第二隔壁弁は 遮断器「切」後の現場手動操作に より開閉可能であり、残留熱除去系 (A系)による停止後の除熱機能 は達成可能である。(別紙2)</td></tr> <tr> <td>原子炉隔壁時冷却系</td><td>RCIC タービン入口蒸気タ イン第二隔壁弁の制御系 の誤信号により、機能が 喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱 除去系(A系)、低圧炉心スプレ イ系及び自動減圧系(A系及びB 系)、又は高圧炉心スプレイ系は 操作可能であり、炉心冷却機能及 び原子炉停止後の除熱機能は達 成される。</td></tr> </tbody> </table> <p><small>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</small></p> <p style="color: red;">36. H11-P732 M/C 拘束継電器盤 (2C)</p> <p style="color: red;">当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結 果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原 子炉の安全停止は可能である。(第36表参照)</p>	対象系統	影響	分類 <sup>#</sup>	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	RHR A系停止時冷却吸込 第一隔壁弁及びRHR B系 停止時冷却吸込第二隔壁 弁の誤信号により、機能 が喪失する。	②	残留熱除去系(B系)による停止 後の除熱機能に必要となるRHR B 系停止時冷却吸込第二隔壁弁は 遮断器「切」後の現場手動操作に より開閉可能であり、残留熱除去系 (B系)による停止後の除熱機能 は達成可能である。(別紙2)	原子炉隔壁時冷却系	RCIC タービン入口蒸気タ イン第一隔壁弁の制御系 の誤信号により、機能が 喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱 除去系(B系及びC系)及び自動 減圧系(A系及びB系)、又は高 圧炉心スプレイ系は操作可能で あり、炉心冷却機能及び原子炉停 止後の除熱機能は達成される。	対象系統	影響	分類 <sup>#</sup>	評価結果	残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モ ード)	RHR A系停止時冷却吸込 第二隔壁弁及びRHR B系 停止時冷却吸込第一隔壁 弁の誤信号により、機能 が喪失する。	②	残留熱除去系(A系)による停止 後の除熱機能に必要となるRHR A 系停止時冷却吸込第二隔壁弁は 遮断器「切」後の現場手動操作に より開閉可能であり、残留熱除去系 (A系)による停止後の除熱機能 は達成可能である。(別紙2)	原子炉隔壁時冷却系	RCIC タービン入口蒸気タ イン第二隔壁弁の制御系 の誤信号により、機能が 喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱 除去系(A系)、低圧炉心スプレ イ系及び自動減圧系(A系及びB 系)、又は高圧炉心スプレイ系は 操作可能であり、炉心冷却機能及 び原子炉停止後の除熱機能は達 成される。	
対象系統	影響	分類 <sup>#</sup>	評価結果																							
残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モード)	RHR A系停止時冷却吸込 第一隔壁弁及びRHR B系 停止時冷却吸込第二隔壁 弁の誤信号により、機能 が喪失する。	②	残留熱除去系(B系)による停止 後の除熱機能に必要となるRHR B 系停止時冷却吸込第二隔壁弁は 遮断器「切」後の現場手動操作に より開閉可能であり、残留熱除去系 (B系)による停止後の除熱機能 は達成可能である。(別紙2)																							
原子炉隔壁時冷却系	RCIC タービン入口蒸気タ イン第一隔壁弁の制御系 の誤信号により、機能が 喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱 除去系(B系及びC系)及び自動 減圧系(A系及びB系)、又は高 圧炉心スプレイ系は操作可能で あり、炉心冷却機能及び原子炉停 止後の除熱機能は達成される。																							
対象系統	影響	分類 <sup>#</sup>	評価結果																							
残留熱除去系 (A系及びB系) (原子炉停止時冷却モ ード)	RHR A系停止時冷却吸込 第二隔壁弁及びRHR B系 停止時冷却吸込第一隔壁 弁の誤信号により、機能 が喪失する。	②	残留熱除去系(A系)による停止 後の除熱機能に必要となるRHR A 系停止時冷却吸込第二隔壁弁は 遮断器「切」後の現場手動操作に より開閉可能であり、残留熱除去系 (A系)による停止後の除熱機能 は達成可能である。(別紙2)																							
原子炉隔壁時冷却系	RCIC タービン入口蒸気タ イン第二隔壁弁の制御系 の誤信号により、機能が 喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱 除去系(A系)、低圧炉心スプレ イ系及び自動減圧系(A系及びB 系)、又は高圧炉心スプレイ系は 操作可能であり、炉心冷却機能及 び原子炉停止後の除熱機能は達 成される。																							

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">第36表 H11-P732 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>a</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用換気空調系 (A系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の非常用換気空調系(B系)及びHPCS系換気空調系は操作可能であり、区分Ⅱ及びⅢにより要求されるサポート機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系)及び自動減圧系(A系及びB系)又は、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>残留熱除去(A系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系/高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系/ 原子炉補機冷却海水系 (A系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系/高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p>	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	非常用換気空調系 (A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系(B系)及びHPCS系換気空調系は操作可能であり、区分Ⅱ及びⅢにより要求されるサポート機能は達成される。	低圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系)及び自動減圧系(A系及びB系)又は、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	残留熱除去(A系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系/高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。	原子炉補機冷却水系/ 原子炉補機冷却海水系 (A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系/高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。		
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																				
非常用換気空調系 (A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系(B系)及びHPCS系換気空調系は操作可能であり、区分Ⅱ及びⅢにより要求されるサポート機能は達成される。																				
低圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系)及び自動減圧系(A系及びB系)又は、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																				
残留熱除去(A系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系/高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。																				
原子炉補機冷却水系/ 原子炉補機冷却海水系 (A系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系(B系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系/高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。																				
	<p style="text-align: center;">37. H11-P733 M/C 標助繼電器盤 (2D)</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第37表参照)</p> <p style="text-align: center;">第37表 H11-P733 火災時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象系統</th><th>影響</th><th>分類<sup>a</sup></th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用換気空調系 (B系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の非常用換気空調系(A系)及びHPCS系換気空調系は操作可能であり、区分Ⅰ及びⅢにより要求されるサポート機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (B系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系 (C系) (低圧注水モード)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系/ 原子炉補機冷却海水系 (B系)</td><td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td><td>①</td><td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系(A系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系/高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td></tr> </tbody> </table> <p>※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの      分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="text-align: center;">38. H11-P734 M/C 標助繼電器盤 (2HPCS)</p> <p>当該盤において火災を想定した場合の影響について評価した結果、火災の影響を受けない別区画の制御盤にて操作可能であり、原子炉の安全停止は可能である。(第38表参照)</p>	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	非常用換気空調系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系(A系)及びHPCS系換気空調系は操作可能であり、区分Ⅰ及びⅢにより要求されるサポート機能は達成される。	残留熱除去系 (B系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	残留熱除去系 (C系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	原子炉補機冷却水系/ 原子炉補機冷却海水系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系(A系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系/高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。		
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																				
非常用換気空調系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用換気空調系(A系)及びHPCS系換気空調系は操作可能であり、区分Ⅰ及びⅢにより要求されるサポート機能は達成される。																				
残留熱除去系 (B系) (低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																				
残留熱除去系 (C系) (低圧注水モード)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																				
原子炉補機冷却水系/ 原子炉補機冷却海水系 (B系)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系(A系)及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系/高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は操作可能であり、サポート機能は達成される。																				

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p style="text-align: center;">第38表 H11-P734 大火時の対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対象系統</th> <th>影響</th> <th>分類<sup>a</sup></th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電源系 (区分III)</td> <td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の非常用電源系(区分I及び区分II)は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機 冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td> <td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系及びB系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>制御系の誤信号により、機能が喪失する。</td> <td>①</td> <td>影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉隔離時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: -10px;">※分類付番「①」は機能達成に影響がない、又は別区画の盤にて操作可能なもの 分類付番「②」は現場操作により機能達成可能なもの</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">別紙2 (1/7)</p> <p style="color: red; text-align: center; margin-top: 20px;">RHR B系停止時冷却吸込第一隔離弁 (E11-M0-F015B) 現場開操作</p> <p style="margin-top: 20px;">(1) 操作概要          中央制御盤のうちH11-P601-1(区分I側)の火災時においては、「RHR B系停止時冷却吸込第一隔離弁」の操作スイッチが使用できず、中央制御室では操作不能となるため、現場にて当該弁の開操作を実施する。          以下に操作手順を示す。</p> <p style="color: red; margin-top: 20px;">【RHR B系停止時冷却吸込第一隔離弁現場開操作】          操作場所：制御建屋2F区分IIケーブル処理室          操作個数：2箇所          当該電動弁回路に作動信号を与えることにより、弁の開操作を実施する。</p>	対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果	非常用所内電源系 (区分III)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用電源系(区分I及び区分II)は操作可能であり、サポート機能は達成される。	高圧炉心スプレイ補機 冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系及びB系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。	高圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉隔離時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="color: red; margin-top: 20px;">【女川】 ■設計の相違 泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置しているため、1つの盤が機能喪失した場合の対応が異なっているため、別紙を記載していない。</p>	
対象系統	影響	分類 <sup>a</sup>	評価結果																
非常用所内電源系 (区分III)	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の非常用電源系(区分I及び区分II)は操作可能であり、サポート機能は達成される。																
高圧炉心スプレイ補機 冷却水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の原子炉補機冷却水系／原子炉補機冷却海水系(A系及びB系)は操作可能であり、サポート機能は達成される。																
高圧炉心スプレイ系	制御系の誤信号により、機能が喪失する。	①	影響を受けない別区画の残留熱除去系(A系及びB系及びC系)、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系(A系及びB系)又は原子炉隔離時冷却系は操作可能であり、炉心冷却機能及び原子炉停止後の除熱機能は達成される。																

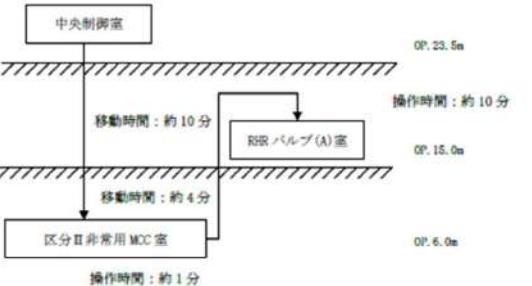
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ジャンパ・リフトによる開操作</p> <p>(2) 必要要員数及び操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 必要要員数：1名（運転員）</li> <li>b. 操作必要時間                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 移動時間（中央制御室～区分IIケーブル処理室）：約5分</li> <li>(b) ジャンパ・リフト操作時間：約5分</li> </ul> </li> </ul> <p>移動時間：約5分</p> <p>OP. 23.5m</p> <p>操作時間：約5分</p> <p>OP. 19.5m</p> <p>別紙2 (2/7)</p> <p>RCIC タービン入口蒸気ライン第二隔離弁 (E51-M0-F008) 現場閉操作</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>中央制御盤のうち H11-P601-1 (区分I側) の火災時においては、「RCIC タービン入口蒸気ライン第二隔離弁」の操作スイッチが使用できず、中央制御室では操作不能となるため、現場にて当該弁の閉操作を実施する。</p> <p>以下に操作手順を示す。</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料9 中央制御盤の火災を想定した場合の対応について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【RCIC タービン入口蒸気ライン第二隔離弁現場閉操作】</p> <p>操作場所：原子炉建屋 B1F 区分II非常用 MCC 室 原子炉建屋 1F RHR バルブ (A) 室</p> <p>操作個数：2 箇所</p> <p>当該電動弁の電源を「切」操作し、現場手動ハンドルにて全閉操作を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>遮断器「切」操作                          現場手動ハンドルによる閉操作</p> <p>(2) 必要要員数及び操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 必要要員数：1名（運転員）</li> <li>b. 操作必要時間       <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 移動時間（中央制御室～区分II非常用 MCC 室）：約4分</li> <li>(b) 遮断器開放操作時間：約1分</li> <li>(c) 移動時間（区分II非常用 MCC 室～RHR バルブ (A) 室）：約10分</li> <li>(d) 弁開閉操作時間：約10分</li> </ul> </li> </ul>  <pre> graph TD     A[中央制御室] -- "移動時間：約10分" --&gt; B["区分II非常用 MCC 室"]     B -- "操作時間：約1分" --&gt; C[RHR バルブ (A) 室]     C -- "OP. 23.5m" --&gt; D[ ]     </pre> <p>別紙2 (3/7)</p> <p>RHR A系停止時冷却吸込第二隔離弁 (E11-M0-F016A) 現場開操作</p>		